

関西広域応援・受援実施要綱 (案)

平成 25 年 月

関 西 広 域 連 合
広 域 防 災 局

目 次

ページ

第1章 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 目的及び位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 運用方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 要綱の改訂・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章 基本的な枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 本要綱における用語の定義・・・・・・・・	2
2 連絡調整方針・・・・・・・・	4
(1) 構成団体・連携県との連絡調整	4
(2) 市町村との連絡調整	4
(3) 関係機関・団体との連絡調整	4
3 対象とする災害・・・・・・・・	6
4 応援の種類・・・・・・・・	7
5 応援の割当て・・・・・・・・	8
6 応援・受援に係る手続き	11
(1) 被害状況等の連絡及び共有	11
(2) 応援要請	11
(3) 応援計画の作成及び連絡	11
(4) 応援の実施	12
(5) 他圏域からの応援の受入れ	12
(6) 応援実績の報告及び取りまとめ	12
(7) 応援に係る経費の負担	12
(8) 応援に係る経費の求償	13
7 複数のブロック知事会に所属する構成府県及び連携県の応援活動	15
(1) 複数のブロック知事会に所属する構成府県の応援活動	15
(2) 連携県の応援活動	15
第3章 初動の手順・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1 情報収集体制の確立	17
2 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣	18
3 応援・受援体制の確立	20
(1) 応援・受援体制の確立	20
(2) 広域連合災害対策（支援）本部の設置	21
(3) 現地支援本部及び現地連絡所の設置	27
(4) 政府現地対策本部設置時の対応	30

第4章 応援・受援の手順	32
1 分野共通の手順	34
1-1 情報の収集・共有及び公表	34
1-2 輸送経路・手段の確保	39
1-3 応援要員の派遣	43
2 救助・救急及び消火活動の実施	49
3 医療活動の実施	53
4 避難指示等の発令及び避難誘導	61
5 広域避難の実施	64
6 避難所の運営	70
7 帰宅困難者の支援	74
8 生活物資の供給	77
9 給水	83
10 被災者の健康対策の実施	87
10-1 保健・福祉	87
10-2 栄養	91
11 被災者の心のケアの実施	95
12 生活衛生対策の実施	99
12-1 し尿処理	99
12-2 入浴の確保	103
13 防疫対策の実施	107
14 遺体の葬送	111
15 被災建築物等の応急危険度判定	115
16 応急仮設住宅の整備・確保	118
17 社会基盤施設の緊急対策及び復旧	125
17-1 全般	125
17-2 水道	130
17-3 下水道	134
17-4 電気・ガス・通信	140
18 災害廃棄物の処理	143
19 被災者の生活支援	147
19-1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	147
19-2 義援金の募集・配分	151
19-3 被災者生活再建支援金の支給	154
19-4 相談窓口の開設	158
20 被災市町村事務全般の支援	161
21 学校の教育機能の回復	164
22 文化財の緊急保全	168
23 災害ボランティアの受入れ	172
24 海外からの支援の受入れ	176

様式1	(災害等の名称)における関西府県・政令市の体制及び被害状況	181
様式2-1	応援要請書	182
様式2-2	応援要請内訳書1 (職員の派遣)	183
様式2-3	応援要請内訳書2 (物資・資機材の提供)	184
様式2-4	応援要請内訳書3 (その他)	185
様式3-1	応援計画書	186
様式3-2	応援計画内訳書1 (職員の派遣)	187
様式3-3	応援計画内訳書2 (物資・資機材の提供)	188
様式3-4	応援計画内訳書3 (その他)	189
様式4-1	応援実績報告書1 (職員の派遣)	190
様式4-2	応援実績報告書2 (物資・資機材の提供)	193
様式4-3	応援実績報告書3 (避難者等の受入れ)	194
様式5	(災害等の名称)について (報道発表資料)	195

【別冊】関係機関連絡先一覧

第1章 目的

1 目的及び位置付け

本要綱は、大規模広域災害発生時に、関西広域連合（以下「広域連合」という。）及び構成団体が、連携県、市町村及び関係機関・団体と連携し、関西圏域として円滑に応援・受援を行うことを目的に、広域連合規約、広域連合広域計画及び関西防災・減災プランに基づき、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等との整合を図り、広域連合及び構成団体の応援・受援に係る標準的な体制や活動の内容・手順等を定めるものである。

なお、本要綱は他の相互応援協定等に基づく応援を妨げるものではない。

2 運用方針

本要綱は、基本的に以下の方針により運用する。

- ・大規模広域災害発生時、広域連合及び構成団体は、連携県、市町村及び関係機関・団体と連携し、本要綱に基づき、迅速に応援・受援を実施する。
- ・本要綱に定めのない事項についても、本要綱に定める応援・受援に係る標準的な体制・活動手順等を基に、災害の規模・状況に応じて、柔軟に対応する。
- ・関西圏域外の大規模広域災害に対しても、本要綱の定めを準用して被災団体の応援に当たる。

3 要綱の改訂

本要綱は、関西防災・減災プランに基づき作成するものであることから、同プランの策定・改定に応じて順次改訂を行うとともに、訓練や災害対応から得られた知見に基づき適宜改訂を行い、より適切なものとなるよう充実を図る。

第1版（平成25年〇月作成）では、関西防災・減災プランの分野別対策編のうち、既に策定済みの地震・津波災害対策編に基づき応援・受援の手順を定めている。

今後、原子力災害対策編、感染症対策編、風水害対策編等が策定された際は、順次内容を見直し、改訂を行う。

第2章 基本的な枠組み

1 本要綱における用語の定義

用 語	定 義
大規模広域災害	被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。
構成府県	広域連合構成団体のうち、広域防災事務に参加する6府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）をいう。
構成政令市	広域連合構成団体のうち、広域防災事務に参加する4政令市（京都市、大阪市、堺市、神戸市）をいう。
構成団体	構成府県及び構成政令市をいう。 （参考）広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市の7府県4政令市により構成されるが、広域防災事務については、鳥取県を除く6府県4政令市が参加している（平成24年10月現在）。
連携県	鳥取県並びに広域連合の連携団体である福井県、三重県及び奈良県の4県をいう。
関係機関・団体	①関係広域機関（中央省庁、国出先機関、広域実動機関）、②応援協定ブロック（九州地方知事会、中部圏知事会）及び全国知事会、③企業・団体・ボランティア等の総称をいう。
広域実動機関	複数府県域で活動する消防、警察、自衛隊、海上保安庁の総称をいう。
関西圏域	構成府県及び連携県の区域をいう。
被災府県	大規模広域災害により被災した構成府県及び連携県をいう。ただし、本要綱の運用方針（p.1）により、「関西圏域外の大規模広域災害に対しても、本要綱の定めを準用して被災団体の応援に当たる」としており、その場合、関西圏域外の被災した都道県も含む。
被災政令市	大規模広域災害により被災した構成政令市をいう。
被災市町村	被災府県内の被災市町村（被災政令市を含む。）をいう。
被災団体	被災府県及び被災市町村をいう。
応援府県	本要綱に基づき被災団体の応援を行う構成府県及び連携県をいう。
応援政令市	本要綱に基づき被災団体の応援を行う構成政令市をいう。
応援市町村	本要綱に基づき被災団体の応援を行う応援府県内の市町村（応援政令市を含む。）をいう。
応援団体	応援府県及び応援市町村をいう。

<構成政令市及び市町村に関する記述について>

① 構成政令市の役割・業務

本要綱の連絡調整方針（p.4）において、構成政令市と広域連合との連絡調整は直接行うことを基本としている。一方で、災害対策基本法上、政令指定都市と一般市町村の役割は特に区別されていないことから、構成政令市の役割・業務は、特に注釈のない限り、「被災市町村」「応援市町村」の欄に記載する。

② 市町村の役割・業務

災害対策基本法により府県は市町村が処理する防災業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有することとされている。また、関西防災・減災プランでは、応援府県は、市町村と連携し、被災団体の支援を行うこととしている。このため、本要綱では、被災市町村及び応援市町村の役割・業務についても、応援・受援の調整に必要な範囲で記載する。

なお、構成府県は平時から、市町村に対し、本要綱の内容を周知し、運用に当たっての協力を求める。

2 連絡調整方針

本要綱は、大規模広域災害発生時に被災府県・政令市からの要員や物資等に関する応援要請の集約、応援府県・政令市への応援の割当て等の総合調整を広域連合が担い、関西全体の防災に関する責任主体として広域連合が機能を発揮できるよう、広域連合及び構成団体が応援・受援を行う手順等を定めるものである。

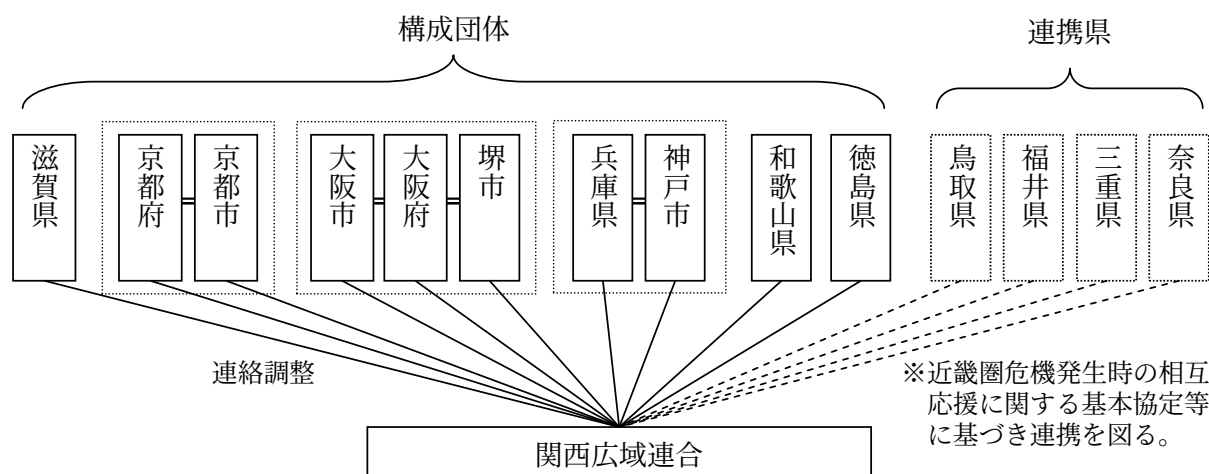
以上の観点から、広域連合及び構成団体は、連携県と連携し、以下のとおり連絡調整を行い、大規模広域災害発生時の応援・受援活動を行う。

(1) 構成団体・連携県との連絡調整

広域連合と構成団体・連携県との間の連絡調整は、直接行うことを基本とする。ただし、構成政令市内で災害が発生した場合など、当該市域を管轄する府県を通じて連絡調整を行った方が適当な場合は、府県を通じて構成政令市との連絡調整を行う。

なお、構成政令市と当該市域を管轄する府県は、相互に情報共有を行い、緊密に連携を図るものとする。

【広域連合と構成団体等との連絡調整関係図】



(2) 市町村との連絡調整

市町村（構成政令市を除く。）との連絡調整は、当該市町村域を管轄する府県が行う。

(3) 関係機関・団体との連絡調整

関係機関・団体との連絡調整は、以下を基本に行う。

① 関係広域機関との連絡調整

- ・ 関係広域機関（中央省庁、国出先機関、広域実動機関）との個別の連絡調整は、構成団体・連携県が行う。
- ・ 構成団体・連携県間の調整及び集約が必要なものについては、広域連合が行う。
- ・ 法令に定めがある場合や、要綱・協定等により既定の応援制度がある分野については、その制度に沿って当事者間で連絡調整を行う。

〔該当分野例〕 救助・救急（警察災害派遣隊（警察庁）、緊急消防援助隊（消防庁）、自衛隊）、公共土木施設の緊急対策（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE：国土交通省））

② 関西圏域外の都道府県との連絡調整

- ・広域連合と災害時相互応援協定を締結している九州地方知事会との連絡調整は広域連合が行う。
- ・「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」において近畿ブロック知事会の相対ブロックとなっている中部圏知事会及び全国知事会との連絡調整は、広域連合※が行う。

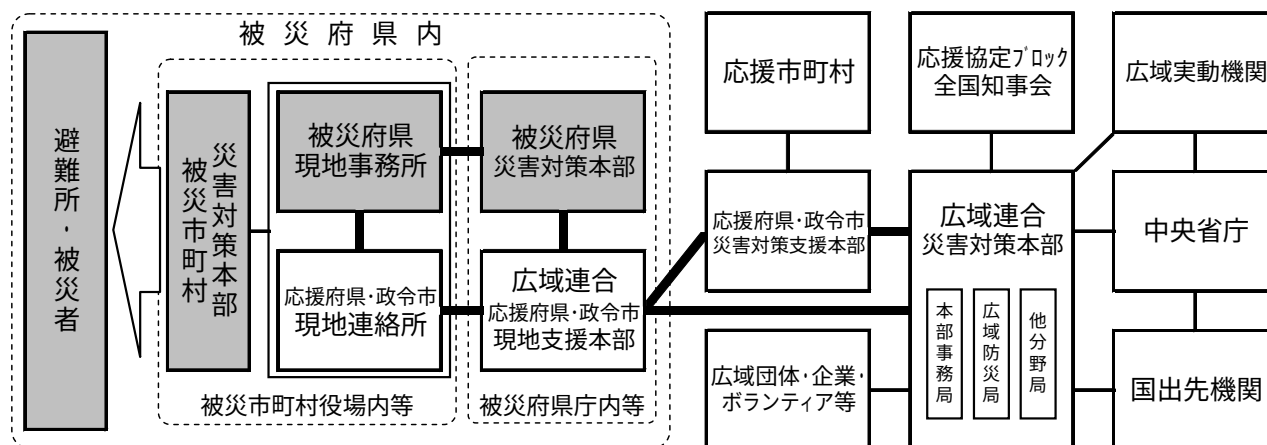
※同協定では、全国知事会等との連絡調整は、各ブロックの幹事県が行うこととなっており、近畿ブロックの幹事県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定実施細目」において、広域連合広域防災局の担当府県が担当することになっているため、ここでは、広域連合と記載。

③ 団体・企業・ボランティア等との連絡調整

- ・単一の府県域で活動する業界団体との連絡調整は構成団体・連携県が、複数の府県域で活動する業界団体との連絡調整は広域連合が行うことを基本とする。
- ・企業から寄付の申し出があった場合は、申し出を受けた広域連合又は構成団体・連携県が、当該企業と連絡調整を行うことを基本とする。
- ・ボランティアとの連絡調整は、被災府県内にあっては当該被災府県・政令市が、応援府県内にあっては当該応援府県・政令市が行うことを基本とする。
- ・要綱・協定等により既定の応援制度がある分野については、その制度に沿って当事者間で連絡調整を行う。

〔該当分野例〕 給水及び水道施設の応急復旧（社団法人日本水道協会）、
下水道施設の応急復旧（公益社団法人日本下水道協会）

【広域連合と関係機関・団体等との連絡調整関係図】



※網かけは、被災団体又は被災者を示す。

※太線は、広域連合と構成団体・連携県の繋がりを示す。

3 対象とする災害

本要綱の対象とする災害は、被害が複数都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害とする。

大規模広域災害による被災パターンは、次表の5つに分けられる。

関西圏域内において大規模広域災害が発生した場合（次表のA、B又はCの場合）、広域連合及び構成団体は、連携県と連携し、原則として関西圏域内の応援に専念する。

<大規模広域災害による被災パターン>

被災地域 被災 都道府県	関西圏域内		関西圏域外
	関西圏域内外		
複 数	A 例：生駒断層帯地震	C 例：東海・東南海・南海地震	D 例：H23 東日本大震災
単 数	B 例：H7 阪神・淡路大震災		E 例：H16 新潟県中越地震

4 応援の種類

広域連合及び構成団体が連携県と連携して行う応援の種類は、次のとおりとする。

- ① 応援要員の派遣
- ② 物資及び資機材の供給
- ③ 避難者及び傷病者の受入れ
- ④ ①から③までに掲げるもののほか必要な応援

<大規模広域災害発生時における主な応援内容>

時期	対 策 等	主 な 応 援 内 容		
		応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
(発災から概ね3日間)	体制の確立	<情報収集> ・情報収集体制の確立 ・緊急派遣チームの派遣 <応援・受援体制の確立> ・災害対策(支援)本部の設置 ・現地支援本部及び現地連絡所の設置		
	救助・救急活動	緊急消防援助隊(消防防災ヘリ等を含む。)の出動※消防庁 警察災害派遣隊の出動※警察庁		
	消火活動	緊急消防援助隊(消防防災ヘリ等を含む。)の出動※消防庁		
	医療活動	救護班の派遣		ドクターヘリの出動 傷病者等の受入れ
	建築物等危険度判定	被災建築物応急危険度判定士等の派遣		
	社会基盤施設の緊急対策	土木職員等の派遣	土嚢袋等資機材の供給	
	避難者対策	避難所運営要員の派遣		
	広域避難			避難者、傷病者等の受入れ(避難所、公営住宅等の提供)
	生活物資の供給		食料、飲料水、生活必需品、医薬品、燃料等の供給	
	給水	給水要員、給水車の派遣※日本水道協会		
(応急対応期)	健康対策	保健師、管理栄養士等の派遣		
	心のケア	専門家の派遣		
	生活衛生対策	し尿汲み取り作業要員、汲み取り車の派遣	仮設トイレの供給 仮設風呂の供給	
	防疫対策	消毒薬配布要員、保健師の派遣	消毒薬等の供給	
	遺体の葬送			遺体の火葬
	応急仮設住宅の整備・確保	建築職員等の派遣		
	社会基盤施設の応急復旧	土木職員等の派遣	土嚢袋等資機材の供給	
	水道の応急復旧	水道技術職員の派遣※日本水道協会	資機材の供給※日本水道協会	
	下水道の応急復旧	専門職員の派遣※日本下水道協会	資機材の供給※日本下水道協会	
	災害廃棄物の処理	専門職員の派遣		災害廃棄物の受入れ
	被災者の生活支援	住民相談窓口要員等の派遣		
	市町村事務全般の支援	家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務要員の派遣		
	学校のエデュケーション機能の回復	教員等の派遣		
	文化財の緊急保全	専門家等の派遣		文化財の一時保管
	災害ボランティアの活動促進	ボランティアコーディネーターの派遣		インフォメーションセンターの設置・運営 ボランティアバスの運行
(仮設旧宅期)	社会基盤施設の復旧	土木職員等の派遣		

※印は国等の関与により派遣調整が行われる応援

5 応援の割当て

応援内容及び応援先の割当ては、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく福井県、三重県及び奈良県との協議を踏まえ、構成団体及び連携県と調整の上、広域連合が行う。

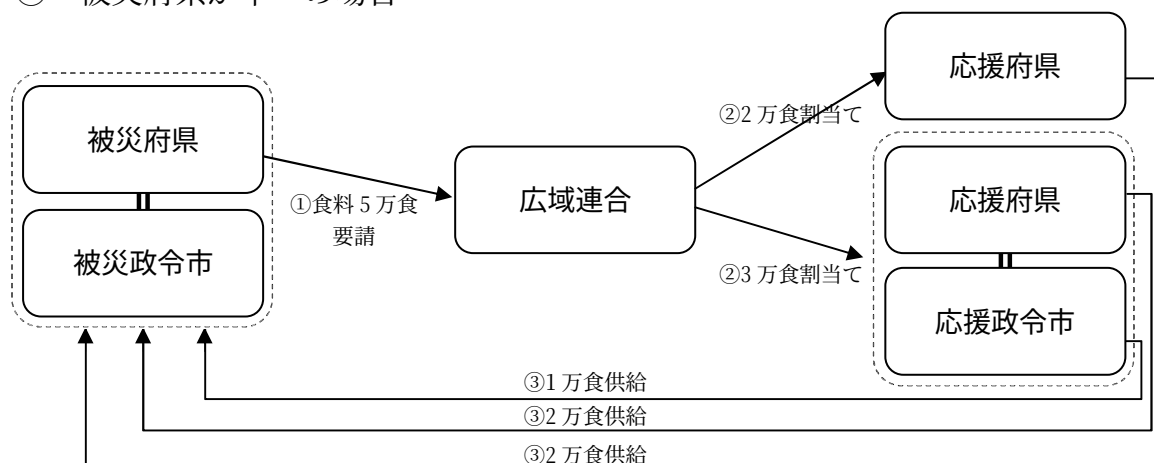
被災府県が複数の場合は、原則として、応援府県に特定の応援先となる被災府県を割り当てるカウンターパート方式をとる。この場合、構成政令市は、当該市域を管轄する府県と連携して、当該府県の応援先となる被災府県内の応援に当たる。

カウンターパート方式を採用した場合においても、広域連合は、応援府県の被災経験の有無、救援物資の保有状況等を勘案して、カウンターパート方式による応援先にこだわらず応援府県と調整の上、応援先を調整する。

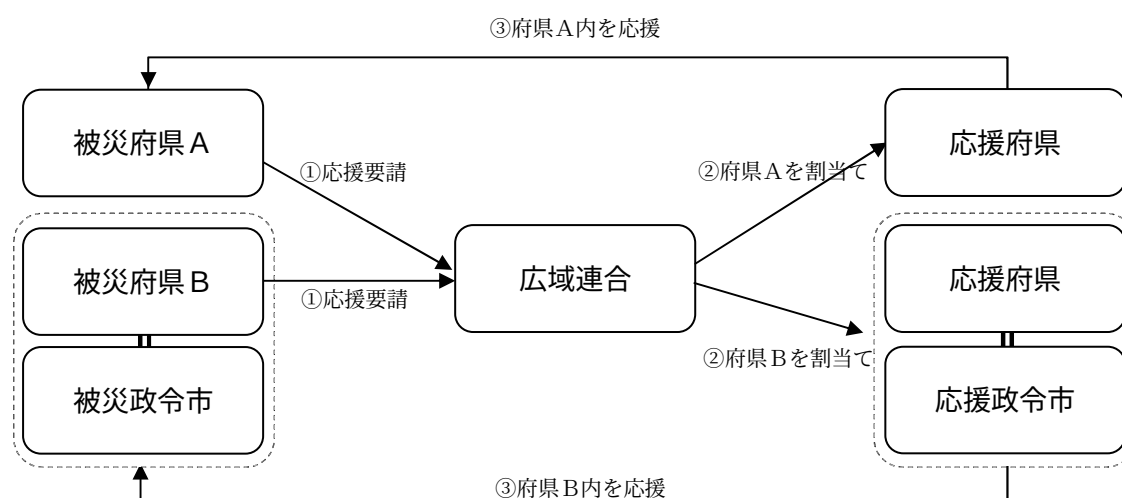
なお、カウンターパートの設定は、下記の「カウンターパートの設定手順」により行うことを基本とする。

<応援の割当ての例>

① 被災府県が単一の場合



② 被災府県が複数の場合（カウンターパート方式）



＜カウンターパートの設定手順＞

手順1 各府県における避難者数等の状況から、①被災府県、②域内対応府県、③応援府県の3つに区分する。



手順2 次のことを考慮し、被災府県と応援府県を組み合わせる。

- ・地理的条件（府県間の距離・道路状況を踏まえた移動時間、府県の配置等）
- ・被災府県の被災の程度と各被災府県に割り当てる応援府県の数及び人口や職員数等の規模のバランス
- ・緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣元と派遣先

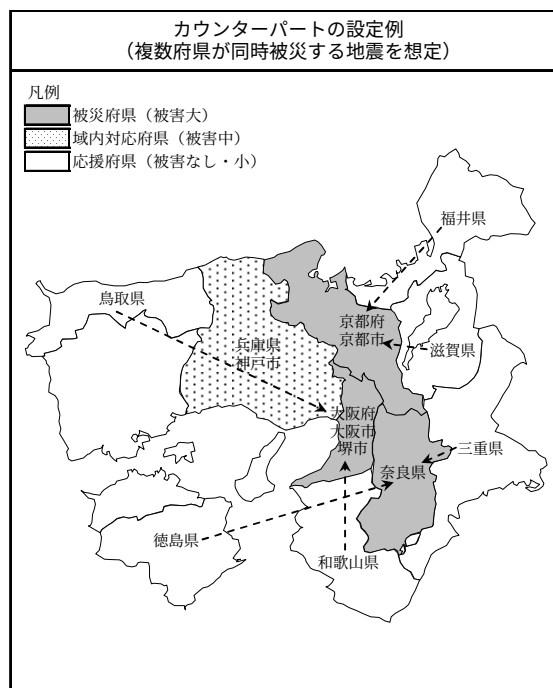
- ①被災府県 被害が甚大（被害大）で他府県からの応援が必要な府県
- ②域内対応府県 相当程度の被害（被害中）があり、他府県からの応援は必要としないが、自府県内の災害対応に専念する必要がある府県
- ③応援府県 被災していない（被害なし）府県又は被災の程度が軽微（被害小）で被災府県を応援できる状況にある府県

＜カウンターパートの設定例＞

京都府、大阪府及び奈良県に甚大な被害が発生した例を下記に示す。滋賀県及び福井県が京都府を、和歌山県及び鳥取県が大阪府を、三重県及び徳島県が奈良県を応援することとなる。下記はあくまで例であり、大規模広域災害発生時に、被災状況等を踏まえて、その都度設定する。

団体名	被害 ※1	被害なし・小の団体から被害大の団体までの予測移動時間（短い順）					
		1	2	3	4	5	6
滋賀県	なし・小						
京都府	大	滋賀県 41分	三重県 101分	和歌山県 123分	福井県 165分	徳島県 188分	鳥取県 214分
京都市							
大阪府	大	滋賀県 61分	和歌山県 83分	三重県 134分	徳島県 141分	鳥取県 182分	福井県 182分
大阪市							
堺市							
兵庫県	中						
神戸市							
和歌山県	なし・小						
徳島県	なし・小						
福井県	なし・小						
三重県	なし・小						
奈良県	大	滋賀県 78分	和歌山県 104分	三重県 116分	徳島県 177分	福井県 191分	鳥取県 212分
鳥取県	なし・小						

※○囲みは団体名欄の被災団体を応援する団体



＜カウンターパート方式による応援・受援の留意点＞

- ・大規模広域災害発生時にカウンターパート方式を採用するメリットとしては、①支援先の集中を避けることができる（支援の空白エリアを生じさせない）、②責任を持った

支援を迅速かつ継続的に展開できる、の2点が挙げられる。

- ・カウンターパート方式が採用された際には、本要綱の第4章に手順を示した分野別の応援活動は、カウンターパートの応援府県が一義的に対応し、当該応援府県のみでは対応が困難な場合に、広域連合がその他の府県間の調整を行い、その支援に当たるというのが基本的な応援・受援の流れである。
- ・ただし、広域避難の実施や災害廃棄物の処理など受入府県の地理的条件や受入余力、住民の意向等が対応上の重要な要素になる分野については、広域応援を実施する上で最適な対応を取るという観点から、カウンターパート設定にかかわらず、別途、応援先を割り当てる。

6 応援・受援に係る手続き

広域連合及び構成団体が、連携県と連携して実施する応援・受援は、以下の手続きで行うことを基本とする。

(1) 被害状況等の連絡と共有

- ① 構成団体及び連携県は、当該府県・政令市域において相当の被害が生じると予想され、又は生じた場合、速やかに広域連合に被害状況等を「(災害等の名称)における関西府県・政令市の体制及び被害状況」(様式1)により連絡する。ただし、福井県、三重県及び奈良県については、「近畿府県危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、所定の様式により連絡する。
- ② 広域連合は、構成団体及び連携県から被害状況等の連絡を受けたときは、全ての構成団体及び連携県の被害状況等を確認して取りまとめ、全ての構成団体及び連携県に連絡する。
- ③ 広域連合は、構成団体及び連携県から被害状況等の連絡がない場合でも、自主的に情報収集を行い、構成団体及び連携県に情報提供を行う。

(2) 応援要請

- ① 構成府県及び連携県は、自府県内の機関だけでは災害対応が困難な場合は、広域連合に「応援要請書」(様式2-1)により応援を要請する。ただし、その暇がない場合は、口頭により要請を行い、後に速やかに同要請書を提出する。
- ② 構成政令市は、自市内の機関だけでは災害対応が困難な場合は、当該市域を管轄する府県に応援を要請する。
- ③ 応援を受ける府県は、個々の応援内容を、「応援要請内訳書1(職員の派遣)」(様式2-2)、「応援要請内訳書2(物資・資機材の提供)」(様式2-3)又は「応援要請内訳書3(その他)」(様式2-4)により広域連合(カウンターパート方式の場合は当該府県を応援する府県)に連絡する。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に速やかに同内訳書を提出する。

(3) 応援の割当て

- ① 広域連合は、構成府県及び連携県から応援要請を受けた場合、又は情報収集の結果等により構成団体及び連携県の被害が甚大で応援が必要と判断される場合は、速やかに応援の割当てを行い、「応援計画書」(様式3-1)により応援を受ける団体と応援団体に連絡する。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に速やかに同計画書を提出する。
- ② 広域連合は、個々の応援内容を、「応援計画内訳書1(職員の派遣)」(様式3-2)、「応援計画内訳書2(物資・資機材の提供)」(様式3-3)及び「応援計画内訳書3(その他)」(様式3-4)により、応援を受ける団体及び応援団体へ連絡する。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に速やかに同内訳書を提出する。

なお、カウンターパート方式の場合は、個々の応援内容を応援団体に割り当てる必要がないため、この限りでない。

- ③ 関西圏域外の都道府県から応援要請を受けたときや同都道府県の被害が甚大で応援が必要と判断される場合については、広域連合及び構成団体が、連携県と連携し、①及び②に準じて、応援の割当てを決定する。

(4) 応援の実施

- ① 応援の割当てを受けた構成団体及び連携県は、速やかに被災団体と連絡を取り合い、応援を開始する。
- ② 被災府県は、府県災害対策本部内への受援担当の配備や被害が甚大な市町村内への職員派遣など、応援を円滑に受け入れるための受援体制の整備を被災市町村と連携して行う。

(5) 他圏域からの応援の受入れ

- ① 広域連合は、構成団体及び連携県による相互応援だけでは対応が困難な場合は、物資や要員の不足の程度や他圏域の被災状況を勘案して、九州地方知事会（根拠「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」）又は中部圏知事会若しくは全国知事会（根拠「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」）に応援を要請し、他圏域からの応援を受け入れる。
- ② 他圏域からの応援はカウンターパート方式により受け入れることを基本とし、カウンターパートの組合せは、広域連合が、構成団体、連携県及び他圏域の知事会と調整して決定する。

(6) 応援実績の報告及び取りまとめ

- ① 応援を行った構成団体及び連携県は、応援実績を「応援実績報告書」（様式4-1～4-3）により広域連合へ報告する。
- ② 広域連合は、構成団体及び連携県の応援実績を取りまとめ、「（災害等の名称）について」（様式5）により公表する。

(7) 応援に係る経費の負担

- ① 応援に要した経費は、原則として被災団体が負担する。
- ② 被災団体が①に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被災団体から要請があった場合には、応援団体は当該経費を一時繰替支弁する。
- ③ 応援要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災団体が、被災団体への往復の途中において生じたものについては応援団体が、その損害を賠償するものとする。
- ④ その他詳細については次のとおりとする。
 - ア 緊急派遣チームの派遣に要する経費（情報収集に係るものに限る。）は、派遣職員が属する団体の負担とする。
 - イ 備蓄資機材及び備蓄物資等の提供に係るそれらの輸送、補充に要する経費は、被災団体の負担とする。
 - ウ 応援要員の派遣に要する経費については、応援団体が定める規定により算定した当該応援要員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とし、被災団体の負担とする。

エ 応援要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援団体の負担とする。

オ その他応援に要する経費については、原則として被災団体の負担とする。

(8) 応援に係る経費の求償

① 応援団体が応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次のアからオまでに定めるところにより算出した額を被災団体に請求する。

ア 応援要員の派遣については、(7) ④ウで定める旅費及び諸手当

イ 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

ウ 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

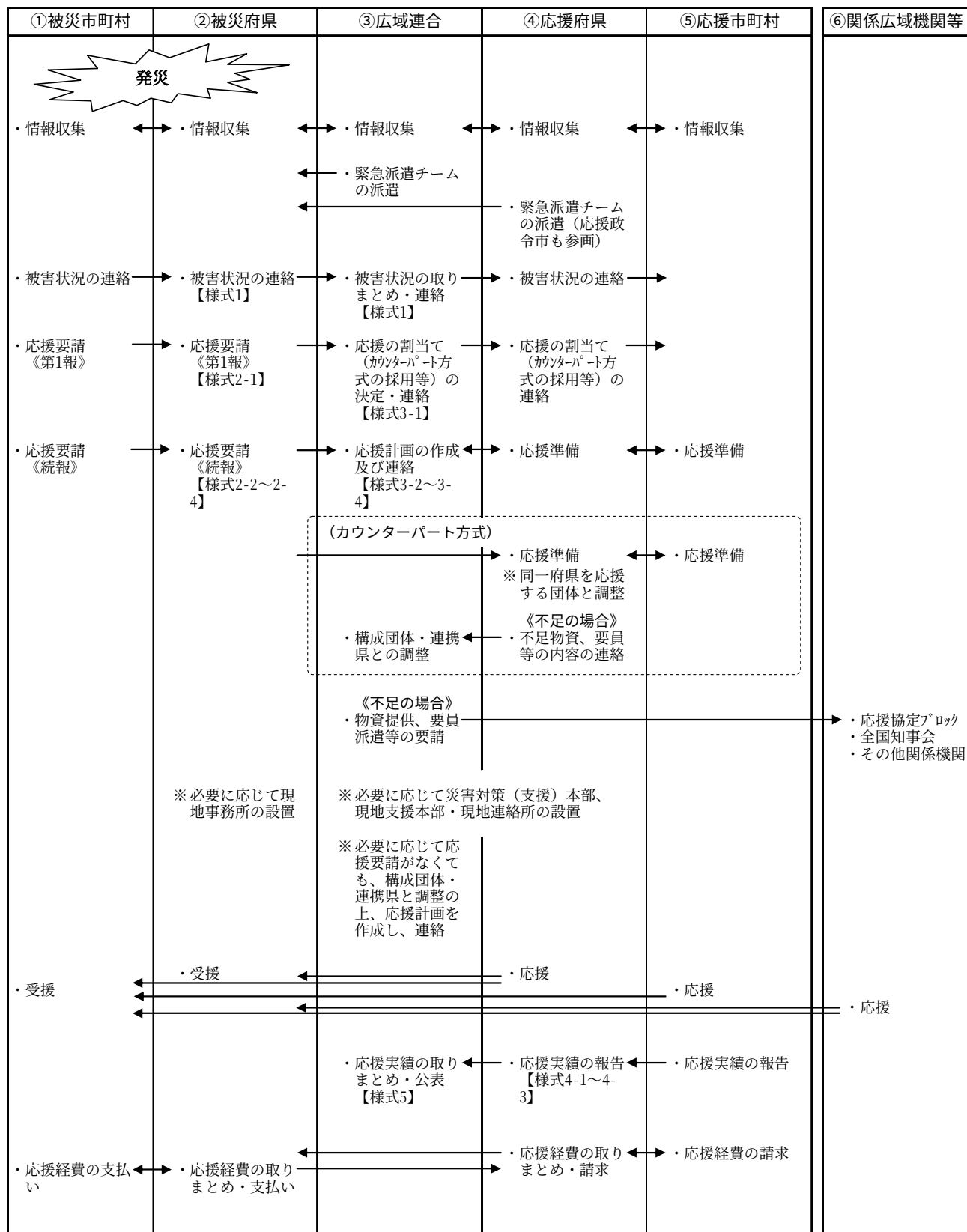
エ 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

オ 施設の提供については、借上料

② ①の請求は、応援団体の長による請求書（関係書類添付）により、被災団体の長に請求する。

※応援に係る経費の負担及び求償については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）」及び同協定実施細目（平成24年5月18日）に準じて作成

<応援・受援に係る手続きの流れ>



7 複数のブロック知事会に所属する構成府県及び連携県の応援活動

(1) 複数のブロック知事会に所属する構成府県の応援活動

複数のブロック知事会に所属する構成府県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく広域応援が実施される場合は、同協定の規定を基本に応援活動を実施する。

(2) 連携県の応援活動

福井県、三重県及び奈良県並びに鳥取県は、それぞれ「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」又は「関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書」の規定に基づき、広域連合と連携して応援活動を実施する。

<参 考>

○全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（抜粋）

（所属ブロック知事会の決定）

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合は、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表1）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

○近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定（抜粋）

（趣旨）

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）の区域において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

（略）

（調整）

第2条 福井県、三重県、奈良県及び関西広域連合は、被応援府県に対する応援府県の応援活動が速やかに行われるよう協議する。

2 関西広域連合は、前項の協議を踏まえ、関西広域連合構成府県を含めた広域応援について調整を行う。

○関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書（抜粋）

（危機発生時の相互応援）

第1条 関西広域連合は、鳥取県の区域で次の事態（以下「危機」という。）が発生し、鳥取県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、応援活動を実施するよう調整する。

（略）

2 鳥取県は、関西広域連合の区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県の区域。以下同じ。）において危機が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策を実施できない場合に、関西広域連合と連携して応援活動を実施する。

第3章 初動の手順

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.29]

<初動の流れの概要>

1 情報収集体制の確立 (p.17)

確立主体	発災場所	確 立 基 準
広域連合	関西圏域内	・震度5強以上の揺れが観測 ・津波警報（大津波）が発表 ・府県災害対策本部が設置 ・その他甚大な被害が推測
	関西圏域外	・震度6弱以上の揺れが観測 ・その他甚大な被害が推測
構成団体	関西圏域内外	・各団体の定めるところによる



2 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣 (p.18)

派遣主体	発災場所	派 遣 基 準
広域連合・ 構成団体	関西圏域内	・震度6弱以上の揺れが観測 ・通信の途絶等により情報の収集が困難 + 甚大な被害が推測 ※広域連合は原則として被災府県が単数の場合に派遣
	関西圏域外	・震度6強以上の揺れが観測 ・通信の途絶等により情報の収集が困難 + 甚大な被害が推測 ※広域連合は原則として被災都道県が単数の場合に派遣



3 応援・受援体制の確立

(1) 応援・受援体制の確立 (p.20)

確立主体	発災場所	確 立 基 準
広域連合・ 構成団体	関西圏域内外	・被災都道府県から応援要請があった場合 ・その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合

(2) 広域連合災害対策（支援）本部の設置 (p.21)

設置主体	発災場所	設 置 基 準
広域連合	関西圏域内外	・被害が甚大で広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合

(3) 現地支援本部及び現地連絡所の設置 (p.27)

設置主体	発災場所	設 置 基 準
広域連合・ 構成団体	関西圏域内外	・広域連合（災害対策（支援）本部）が、応援府県・政令市と調整の上、必要に応じて設置

(4) 政府現地対策本部設置時の対応 (p.30)

派遣主体	発災場所	要 員 派 遣 基 準
広域連合・ 構成団体	関西圏域内外	・政府現地対策本部が設置された場合



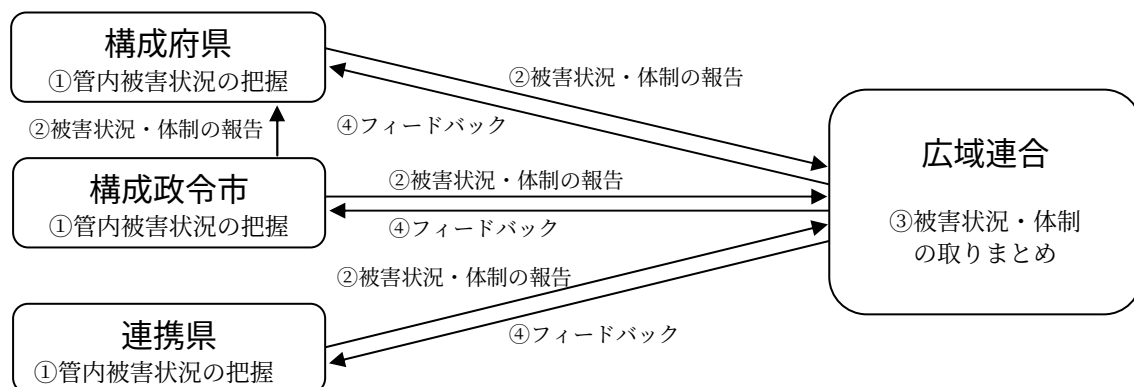
分野別の応援・受援活動（第4章）(p.32)

1 情報収集体制の確立

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.30]

	被災府県・政令市	広域連合	応援府県・政令市
確立基準	各団体の定めるところによる	<関西圏域内> ・震度5強以上の揺れが観測された場合 ・津波警報（大津波）が発表された場合 ・府県災害対策本部が設置された場合 ・その他甚大な被害が推測される場合 <関西圏域外> ・震度6弱以上の揺れが観測された場合 ・その他甚大な被害が推測される場合	各団体の定めるところによる
情報収集体制	勤務時間：各団体が定める人数 勤務時間外：各団体が定める人数	勤務時間：3人以上 勤務時間外：3人以上	勤務時間：各団体が定める人数 勤務時間外：各団体が定める人数
収集する情報及び収集方法	・被害状況：関係機関、各種メディア等から収集	・被害状況：構成団体、連携県から様式等により情報収集、関係機関・各種メディア等から収集 ・構成団体、連携県災害対策本部等の設置状況：構成団体、連携県から様式等により収集 ・被害予測情報：構成団体、連携県、消防庁の簡易型地震被害想定から収集	・被害状況：広域連合、各種メディア等から収集 ・構成団体、連携県災害対策本部等の設置状況：広域連合から収集
伝達手段 ※①②③は優先順位	口答	①NTT 回線電話、②衛星回線電話（地域衛星通信ネットワーク） （携帯電話：①一般携帯電話、②衛星携帯電話）	
	文字・図表	①電子メール、②NTT 回線ファクシミリ、③衛星回線ファクシミリ	

<初動時の情報の流れ>



2 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.30]

項 目	内 容
派遣基準	原則として以下の場合に緊急派遣チームを編成し、派遣する。 [関西圏域内] ・震度6弱以上の揺れが観測された場合において、甚大な被害が推測されるとき ・通信途絶等により情報収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるとき [関西圏域外] ・震度6強以上の地震が観測された場合において、甚大な被害が推測されるとき ・通信途絶等により情報収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるとき
編成基準	・1チーム当たり原則として総括1名、総括補佐1～3名の計2～4名で編成する。 [被災府県が単数の場合] ・原則として広域連合と被災地隣接府県が合同でチームを編成する。 [被災府県が複数の場合] ・チームが複数必要となるため、原則として構成団体と連携県が分担して編成する。 ・被災府県に対して緊急派遣を行う府県の割当ては、広域連合が、各府県の被害状況や被災府県までの道路状況等を勘案し、構成団体及び連携県と調整の上、決定する。 ・被災府県までの予測移動時間（下表参照）が最も短い府県を割り当てることを基本とする。 [構成政令市の対応] ・構成政令市は、当該市域を管轄する府県と共同で緊急派遣チームを編成する。（被災府県が単数の場合、複数の場合を問わない。） ※構成団体及び連携県は、予め総括及び総括補佐の別に候補者の人選を行うなど、緊急派遣チーム編成時に迅速に職員派遣ができるように準備するものとする。
主な役割	・発災後直ちに被災府県庁等に赴き、速やかに情報収集を行うとともに、その内容を報告すること - 被害状況、支援ニーズ等の応援に必要な情報の収集 - 広域連合及び派遣元の構成団体、連携県への収集した情報の報告 ※緊急派遣チームの役割は、広域連合災害対策（支援）本部現地支援本部が設置された場合には、現地支援本部に引き継がれるものとする。
携行品	・緊急派遣チームの構成員は、衛星携帯電話、パソコン、データ通信機器等の通信手段を携行するほか、現地で消費又は使用する物資を携行するなど、極力被災団体の負担とならないよう配慮する。
受入体制	・被災団体は、派遣された緊急派遣チームに対し、被害状況、支援ニーズ等の情報を提供するとともに、必要に応じ、通信手段の貸与、業務スペースの確保等を行い、緊急派遣チームの活動が円滑に行われるよう配慮する。

(参考) 府県庁間の自動車での予測移動時間

予測移動時間の短い順位 被災府県		1	2	3	4	5	6	7	8	9
関西広域連合 構成府県	滋賀県	京都府 (41分)	大阪府 (61分)	三重県 (76分)	奈良県 (78分)	兵庫県 (80分)	和歌山県 (122分)	福井県 (140分)	徳島県 (179分)	鳥取県 (205分)
	京都府	滋賀県 (41分)	大阪府 (62分)	奈良県 (85分)	兵庫県 (88分)	三重県 (101分)	和歌山県 (123分)	福井県 (165分)	徳島県 (188分)	鳥取県 (214分)
	大阪府	奈良県 (40分)	兵庫県 (42分)	滋賀県 (61分)	京都府 (62分)	和歌山県 (83分)	三重県 (134分)	徳島県 (141分)	鳥取県 (182分)	福井県 (182分)
	兵庫県	大阪府 (42分)	奈良県 (78分)	滋賀県 (80分)	京都府 (88分)	和歌山県 (111分)	徳島県 (116分)	三重県 (170分)	鳥取県 (170分)	福井県 (207分)
	和歌山県	大阪府 (83分)	奈良県 (104分)	兵庫県 (111分)	滋賀県 (122分)	京都府 (123分)	三重県 (178分)	徳島県 (211分)	福井県 (243分)	鳥取県 (252分)
	徳島県	兵庫県 (116分)	大阪府 (141分)	奈良県 (177分)	滋賀県 (179分)	京都府 (188分)	和歌山県 (211分)	鳥取県 (248分)	三重県 (269分)	福井県 (308分)
連携県	福井県	滋賀県 (140分)	京都府 (165分)	大阪府 (182分)	奈良県 (191分)	三重県 (196分)	兵庫県 (207分)	和歌山県 (243分)	徳島県 (308分)	鳥取県 (334分)
	三重県	滋賀県 (76分)	京都府 (101分)	奈良県 (116分)	大阪府 (134分)	兵庫県 (170分)	和歌山県 (178分)	福井県 (196分)	徳島県 (269分)	鳥取県 (270分)
	奈良県	大阪府 (40分)	滋賀県 (78分)	兵庫県 (78分)	京都府 (85分)	和歌山県 (104分)	三重県 (116分)	徳島県 (177分)	福井県 (191分)	鳥取県 (212分)
	鳥取県	兵庫県 (170分)	大阪府 (182分)	滋賀県 (205分)	奈良県 (212分)	京都府 (214分)	徳島県 (248分)	和歌山県 (252分)	三重県 (270分)	福井県 (334分)

- ※1 各府県庁から他の府県庁までの予測移動時間(経路検索サイトで検索(高速道路を使用))が短い順に構成府県及び連携県を第1順位から第9順位まで記載した。
- ※2 複数府県が被災し、派遣府県が重複する場合は、原則、予測移動時間の短い派遣府県から順に割り当てるものとする。例えば、仮に滋賀県と京都府が被災し緊急派遣が必要な場合、派遣優先順位1は京都府と滋賀県でいずれも被災しており派遣不可、派遣優先順位2はいずれも大阪府であるが、京都府よりも予測移動時間の短い滋賀県へ大阪府を割り当て、京都府へは派遣優先順位3の奈良県を割り当てる。

3 応援・受援体制の確立

(1) 応援・受援体制の確立

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.30]

	被災府県・政令市	広域連合	応援府県・政令市
確立基準	- 被災都道府県から応援要請があった場合 - その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合		
確立する体制	受援体制	応援・受援調整体制	応援体制
広域連合災害対策本部を設置しない場合	- 被災府県・政令市災害対策本部の設置 ※同本部事務局内に受援担当を設置する。 - 被災市町村内への府県職員の派遣又は府県現地事務所の設置（必要に応じて）	- 応援・受援担当の設置 ※必要に応じ、広域連合本部事務局は連絡員を広域防災局に派遣する。	応援担当の設置
被害が甚大で広域連合災害対策本部を設置する場合	同上	- 広域連合災害対策(支援)本部の設置 - 現地支援本部（被災府県内）・現地連絡所（被災市町村内）の設置	- 応援府県・政令市災害対策(支援)本部の設置 - 現地支援本部（被災府県内）・現地連絡所（被災市町村内）の設置
主な活動概要	- 応援要員の受入れ - 重症患者の広域搬送 - 救護班の受入れ - 救援物資の受入れ - 広域避難の実施 - ボランティアの受入れ - 広域連合災害対策(支援)本部への職員派遣 - 政府現地対策本部への職員派遣 - 国が派遣調整する救助・救急活動、消火活動、医療活動（DMAT）の受入れ ※受入れた要員のために業務スペースを確保する。 ※応援関係機関・団体との連絡会議を開催する。	- 被災府県・応援府県間の応援・受援調整 - 被災府県への支援調整員派遣（必要に応じて） - 政府現地対策本部への職員派遣	- 応援要員の派遣 - 重傷患者の受入れ - 救護班の派遣 - 救援物資の送付 - 避難者等の受入れ - ボランティアの派遣・活動促進 - 広域連合災害対策(支援)本部への職員派遣 - 政府現地対策本部への職員派遣

(2) 広域連合災害対策（支援）本部の設置

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.31]

広域連合は、被害が甚大で広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合には、次のとおり災害対策本部を設置する。

なお、関西圏域外で大規模広域災害が発生した場合において、被害が甚大で広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合は、災害対策本部に準じて災害対策支援本部を設置する。

① 組織

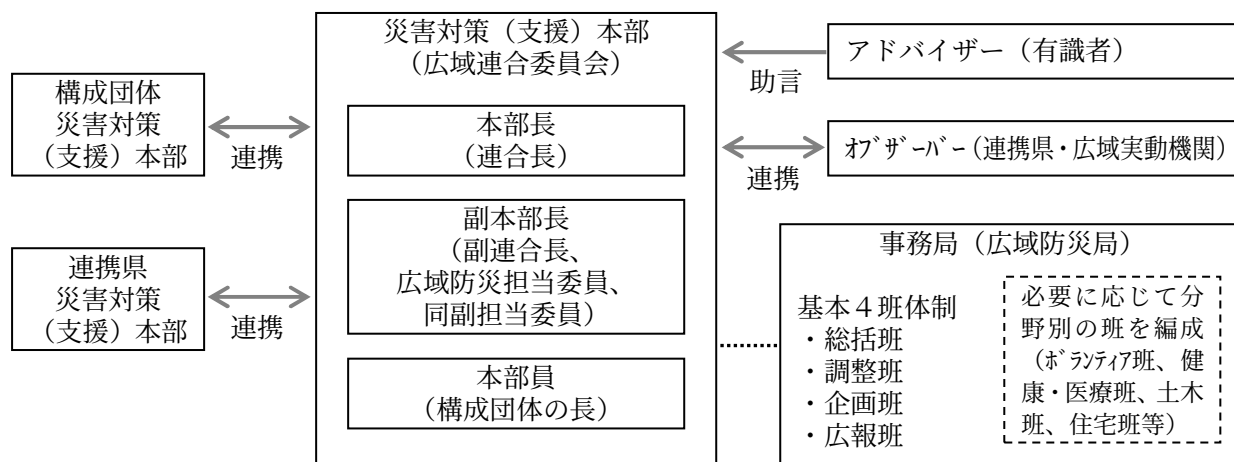
<本部長、副本部長、本部員>

- ・本部長は、連合長を充てる。
- ・副本部長は、副連合長、広域防災担当委員及び同副担当委員を充てる。
- ・本部員は、その他の構成団体の長を充てる。

<府県・政令市災害対策（支援）本部との関係>

- ・広域連合災害対策（支援）本部と構成団体・連携県の災害対策（支援）本部は相互に情報共有を図り、連携して災害対応・支援に当たる。

<広域連合災害対策（支援）本部組織図>



② 設置場所

- ・広域連合災害対策（支援）本部は兵庫県災害対策センター（神戸市中央区）に設置する。同センターが壊滅的な被害等により使用できない場合は、原則として兵庫県災害対策本部が置かれる場所と同じ場所に設置する。

③ 本部会議

- ・本部長は、必要に応じて本部会議を開催する。
- ・本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- ・本部長は、専門的見地からの助言を得るため、必要に応じて本部会議にアドバイザーとして学識経験者等の有識者の出席を求める。
- ・本部長は、関係機関との連携を図るため、必要に応じて本部会議にオブザーバー

として連携県及び広域実動機関の職員の出席を求める。

- ・本部会議は、広域応援等の災害対応に係る処理方針を協議し、決定する。

《参考》第1回本部会議での主な協議・決定事項

- a 物資の提供、緊急派遣チームの派遣その他当面の対策
- b 応援方式（カウンターパート方式等）の決定
- c メッセージの発出
- d 現地支援本部及び現地連絡所の設置
- ・自府県・政令市の災害対応又は交通途絶等のため、本部員が一堂に会することができない場合は、全国知事会の WEB 会議システム等を活用する。

④ 事務局

- ・広域連合災害対策（支援）本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。
- ・事務局に事務局長を置き、広域防災局長を充てる。
- ・構成団体は、連絡員として、また、要請に応じた応援要員として、事務局に職員を派遣する。但し、自府県・政令市の災害対応が必要で派遣が困難な場合はこの限りではない。
- ・広域連合本部事務局は、連絡員として、また、要請に応じた応援要員として、事務局に職員を派遣する。
- ・連携県は、必要に応じて、連絡員として、事務局に職員を派遣する。
- ・構成団体、連携県から派遣された連絡員及び応援要員は、派遣元の府県・政令市との連絡調整のほか、事務局業務に当たる。
- ・広域連合本部事務局から派遣された連絡員及び応援要員は、広域連合本部事務局との連絡調整のほか、事務局業務に当たる。

<体制の基本>

- ・総括班、調整班（分野横断）、企画班、広報班の4班体制を基本とする。調整班には、必要に応じて物資・要員・避難の各調整チームを置く。
- ・状況に応じた機動的な対応を行うため、必要に応じて分野別の班を編成する。

<各班の所掌事務>

班名	主な所掌事務
基本となる4班（分野横断）	
総括班	・広域連合災害対策（支援）本部事務局の総括 ・災害情報（災害状況、災害対策状況）、応援情報（広域連合・構成団体・連携県の応援状況）の取りまとめ ・広域連合災害対策（支援）本部会議の運営（会議資料の取りまとめ、会議の進行、議事録作成） ・広域連合災害対策（支援）本部発表資料の作成 ・現地支援本部、現地連絡所との連絡調整総括 ・構成団体、連携県との連絡調整総括 ・国（現地対策本部、出先機関を含む。）、全国知事会との連絡調整総括 ・その他、他班に属さない業務に関すること

調整班	
(物資調整チーム)	・構成団体及び連携県の送付可能物資の把握 ・企業等からの寄付申し出の対応・把握 ・構成団体及び連携県間の物資の需給・輸送・保管調整 ・構成団体及び連携県の物資送付状況の把握 ・その他物資の応援・受援に関する事
(要員調整チーム)	・構成団体及び連携県間の要員の需給調整 ・構成団体及び連携県の要員派遣状況の把握 ・その他要員の応援・受援に関する事
(避難調整チーム)	・受入避難所及び住宅等提供可能数の把握 ・被災者への避難者受入情報の発信 ・避難者受入状況の把握 ・帰宅困難者支援 ・その他広域避難者等の受入れに関する事
企画班	・国会、政府、連合議会関係者等の視察対応 ・国への提案・要望の取りまとめ ・広域連合災害対策（支援）本部会議開催に係る構成団体等との連絡調整（本部員等の招集を含む。） ・広域連合議会議員、広域連合本部事務局との連絡調整 ・ホームページを活用した情報提供
広報班	・広報資料の調整 ・報道機関対応
必要に応じて編成する分野別の班（例示）	
ボランティア班 (広域防災担当県（兵庫県） のボランティア担当部局で編成)	以下の項目に係る応援・受援調整 ・災害ボランティアの派遣・受入調整
健康班 (広域防災担当県（兵庫県） の健康部局で編成)	以下の項目に係る応援・受援調整 ・被災者の健康対策の実施
医療班 (広域医療局で編成) ※徳島県庁に設置	以下の項目に係る応援・受援調整 ・医療活動の実施 ※医療班を編成したときは、広域医療局（広域医療担当県である徳島県）は、連絡員として、班員の1名以上を広域連合災害対策（支援）本部事務局に派遣する。災害対応で派遣が困難な場合は、広域防災担当県（兵庫県）の医療部局が広域医療局との連絡調整を行う。
福祉班 (広域防災担当県（兵庫県） の福祉部局で編成)	以下の項目に係る応援・受援調整 ・被災者の福祉対策の実施 ・被災者のこころのケアの実施
生活衛生班 (広域防災担当県（兵庫県） の生活衛生部局で編成)	以下の項目に係る応援・受援調整 ・生活衛生対策の実施（入浴の確保） ・防疫対策の実施 ・遺体の葬送
環境班（広域防災担当県（兵庫県）の環境部局、広域環境保全局で編成)	以下の項目に係る応援・受援調整 ・生活衛生対策の実施（し尿処理） ・災害廃棄物の処理
土木班	以下の項目に係る応援・受援調整

（広域防災担当県（兵庫県） の土木部局で編成）	・社会基盤施設（道路、港湾、空港、海岸、河川、砂防）の緊急対策 ・ライフラインの応急復旧（下水道の復旧）
住宅班 （広域防災担当県（兵庫県） の住宅部局で編成）	以下の項目に係る応援・受援調整 ・応急仮設住宅の整備・確保
農林水産班 （広域防災担当県（兵庫県） の農林水産部局、広域産業振 興局農林水産部で編成）	以下の項目に係る応援・受援調整 ・社会基盤施設（治山）の緊急対策 ・林業用施設、農地、農業用施設及び漁港等の農林水産業施設の復旧
教育班 （広域防災担当県（兵庫県） の教育委員会事務局で編成）	以下の項目に係る応援・受援調整 ・教育の再開支援 ・文化財の保護

＜各班を構成する職員＞

《基本となる4班》

- ・原則として以下の職員により編成する。
 - ①広域連合広域防災局（兵庫県）の職員
 - 兵庫県災害対策支援本部設置時 13名（広域企画課及び防災課職員）
 - 兵庫県災害対策本部設置時 7名（広域企画課職員）
 - ②広域連合本部事務局課長（兵庫県担当）及び同付職員 5名
 - ③広域連合本部事務局が派遣する連絡員 2名
 - ※広域連合災害対策（支援）本部設置準備段階から広域連合本部事務局は連絡員を広域防災局に派遣する。
 - ④兵庫県企画県民部広報課の職員 若干名
 - ⑤構成団体（兵庫県を除く。）が派遣する連絡員 9名（1名×9団体）
 - ⑥連携県が必要に応じて派遣する連絡員 4名（1名×4団体）
 - ⑦兵庫県災害対策本部の各部応援要員として予め指定された職員 6名
- ・上記の職員のみで対応しがたい場合は、以下による。
 - ①広域連合本部事務局に対し、応援要員として、連絡員に加えて職員の派遣を要請
 - ②構成団体に対し、応援要員として、連絡員に加えて職員の派遣を要請
- ・構成団体、連携県及び広域連合本部事務局は、広域連合災害対策（支援）本部に派遣する職員の人選を予め行う。人数の目安は以下のとおり。
 - 各構成団体 2名（連絡員1名、要請により派遣する応援要員1名）
 - 各連携県 1名（連絡員1名）
 - 広域連合本部事務局 5名（連絡員2名、要請により派遣する応援要員3名）

《必要に応じて編成する分野別の班》

- ・以下の職員により編成する。
 - 兵庫県災害対策（支援）本部の各部職員、広域医療局の職員により編成する。
 - 広域連合に当該分野に対応する分野事務局（広域医療局を除く。）がある場合は、必要に応じて当該分野局に対し、職員の派遣を要請する。

＜職員配置計画＞

【1】兵庫県が被災していない、又は被災の程度が小さい場合（兵庫県災害対策支援本部設置時）

事務局長：広域防災局長（兵庫県防災監・同県災害対策支援本部統括兼務）

次長：広域防災局防災計画参事（兵庫県広域防災参事・同県災害対策支援本部広域支援局長兼務）

班名及び班長	人員（班長を含む。）		
	広域連合	兵庫県	構成団体等
総括班 班長：広域防災局広域企画課長（兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室長・同県災害対策支援本部広域支援班長兼務）	広域防災局 広域企画課 7 名 防災課 6 名	各部応援要員 6 名 ※兵庫県災害対策支援本部広域調整班の応援要員を充てる。 ※兵庫県災害対策支援本部と連携	構成団体 9 名（連絡員） ※さらに要請により構成団体が応援要員を派遣
調整班 班長：広域防災局防災課長（兵庫県企画県民部防災企画局防災計画課長・同県災害対策支援本部本部会議班長兼務） ・物資調整チーム長：広域防災局広域企画課長補佐（兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室係長・同県災害対策支援本部広域支援班長代理兼務） ・要員調整チーム長：広域防災局広域企画課長補佐（兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室係長・同県災害対策支援本部広域支援班長代理兼務） ・避難調整チーム長：広域防災局防災課長補佐（兵庫県企画県民部防災企画局防災計画課係長・同県災害対策支援本部本部会議班長代理兼務）	本部事務局 1 名（連絡員） ※さらに要請により本部事務局が応援要員を派遣		連携県 4 名（連絡員） ※必要に応じて連携県が派遣
企画班 班長：本部事務局課長（兵庫県担当）（兵庫県企画県民部広域行政課長・同県災害対策支援本部企画県民部協力班長兼務）	本部事務局 課長（兵庫県担当）付 5 名 企画課等 1 名（連絡員） ※さらに要請により本部事務局が応援要員を派遣	※兵庫県災害対策支援本部と連携	
広報班 班長：兵庫県企画県民部広報課長（兵庫県災害対策支援本部広報班長兼務）	※要請により本部事務局が応援要員を派遣	兵庫県企画県民部広報課職員（若干名） ※兵庫県災害対策支援本部と連携	
分野班（必要に応じて編成） 医療班 班長：広域医療局医療政策課長（徳島県保健福祉部医療健康総局医療政策課長） その他の班 班長：兵庫県災害対策支援本部各部該当班長兼務	医療班 広域医療局 医療政策課 若干名 ※うち 1 名以上を連絡員として広域連合災害対策（支援）本部事務局に派遣	その他の班 ※兵庫県災害対策支援本部各部該当班の職員が兼務	その他の班 ※広域連合該当分野局（広域医療局を除く。）がある場合は当該分野局が職員派遣

【2】兵庫県が被災し、被災の程度が大きい場合（兵庫県災害対策本部設置時）

事務局長：広域防災局長（兵庫県防災監・同県災害対策本部統括兼務）

次長：広域防災局防災計画参事（兵庫県広域防災参事・同県災害対策本部広域支援局長兼務）

班名及び班長	人員（班長を含む。）		
	広域連合	兵庫県	構成団体等
総括班 班長：広域防災局広域企画課長（兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室長・同県災害対策本部広域支援班長兼務）	広域防災局 広域企画課 7 名 本部事務局 1 名（連絡員） ※さらに要請により本部事務局が応援要員を派遣	各部応援要員 6 名 ※兵庫県災害対策本部広域調整班の応援要員を充てる。 ※兵庫県災害対策本部と連携	構成団体 9 名（連絡員） ※さらに要請により構成団体が応援要員を派遣 連携県 4 名（連絡員） ※必要に応じて連携県が派遣
調整班 班長：次長兼務 ・物資調整チーム長：広域防災局広域企画課長補佐（兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室係長・同県災害対策本部広域支援班長代理兼務） ・要員調整チーム長：広域防災局広域企画課長補佐（兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室係長・同県災害対策本部広域支援班長代理兼務） ・避難調整チーム長：広域防災局広域企画課長補佐			
企画班 班長：本部事務局課長（兵庫県担当）（兵庫県企画県民部広域行政課長・同県災害対策本部企画県民部協力班長兼務）	本部事務局 課長（兵庫県担当）付 5 名 企画課等 1 名（連絡員） ※さらに要請により本部事務局が応援要員を派遣	※兵庫県災害対策本部と連携	
広報班 班長：兵庫県企画県民部広報課長（兵庫県災害対策本部広報班長兼務）	※要請により本部事務局が応援要員を派遣	兵庫県企画県民部広報課職員（若干名） ※兵庫県災害対策本部と連携	
分野班（必要に応じて編成） 医療班 班長：広域医療局医療政策課長（徳島県保健福祉部医療健康総局医療政策課長） その他の班 班長：兵庫県災害対策本部各部該当班長兼務	医療班 広域医療局 医療政策課 若干名 ※うち 1 名以上を連絡員として広域連合災害対策（支援）本部事務局に派遣	その他の班 ※兵庫県災害対策本部各部該当班の職員が兼務	その他の班 ※広域連合該当分野局（広域医療局を除く。）がある場合は当該分野局が職員派遣

※必要に応じて分野別の班を編成した場合は、当該分野の物資・要員の調整は各分野班が行い、調整班は、全体の取りまとめと調整を行う。

※時期により必要人員に偏りが生じることから柔軟に他班を応援するとともに、必要に応じて班員の人数を調整する。

(3) 現地支援本部及び現地連絡所の設置

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.35]

① 被災府県による現地への職員派遣

被災府県は、必要に応じ、特に甚大な被害を受けた市町村に、現地事務所を設置するなど職員を派遣し、情報収集に当たるとともに、被災市町村の災害対応を支援する。また、派遣された職員は、広域連合及び応援府県・政令市が設置する現地連絡所との連絡調整に当たる。

② 広域連合及び応援府県・政令市による現地支援本部及び現地連絡所の設置

広域連合は、災害対策（支援）本部を設置したときには、応援府県・政令市と調整の上、必要に応じて、以下の要領で被災府県内に現地支援本部を、被災市町村内に現地連絡所を設置する。現地連絡所は、被災府県が被災市町村内に派遣した職員と緊密な連携を図る。

<現地支援本部等に係る役割分担>

○印の団体が現地支援本部等に要員を派遣し、その運営に当たるとともに、業務に必要な備品等の準備を行う。

区 分	現地組織	広域連合	応援府県	応援政令市
原 則	現地支援本部（被災府県内）	○	○	(○)
	現地連絡所（被災市町村内）		○	○
カウンター パート方式	現地支援本部（被災府県内）		○	(○)
	現地連絡所（被災市町村内）		○	○

<現地支援本部（被災府県内）設置・運営要領>

項 目	内 容
①業務内容	a) 現地の被害状況と交通情報を収集し、逐次報告する。 b) 被災府県の支援ニーズを把握し、逐次報告する。 c) 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の過去の災害の経験を生かし、緊急・応急対応から被災者支援、復旧・復興に係る課題・対策事例を伝え、今後発生する対応業務について情報提供・支援を行う。 d) 被災府県、応援府県間の応援調整を行う。
②編成	a) 総括1名及び総括補佐2～3名の計3～4名で編成する。 - 総括（全体の取りまとめ、被災府県との連絡調整窓口） - 総括補佐（総括の補佐、情報収集・整理、車両運転等）
③設置・運営手順	a) 被災府県災害対策本部の周辺（被災府県庁内等）に、業務スペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災府県に依頼する。 b) 被災府県災害対策本部の本部会議や事務局において、被災府県の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。 c) 被災府県との意見交換の場や、被災府県と全国から応援に入ってい

	る自治体間の情報交換の場を定期的に開催する仕組みを構築する。 d) 広域連合、構成団体、連携県の各災害対策（支援）本部と現地支援本部との連絡窓口を一本化し、関係団体間で情報共有が図られる仕組みを構築する。
④主な装備品	広域連合・応援府県は分担して必要な装備品（下記例示）を持ち込む。 a) 移動用車両、寝袋、飲料水、食料、デジタルカメラ、衛星携帯電話、パソコン、データ通信機器、プリンタ、用紙、交換インク・トナー、USB メモリ、事務用品、阪神・淡路大震災の教訓・事例集（阪神・淡路大震災1年の記録、阪神・淡路大震災1ヶ月の記録、「伝える」等） b) 必要に応じてテント、発電機、投光器等
⑤受入体制	・被災府県は、現地支援本部に対し、受入担当を置き、被害状況、支援ニーズ等の情報を提供するとともに、必要に応じ、通信手段の貸与、業務スペースの確保等を行い、活動が円滑に行われるよう配慮する。

<現地連絡所（被災市町村内）設置・運営要領>

項 目	内 容
①業務内容	a) 被災市町村からの応援ニーズを把握する。 b) 被災市町村と応援府県・政令市との応援調整を行う。 c) 教育、ボランティア、避難所運営、行政通常業務、災害時発生行政業務（家屋被害認定、罹災証明書発行、災害弔慰金、生活再建支援金、義援金、住宅応急修理、被災者健康相談・衛生対策、心のケア、仮設住宅対策、がれき処理等環境対策）など被災市町村に生じる課題解決を直接支援する。
②編成	a) 総括及び必要に応じて派遣する専門職員により編成する。 総括、情報収集・連絡員、ロジスティックス担当、教育担当、ボランティア総括コーディネーター、避難所運営担当、市役所・町村役場業務担当、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、仮設住宅等住宅対策担当、がれき処理等環境対策担当等
③設置・運営手順	a) 被災府県と被災市町村の支援について協議した上で、被災市町村と支援の実施について協議し、支援分野、応援要員の配置を決める。 c) 被災市町村災害対策本部の周辺（被災市町村役場内等）に業務スペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災市町村に依頼する。 d) 被災市町村災害対策本部の本部会議や事務局において、被災市町村の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。 e) 現地連絡所の職員は相互の情報共有に努めるとともに、被災府県が現地に派遣した職員と定期的に情報交換・打合せを行い、緊密な連携を図る。 f) 被災市町村との意見交換の場や、全国から応援に入っている自治体、NPO等と、避難所支援、救援物資等の課題別に情報交換を行う場を

	定期的に開催する仕組みを構築する。 g) 市町村業務の支援を行う職員は、それぞれの分野を所管する被災市町村の局部課の長の指示のもとで支援業務を実施する。 h) 総括担当者は、状況に応じた派遣職員の業務分野等について、被災市町村の人事担当者と調整する。 i) 広域連合、構成団体、連携県の各災害対策（支援）本部及び現地支援本部において現地連絡所の支援体制を整備する。
④主な装備品	応援府県・応援政令市は分担して必要な装備品（下記例示）を持ち込む。 a) 移動用車両、寝袋、飲料水、食料、デジタルカメラ、衛星携帯電話、パソコン、データ通信機器、プリンタ、用紙、交換インク・トナー、USB メモリ、事務用品、阪神・淡路大震災の教訓・事例集（阪神・淡路大震災1年の記録、阪神・淡路大震災1ヶ月の記録、「伝える」等） b) 必要に応じてテント、発電機、投光器等
⑤受入体制	・被災市町村は、現地連絡所に対し、受入担当を置き、被害状況、支援ニーズ等の情報を提供するとともに、必要に応じ、通信手段の貸与、業務スペースの確保等を行い、活動が円滑に行われるよう配慮する。

(4) 政府現地対策本部設置時の対応

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.35]

政府の緊急災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）が設置された際は、広域連合及び構成府県は、連携県と連携し、以下により同本部に要員を派遣する。

なお、国の東南海・南海地震応急対策活動要領が適用された場合は、同要領に基づく活動を基本とし、これを本要綱に基づく活動で補う形で相互に連携を図る。

	被災府県	広域連合	応援府県
派遣基準	関西圏域において政府現地対策本部が設置されたとき 【設置根拠】 災害対策基本法第 25 条第 6 項、同法第 28 条の 3 第 8 項 【設置例】 中央防災会議「東南海・南海地震応急対策活動要領」（H18.4）によれば、 設置場所：原則として、愛知県、大阪府、香川県とする。 管轄区域：愛知県に置く本部→岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 大阪府に置く本部→滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 香川県に置く本部→徳島県、香川県、愛媛県、高知県 派遣依頼：政府現地対策本部に、管轄内府県の幹部の派遣を依頼する。		
派遣人数	派遣依頼に基づく幹部派遣のほか、各府県で定める人数	2 人程度	派遣依頼に基づく幹部派遣のほか、各府県で定める人数
業務内容 (想定)	被災府県等の情報を集約し、国の支援等に関する情報を被災府県等に伝達するとともに、以下の業務について政府現地対策本部との連絡調整に当たる。 1 被災府県等から被害状況や対応状況に関する情報を収集し、政府現地対策本部の情報集約担当へ伝達する。 2 被災府県等における課題や国への要請等を把握し、政府現地対策本部の事案調整担当へ伝達し、必要な調整を行う。 3 関連する情報や要請への国の対応状況、各種事案への対応状況を収集し、被災府県等に伝達するとともに、必要な調整を行う。 4 被災府県等からの問い合わせ等に関して、政府現地対策本部各班・担当と必要な調整を行う。 5 各種会議に参加し被災府県等の活動状況について報告するとともに、会議結果を会議資料とともに被災都道府県等へ送付する。 6 業務予定及び業務記録を作成し被災府県等へ送付する。 7 被災府県等から政府現地対策本部へ派遣された職員の管理を行う。 8 その他特に指示された特別な業務を実施する。 ※現地対策本部業務マニュアル【大規模震災対応編】総括版（平成 21 年 3 月内閣府政策統括官（防災担当）より抜粋		

第4章 応援・受援の手順

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.40]

広域連合及び構成団体は、大規模広域災害が発生したときは、連携県、市町村及び関係機関・団体と連携し、本章の手順を基本に応援・受援を行う。

なお、本章には、広域連合及び構成団体、連携県の業務だけでなく、市町村、関係機関・団体の業務についても、応援・受援の調整に必要な範囲で記載している。

<応援・受援の分野>

番号	分 野		ページ
1	分野共通の手順	①情報の収集・共有及び公表	34
		②輸送経路・手段の確保	39
		③応援要員の派遣	43
2	(※) 救助・救急及び消火活動の実施		49
3	医療活動の実施		53
4	(※) 避難指示等の発令及び避難誘導		61
5	広域避難の実施		64
6	避難所の運営		70
7	帰宅困難者の支援		74
8	生活物資の供給		77
9	(※) 給水		83
10	被災者の健康対策の実施	① (※) 保健・福祉	87
		② (※) 栄養	91
11	被災者の心のケアの実施		95
12	生活衛生対策の実施	①し尿処理	99
		②入浴の確保	103
13	防疫対策の実施		107
14	遺体の葬送		111
15	(※) 被災建築物等の応急危険度判定		115
16	応急仮設住宅の整備・確保		118
17	社会基盤施設の緊急対策及び復旧	①全般 (道路、鉄道、港湾、漁港、空港・ヘリポート、 海岸、河川、砂防施設、治山施設、林業用 施設、農地・農業用施設、集落排水施設)	125
		② (※) 水道	130
		③ (※) 下水道	134
		④ (※) 電気・ガス・通信	140
18	災害廃棄物の処理		143
19	被災者の生活支援	①災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害 援護資金の貸付	147
		②義援金の募集・配分	151
		③被災者生活再建支援金の支給	154
		④相談窓口の開設	158
20	被災市町村事務全般の支援		161
21	学校のエデュケーション機能の回復		164
22	文化財の緊急保全		168
23	災害ボランティアの受入れ		172
24	(※) 海外からの支援の受入れ		176

*分野区分は関西防災・減災プラン(地震・津波災害対策編)のオペレーションマップに基づく。

*「※」印の分野は、法令の定めや既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、簡易に記載。

<分野別手順書の見方>

(例)

8 生活物資の供給

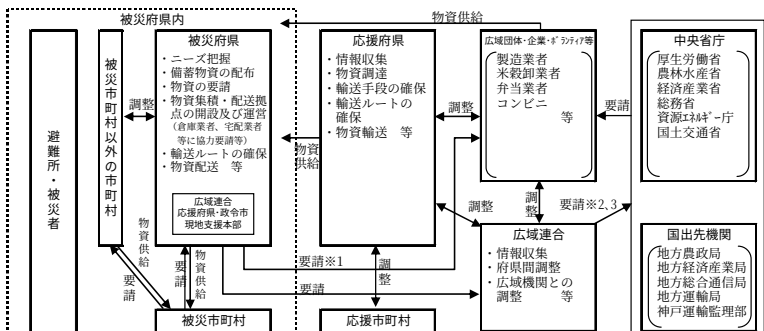
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における食料や生活必需品等の需要を的確に把握し、備蓄物資や関係機関・団体間のネットワーク等を活用して調達した救援物資を・・・

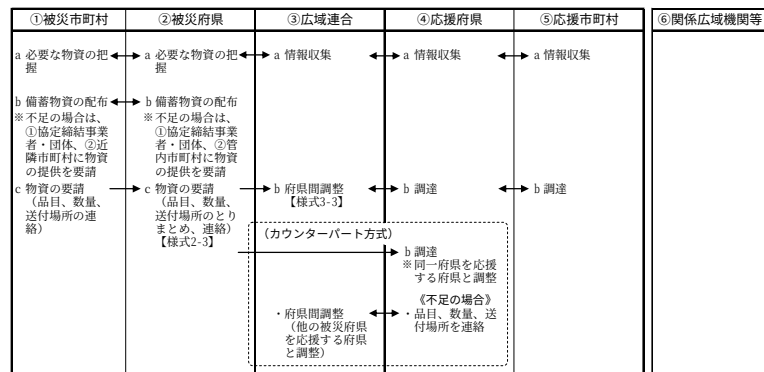
(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他								
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	・以下に例示する基本物資を中心に、被災地の需要に応じて、必要な物資を末端まで迅速に供給する。 主な基本物資(属性別) <table border="1"> <tr> <th>属性に関わらず必要な物資</th><th>乳幼児</th><th>女性</th><th>災害時要援護者</th></tr> <tr> <td>食料 ・アルファ化米 ・即席めん ・精米 ・おにぎり ・弁当</td><td>・粉ミルク ・離乳食</td><td></td><td>・流動食 ・透析用米飯</td></tr> </table>	属性に関わらず必要な物資	乳幼児	女性	災害時要援護者	食料 ・アルファ化米 ・即席めん ・精米 ・おにぎり ・弁当	・粉ミルク ・離乳食		・流動食 ・透析用米飯	—
属性に関わらず必要な物資	乳幼児	女性	災害時要援護者								
食料 ・アルファ化米 ・即席めん ・精米 ・おにぎり ・弁当	・粉ミルク ・離乳食		・流動食 ・透析用米飯								

(3) フォーメーション



(4) オペレーション



①被災市町村の業務

項 目	内 容
a 必要な物資の把握	□避難者数を確認し、必要な物資及びその数量を把握する。
b 備蓄物資の配布	□被災府県と連携し、備蓄物資を配布する。 □災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体に対して物資の提供を要請する。
c 物資の要請	□物資の不足が見込まれる場合は、必要な物資に関する情報(品目、数量、送付場所)を被災府県へ連絡する。
d 物資集積・配送拠点の開設及び運営(市町村内)	□物資集積・配送拠点の設置規模及び運用方法を決定する。 □物資の集積及び配送のための要員を確保し、拠点を運営する。 □物資集積・配送拠点の開設場所等の情報を被災府県に連絡する。 □倉庫業者、宅配便事業者等に物資集積・配送拠点の開設及び運営について協力を要請する。

②被災府県の業務

③広域連合の業務

④応援府県の業務

⑤応援市町村の業務

⑥関係広域機関等の業務

基本方針

何のために、誰のために、どのような方針で業務を行うのかを簡潔に記載。

応援内容(応援調整対象の一覧)

①応援要員の派遣、②物資・資機材の供給、③その他(避難者及び傷病者の受入れ、その他必要な応援)の別に応援・受援調整の対象となる事項を記載。

フォーメーション(基本体制図)

応援・受援を行う基本的な体制を示す図。各主体の役割と相互の関係を記載。

オペレーション(業務フロー図)

応援・受援の業務の流れを①被災市町村、②被災府県、③広域連合、④応援府県、⑤応援市町村、⑥関係広域機関等の関係を示して記載。

オペレーション(業務内容)

業務フロー図に沿って各主体の業務の内容をチェックリスト形式で記載。

各業務を行うに当たっての留意事項も合わせて記載。

※矢印の凡例

[基本体制図・業務フロー図共通]

→ : 要請、働きかけ、連絡、物資供給、職員派遣等

↔ : 協議、調整、連携等

1 分野共通の手順

1-1 情報の収集・共有及び公表

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.40]

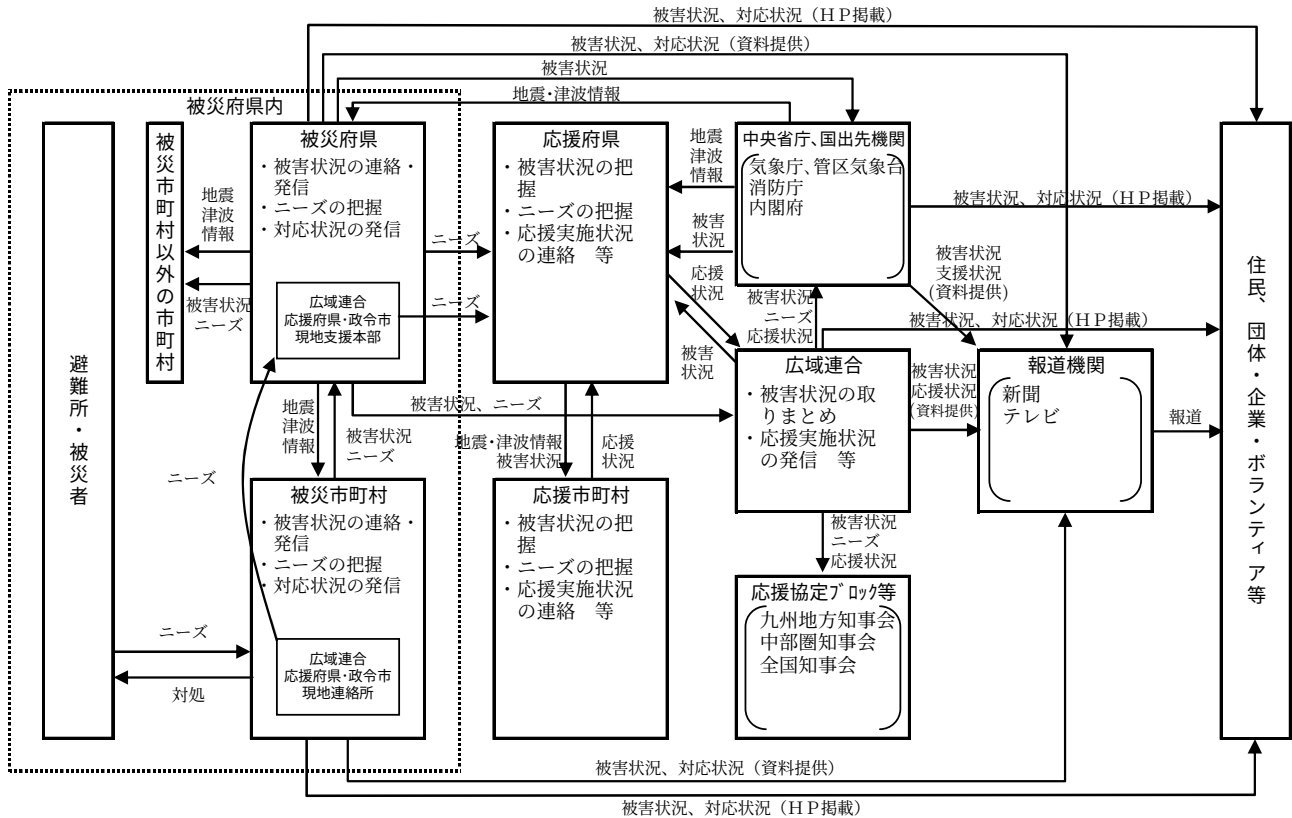
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、応援・受援活動を迅速・的確に実施するため、被害状況、被災地ニーズ、対応状況等に関する情報収集を行い、関係機関・団体等と情報共有を図るとともに、府県民に対応状況等を周知する。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	<収集する情報> ○地震情報、津波情報 ○被害予測 ○被害状況 ・広域防災拠点、避難所、医療機関等の状況 ・人的被害（死者数、行方不明者数、負傷者数、要救助者） ・住家被害（全壊住家数、半壊住家数、一部破損住家数、床上浸水住家数、床下浸水住家数） ・火災の状況 ・道路、鉄道等の交通遮断状況 ・ライフラインの状況（断水、停電、電話不通、ガス停止） ○避難状況（避難世帯数、避難者数） ○構成団体、連携県、国の体制（災害対策本部の設置状況） 等
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	—	—	<収集する情報> ○救助・救急活動の状況 ○医療活動の状況 ○避難の状況 ・避難所開設状況 ・避難者数 ○人的・物的支援の状況 ・応援要員の派遣 ・食料、飲料水、生活必需品、燃料等の供給 ・避難者の受入れ、災害廃棄物の受入れ ○応急仮設住宅の整備状況 ○交通、ライフライン、医療機関の復旧状況 ○ボランティア活動の状況 ○災害廃棄物の処理状況 ○雇用の状況 等

(3) フォーメーション



(4) オペレーション

①被災市町村	②被災府県	③広域連合	④応援府県	⑤応援市町村	⑥関係広域機関等
				(地震・津波情報の連絡)	
	a 地震・津波情報の連絡		a 地震・津波情報の連絡		a 気象庁、管区気象台
a 被害状況の連絡及び公表	b 被害状況の連絡及び公表【様式1】	a 被害状況の取りまとめ及び連絡【様式1】	b 被害状況の連絡		b 消防庁 c 内閣府 d 報道機関
					e 応援協定ブロック全国知事会
b ニーズの把握及び連絡	c ニーズの把握及び連絡	b ニーズの把握及び連絡	c ニーズの把握及び連絡	a ニーズの把握及び連絡	e 応援協定ブロック全国知事会
c 対応状況の連絡及び公表	d 対応状況の連絡及び公表	c 対応状況、応援実施状況の取りまとめ及び公表【様式5】	d 応援実施状況の報告【様式4-1～4-3】	b 応援実施状況の報告	c 内閣府 d 報道機関 e 応援協定ブロック全国知事会

※構成市は、原則として当該市域を管轄する府県に加え、広域連合にも連絡する。

第4章 応援・受援の手順

1 分野共通の手順 1-1 情報の収集・共有及び公表

① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 被害状況の連絡及び公表	☐ 管内の被害状況（①人的被害（死者数、行方不明者数、負傷者数）、②住家被害（全壊住家数、半壊住家数、一部破損住家数、床上浸水住家数、床下浸水住家数）、③避難状況（避難世帯数、避難者数）等）を被災府県へ連絡する。 ☐ 報道発表等を通じて管内の被害状況を公表する。
b ニーズの把握及び連絡	☐ 被災地のニーズ（食料、飲料水、生活必需品、燃料、応援要員、避難者の受入れ、災害廃棄物の受入れ等）を把握し、被災府県へ連絡する。
c 対応状況の連絡及び公表	☐ 管内の災害対応状況（交通遮断状況、ライフラインの復旧状況、避難者の状況、応急仮設住宅の状況、災害廃棄物の処理状況等）を被災府県へ連絡する。 ☐ 報道発表等を通じて管内の災害対応状況を公表する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 地震・津波情報の連絡	☐ 気象庁から連絡を受けた地震・津波情報を管内市町村へ連絡する。
b 被害状況の連絡及び公表	☐ 管内の被害状況を、関西府県・政令市の体制及び被害状況（様式1）により広域連合へ連絡する。 ☐ 管内の被害状況を所定の様式により消防庁へ連絡する。 ☐ 報道発表等を通じて管内の被害状況を公表する。
c ニーズの把握及び応援要請	☐ 被災市町村に職員を派遣し、または、設置した現地事務所を通じて、被災地のニーズを把握する。 ☐ 把握したニーズを集約し、必要な支援を広域連合、応援府県・政令市、関係省庁等に要請する。
d 対応状況の連絡及び公表	☐ 管内の災害対応状況を広域連合に連絡する。 ☐ 報道発表等を通じて管内の災害対応状況を公表する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 被害状況の取りまとめ及び連絡	☐ 関西圏域の被害状況を、関西府県・政令市の体制及び被害状況（様式1）により取りまとめ、構成団体に連絡する。
b ニーズの把握及び応援要請	☐ 現地支援本部、現地連絡所等を通じて被災地のニーズを把握し、応援府県・政令市と情報を共有する。 ☐ 把握したニーズを集約し、必要な支援を応援府県・政令市、関係省庁、九州地方知事会、中部圏知事会、全国知事会等に要請し、応援・受援調整を行う。 ※被災府県が庁舎被災等により情報発信が困難な場合は、現地支援本部等で適宜広報支援を行う。
c 対応状況、応援実施状況の取りまとめ及び公表	☐ 被災団体の対応状況、応援府県・政令市の応援実施状況を取りまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。 ※資料公表の手順は下記のとおりとする。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 地震・津波情報の連絡	☐ 気象庁から連絡を受けた地震・津波情報を管内市町村へ連絡する。
b 被害状況の連絡	☐ 応援府県は、広域連合及び内閣府等から入手した被害状況に関する情

	報を応援市町村へ連絡する。
c ニーズの把握及び連絡	☐ 現地支援本部、現地連絡所等を通じて被災地のニーズを把握し、広域連合、管内市町村と情報を共有する。 ※被災府県・市町村が庁舎被災等により情報発信が困難な場合は、現地支援本部・現地連絡所等で適宜広報支援を行う。
d 応援実施状況の報告	☐ 応援実績報告書（様式4）により広域連合に定期的に応援実施状況を報告する。

⑤ 応援市町村の業務

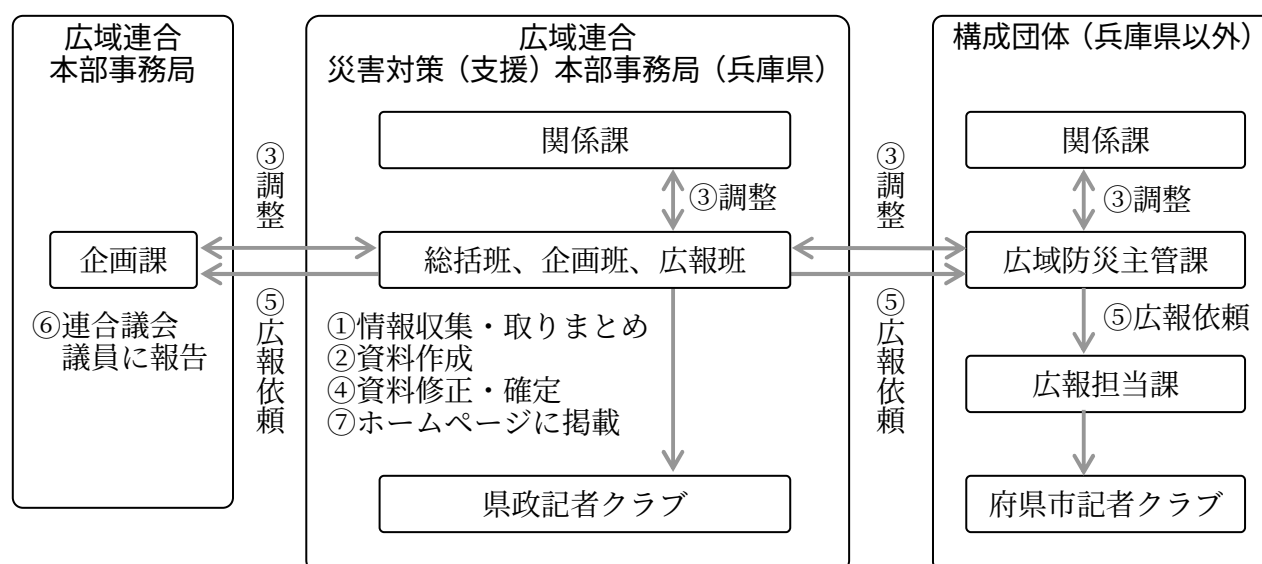
項目	内容
a ニーズの把握及び連絡	☐ 応援府県、現地連絡所等を通じて被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 応援実施状況の報告	☐ 応援府県に定期的に応援実施状況を報告する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 気象庁、管区气象台	☐ 地震・津波情報を官邸、関係省庁、関係都道府県等に連絡する。
b 消防庁	☐ 被害状況を取りまとめ、内閣府へ連絡する。
c 内閣府※	☐ 関係省庁から得た情報を取りまとめ、公表する。
d 報道機関	☐ 新聞、テレビ等の報道機関は、行政機関等から得た情報を住民に報道する。
e 応援協定ブロック 全国知事会	☐ 九州地方知事会、中部圏知事会、全国知事会は、広域連合から情報を得て応援に備えるとともに、広域連合から要請があった場合は速やかに応援を実施する。

※緊急災害対策本部が設置された場合には緊急災害対策本部に読み替える。また、非常災害対策本部が設置された場合には非常災害対策本部に読み替える。

<広域連合災害対策（支援）本部における広報手順>



※広域連合が報道発表をする際は、広域連合本部事務局が定める様式によるものとする。

第4章 応援・受援の手順

1 分野共通の手順 1-1 情報の収集・共有及び公表

<留意事項>

- ・災害発生時の情報伝達手段を確保するため、市町村は指定している避難所にあらかじめ電話を設置するよう努める。
- ・災害発生時に情報伝達手段を確保するため、被災市町村は、電気通信事業者に対して特設公衆電話の設置を働きかける。
- ・災害発生時に情報伝達手段を確保するため、広域連合又は被災府県は、衛星携帯電話の提供を総合通信局に働きかける。

1-2 輸送経路・手段の確保

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38, p.47, p.60]

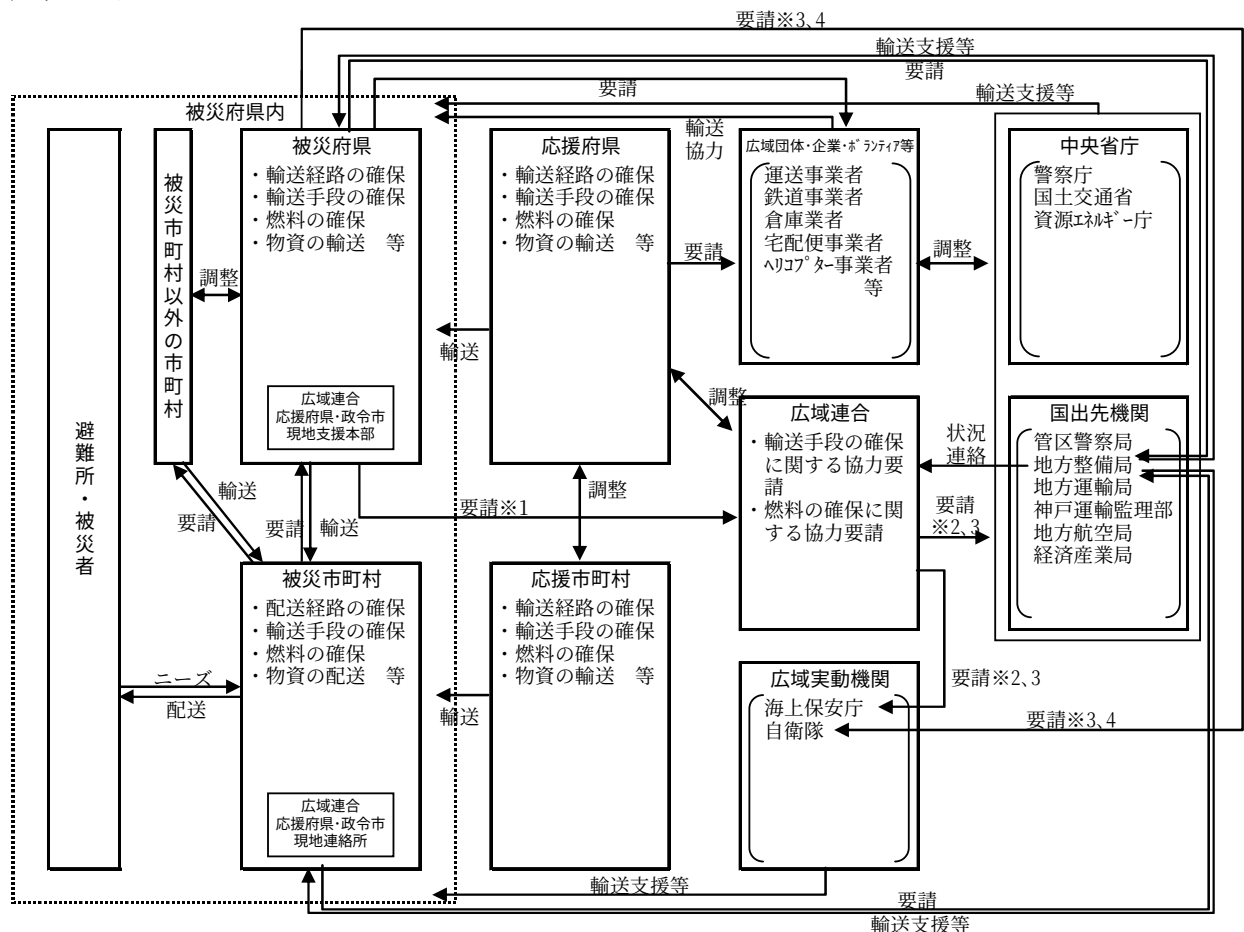
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため、関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路、空路も含め、多様な輸送経路・手段を確保する。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	○輸送経路の確保 ○輸送手段の確保 ○燃料の確保
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	—	—	↓

(3) フォーマーション



※1 被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する。

※2 広域連合が支援を要請する。ただし、府県間調整を要さない場合や地方整備局のTEC-FORCEなど既定の支援制度がある場合は、被災府県・市町村が直接支援を要請する。

※3 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合又は被災府県は、同本部を通じて支援を要請する。

※4 自衛隊に対する要請は、自衛隊法第83条による、都道府県からの災害派遣要請を意味する。

第4章 応援・受援の手順

1 分野共通の手順 1-2 輸送経路・手段の確保

(4) オペレーション

①被災市町村	②被災府県	③広域連合	④応援府県	⑤応援市町村	⑥関係広域機関等
a 輸送経路の確保 (市町村内)	a 輸送経路の確保 (府県内)		a 輸送経路の確保 (被災府県まで)	a 輸送経路の確保 (被災府県まで)	a 警察庁、管区警察局 b 国土交通省、地方整備局
b 輸送手段の確保	b 輸送手段の確保	a 輸送手段の確保に関する協力要請	b 輸送手段の確保 (府県トラック協会、海運事業者等への協力要請) 輸送手段の確保が困難な場合は連絡	b 輸送手段の確保 (府県トラック協会、海運事業者等への協力要請)	b 国土交通省、地方運輸局、神戸運輸監理部 c 海上保安庁 d 自衛隊
c 燃料の確保	c 燃料の確保	b 燃料の確保に関する協力要請	c 燃料の確保	c 燃料の確保	e 資源エネルギー庁、経済産業局
			d 物資の輸送	d 物資の輸送	

① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 輸送経路の確保 (市町村内)	☐ 道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、道路管理者に要請して道路の啓開を行う等により、市町村内の輸送経路を確保する。 ☐ 鉄道の運行状況も把握した上で、被災府県、応援団体等に通行可能な輸送経路の情報を連絡する。
b 輸送手段の確保	☐ 宅配便事業者、府県トラック協会地方支部、海上運送事業者、道路運送事業者等に物資又は人員の輸送について協力を要請する。 ☐ ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、被災府県にその旨を連絡する。 ☐ 輸送手段の確保が困難な場合は、被災府県にその旨を連絡する。
c 燃料の確保	☐ 輸送に必要な燃料（ガソリン、軽油）を確保する。 ☐ 燃料が不足する場合、被災府県に燃料の確保を要請する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 輸送経路の確保 (府県内)	☐ 道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、道路管理者に要請して道路の啓開を行う等により、府県内の輸送経路を確保する。 ☐ 鉄道の運行状況も把握した上で、被災市町村、応援団体、広域連合等に通行可能な輸送経路の情報を連絡する。
b 輸送手段の確保	☐ 宅配便事業者、府県トラック協会、府県倉庫協会、海上運送事業者、道路運送事業者等に物資又は人員の輸送について協力を要請する。

	☐ ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自府県内の消防防災ヘリコプター及び警察ヘリコプターを活用する。不足する場合は、消防庁又は警察庁を通じて、他の都道府県に同ヘリコプターの出動を要請する。 ☐ 上記によってもヘリコプターが不足する場合は、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定に基づき、同協定の締結事業者に対し、ヘリコプターの運航を要請する。 ☐ 輸送手段の確保が困難な場合は、広域連合を通じて、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力（事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等）を要請する。 ☐ 輸送手段の確保が困難な場合は、自衛隊に輸送支援を要請する。
c 燃料の確保	☐ 輸送に必要な燃料（ガソリン、軽油）を確保する。 ☐ 燃料が不足する場合、広域連合（カウンターパート方式の場合：応援府県）に燃料の確保を要請する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 輸送手段の確保に関する協力要請	☐ 被災府県から要請があったとき又は情報収集の結果により必要と判断されるときは、国土交通省、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力を要請し、応援・受援調整を行い、その結果を応援団体に連絡する。 ☐ 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定の締結事業者に対する被災府県又は応援府県からの運航要請の集中が予想される場合は、府県間の運航要請の調整を行う。
b 燃料の確保に関する協力要請	☐ 被災府県から要請があったとき又は情報収集の結果により必要と判断されるときは、資源エネルギー庁、業界団体等に燃料の確保について協力を要請する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 輸送経路の確保（被災府県まで）	☐ 道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、鉄道の運行状況も把握し、被災府県までの輸送経路を確保する。
b 輸送手段の確保	☐ 公用車の活用に加え、府県レンタカー協会を通じて車両を確保する。 ☐ 府県トラック協会、府県倉庫協会、海上運送事業者、道路運送事業者等に輸送手段の確保について協力を要請する。 ☐ ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自府県内の消防防災ヘリコプター及び警察ヘリコプターを活用する。 ☐ 上記によってもヘリコプターが不足する場合は、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定に基づき、同協定の締結事業者に対し、ヘリコプターの運航を要請する。 ☐ 輸送手段の確保が困難な場合は、広域連合を通じて、国土交通省、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力（事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等）を要請する。
c 燃料の確保	☐ 輸送に必要な燃料（ガソリン、軽油）を確保する。 ☐ 燃料が不足する場合、広域連合に燃料の確保を要請する。
d 輸送の実施	☐ a から c までの調整ができ次第、輸送活動を実施する。

第4章 応援・受援の手順

1 分野共通の手順 1-2 輸送経路・手段の確保

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 輸送経路の確保 (被災府県まで)	☐ 道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、鉄道の運行状況も把握し、被災府県までの輸送経路を確保する。
b 輸送手段の確保	☐ 公用車の活用に加え、府県レンタカー協会を通じて車両を確保する。 ☐ 府県トラック協会地方支部、海上運送事業者、道路運送事業者等に物資又は人員の輸送について協力を要請する。 ☐ ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、応援府県にその旨を連絡する。 ☐ 輸送手段の確保が困難な場合は、応援府県にその旨を連絡する。
c 燃料の確保	☐ 輸送に必要な燃料（ガソリン、軽油）を確保する。 ☐ 燃料が不足する場合、応援府県に燃料の確保を要請する。
d 輸送の実施	☐ a から c までの調整ができ次第、輸送活動を実施する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 警察庁、管区警察局	☐ 府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに、府県警察に対して必要に応じて指導を行う。
b 国土交通省	☐ （地方整備局）道路管理者として、警察等と連携し、輸送経路に当たる国管理道路の状況を把握し、必要に応じて啓開を行う等により、輸送経路を確保する。 ☐ （地方運輸局、神戸運輸監理部）広域連合又は被災府県からの要請に基づき、府県トラック協会、府県倉庫協会、海上運送事業者、港湾運送事業者、道路運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行う。 ☐ （地方航空局）広域連合又は被災府県からの要請に基づき、空港管理者及び航空運送事業者に対して緊急輸送の協力要請を行う。
c 海上保安庁	☐ 広域連合又は被災府県からの要請に基づき、自ら保有する船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。
d 自衛隊	☐ 被災府県からの要請に基づき、自ら保有する車両、船舶、航空機を用いて輸送支援等を行う。
e 資源エネルギー庁、経済産業局	☐ 広域連合又は被災府県からの要請に基づき、燃料について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。

<留意事項>

- ・孤立集落が発生した場合は、ヘリコプターにより物資又は人員を輸送するとともに、衛星携帯電話等により通信手段を確保する。
- ・人員の輸送に当たっては、近隣の応援団体と乗り合わせるなど効率的な輸送を心がける。
- ・自衛隊による輸送支援等は、自衛隊の活動が人命救助を第一優先とするため、人命救助等の状況により、支援の可否や輸送量等に幅があることに留意するとともに、自衛隊の能力・特性を踏まえた支援調整が必要である。
- ・輸送経路の把握に当たっては、（特非）ITS JapanによるETCを利用した高度道路交通システムの活用が可能である。

※ITS（Intelligent Transport Systems：高度道路交通システム）とは、人と道路と自動車の間で情報の受発信を行い、道路交通が抱える事故や渋滞、環境対策等の課題を解決するためのシステム。

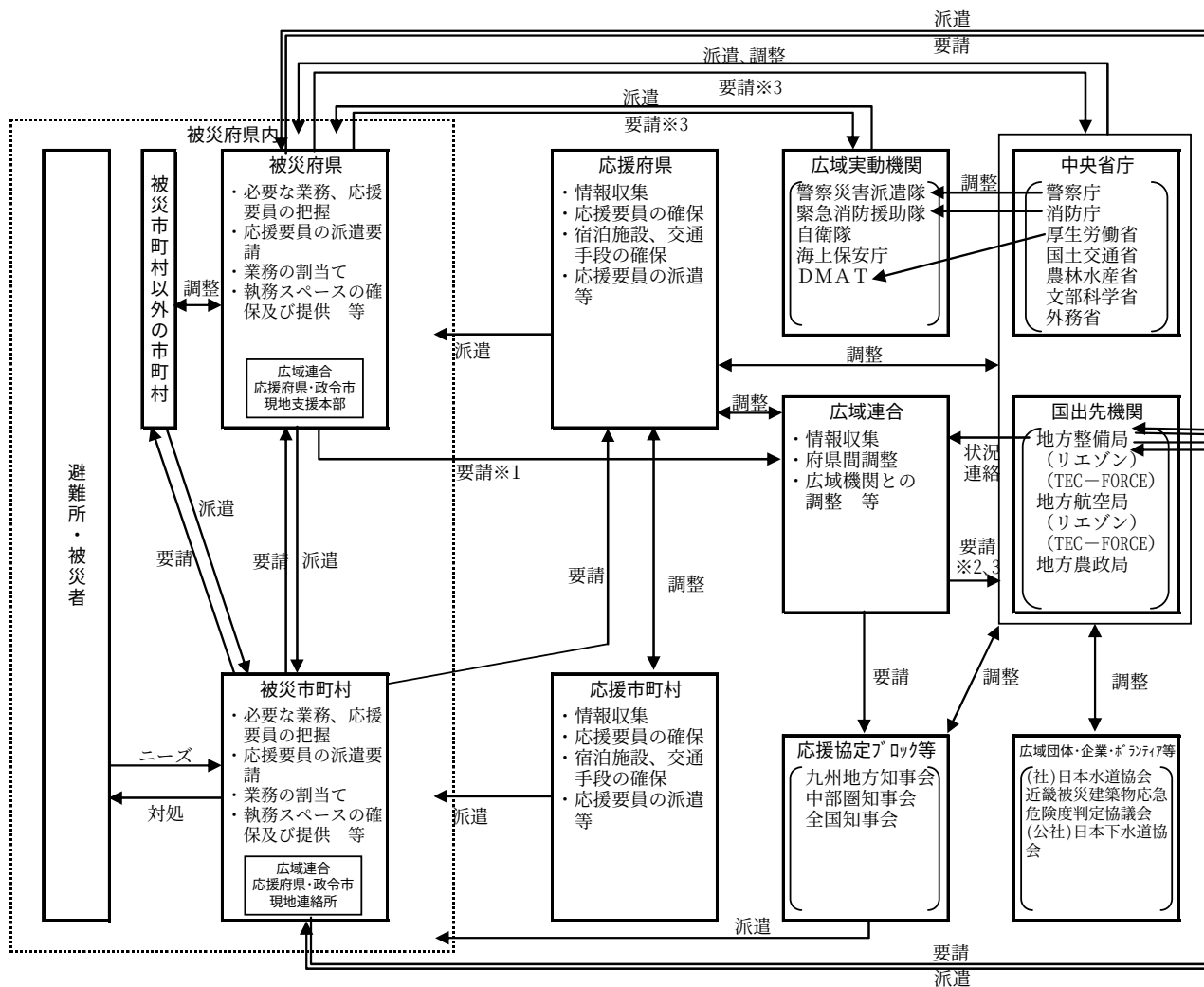
[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.49]

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村及び被災府県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、市町村及び関係機関・団体と連携して速やかに応援要員を派遣する。

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	<主な要員> ○医療対策要員 ・救護班 ・ドクターヘリ ※国等の関与により派遣調整が行われる要員 ○救助・救急対策要員 ・警察災害派遣隊（即応部隊）（警察庁） ・緊急消防援助隊（消防庁） ○医療対策要員（DMAT（厚生労働省）） ○給水車、給水要員（（社）日本水道協会） ○被災建築物応急危険度判定士 （近畿被災建築物応急危険度判定協議会） ○被災宅地危険度判定士（国土交通省） ※国が派遣する要員 ○自衛隊 ○海上保安庁 ○被災文教施設応急危険度判定士（文部科学省） ○災害対策現地情報連絡員（リエゾン）（国土交通省） ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	<主な要員> ○避難所運営支援要員 ○物資集積・配送拠点運営要員 ○保健・医療・福祉連絡要員 ○被災者の心のケア要員 ○応急仮設住宅整備要員 ○社会基盤施設復旧要員 ○災害廃棄物処理計画策定要員 ○被災者生活支援窓口要員 ○被災市町村事務全般支援要員（家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援） ○教員（教育支援要員） ○文化財緊急保全要員 ○ボランティア統括コーディネーター ※国等の関与により派遣調整が行われる要員 ○警察災害派遣隊（一般部隊）（警察庁） ○水道復旧要員（（社）日本水道協会） ○下水道復旧要員（（公社）日本下水道協会） ○農地・農業用施設復旧要員（農林水産省） ○海外からの派遣（外務省）	— 	—

※「初動期」に掲載した要員は、引き続き「応急対応期・復旧期」でも活動するが再掲は省略する。

(3) フォーメーション

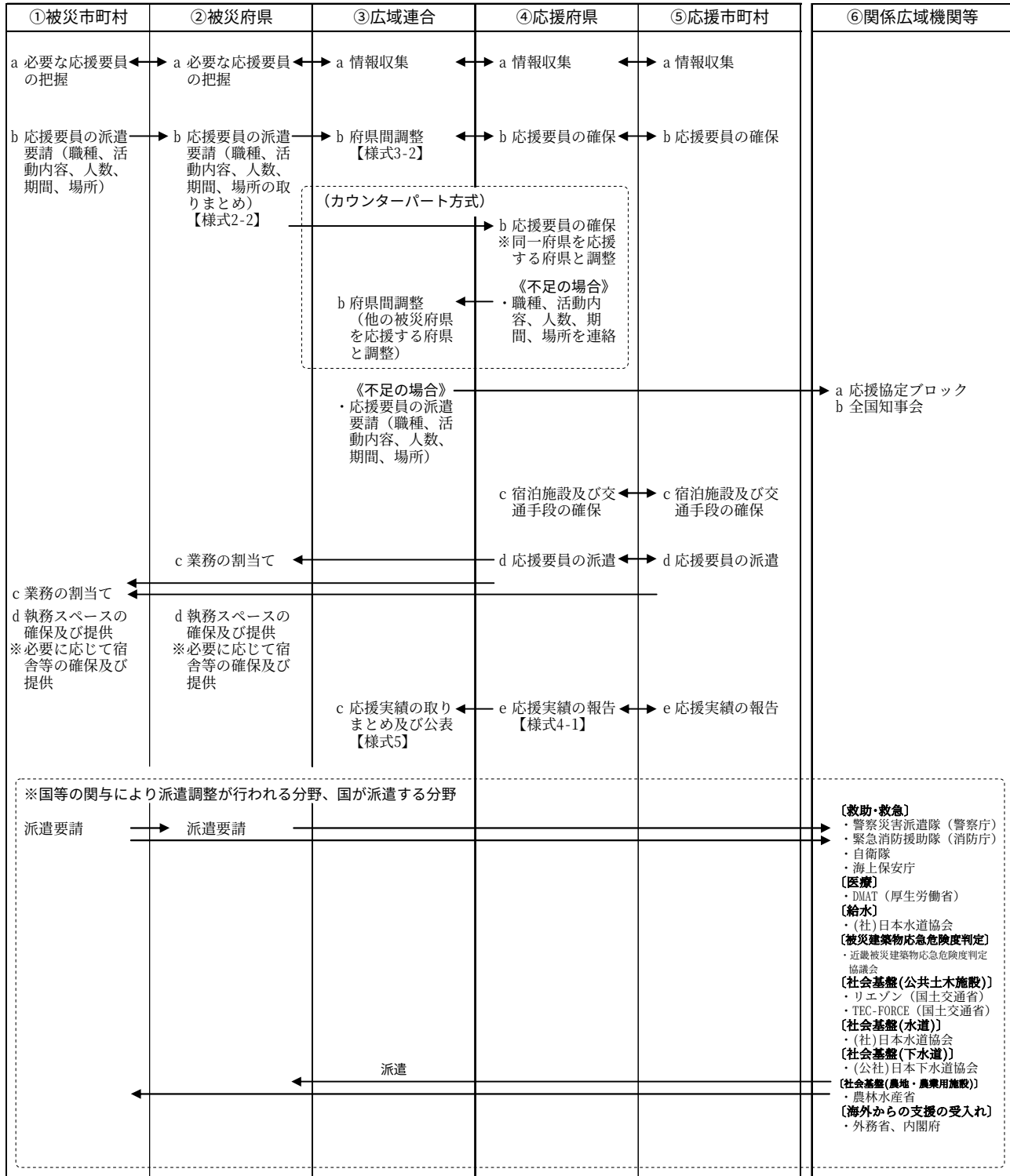


※3 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合又は被災府県は、同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション

応援要員の派遣要請及び派遣については、原則として次の手順によるが、国等が関与して派遣調整を行う分野など別の定めによる分野については、この限りではない。

なお、国等が関与して派遣調整を行う場合でも、広域連合は、国等に対し、広域連合が定めた応援の割当て（カウンターパート）への配慮を求めるものとする。



第4章 応援・受援の手順

1 分野共通の手順 1-3 応援要員の派遣

① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 必要な応援要員の把握	☐ 当面必要な業務を確認し、当該業務の実施に必要な応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）を把握する。 ☐ 市町村役場内の職員配置を組み替え、可能な限り、災害対策部門に人員を集中させる。
b 応援要員の派遣要請	☐ 人員の不足が見込まれる場合は、必要とする応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）をもとに、被災府県に応援要員の派遣を要請する。
c 業務の割当て	☐ 応援要員が交替すること等を考慮しながら、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。
d 執務スペースの確保及び提供	☐ 応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。 ☐ 必要に応じて、可能な範囲で応援要員のための宿舎等を確保する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 必要な応援要員の把握	☐ 当面必要な業務を確認し、当該業務の実施に必要な応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）を把握する。 ☐ 府県庁内の職員配置を組み替え、可能な限り、災害対策部門に人員を集中させる。 ☐ 被災市町村の人員の不足が見込まれる場合は、管内市町村に応援要員として職員の派遣を要請する。
b 応援要員の派遣要請	☐ 人員の不足が見込まれる場合は、被災市町村及び被災府県が必要とする応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）を取りまとめ、応援要請内訳書1（様式2-2）により、広域連合（ カウンターパート方式の場合：応援府県 ）へ要請する。
c 業務の割当て	☐ 応援要員が交替すること等を考慮しながら、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。 ☐ 応援市町村の派遣申し出を取りまとめ、管内市町村への応援要員の振り分けの調整を行う。
d 執務スペースの確保及び提供	☐ 応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。 ☐ 必要に応じて、可能な範囲で応援要員のための宿舎等を確保する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 府県間調整	☐ 被災府県から応援要員の派遣要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に派遣可能人数を確認の上、応援計画内訳書1（様式3-2）により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 （カウンターパート方式の場合） ☐ 応援府県から応援要員を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する府県に応援要員の派遣を依頼する。 ☐ 必要に応じて、被災府県・市町村と応援府県・市町村の組み合わせについて、国、全国知事会、全国市長会、全国町村会等に配慮を求める。 ☐ 関西圏域で応援要員を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等の関係広域機関へ応援を要請する。
c 応援実績の取りまとめ及び公表	☐ 応援府県の応援実績を取りまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部及び現地連絡所等を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 応援要員の確保	☐ 広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）から応援要員の派遣要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村と連携し、応援要員を確保する。 ☐ カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県で応援要員を確保できない場合は、その旨を広域連合へ連絡する。
c 宿泊場所及び移動手段の確保	☐ 宿泊場所及び移動手段を確保する。移動に当たっては、同一府県を応援する府県、管内市町村等と乗り合わせて往来する等、効率的に行う。
d 応援要員の派遣	☐ 応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。 ☐ 必要に応じて、管内市町村の被災市町村への派遣先の調整を行う。
e 応援実績の報告	☐ 派遣状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）により派遣状況を報告する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 応援要員の確保	☐ 応援府県等から要請のあった応援要員を確保する。
c 宿泊場所及び移動手段の確保	☐ 宿泊場所及び移動手段を確保する。移動に当たっては、同一府県を応援する府県、管内市町村等と乗り合わせて往来する等、効率的に行う。
d 応援要員の派遣	☐ 応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。
e 応援実績の報告	☐ 派遣状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、派遣状況を報告する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。
b 全国知事会	☐ 広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 ☐ 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道県は、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。

※国等の関与により派遣調整が行われる分野及び国が派遣する分野の関係広域機関等の業務については、それぞれの分野の節で記載する。

<留意事項>

- ・ 応援要員の派遣にあたっては、応援要員が消費又は使用する物資を携行させる等、できる限り派遣先自治体の負担とならないよう配慮する。
- ・ 自治体間の職員派遣の形態は、地方自治法第252条の17の規定による派遣（中長期派遣）を行うことが適当な場合を除き、派遣元自治体の公務出張（短期派遣）とし、その期間は概ね最長1か月とする。
- ・ 地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合は、派遣職員の職・氏名、従事予定業務、派遣期間等について定めた派遣職員の取扱いに関する協定を派遣元自治体と派遣先自治体との間

第4章 応援・受援の手順

1 分野共通の手順 1-3 応援要員の派遣

で締結する。

- ・ 被災府県・市町村が、地方自治法第252条の17による派遣を求める場合は、応援要員の要請人数等の算出根拠がわかる事業概要等を整理した上で、職員派遣を要請する。
- ・ 被災府県・市町村の負担を減らす観点から、1週間程度の連続した期間の派遣が望ましく、また、現地で応援要員同士が引継ぎを行えるような継続的な派遣が望ましい。さらに、市町村は市町村を、府県は府県を支援できるよう調整する必要がある。

2 救助・救急及び消火活動の実施

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.36]

(注) 本分野においては、法令の定めや既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

(1) 基本方針

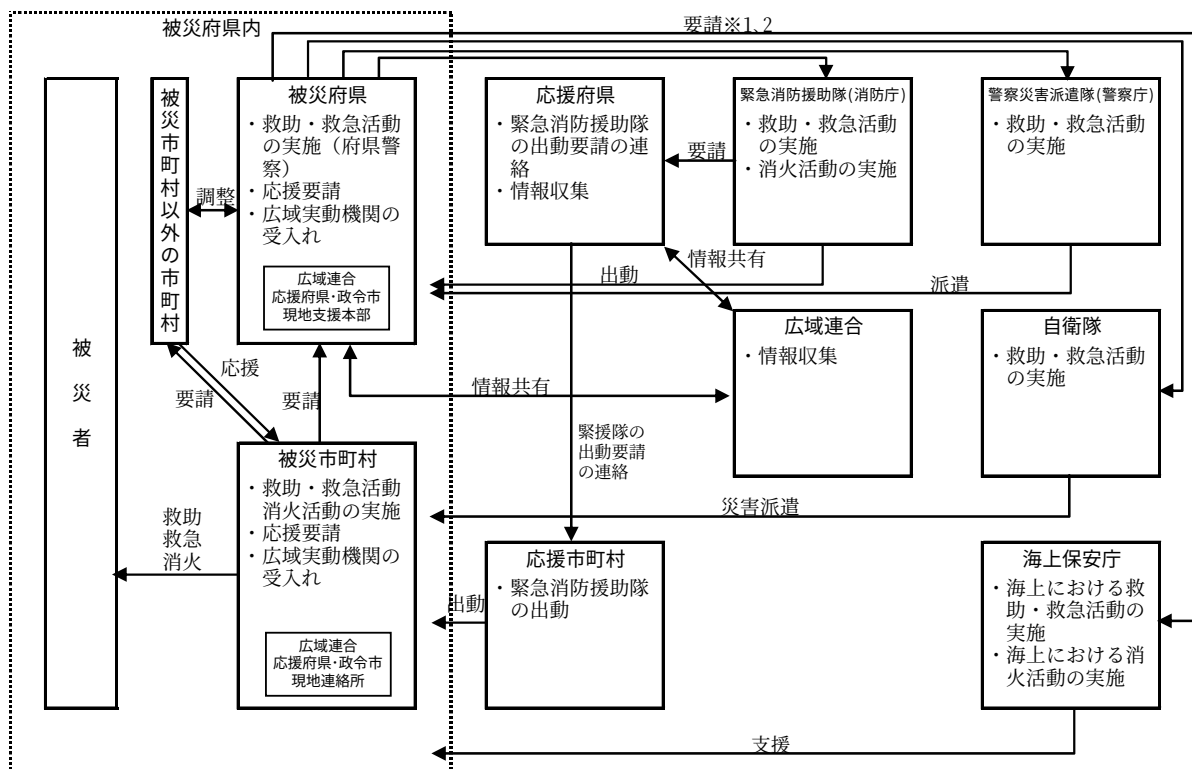
救助・救急及び消火活動に関する応援・受援活動は、基本的に消防、警察、自衛隊、海上保安庁の枠組みにより実施される。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、住民の生命・身体の安全を守るため、人命救助・救急、大規模火災に関する情報を収集し、広域実動機関の求めに応じ、必要な支援を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	※国の関与により派遣調整が行われる要員 ○緊急消防援助隊（消防庁） ○警察災害派遣隊（警察庁） ※国が派遣する要員 ○自衛隊 ○海上保安庁	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	—	—	—

(3) フォーメーション



※1 政府現地対策本部が設置された場合は、被災府県は同本部を通じて支援を要請する。

※2 自衛隊に対する要請は、自衛隊法第83条による、都道府県からの災害派遣要請を意味する。

第4章 応援・受援の手順
2 救助・救急及び消火活動の実施

(4) オペレーション

①被災市町村	②被災府県	③広域連合	④応援府県	⑤応援市町村	⑥関係広域機関等
a 救助・救急活動、消火活動の実施	←→ a 救助・救急活動の実施（府県警察）				
b 応援要請	→ b 応援要請				→ a 緊急消防援助隊（消防庁）
			a 緊急消防援助隊の出動要請の連絡	←→ a 緊急消防援助隊の出動 (関西圏域外から出動)	
		(被災府県の公安委員会が要請)			→ b 警察災害派遣隊（警察庁）
					→ c 自衛隊
					→ d 海上保安庁
c 広域実動機関の受入れ	←→ c 広域実動機関の受入れ	a 情報収集	←→ b 情報収集		

① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 救助・救急活動、消火活動の実施	☐ 消防機関、住民、自主防災組織等で協力して救助・救急活動、消火活動を行う。
b 応援要請	☐ 自市町村で救助・救急活動、消火活動が困難な場合は、被災府県を通じて他の自治体及び広域実動機関へ応援を要請する。
c 広域実動機関の受入れ	☐ 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の部隊の応援を受ける場合は、これらの展開、宿営等の拠点の確保を図り、被災現場への誘導・案内を行う。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 救助・救急活動の実施	☐ 府県警察は、被災市町村と連携し救助・救急活動を行う。
b 応援要請	☐ 被災市町村から救助・救急活動、消火活動の応援要請があった場合は、管内市町村の消防機関へ応援を要請する。 ☐ 自府県で救助・救急活動、消火活動が困難な場合は、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請する。 ☐ 自府県で救助・救急活動が困難な場合は、警察庁に警察災害派遣隊の出動を要請する。 ☐ 自府県で救助・救急活動が困難な場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。 ☐ 自府県で海上における救助・救急活動、消火活動が困難な場合は、海上保安庁に支援を要請する。
c 広域実動機関の受入れ	☐ 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の部隊の応援を受ける場合は、これらの展開、宿営等の拠点の確保を図り、被災現場への誘導・案内を行う。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 人的被害の状況や広域実動機関の派遣状況など救助・救急活動、消火

	活動に関する情報を収集する。
--	----------------

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 緊急消防援助隊の出動要請の連絡	☐ 消防庁長官から緊急消防援助隊の出動要請があった場合は、応援市町村にその旨を連絡する。
b 情報収集	☐ 人的被害の状況や広域実動機関の派遣状況など救助・救急活動、消火活動に関する情報を収集する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 緊急消防援助隊の出動	☐ 消防庁長官からの出動要請に基づき、緊急消防援助隊を出動させる。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 緊急消防援助隊（消防庁）	☐ 消防庁からの出動要請に基づき、救助・救急活動、消火活動を行う。
b 警察災害派遣隊（警察庁）	☐ 被災府県からの出動要請に基づき、救助・救急活動を行う。
c 自衛隊	☐ 被災府県からの派遣要請に基づき、救助・救急活動を行う。
d 海上保安庁	☐ 被災府県からの支援要請に基づき、海上における救助・救急活動、消火活動を行う。

<留意事項>

- ・救命効果の向上のため、救急隊員と医療機関が連携して救助・救急及び医療活動を実施することが重要である。
- ・府県及び市町村は、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊などの広域実動機関を受け入れる拠点の整備を推進するとともに、長期災害対応を支援するために当該拠点施設が備えるべき機能を充実させる必要がある。

【機能の例】

機 能	標 準 的 な 施 設 ・ 設 備
災害対策本部又はその補完機能	ア 災害対策本部室及び作戦室 イ 資料・情報収集・分析室 ウ 通信設備
ベースキャンプ機能	ア 宿泊・待機休息施設 イ ヘリコプター駐機、車両等駐車施設 ウ 電源供給施設 エ 生活用水（上下水）供給・処理施設 オ 洗濯・乾燥施設 カ 給食施設 キ シャワー・入浴施設
応急救護機能	ア 救護室 イ 医薬品等備蓄施設
備蓄物資供給機能	ア 食糧・飲料水、生活用品等備蓄施設 イ 車両等燃料備蓄施設 ウ ヘリコプター燃料備蓄施設 エ 災害活動用資機材備蓄施設 オ 車両、資機材等整備・補修施設 カ 物資等輸送・運搬車両
海外救助活動要員受け入れ機能	ア 宿泊・待機休息施設 イ 装備品等保管施設 ウ 通訳・活動調整機能

出典：平成24年5月21日消防庁報道資料
「緊急消防援助隊活動拠点施設に関する調査報告書」の概要

緊急消防援助隊の出動計画～あらゆる災害に備えて～

緊急消防援助隊の出動計画は2パターンです。

① 基本的な出動計画に基づく対応

消防庁長官から「出動の要請」又は「出動の指示」を受けた場合、迅速に出動できるように予め計画を定めています。

具体的には、被災した都道府県ごとに一次的に応援出動する第一次出動都道府県と、さらに応援が必要となった場合に二次的に出動する、出動準備都道府県を定めています。

② 各アクションプランによる対応

「東海地震」、「首都直下地震」、「東南海・南海地震」等の大規模地震では、被害が甚大で広域に及ぶため、基本的な出動計画に基づく対応では不十分であるため、全国規模での応援出動を行うこととしています。



出典：パンフレット「緊急消防援助隊」(消防庁)

3 医療活動の実施

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38]

(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、災害発生時の急性期から慢性期にわたり、被災地において必要な医療サービスを迅速かつ安定的に提供できるよう、被災地にDMAT（災害派遣医療チーム）や医療支援チームを派遣するとともに、ドクターヘリ等を活用し、患者の搬送を行う。

ドクターヘリの運用については、後述の「大規模広域災害発生時の広域連合管内ドクターヘリ運用方針」に基づき、広域連合が基地病院及び関係府県と運航調整を行う。

なお、ヘリコプターによる患者の搬送は、ドクターヘリ、自衛隊ヘリ以外に、消防防災ヘリによっても行われるが、消防防災ヘリの運航については、「2 救助・救急及び消火活動の実施」の中で行われるものであることから、本節では記載しない。

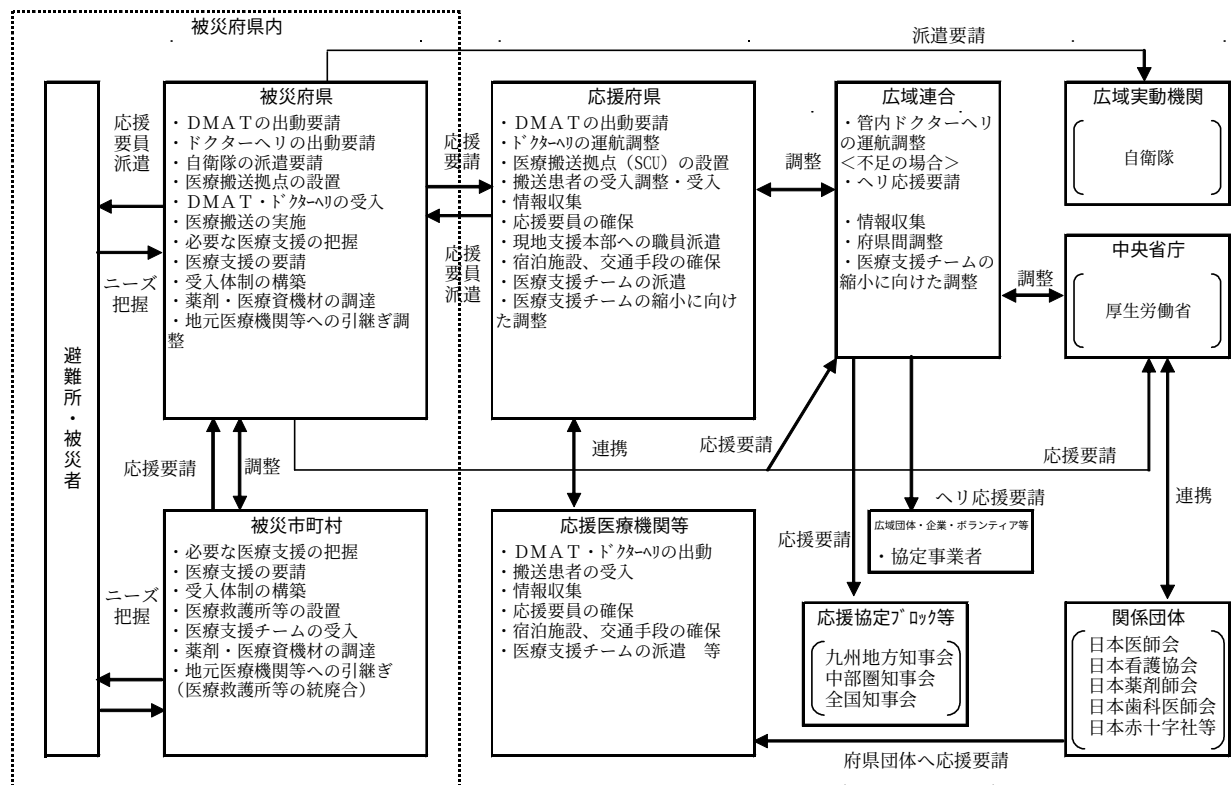
(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	○急性期（概ね 48 時間以内）の医療救護活動に必要な応援要員（DMAT）※国の関与により派遣調整が行われる。 ○亜急性期（概ね 48 時間以降 4 週以内）の医療提供体制の確保に必要な応援要員（救護班：医師・看護師・薬剤師・調整員等） ○現地のニーズ把握、医療支援チーム等の現地活動を後方支援するために必要な応援要員（現地連絡調整員）	○診察に必要な医療機器 ○医薬品、医療資機材 ○診療に必要な備品 ○水、食料、毛布等 ○パソコン ○携帯電話、衛星携帯電話等の通信機器	○被災地での救命治療 ○重症患者等の広域搬送（被災地内・外の医療施設への搬送） ○被災地での医療サービスの提供 ○現地支援本部での各種支援 ○ドクターヘリの運用 ○自衛隊による救護班の派遣、医療搬送の実施 ○医療搬送拠点（SCU）の設置 ※国の関与により調整が行われる。
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	○慢性期（概ね 4 週以降）の医療提供体制の確保に必要な応援要員（医師・看護師・薬剤師・理学療法士、歯科医師、調整員等） ○被災地の医療支援を統括・調整するために必要な応援要員（災害時医療調整チーム）		○被災地の医療救護所等での診察、巡回診療等の医療サービスの提供 ○被災地での医療需給の調整 ○平時の医療提供体制への移行（地域の医療機関への引継）

第4章 応援・受援の手順

3 医療活動の実施

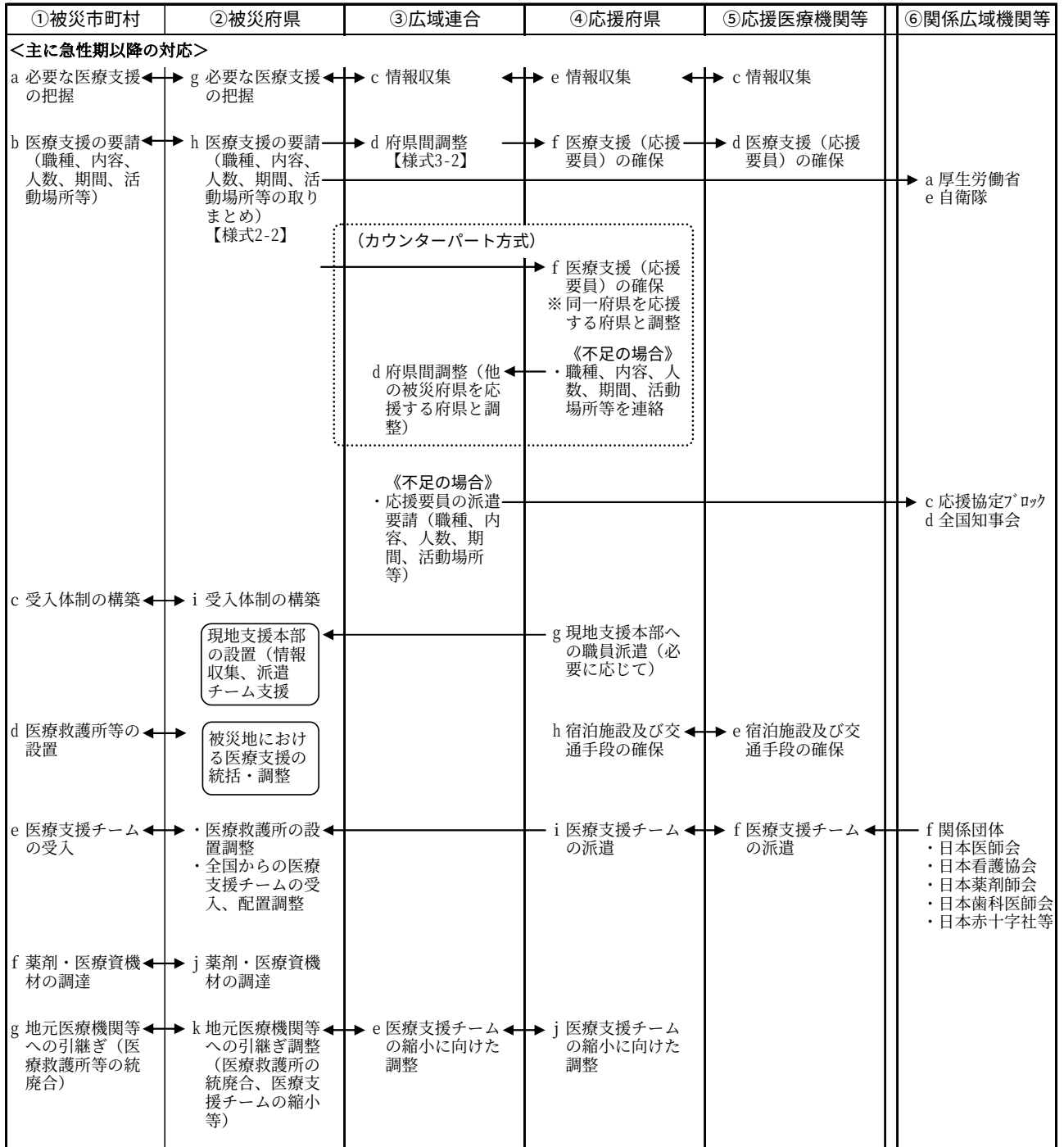
(3) フォーメーション



(4) オペレーション

①被災市町村	②被災府県	③広域連合	④応援府県	⑤応援医療機関等	⑥関係広域機関等
<主に急性期（概ね48時間以内）の対応>					
	a DMATの出動要請		a DMATの出動要請	(DMAT指定医療機関)	a 厚生労働省 (DMAT事務局)
	b ドクターヘリの出動要請	a 管内ドクターヘリの運航調整	b ドクターヘリの運航調整	(ドクターヘリ基地病院)	
		「被災地支援」と「地域の救急医療体制の確保」の両課題に対応			
		<不足の場合>			
		b 運航要請			b 協定事業者 c 応援協定ブロック d 全国知事会
	c 自衛隊（救護班・医療搬送）の派遣要請				e 自衛隊
	d 医療搬送拠点（SCU）の設置（被災府県内）		c 医療搬送拠点（SCU）の設置（応援府県内）		a 厚生労働省 (DMAT事務局)
	e DMAT、ドクターヘリ、自衛隊救護班・ヘリの受入			a DMAT、ドクターヘリの出動	
	f 医療搬送の実施		d 搬送患者の受入調整・受入	b 搬送患者の受入（災害拠点病院等、県医師会等関係団体）	

第4章 応援・受援の手順
3 医療活動の実施



第4章 応援・受援の手順

3 医療活動の実施

① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 必要な医療支援の把握	☐ 医療機関の被災状況、入院患者や傷病者等の状況を確認し、当面必要な医療支援と当該業務の実施に必要な応援要員等に関する情報（職種・内容・人数・期間・活動場所、必要な医薬品及び資機材等）を把握する。 ☐ 特に、透析や人工呼吸器等が必要な患者など緊急搬送患者の有無を把握する。
b 医療支援の要請	☐ 必要とする医療支援に関する情報（職種・内容・人数・期間・活動場所、必要な医薬品及び資機材等）をもとに被災府県に医療支援を要請する。
c 受入体制の構築	☐ 被災府県や地域の災害拠点病院等と連携し、全国からの医療支援を円滑に受け入れるための体制を整備する。
d 医療救護所等の設置	☐ 被災府県や地域の災害拠点病院等と連携し、被災地域の医療提供体制を確保するため、医療需要に応じて医療救護所等の設置を行う。
e 医療支援チームの受入	☐ 被災府県や地域の災害拠点病院等と連携し、被災地域に設置した医療救護所等において、全国から派遣された医療支援チームの受け入れを行う。
f 薬剤・医療資機材の調達	☐ 被災府県と連携し、医療支援活動に必要な薬剤・医療資機材の調達システムを確立する。 ☐ 被災府県と連携し、各医療救護所等に必要な薬剤・医療資機材を調達・提供する。
g 地元医療機関等への引継ぎ	☐ 刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、被災府県と連携し、医療救護所等の統廃合を行い、地元医療機関等への引継ぎを行う。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a DMA Tの出動要請	☐ 発災後、直ちに被災状況を推測、把握し、管内のDMA T指定医療機関にDMA Tの派遣要請を行うとともに、厚生労働省（DMA T事務局）に対し、全国のDMA Tへの派遣要請を依頼する。
b ドクターヘリの出動要請	☐ DMA Tの活動支援や重症患者等の搬送を行うため、基地病院にドクターヘリの出動を要請する。
c 自衛隊（救護班・医療搬送）の派遣要請	☐ 発災後、直ちに被災状況を推測、把握し、自衛隊に対し、救護班の派遣及びヘリコプターによる医療搬送を要請する。
d 医療搬送拠点の設置	☐ 厚生労働省（DMA T事務局）と調整を行い、ドクターヘリ等の参集拠点として、また、被災地域の重症患者等の被災地外への搬送拠点として、「医療搬送拠点（SCU：Staging Care Unit）」を設置する。
e DMA T、ドクターヘリ、自衛隊救護班・ヘリの受入	☐ 厚生労働省（DMA T事務局）と連携し、DMA Tやドクターヘリ等の受け入れを行う。 ☐ 状況に応じ、全国から受け入れたDMA Tを管内の災害拠点病院等に再配置する。 ☐ 自衛隊と連携し、救護班の受け入れを行うとともに、ドクターヘリと合わせて自衛隊ヘリによる医療搬送が効率的・効果的に行われるよう必要に応じて調整を行う。
f 医療搬送の実施	☐ 被災地での治療が困難な重症患者等について、治療可能な医療機関へ搬送するため、近隣府県と受入調整を行う。 ☐ 地域内の医療機関や近隣府県に設置された「医療搬送拠点」等へ患者搬送を行う。
g 必要な医療支援の把握	☐ 急性期から中長期的な医療提供体制への円滑な移行を行うため、被災市町村と連携し、被災地における医療需要を把握する。

	☐ 特に、透析や人工呼吸器等が必要な患者など緊急搬送患者の有無を把握する。
h 医療支援の要請	☐ 被災市町村及び被災府県が必要とする医療支援に関する情報（職種・内容・人数・期間・活動場所や必要な医薬品及び資機材等）を取りまとめ、応援要請内訳書1（様式2-2）により、広域連合（カウンターパート方式の場合：応援府県）へ要請する。 ☐ 必要に応じ、継続的な医療支援を厚生労働省、自衛隊に要請する。
i 受入体制の構築	☐ 被災地の医療支援を統括・調整機能を整備する。 ☐ 被災地における医療救護所の設置について、被災市町村と協議・調整を行う。 ☐ 全国からの医療支援の受入や医療救護所等への配置調整等を行う。
j 薬剤・医療資機材の調達	☐ 被災市町村と連携し、医療支援活動に必要な薬剤・医療資機材の調達システムを確立する。 ☐ 被災市町村と連携し、各医療救護所等に必要な薬剤・医療資機材を調達・提供する。
k 地元医療機関等への引継ぎ調整	☐ 刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、被災市町村と連携し、医療救護所等の統廃合を行い、地元医療機関等への引継ぎを行う。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 管内ドクターヘリの運航調整	☐ 基地病院及び応援府県と管内ドクターヘリの運航調整を行う。 ※「被災地支援」と「地域の救急医療体制の確保」の両課題に適切に対応できるよう、後述の「大規模広域災害発生時の広域連合管内ドクターヘリ運用方針」に基づき、運航調整を行う。
b 運航要請	☐ ドクターヘリが不足する場合、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定の締結事業者に予備機の活用によるドクターヘリの運航要請を行う。 ☐ 上記の協定事業者に運航要請を行ってもなお、ドクターヘリが不足する場合、相互応援協定等に基づき、①九州地方知事会、②中部圏知事会、③全国知事会にドクターヘリの派遣要請を行う。
c 情報収集	☐ 現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
d 府県間調整	☐ 被災府県から支援要請があったときは、府県に派遣可能な職種、人数等を確認の上、応援計画内訳書1（様式3-2）により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 （カウンターパート方式の場合） ☐ 応援府県から応援要員を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する府県に応援要員の派遣を依頼する。 ☐ 関西圏域で応援要員を確保できない場合は、各協定に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等の関係広域機関へ応援を要請する。
e 医療支援チームの縮小に向けた調整	☐ 地元医療機関等への引継ぎに向け、被災府県及び応援府県と医療支援チームの派遣縮小に向けた調整を行う。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a DMA Tの出動要請	☐ 厚生労働省（DMA T事務局）からの要請に基づき、管内のDMA T指定医療機関に対し、DMA Tの待機及び出動要請を行う。
b ドクターヘリの運航調整	☐ 基地病院及び広域連合と管内ドクターヘリの運航調整を行う。 ※ドクターヘリを運用している府県に限る。 ※「被災地支援」と「地域の救急医療体制の確保」の両課題に適切に対

第4章 応援・受援の手順

3 医療活動の実施

	応できるよう、後述の「大規模広域災害発生時の広域連合管内ドクターヘリ運用方針」に基づき、運航調整を行う。
c 医療搬送拠点の設置	☐ 厚生労働省（DMA T事務局）からの要請に基づき、同事務局及び広域連合と協議・調整を行い、被災地からの搬送患者等の受入拠点として、「医療搬送拠点（SCU）」を設置する。
d 搬送患者の受入調整・受入	☐ 被災地からの搬送患者を円滑に受け入れるため、受入可能な医療機関の確保を行う（受入可能人数等の把握）。 ☐ 医療搬送拠点等において、被災地からの搬送患者の受け入れを行う。
e 情報収集	☐ 現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
f 医療支援の確保	☐ 医療機関や関係団体等に対し、被災地の医療支援に必要な応援要員の派遣依頼を行う。 ☐ 切れ目のない被災地支援が可能となるよう、継続的な医療支援体制の確保を行う。
g 現地支援本部への職員派遣	☐ 必要に応じて、現地支援本部等に職員を派遣する。現地支援本部等に派遣された職員は、被災地のニーズ把握など情報収集を行い、広域連合・応援府県に情報提供するとともに、被災地における医療支援チームの活動支援を行う。
h 宿泊施設及び交通手段の確保	☐ 応援医療機関と調整の上、いずれかが被災地へ派遣する医療支援チームの宿泊施設を確保する。 ☐ 被災地への交通手段を確保する。なお、交通手段の確保にあたっては、同一府県を応援する府県、管内市町村等と乗り合わせて往来する等、効率的に行う。 ☐ 被災地における医療支援チームの交通手段を確保する。
i 医療支援チームの派遣	☐ 被災府県と調整を行い、被災地へ医療支援チームを派遣する。 ☐ 派遣に当たっては、支援チームが消費又は使用する物資を携行させるなど、できる限り被災府県の負担とならないよう配慮する。
j 医療支援チームの縮小に向けた調整	☐ 地元医療機関等への引継ぎに向け、被災府県、広域連合及び応援医療機関等と医療支援チームの派遣縮小に向けた調整を行う。

⑤ 応援医療機関等

項 目	内 容
a DMA T、ドクターヘリの出動	（DMA T指定医療機関） ☐ 応援府県の要請を受け、DMA Tの待機及び出動を行う。 （ドクターヘリ基地病院） ☐ 被災府県からの出動要請を受け、広域連合及び応援府県と運航調整を行い、被災地へドクターヘリの派遣を行う。 ☐ 運航調整の結果、管内で待機することになったドクターヘリについては、広域連合管内全体の救急医療体制の確保を図るため、被災地支援に当たるドクターヘリの運航範囲を補完するなど柔軟な運航を行う。
b 搬送患者の受入	☐ 応援府県に対し、随時、受入可能人員の連絡を行う。 ☐ 応援府県と調整を行い、被災地からの搬送患者の受け入れを行う。
c 情報収集	☐ 応援府県や関係団体等を通じて、被災地のニーズを把握し、情報を共有する。
d 医療支援の確保	☐ 応援府県の要請に基づき、被災地の医療支援に必要な応援要員の確保を行う。 ☐ 切れ目のない被災地支援が可能となるよう、継続的な医療支援体制の確保を行う。
e 宿泊施設及び交通手段の確保	☐ 応援府県と調整の上、いずれかが被災地へ派遣する医療支援チームの宿泊施設を確保する。

	☐ 被災地における医療支援チームの交通手段を確保する。
f 医療支援チームの派遣	☐ 応援府県と調整を行い、被災地へ医療支援チームを派遣する。 ☐ 派遣に当たっては、支援チームが消費又は使用する物資を携行させるなど、できる限り被災府県の負担とならないよう配慮する。

⑥ 関係広域機関等の業務

項 目	内 容
a 厚生労働省（DMA T事務局）	☐ 被災状況を把握し、都道府県に対し、DMA Tの待機及び出動の要請を行う。 ☐ 被災府県及び被災近隣府県等と協議・調整を行い、医療搬送拠点（SCU）の設置を行う。 ☐ DMA Tの搬送や広域医療搬送に必要な搬送手段の確保（自衛隊ヘリ等）を行う。 ☐ 応援府県等と連携し、被災地で治療困難な重傷患者等の広域医療搬送を行う。
b 協定事業者	☐ 広域連合からの要請に基づき、基地病院と調整の上、予備機の活用によりドクターヘリを運航する。
c 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、管内のドクターヘリ基地病院と調整の上、ドクターヘリを派遣する。 ☐ 広域連合からの要請に基づき、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。
d 全国知事会	☐ 広域連合からの要請に基づき、応援協定ブロック以外のブロックにドクターヘリの派遣要請を行う。 ☐ 広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援府県を被災府県ごとに個別割り当てる対口支援方式を基本として被災府県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 ☐ 上記の広域応援実施要領で被災府県を応援することとされた都道県は、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。
e 自衛隊	☐ 被災府県からの要請に基づき、救護班を派遣する。 ☐ 被災府県からの要請又は緊急輸送に係る国の計画（例：東南海・南海地震応急対策活動要領に基づき国が定める緊急輸送計画）に基づき、ヘリコプターによる医療搬送を実施する。
f 関係団体	☐ 関係団体（日本医師会、日本看護協会、日本薬剤師会、日本歯科医師会、日本赤十字社等）は、被災府県の情報収集を行い、必要に応じて府県団体と調整し、医療支援を実施する。

<留意事項>

- ・救命効果の向上のため、救急隊員と医療機関が連携して救助・救急及び医療活動を実施することが重要である。

<大規模広域災害発生時の広域連合管内ドクターヘリの運航体制>

〔関西広域連合広域医療局「関西広域救急医療連携計画（平成24年3月）」p.25～26より作成〕

ドクターヘリは災害時のDMA Tの移動手段として、また、患者の搬送手段として大きな役割を果たすと同時に、地域の救急医療体制を確保する上で必要不可欠な搬送手段であることから、「被災地支援」と「地域の救急医療体制の確保」の両課題に適切に対応できるよう、被災状況を勘案しながら、次の方針に基づき、運航調整を行う。

なお、和歌山県ドクターヘリについては、広域連合に移管しないことを踏まえ、基地病院、和歌

第4章 応援・受援の手順

3 医療活動の実施

山県及び広域連合が、事案に則して緊密に連携して対処するものとする。

■大規模広域災害発生時の広域連合管内ドクターヘリ運用方針

- ①災害現場に出動する場合は、原則として、基地病院は広域連合（広域医療局）と予め協議・調整を行う。
- ②直ちに現地医療救護活動が必要な場合は、基地病院の判断により災害現場に出動できるものとするが、その際には、基地病院は速やかに広域連合（広域医療局）に状況報告を行う。
- ③救護活動が超急性期（～48 時間）を超える場合は、地域の救急医療体制の確保を図りながら、継続的な支援体制について、広域連合（広域医療局）が基地病院等と調整を行う。

《広域連合管外が被災した場合》

上記①～③によるほか、④による。

- ④全国から相当の支援が見込まれる場合は、広域連合管内ドクターヘリの運航について、広域連合（広域医療局）が基地病院、関係府県と調整を行う。
 - (i) 2機のヘリが被災地支援を行い、2機のヘリが広域連合管内の救急医療搬送の役割を担うことを基本とする（現行の4機体制を前提）。
 - (ii) それぞれのヘリについては、基地病院の位置関係を考慮し、広域連合管内を効率的にカバーできる体制とする。

■運航調整機能（コントロールセンター機能）の集約化

広域連合管内が被災した場合、複数のドクターヘリによる集中的な支援を効率的かつ効果的に行うため、平常時は各基地病院に設置している「運航調整機能（コントロールセンター機能）」を集約化する。

(参考) 広域連合管内のドクターヘリ配置体制 (平成24年10月31日現在)

(基地病院)	3府県ドクターヘリ (公立豊岡病院)	大阪府ドクターヘリ (大阪大学医学部附属病院)	和歌山県ドクターヘリ (和歌山県立医科大学附属病院)	徳島県ドクターヘリ (徳島県立中央病院)	未整備地域
滋賀県		県全域			
京都府	京丹後、宮津与謝、舞鶴、福知山、綾部、(京都中部)	京都市、乙訓、宇治、八幡、久御山、城陽市、京田辺、精華、相楽中部、京都中部			
大阪府		府全域			
兵庫県	美方、豊岡、養父、朝来、丹波			淡路島	県南部 ※現在はドクターヘリの運用を行っている消防防災ヘリがカバー
和歌山県			県全域		
鳥取県	東部、中部、西部				
徳島県				県全域	

4 避難指示等の発令及び避難誘導

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.36]

(注) 本分野においては、被災市町村が速やかに実施するものであり、基本的には被災府県内で対応される分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

(1) 基本方針

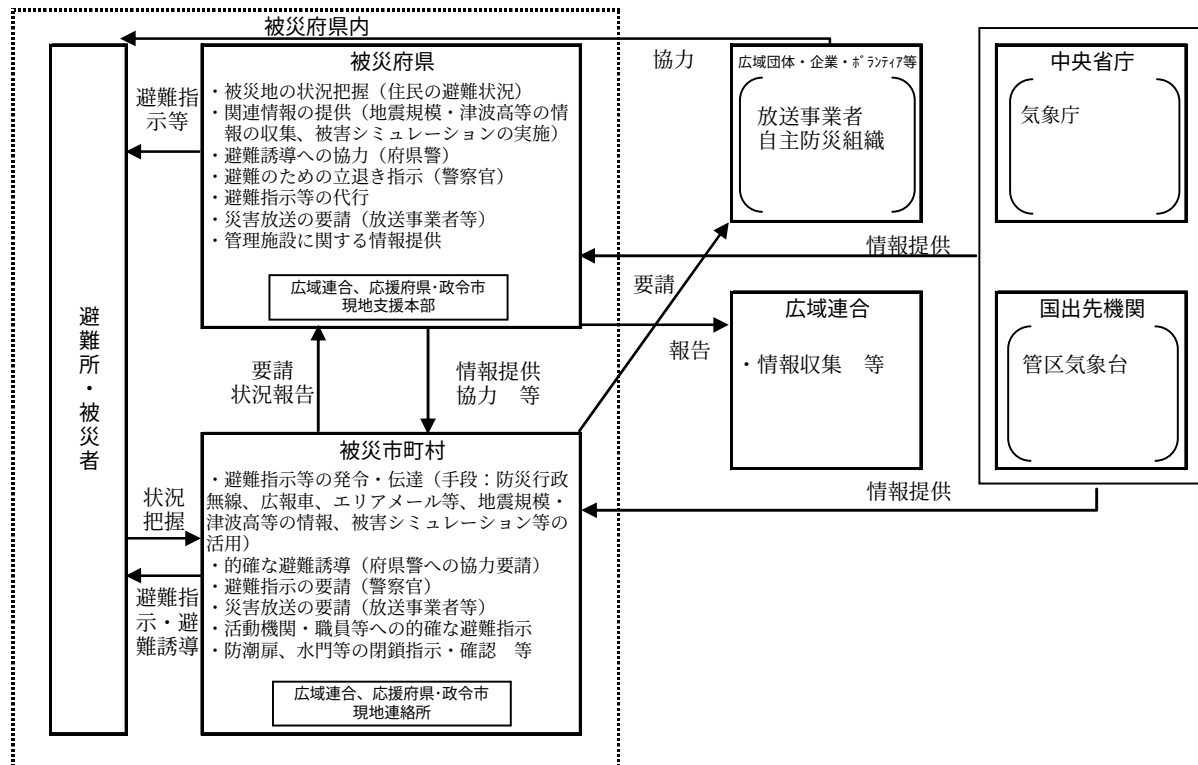
避難指示等の発令及びこれに伴う避難誘導は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、被災市町村が速やかに実施するものであり、府県内での対応が基本であるため、府県域を越える広域応援には至らない。

しかし、被災府県内で避難者の収容が困難な場合は広域避難を実施する必要があるため、広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、避難指示等の発令及び避難誘導に関する情報を収集し、広域避難の実施に備える。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	○避難指示等の発令情報の収集 ○避難者数、避難者の属性等の情報収集 ○人的・物的応援の準備
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	—	—	—

(3) フォーメーション



第4章 応援・受援の手順
4 避難指示等の発令及び避難誘導

(4) オペレーション

①被災市町村	②被災府県	③広域連合	④応援府県	⑤応援市町村	⑥関係広域機関等
a 住民の避難状況の報告	a 被災地の状況把握	a 被災地の状況把握			
b 提供情報の活用 (地震規模・津波高等の情報、被害シミュレーション)	b 関連情報の提供 (地震規模・津波高等の情報、被害シミュレーション)				a 気象庁、管区気象台
c 避難誘導にかかる協力要請(府県警察本部)	c 避難誘導への協力(府県警察本部)				
d 避難指示の要請 (警察官：立退き指示)	d 避難のための立退き指示(警察官)				
	e 避難指示等の代行				
e 災害放送の要請	f 災害放送の要請 (知事が必要と認める、又は市町村の要請)				b 放送事業者

① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 住民避難の状況報告	□避難指示等の発令や住民の避難状況について被災府県に情報提供する。
b 提供情報の活用	□被災府県から提供される地震規模、津波高、被害シミュレーション等の情報を活用し、避難指示等を行うとともに、適切な住民避難及び避難誘導を実施する。
c 避難誘導にかかる協力要請	□府県警察本部に対し、避難誘導にかかる協力を要請する。
d 避難指示の要請	□市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、警察官又は海上保安官に対し、避難のための立退きの指示について要求する。
e 災害放送の要請	□被災府県を通して、放送事業者等に対し、住民への警報・通知、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等に係る災害放送を要請する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 被災地の状況把握	□被災市町村から、避難指示等の発令や住民の避難状況についての情報を把握する。
b 関係情報の提供	□観測機関から地震規模、津波高等の情報を収集し、被災市町村へ提供する。 □消防庁配付の簡易型地震被害想定システム等により被害シミュレーションを実施し、結果を被災市町村へ提供する。 □必要に応じ被災市町村へ助言を行う。

c 避難誘導への協力	☐ 被災市町村から要請があった場合は、府県警察本部は、避難誘導について協力する。
d 避難のための立退き指示	☐ 市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認める とき、必要な避難のための立退きを指示する。
e 避難指示等の代行	☐ 災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができ なくなったときは、市町村長に代わって避難指示等を発令する。
f 災害放送の要請	☐ 知事が必要と認める場合、または市町村長から要請がある場合、放送 事業者等に対して災害放送を要請する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 被災地の状況把握	☐ 被災府県から、被災地における避難指示等の発令や住民の避難状況に ついての情報を把握する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
—	—

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
—	—

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 気象庁、管区気象台	☐ 地震規模や津波高等についての情報を提供する。
b 放送事業者（日本放 送協会など）	☐ 災害放送を実施する。

<留意事項>

- ・市町村は、次のことをあらかじめ定めておく必要がある。
 - 避難勧告、避難指示等の発令基準
 - 住民への伝達方法
 - 避難所・施設の確保
- ・構成府県は、災害時の避難に関するガイドライン等を作成し市町村への提示に努める。
- ・中央防災会議の検討報告書の紹介
 - 津波避難対策検討ワーキンググループ報告（平成 24 年 7 月 中央防災会議 防災対策推進検討
会議 津波避難対策検討ワーキンググループ）
 - 災害時の避難に関する専門調査会報告（平成 24 年 7 月 中央防災会議 災害時の避難に関する
専門調査会）

5 広域避難の実施

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38、p.52、p.62]

(1) 基本方針

多くの地震・津波災害においては、直接的な災害現象から生命を守るために行う避難（一次避難）が、市町村域や府県域を越える広域避難に至るケースは希である。

しかしながら、南海トラフ巨大地震のような大規模な地震・津波により、市町村の一部が壊滅的な被害を受け、避難所となる施設も津波により被災し、避難者の生活環境が不十分な状態で長期化する可能性がある。このような場合は、市町村域や府県域を越える広域避難を実施して、早期に避難者の生活環境を整える必要がある。

このような広域避難を実施するにあたっては、府県・広域連合が、被災を免れた市町村と協働して、被災市町村を支援することが有効である。

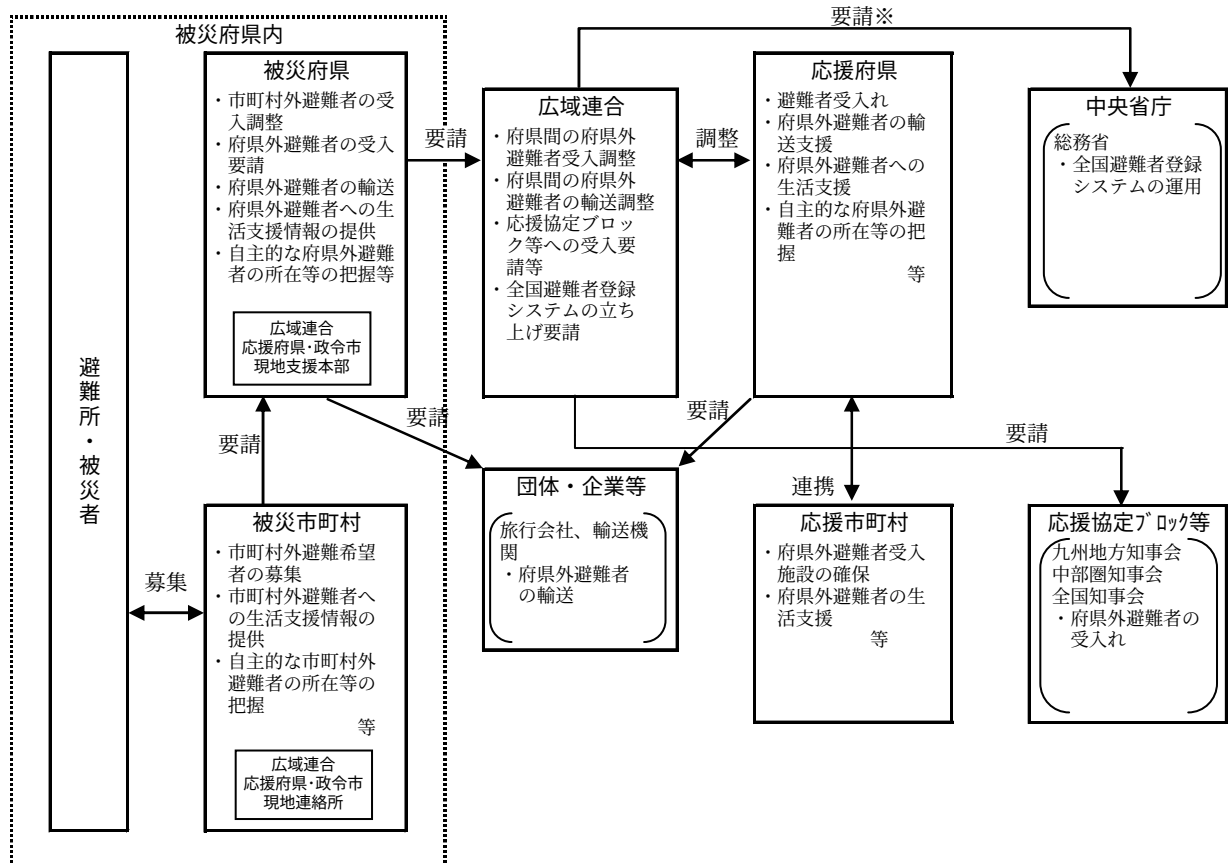
また、自主的に広域避難を行っている避難者に対しても、被災自治体と応援自治体等が連携し、避難先を把握し、生活支援等を行う必要がある。

※以下、本節において、市町村域を越える広域避難を「市町村外避難」、府県域を越える広域避難を「府県外避難」という。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	—	—	○府県外避難者の受入調整 ・府県外避難者を収容する施設の提供 ○府県外避難者の輸送調整 ○府県外避難者への生活支援 ○自主的な府県外避難者の所在等の把握

(3) フォーメーション



※政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合は同本部を通じて要請する。

5 広域避難の実施

①被災市町村	②被災府県	③広域連合	④応援府県	⑤応援市町村	⑥関係広域機関等
A 広域避難者の受入調整 a 市町村外避難者の把握 b 市町村外避難の実施要請 a 市町村外避難者、府県外避難者の受入調整 a 受入施設の確保報告 a 受入施設の確保報告 a 受入施設の情報提供 b 府県外避難者の受入調整 b 府県外避難者の受入 b 府県外避難者の受入					応援協定ブロック 全国知事会 ・受入施設の確保 応援協定ブロック 全国知事会 ・府県外避難者の受入
B 広域避難者の輸送調整 b 府県外避難者の輸送 c 府県外避難者の輸送調整 c 府県外避難者の輸送支援					
C 広域避難者への生活支援 全国避難者情報システムの活用 c 市町村外避難者への生活支援情報（応急仮設住宅・生活資金等）の提供 d 自主的な市町村外避難者の所在等の把握 d 府県外避難者の輸送調達 全国避難者情報システムの立ち上げ・活用の促進 d 府県外避難者への生活支援（医療・保健福祉・教育・就労支援等） e 自主的な府県外避難者の所在等の把握 d 府県外避難者への生活支援（医療・保健福祉・教育・就労支援等） d 自主的な府県外避難者の所在等の把握					c 総務省 全国避難者情報システムの運用
D 受入実績の公表 e 受入実績を取りまとめ、公表 f 受入実績の報告 e 受入実績の報告					

項 目	内 容
a 市町村外避難者の把握	☐ 生活環境が悪化している（一次）避難所を把握し、市町村外避難が必要な者を把握する。その際、特に被災者の健康状態や、災害時要援護者に留意する。
b 市町村外避難の要請	☐ 同一府県内の他の市町村に対し、市町村外避難者の人数、性別、健康状態、援護の要否等を報告し、市町村外避難の要請を行う。 ☐ 他の都道府県の区域における一時的な滞在の必要があるときは、被災府県に対し、府県外避難者の人数、性別、健康状態、援護の要否等を報告し、府県外避難の要請を行う。
c 市町村外避難者への生活支援情報の提供	☐ 全国避難者情報システム（概要参照）を活用して、市町村外避難者へ見舞金や応急仮設住宅等に関する情報を提供する。
d 自主的な市町村外避難者の所在等の把握	☐ 被災府県・広域連合を通じ、全国の都道府県・市町村に、自主的な市町村外避難者の所在等に関する調査を依頼する。その際、全国避難者情報システムを活用する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 市町村外避難者、府県外避難者の受入調整	☐ 被災市町村が、緊急的な災害対応に迫られ、市町村外避難の実施まで対応できない可能性があることに配慮し、被災府県が、府県内の被災していない市町村や旅行会社等と連携し、受入施設を確保し、被災市町村からの要請を促し、市町村外避難者の受入調整を実施する。 ☐ 自府県内での避難が困難な場合は、応援要請書3（様式2－4）により、広域連合に受入調整を要請する。
b 府県外避難者の輸送	☐ 受入施設への避難住民の輸送については、被災府県が、交通機関や旅行会社等の協力を得て実施する。被災府県のみでは輸送が困難な場合は、応援要請書3（様式2－4）により、広域連合に応援を要請する。
c 府県外避難者への生活支援情報の提供	☐ 全国避難者情報システムを活用し、府県から府県外避難者への生活支援情報を被災住民に提供する。
d 自主的な府県外避難者の所在の把握	☐ 広域連合を通じ、全国の都道府県・市町村に、自主的な府県外避難者の所在等に関する調査を依頼し、その調査結果を被災市町村に提供する。その際、全国避難者情報システムを活用する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 受入施設の確保・調整	☐ 構成団体・連携県に、府県外避難者の受入を呼びかけ、応諾のあった団体の受入施設を整理のうえ、被災府県に情報提供する。構成団体・連携県以外の都道府県にも全国知事会等を通じて府県外避難者の受入れを呼びかける。
b 府県外避難者の受入調整	☐ 被災府県から、府県外避難の受入調整の要請を受けた場合は、構成府県及び連携県に受入れ可能施設・人数・その他所要の条件を確認の上、応援計画書3（様式3－4）により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県に連絡する。その際、災害時要援護者等については、障害や健康状態に配慮した施設へ入所できるよう計画する。 ☐ 構成団体及び連携県だけでは、受入れが困難な場合は、被災府県と協議のうえ、全国知事会等を通じ、関西圏域以外の都道県に受入を要請する。
c 府県外避難者の輸送調整	☐ 被災府県から、府県外避難者の輸送に係る応援要請を受けた場合は、応援計画書3（様式3－4）により計画を作成し、被災府県及び応援府県に連絡する。その際、災害時要援護者等については、障害や健康状態に配慮した輸送ができるよう計画する。
d 府県外避難者への生活支援等	☐ 全国避難者情報システムの立ち上げを総務省に要請するとともに、構成団体を通じて市町村にその活用を働きかける。
e 受入実績の公表	☐ 応援府県等の広域避難者の受入れ実績を取りまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 受入施設の確保	☐ 管内市町村と連携し、公共施設を中心に、集客施設・体育館・ホテル・旅館・賃貸住宅等で、広域避難者の受入が可能な施設を確保し、広域連合に報告する。 その際、医療機関・社会福祉施設等とも連携し、災害時要援護者等の受入れ体制の構築に留意する。

第4章 応援・受援の手順

5 広域避難の実施

b 府県外避難者の受入	☐ 広域連合から、府県外避難者受入に係る応援計画の送付を受けた場合、管内市町村と調整し府県外避難者を受け入れる。その際、避難者の健康状態や災害時要援護者の生活に留意する。
c 府県外避難者の輸送支援	☐ 広域連合から、府県外避難者に係る応援計画の送付を受けた場合、構成府県及び連携県における輸送機関等の協力を得て、輸送手段を提供する等、被災府県に対する支援を行う。
d 府県外避難者への生活支援	☐ 受入市町村やボランティアと連携を図りながら、府県外避難者に対する医療・保健福祉・就労支援等のサービスの提供や、受入地域の住民との交流事業などを実施する。 ☐ 特に、府県外避難者への保健師等による健康状態の把握や、災害時要援護者の必要に応じた福祉施設への入所等、生命・身体に係る支援を優先して実施する。 ☐ 避難の長期化が見込まれる場合は、受入市町村の小中学校等への避難児童・生徒等の受け入れ体制を整備する。 ☐ 管内市町村に全国避難者情報システムの活用を働きかけ、避難元の府県及び市町村からの生活支援情報を受け取れる環境を整備する。
e 自主的な府県外避難者の所在等の把握	☐ 全国避難者情報システムを活用し、被災府県からの受入れ要請の中に含まれない、自主避難者についての情報（住所地、氏名等）を管内市町村から集約し、避難元府県を經由して避難元市町村に連絡する。
f 受入実績の報告	☐ 府県外避難者の受入れ状況を把握し、応援実績報告書3（様式4-3）により広域連合に受入れ状況を報告する。

⑤ 応援市町村の業務

項目	内容
a 受入施設の確保	☐ 公共施設を中心に、集客施設・体育館・ホテル・旅館・賃貸住宅等で、広域避難者の受入が可能な施設を確保し、府県に報告する。 その際、医療機関・社会福祉施設等とも連携し、災害時要援護者の受入れ体制の構築に留意すること。
b 府県外避難者の受入	☐ 府県から、受入要請を受けた場合、確保している施設に府県外避難者を受け入れる。その際、避難者の健康状態や災害時要援護者の生活に留意すること。
c 府県外避難者への生活支援	☐ 府県外避難者に対する医療・保健福祉・就労支援等のサービスの提供や、受入地域の住民との交流事業などを実施する。 ☐ 特に、府県外避難者への保健師等による健康状態の把握や、災害時要援護者の必要に応じた福祉施設への入所等、生命・身体に係る支援を優先して実施する。 ☐ 避難の長期化が見込まれる場合は、受入市町村の小中学校等への避難児童・生徒等の受け入れ準備を行う。 ☐ 全国避難者情報システムの端末整備等を活用し、生活支援情報を受け取れる環境を整備する。
d 自主的な府県外避難者の所在等の把握	☐ 全国避難者情報システムを活用し、被災府県からの受入れ要請の中に含まれない、自主避難者についての情報（住所地、氏名等）を所管府県に報告し、避難元府県・避難元市町村に連絡する。
e 受入実績の報告	☐ 府県外避難者の受入れ状況を把握し、都道府県に報告する。

⑥ 関係広域機関等の業務

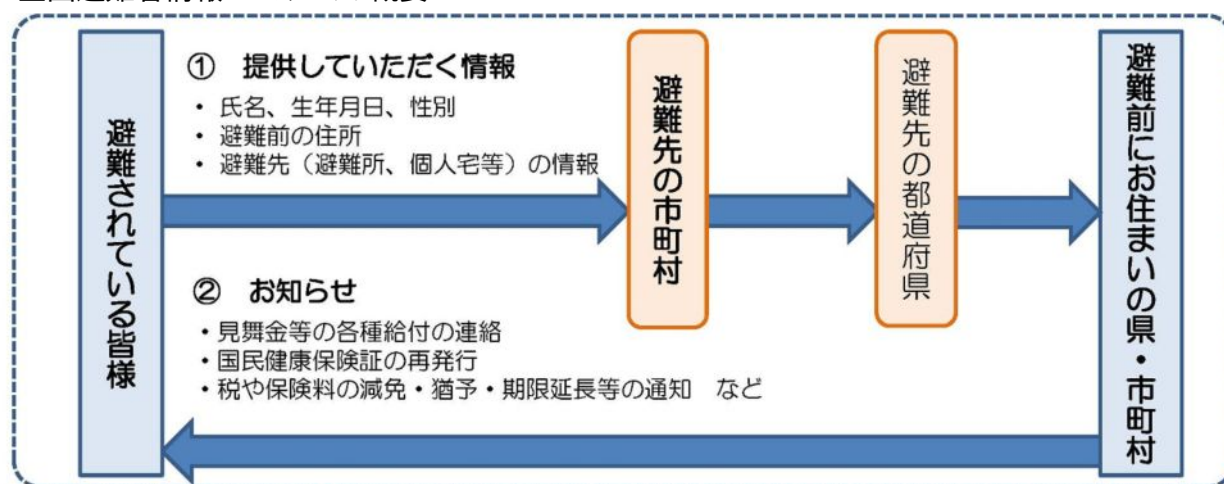
機関・団体名	内容
a 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、府県外避難者の受入が可能な施設を確保し、避難者を受け入れる。

b 全国知事会	☐ 広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、被災県に対する広域応援実施要領を作成して、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 ☐ 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道県は、府県外避難者の受入が可能な施設を確保し、避難者を受け入れる。
c 総務省	☐ 全国避難者情報システムを運用する。

<留意事項>

- ・東日本大震災において行われた広域避難を参考に、今後の地震・津波災害に備え、関西圏域における広域避難の実施方法について、さらに検討する必要がある。広域連合において、広域避難にかかる避難施設、輸送手段等のあり方や具体的実施方法について検討を進める。
- ・広域避難にあたっては、被災前のコミュニティ単位で実施されるよう留意する。

<全国避難者情報システムの概要>



出典：総務省ホームページ（避難されている皆様へのお願い）

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38]

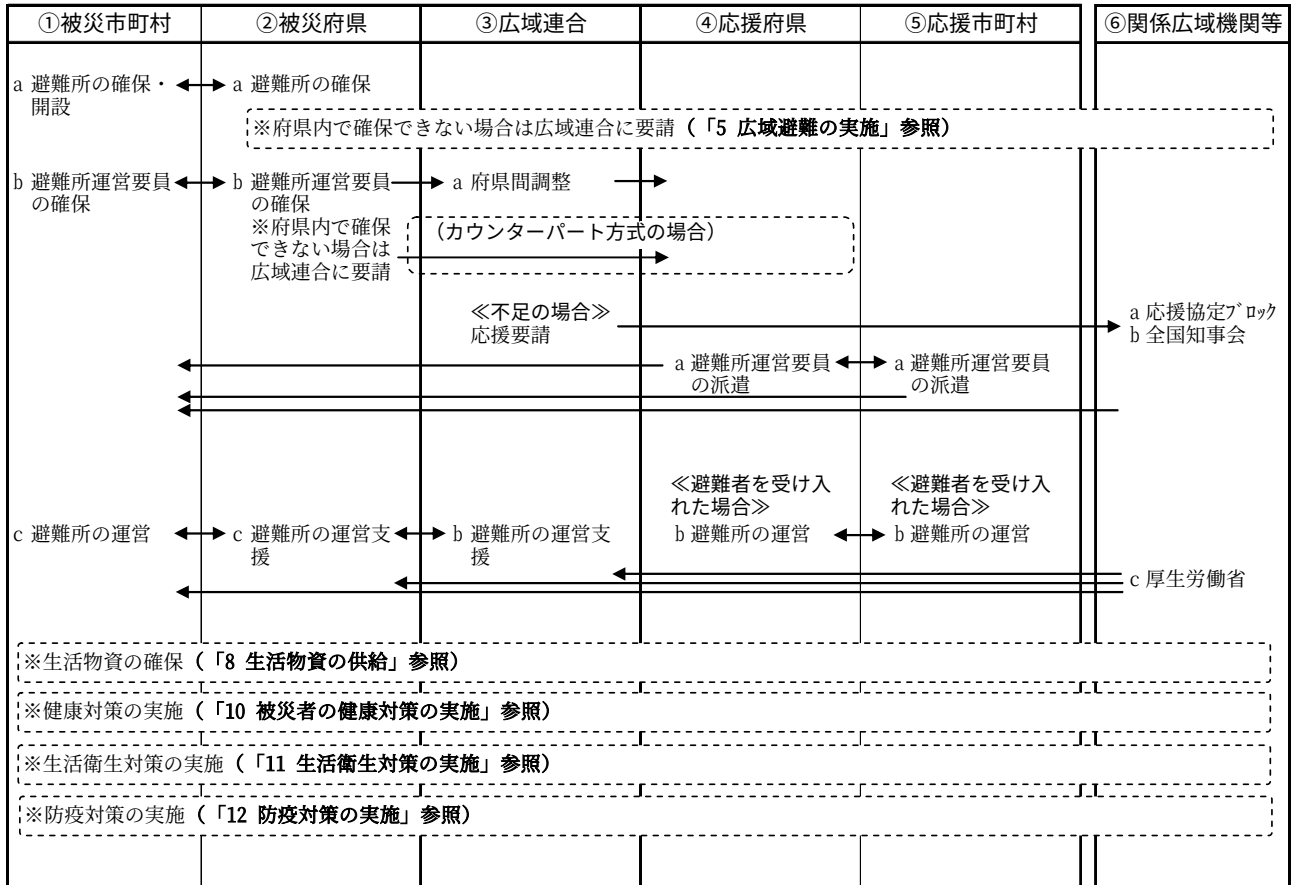
広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村が開設する避難所や避難所外に避難する被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者対策を支援する。

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	○避難所運営要員の派遣 ○健康対策要員の派遣 ↓	○生活物資等の供給 ↓	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○生活衛生対策要員の派遣 ○防疫対策要員の派遣		○避難者の受入れ（避難者収容施設の提供）

[illegible]

※3 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合又は被災府県は同本部を通じて相談する。

(4) オペレーション



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 避難所の確保・開設	☐ 避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。 ☐ 避難所の充足・不足状況を把握する。 ☐ 既定の避難所では収容できない場合、それら以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。 ☐ 必要に応じて、福祉避難所を開設（または一般避難所の一部を福祉避難所として設定）し災害時要援護者の安全を確保する。 ☐ 被災市町村内での避難者の収容が困難な場合は、近隣市町村又は被災府県に市町村外避難者の受入れを要請する。
b 避難所運営要員の確保	☐ 災害ボランティアの受入も含め、避難所運営要員を確保する。 ☐ 避難所運営要員が不足する場合は、近隣市町村又は被災府県に避難所運営要員の派遣を要請する。
c 避難所の運営	☐ 避難所の管理・運営体制を速やかに整備する。 ☐ 避難者、地域住民、自主防災組織、災害ボランティア等と協力して避難所を運営する。 ※可能な限り避難者中心の運営体制に移行していくよう配慮する。 ☐ 避難者数、避難者の氏名、年齢、家族構成、健康状態等を把握するとともに、個人情報保護に留意しつつ、避難者台帳を作成する。 ※自宅など避難所以外で生活している被災者の氏名等や必要な支援に係る情報（食事の要・不要等）も可能な限り把握する。 ☐ 避難者の状態（主な項目を以下に例示。）を把握し、必要な措置を講じるとともに、順次その改善を図る。 （主な項目）

	・食事の供与 ・トイレの設置 ・入浴施設の設置 ・避難者の健康状態の把握 ・避難所の衛生状態（炊事、洗濯、清掃、ごみ処理等の状況）の把握 ・気温、湿度等の把握と対策 ・プライバシーの確保 ・女性のニーズ（更衣室の設置、洗濯干し場設置等）への配慮 ・家庭動物のためのスペース確保 ※高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮する。 特に、避難所での健康状態の把握、被災自治体借上げ住宅を含む応急仮設住宅への早期・優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。 □運営要員（応援団体から派遣された要員も含む。）間の情報共有を図り、避難所運営の改善を図るため、定期的に連絡会議を開催する。 □避難所間の連携・協力関係を構築するため、必要に応じて他の避難所と情報交換を行う。
--	--

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 避難所の確保	□被災市町村と連携し、避難所の充足・不足状況を把握する。 □被災市町村から避難者の受入要請があったときは、管内市町村と調整の上、被災府県内の施設を活用して避難所を確保する。 ※被災府県内での避難者の収容が困難な場合は、広域連合に避難者の受入を要請する。（詳細は「5 広域避難の実施」を参照）
b 避難所運営要員の確保	□管内市町村に協力を要請し、災害ボランティアの受入も含め、避難所運営要員を確保する。 □避難所運営要員が不足する場合は、応援要請内訳書1（様式2-2）により、広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）に避難所運営要員の派遣を要請する。
c 避難所の運営支援	□避難所の運営状況を把握し、被災市町村に対する助言、支援を行う。 □必要に応じて、厚生労働省に避難所の運営について助言を求める。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 府県間調整	□被災府県から応援要員の派遣要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に派遣可能人数を確認の上、応援計画内訳書1（様式3-2）により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 （カウンターパート方式の場合） □応援府県から応援要員を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する府県に応援要員の派遣を依頼する。 □関西圏域で応援要員を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等の関係広域機関へ応援を要請する。
b 避難所の運営支援	□避難所の運営状況を把握し、被災府県・市町村に対する助言、支援を行う。 □必要に応じて、厚生労働省に避難所の運営について助言を求める。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 避難所運営要員の派遣	☐ 応援市町村と連携して避難所運営要員を派遣し、被災市町村の避難所運営を支援する。 ☐ 運営要員間の情報共有を図り、避難所運営の改善を図るため、定期的に関行される連絡会議に参加する。
b 避難所の運営（避難者を受け入れた場合）	☐ 応援市町村と連携して、被災市町村と同様に避難所の管理・運営を行う。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 避難所運営要員の派遣	☐ 応援府県と連携して避難所運営要員を派遣し、被災市町村の避難所運営を支援する。 ☐ 運営要員間の情報共有を図り、避難所運営の改善を図るため、定期的に関行される連絡会議に参加する。
b 避難所の運営（避難者を受け入れた場合）	☐ 応援市町村と連携して、被災市町村と同様に避難所の管理・運営を行う。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。
b 全国知事会	☐ 広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 ☐ 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道県は、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。
c 厚生労働省	☐ 広域連合、被災府県・市町村に対し、避難所の運営に関する助言を行う。

<留意事項>

- ・災害発生時の情報伝達手段を確保するため、市町村は指定している避難所にあらかじめ電話を設置するよう努める。
- ・災害発生時に情報伝達手段を確保するため、被災市町村は、電気通信事業者に対して特設公衆電話の設置を働きかける。
- ・高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮する。特に、避難所での健康状態の把握、被災自治体借上げ住宅を含む応急仮設住宅への早期・優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- ・女性のニーズ（更衣室の設置、洗濯干し場設置等）へ配慮する。

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.57]

広域連合及び構成団体は、大規模広域災害時に交通が途絶し帰宅困難者が発生した場合は、連携県、市町村等と連携し、コンビニエンスストアや外食店等において災害時帰宅支援ステーションを展開して水道水やトイレを提供するなどの徒歩帰宅支援を行う。

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	(災害時帰宅支援ステーション事業) ○水道水及びトイレの提供 ○地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等の提供
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	—	—	—

[illegible]

※ 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合は同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション

①被災市町村	②被災府県	③広域連合	④応援府県	⑤応援市町村	⑥関係広域機関等
a メッセージの発出	a メッセージの発出	a 情報収集	a 情報収集	a 情報収集	
b 交通情報・支援情報の発出	b 交通情報・支援情報の発出				
c 一時滞留施設の確保	c 一時滞留施設の確保				
d 帰宅支援ステーション事業の適用(要請)	d 帰宅支援ステーション事業の適用(要請)	b 《必要に応じ》 協定締結事業者との連絡調整			a 協定締結事業者 (コンビニエンスストア等)
e 代替交通手段の手配	e 代替交通手段の手配				
f 代替交通手段の確保に係る調整	f 代替交通手段の確保に係る調整				b 国土交通省、 地方運輸局、 神戸運輸監理部
g ホテル・旅館業者等への協力要請	g ホテル・旅館業者等への協力要請				

① 被災市町村(帰宅困難者大量発生市町村)の業務

項 目	内 容
a メッセージの発出	☐ 無理に帰宅せず、落ち着いた対応を求める等のメッセージを発出する。
b 交通情報・支援情報の発出	☐ ホームページ等で交通情報や帰宅困難者支援情報を提供する。
c 一時滞留施設の確保	☐ 協定等に基づき、ターミナル駅周辺の駅や企業等に協力要請し、帰宅困難者が一時的に滞留できるスペースを確保する。
d 帰宅支援ステーション事業の適用(要請)	☐ 協定先のコンビニエンスストア等に帰宅支援ステーション事業の実施を要請する。(若しくは府県にコンビニエンスストア等に要請するよう依頼)
e 代替交通手段の手配	☐ 被災府県と調整し、交通機関に代替輸送を要請する。 ☐ 帰宅困難者の誘導員を派遣する。
f 代替交通手段の確保に係る調整	☐ 被災府県に地方運輸局に代替交通手段に係る了解をとるよう調整する。
g ホテル・旅館業者等への協力要請	☐ 管内のホテル・旅館業者、旅行業者に対し、観光客への情報提供や安全な場所への誘導、さらに可能な場合には一時受入れを要請する。 ☐ 外国人支援を行うNPOや語学ボランティアに通訳等の協力を要請する。

② 被災府県(帰宅困難者大量発生府県)の業務

項 目	内 容
a メッセージの発出	☐ 無理に帰宅せず、落ち着いた対応を求める等のメッセージを発出する。
b 交通情報・支援情報の発出	☐ ホームページ等で交通情報や帰宅困難者支援情報を提供する。
c 一時滞留施設の確保	☐ 府県の公共施設を開放し、帰宅困難者が一時的に滞留できるスペースを確保に協力する。

第4章 応援・受援の手順

7 帰宅困難者の支援

d 帰宅支援ステーション事業の適用(要請)	☐ 被災市町村と調整し、協定先のコンビニエンスストア等に帰宅支援ステーション事業の実施を要請する。
e 代替交通手段の手配	☐ 被災市町村と調整し、交通機関に要請。又は、地方運輸局に代替輸送の調整を要請する。
f 代替交通手段の確保に係る調整	☐ 被災市町村と調整し、地方運輸局に代替交通手段の調整を要請する。
g ホテル・旅館業者等への協力要請	☐ 被災市町村と調整し、管内のホテル・旅館業者、旅行業者に対し、観光客への情報提供や安全な場所への誘導、さらに可能な場合には一時受入れを要請する。 ☐ 被災市町村と調整し、外国人支援を行うNPOや語学ボランティアに通訳等の協力を要請する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 被災府県を通じて、帰宅困難者の発生状況等を把握し、情報を共有する。
b 協定締結事業者との連絡調整	☐ 必要に応じて、協定締結事業者との連絡調整を行い、災害時帰宅支援ステーションの展開を支援・調整する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 広域連合を通じて、帰宅困難者の発生状況等を把握し、情報を共有する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県を通じて、帰宅困難者の発生状況等を把握し、情報を共有する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 協定締結事業者	☐ 災害時における帰宅困難者支援に関する協定に参画する府県及び政令市からの協力要請に基づき、災害時帰宅支援ステーションを展開し、可能な範囲内において、帰宅困難者に対して、水道水、トイレ及び道路情報等の提供を行う。
b 国土交通省、地方運輸局、神戸運輸監理部	☐ 被災府県からの要請に基づき、公共交通機関とバス等による代替輸送に係る調整を行う。

<留意事項>

- ・大規模広域災害時には、72時間以内の人命救助が優先されるため、帰宅困難者対策は、自助、共助を含めた総合的な対策が必要である。
- ・自治体では、被災住民用の備蓄はしているが、帰宅困難者用の備蓄はないため、ターミナル駅周辺の民間企業等には、一斉帰宅の抑制とともに、従業員や利用客用の備蓄を啓発する必要がある。

8 生活物資の供給

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38、p.45、p.60]

(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における食料や生活必需品等の需要を的確に把握し、備蓄物資や、関係機関・団体間のネットワーク等を活用して調達した救援物資を被災者まで迅速に供給する。

なお、本節では物資の供給に関する基本手順を定め、物資の集積・配送に関する詳細な手順については「大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル」で定める。

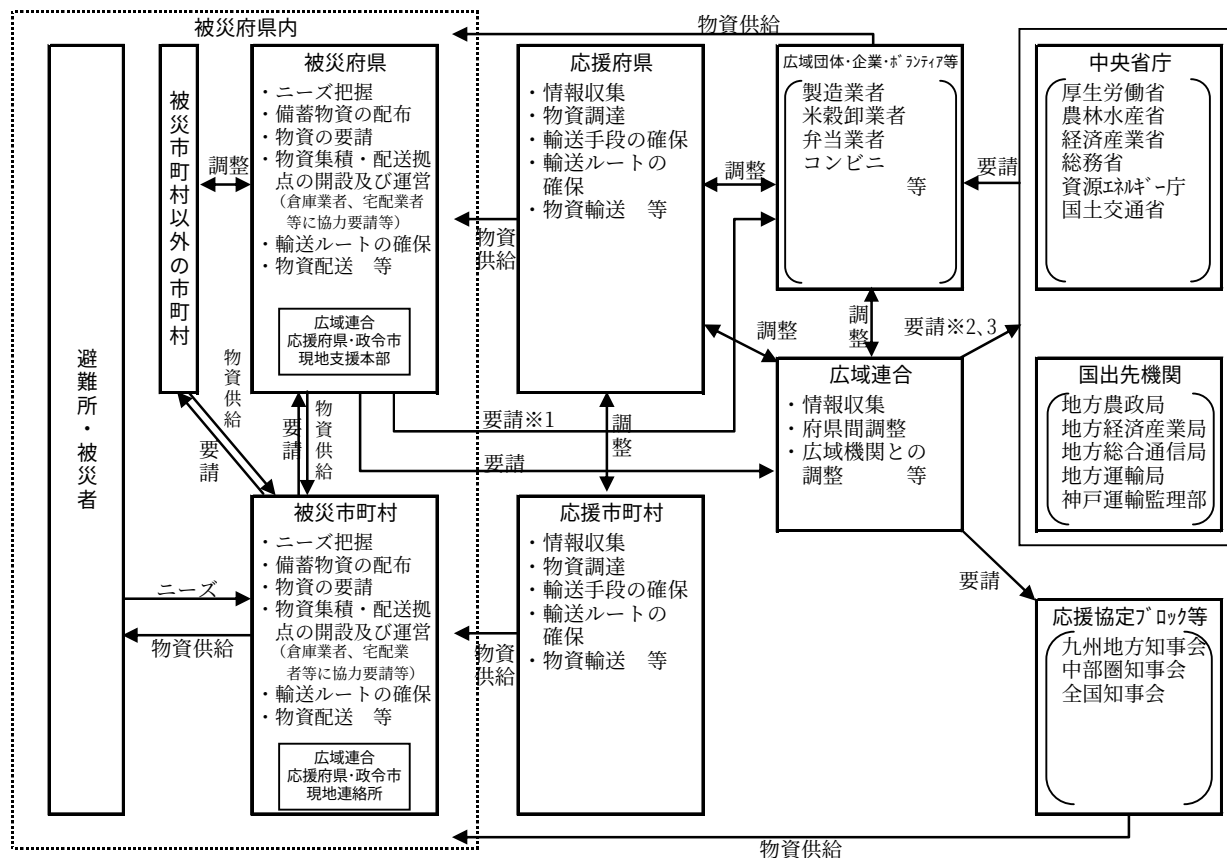
(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	以下に例示する基本物資を中心に、被災地の需要に応じ、必要な物資を末端まで迅速に供給する。	—
	主な基本物資(属性別)		
	属性に関わらず必要な物資		災害時要援護者
	食料	・アルファ化米 ・即席めん ・精米 ・おにぎり ・弁当 ・パン ・缶詰	・粉ミルク ・離乳食
	飲料水		
	生活必需品	・毛布等の寝具 ・下着類、防寒具等の衣料品 ・トイレ・ペーパー等の保健衛生用品 ・コンロ・鍋等炊事用具	・紙おむつ ・ベビーバス ・ほ乳瓶
	医薬品		
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	資機材	・仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂 ・ブルーシート ・自家発電機	
	燃料	・緊急車両用の燃料 ・避難所等における暖房用の燃料 ・自家発電機用の燃料	
	—	- 上記に加え、ニーズに応じて必要な物資を逐次供給する。 (季節で変化するニーズに対応する物資例) - 夏対策物品(冷房器具、虫除け等) - 冬対策物品(暖房器具、防寒具等) (時期で変化するニーズに対応する物資例) - 避難所期：仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂 - 仮設住宅期：家具、電化製品 - 物資受入拠点や避難所等の不要物資について有効利用を図るとともに、有効利用が難しい場合は、処分する。	—

第4章 応援・受援の手順

8 生活物資の供給

(3) フォーメーション

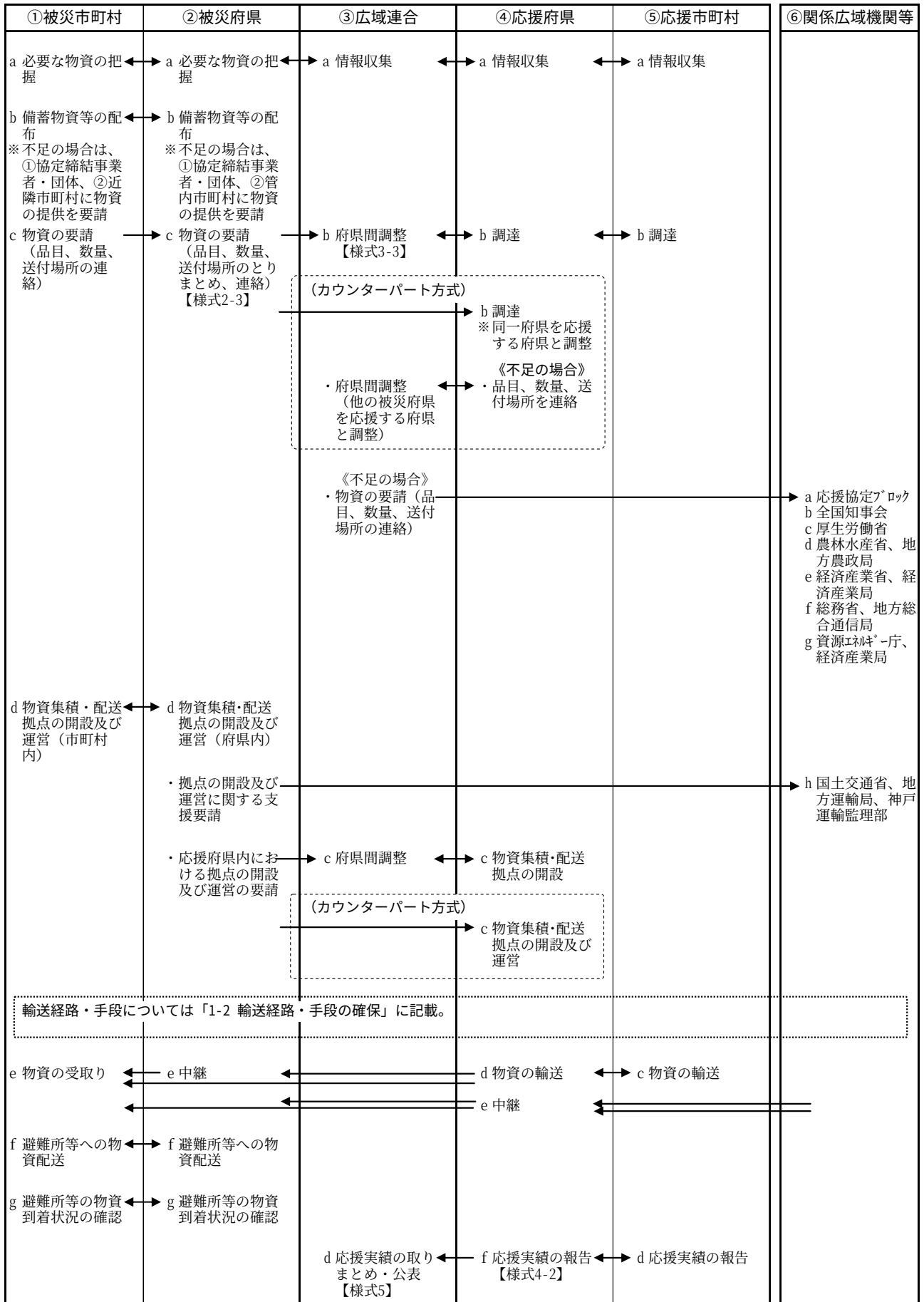


※1 被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する。

※2 広域連合が支援を要請する。ただし、府県間調整を要さない場合や既定の支援制度がある場合は、被災府県が直接支援を要請する。

※3 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合又は被災府県は同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション



第4章 応援・受援の手順

8 生活物資の供給

① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 必要な物資の把握	☐ 避難者数を確認し、必要な物資及びその数量を把握する。
b 備蓄物資等の配布	☐ 被災府県と連携し、備蓄物資を被災者に配布する。 ☐ 災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体に対して物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。
c 物資の要請	☐ 物資の不足が見込まれる場合は、必要な物資に関する情報（品目、数量、送付場所）を被災府県へ連絡する。
d 物資集積・配送拠点の開設及び運営（市町村内）	☐ 物資集積・配送拠点の設置規模及び運用方法を決定する。 ☐ 物資の集積及び配送のための要員を確保し、拠点を運営する。 ☐ 物資集積・配送拠点の開設場所等の情報を被災府県に連絡する。 ☐ 倉庫業者、宅配便事業者等に物資集積・配送拠点の開設及び運営について協力を要請する。
e 物資の受取り	☐ 物資集積・配送拠点に要員を待機させ、物資を受け取る。 ☐ 倉庫業者と連携し、品目別に保管する。 ☐ 必要に応じ、物資の受入れ、保管、仕分け、荷捌き、配送等について物流の専門知識を有する人材の派遣を民間事業者へ依頼する。
f 避難所等への物資配送	☐ 宅配便事業者と連携し、避難所等へ物資を配送する。
g 避難所等の物資到着状況の確認	☐ 被災府県と連携し、物資が末端の避難所等まで届いているかを確認する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 必要な物資の把握	☐ 被災市町村と連携し、必要な物資及びその数量を把握する。
b 備蓄物資等の配布	☐ 被災市町村と連携し、備蓄物資を被災者に配布する。 ☐ 災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体に対して物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。 ☐ 物資の不足が見込まれる場合は、被災していない管内市町村に備蓄物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。
c 物資の要請	☐ 物資の不足が見込まれる場合は、必要な物資に関する情報（品目、数量、送付場所）を取りまとめ、応援要請内訳書2（様式2-3）により広域連合（ カウンターパート方式の場合：応援府県 ）へ連絡する。
d 物資集積・配送拠点の開設及び運営（府県内）	☐ 物資集積・配送拠点の設置規模及び運用方法を決定する。 ☐ 物資の集積及び配送のための要員を確保し、拠点を運営する。 ☐ 物資集積・配送拠点の開設場所等の情報を応援府県に連絡する。 ☐ 倉庫業者、宅配便事業者等に物資集積・配送拠点の開設及び運営について協力を要請する。 ☐ 必要に応じ、国土交通省、地方運輸局に、関係事業者の斡旋など物資集積・配送拠点の開設及び運営に関する支援を要請する。 ☐ 被災府県内の物資集積・配送拠点だけでは不足する場合は、応援府県内における同拠点の開設を広域連合（ カウンターパート方式の場合：応援府県 ）へ要請する。
e 中継	☐ 必要に応じ、府県物資集積・配送拠点において物資を集積し、市町村物資集積・配送拠点等に配送する。 ☐ 必要に応じ、物資の受入れ、保管、仕分け、荷捌き、配送等について物流の専門知識を有した人材の派遣を民間事業者へ依頼する。
f 避難所等への物資配送	☐ 宅配便事業者と連携し、必要に応じ、避難所等へ直接物資を配送する。
g 避難所等の物資到着	☐ 被災市町村と連携し、物資が末端の避難所等まで届いているかを確認する。

状況の確認	する。
-------	-----

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、応援団体と情報を共有する。
b 府県間調整 (物資)	☐ 被災府県から物資の要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に物資調達可能数量及び輸送手段を確認の上、応援計画内訳書2(様式3-3)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) ☐ 被災府県からの要請物資が調達できない旨の連絡が応援府県からあったときは、他の被災府県を応援する府県に物資の調達及び輸送を依頼する。 ☐ 上記調整結果を被災府県へ連絡する。 ☐ 関西圏域で物資を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等の関係広域機関へ応援を要請する。
c 府県間調整 (物資集積・配送拠点)	☐ 被災府県からの要請に基づき、応援府県に同応援府県内における物資集積・配送拠点の開設及び運営を要請する。
d 応援実績の取りまとめ・公表	☐ 応援実績を取りまとめ、報道発表資料(様式5)により公表する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 調達	☐ 広域連合(カウンターパート方式の場合：被災府県)から物資の要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、自らの備蓄物資に加え、管内市町村、災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体等と調整し、物資を調達する。 ☐ カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県で要請物資を調達できない場合は、その旨を広域連合へ連絡する。
c 物資集積・配送拠点の開設及び運営	☐ 広域連合(カウンターパート方式の場合：被災府県)からの要請に基づき、管内に物資集積・配送拠点を開設し、運営する。
d 物資の輸送	☐ 輸送経路・手段の確保ができ次第、物資を輸送する。
e 中継	☐ 必要に応じて、応援府県内に物資集積・配送拠点を開設して関西圏域外からの救援物資を一時保管し、被災府県・市町村の物資集積・配送拠点における物資の充足状況や滞留状況を確認しながら、物資の需給調整を行う。
f 応援実績の報告	☐ 物資の送付状況を適正に管理し、広域連合に応援実績報告書2(様式4-2)により送付状況を報告する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 調達	☐ 応援府県等から要請のあった物資を、自らの備蓄物資に加え、災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体等と調整し、調達する。
c 物資の輸送	☐ 輸送経路・手段の確保ができ次第、物資を輸送する。

d 応援実績の報告	☐ 物資の送付状況を適正に管理し、応援府県に送付状況を報告する。
-----------	---

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、物資を調達し、被災地へ供給する。
b 全国知事会	☐ 広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる全国知事会の対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 ☐ 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、物資を調達し、被災地へ供給する。
c 厚生労働省	☐ 広域連合又は被災府県からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
d 農林水産省、地方農政局	☐ 広域連合又は被災府県からの要請に基づき、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
e 経済産業省、経済産業局	☐ 広域連合又は被災府県からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
f 総務省、地方総合通信局	☐ 広域連合又は被災府県からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
g 資源エネルギー庁、経済産業局	☐ 広域連合又は被災府県からの要請に基づき、燃料について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
h 国土交通省、地方運輸局、神戸運輸監視部	☐ 被災府県からの要請に基づき、物資集積・配送拠点について、関係業界団体の協力を得る等により、その開設、運営の確保を図る。

<留意事項>

- ・応援府県・市町村は、把握したニーズをもとに、被災地からの要請がなくても支援物資を確保し送り込む「プッシュ型」の支援を、極度の供給過剰の防止を図りつつ、集積拠点より先の各避難所までの配送体制も考慮のうえ、円滑かつ確実に実施する。
- ・孤立集落が発生した場合は、ヘリコプターを活用して物資を輸送するとともに、衛星携帯電話等により通信手段を確保する。
- ・被災市町村が、避難所の物資支援ニーズを把握できない場合、被災府県は可能な限り、避難所に府県職員を派遣し、物資支援ニーズを把握のうえ、「大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル」に記載する様式を用いて応援府県に連絡する。通信手段の途絶を想定し、応援府県はあらかじめ携帯電話会社と協議のうえ、携帯電話回線を利用したデータ伝送を検討しておくことが望ましい。
- ・府県民から救援物資を募って被災地に提供する場合は、次のことに留意すること。
 - 被災地のニーズに合った物資を送る。
 - 一つの梱包に何種類もの品物を入れない。
 - 使い古しや汚れた衣類を送らない。
 - 消費期限の切れた食料品等を送らない。

9 給水

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p60]

(注) 本分野においては、既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

(1) 基本方針

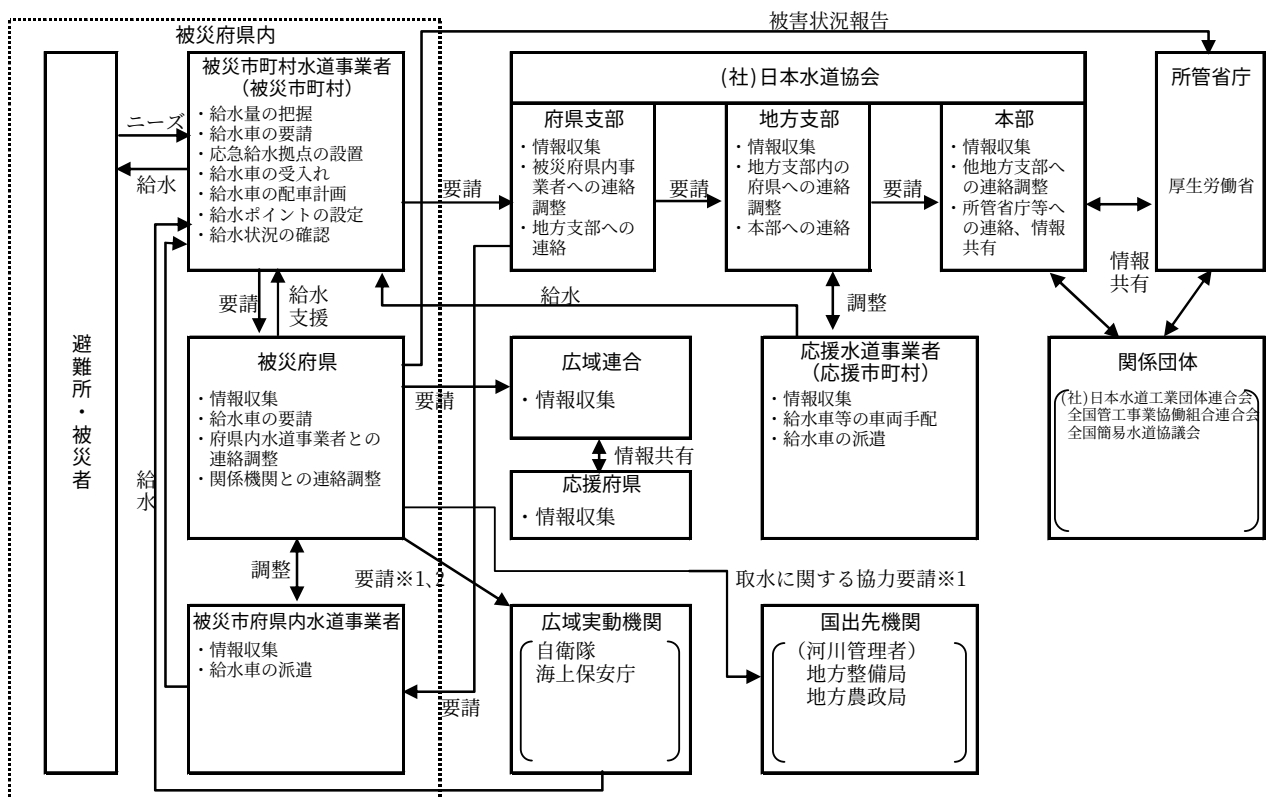
給水に関する応援・受援活動は、基本的に(社)日本水道協会の相互応援の枠組みにより実施される。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における断水状況や給水の充足状況に関する情報を収集し、(社)日本水道協会地方支部等の求めに応じ、必要な支援を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	○給水車等を用いた給水活動に従事する職員	○給水車 (医療用水給水には加圧式が必要) ○給水タンク車 ○ポリタンク ○ポリ袋 等	○関係機関・団体との連絡調整 ○その他水の供給に必要な事項
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	↓	↓	↓

(3) フォーメーション



※1 政府現地対策本部が設置された場合は、被災府県は同本部を通じて支援を要請する。

※2 自衛隊に対する要請は、自衛隊法第83条による、都道府県からの災害派遣要請を意味する。

第4章 応援・受援の手順

9 給水

(4) オペレーション

①被災市町村	②被災府県	③広域連合	④応援府県	⑤応援市町村	⑥関係広域機関等
a 給水量の把握	a 情報収集	a 情報収集	a 情報共有	a 情報共有	a 厚生労働省 b (社)日本水道協会府県支部 ↓ c (社)日本水道協会地方支部 ↓ d (社)日本水道協会
b 給水車の要請 (給水場所、給水場所ごとの給水量等)	b 給水車の要請 (給水場所、給水場所ごとの給水量等)			b 給水車の手配、派遣	b (社)日本水道協会府県支部 ↓ c (社)日本水道協会地方支部 e 自衛隊 f 海上保安庁
c 応急給水拠点の設置					
d 給水車の受入					b (社)日本水道協会府県支部 ↓ c (社)日本水道協会地方支部 e 自衛隊 f 海上保安庁
e 給水状況の確認	c 取水の協力要請				g 国土交通省、地方整備局 農林水産省、地方農政局

① 被災市町村水道事業者（被災市町村）の業務

項 目	内 容
a 給水量の把握	□断水区域、断水戸数、給水人口、復旧作業計画を把握し、必要な給水量のうち、保存飲料水による対応とは別に、給水車による給水が必要な区域、必要な給水量、給水場所、給水車の補給場所を把握する。
b 給水車の要請	□必要な給水量と給水場所に関する情報（給水場所、給水場所ごとの給水量等）に基づき、被災府県もしくは(社)日本水道協会府県支部へ給水車を要請する。
c 応急給水拠点の設置	□被災府県と連携し、住民等への給水場所、給水車への補給場所の開設・運営する。 □給水、補給に係る作業要員を確保する。
d 給水車の受入	□給水車の給水場所に要員を待機させ、給水車を受け入れ、住民等に供給する。 □給水車への補給場所に要員を待機させ、給水車に飲料水を補給する。
e 給水状況の確認	□飲料水が末端の断水となった住民等まで届いているかを確認し、届いていない場合は、速やかに給水車の手配等により給水を行う。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 被災市町村と連携し、必要な給水量及び給水に係る情報を把握する。 ☐ 管内市町村に給水に係る応援を要請する。 ☐ 管内の水道施設の被害状況を取りまとめ、厚生労働省に報告する。
b 給水車の要請	☐ 自衛隊に対して給水応援を要請する。 ☐ 海上保安庁に対して給水応援を要請する。
c 取水の協力要請	☐ 被災地での飲料水供給において必要な水量（水源）を確保するため、河川等からの取水について、柔軟な対応（一時的な許可水量を超えた取水、他用途水の水道用途への変更など）を地方整備局、農政局に要請する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 被災地のニーズを把握する。

⑤ 応援市町村水道事業者（応援市町村）の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 給水車等の車両手配 給水車の派遣	☐ （社）日本水道協会府県支部からの要請に基づき、給水車等を手配し、被災市町村に派遣する。

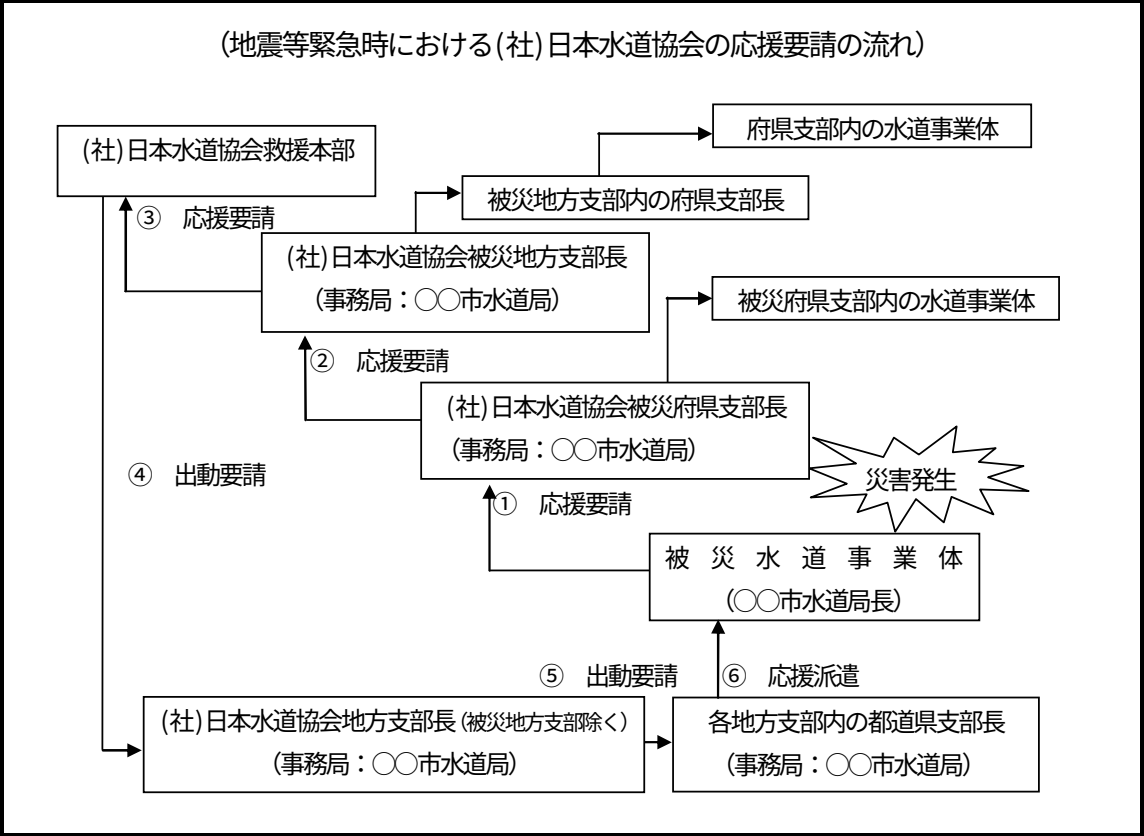
⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 厚生労働省	☐ 被災府県からの報告に基づき、被害状況を公表する。 ☐ 被災地支援について関係省庁に協力を要請する。
b （社）日本水道協会府県支部	☐ 被災市町村（水道事業者）からの要請に基づき、被災府県内の他の市町村（水道事業者）から給水車等を手配し、被災市町村に提供する。 ☐ （社）日本水道協会地方支部に応援府県支部との応援調整を要請する。
c （社）日本水道協会地方支部	☐ 被災府県の（社）日本水道協会府県支部からの要請に基づき、他の府県支部から給水車等を手配する。 ☐ （社）日本水道協会本部に他の地方支部との応援調整を要請する。 ☐ 給水実績を取りまとめ、広域連合に報告する。
d （社）日本水道協会	☐ 被災地方支部からの要請に基づき、他の地方支部から給水車等を手配する。
e 自衛隊	☐ 被災府県からの要請に基づき、自ら保有する車両を用いて給水活動を実施する。
f 海上保安庁	☐ 被災府県からの要請に基づき、自ら保有する船舶を用いて給水活動を実施する。
g 国土交通省、地方整備局 農林水産省、地方農政局	☐ 被災府県からの要請に基づき、被災地に飲料水の供給を行うため、水利権に基づく河川等からの取水について協力を得る等により、水の供給の確保を図る。

<留意事項>

- ・給水支援については(社)日本水道協会を主体とする支援体制を基本とし、府県、広域連合、各団体はその支援が円滑に遂行されるよう協力する。

(参考)



地方支部・府県支部	支部事務局
関西地方支部	大阪市水道局
大阪府支部	豊中市上下水道局
京都府支部	舞鶴市水道部
兵庫県支部	芦屋市水道部
奈良県支部	奈良市水道局
滋賀県支部	大津市企業局
和歌山県支部	和歌山市水道局
中国四国地方支部	広島市水道局
広島県支部	呉市水道局
岡山県支部	岡山市水道局
山口県支部	下関市上下水道局
鳥取県支部	鳥取市水道局
島根県支部	松江市水道局
香川県支部	高松市上下水道局
愛媛県支部	松山市公営企業局
徳島県支部	徳島市水道局
高知県支部	高知市水道局
中部地方支部	名古屋市上下水道局
愛知県支部	豊橋市上下水道局
三重県支部	津市水道局
静岡県支部	静岡市上下水道局
岐阜県支部	岐阜市上下水道事業部
福井県支部	福井市企業局
石川県支部	金沢市企業局
富山県支部	富山市上下水道局
長野県支部	長野市上下水道局
新潟県支部	新潟市水道局

(平成24年度現在)

10-1 保健・福祉

(注) 本分野においては、既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者が健康で自立した生活を送ることができるよう被災者の健康相等を行う保健師や看護婦の派遣等の応援・受援活動を行う。なお、派遣調整については、厚生労働省により行われる。

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	※国の関与により派遣調整が行われる要員 ○保健師、看護師 (訪問・巡回相談時に必要な物品を持参)	○血圧計、体温計等の物品 ○健康教育用媒体・教材・リーフレット 等 (手順は「8 生活物資の供給」参照)	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	↓	↓	—

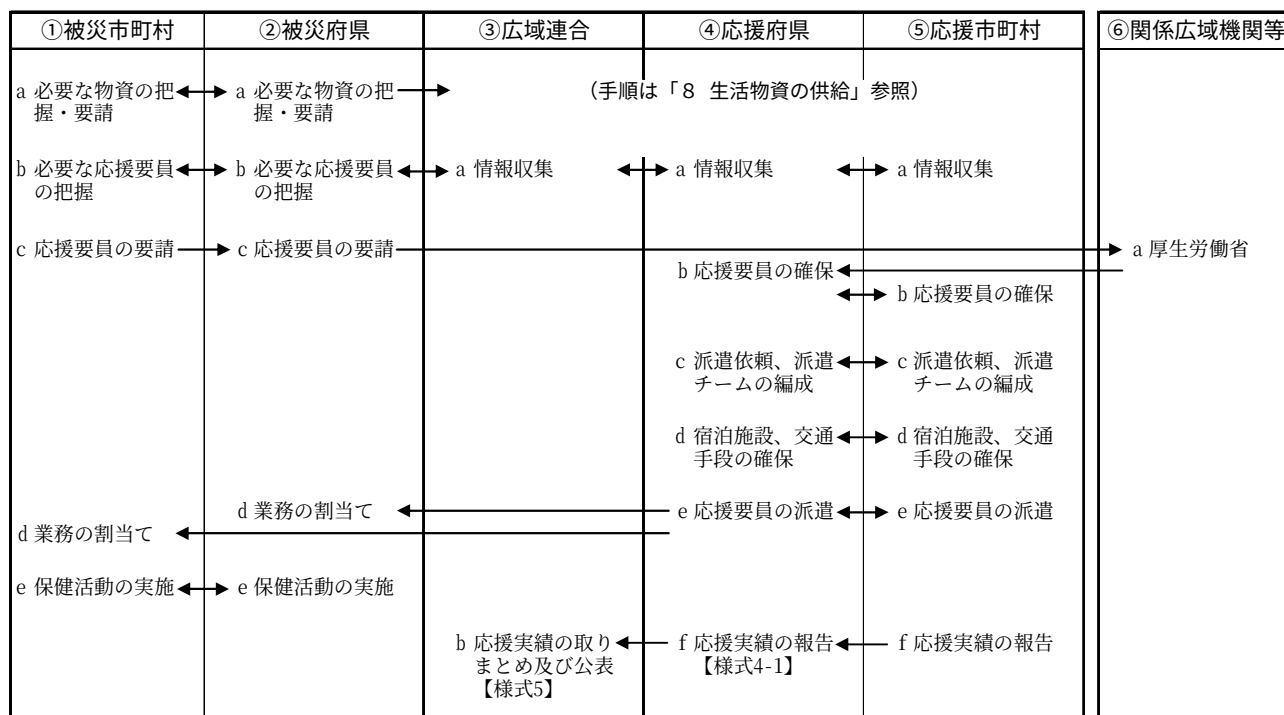
[illegible]

87

第4章 応援・受援の手順

10 被災者の健康対策の実施 10-1 保健・福祉

(4) オペレーション



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 必要な物資の把握・要請	☐ 避難所の状況を把握し、避難所等での健康相談実施に必要な物資（血圧計等）及びその数量を把握する。 ☐ 必要とする物資（血圧計等）に関する情報（品目、数量、送付場所）を被災府県へ連絡する。
b 必要な応援要員の把握	☐ 避難所の状況を把握し、避難所等での健康相談実施に必要な応援要員及びその人数を把握する。
c 応援要員の要請	☐ 必要とする応援要員に関する情報（職種、人数、派遣期間、派遣先）を被災府県へ連絡する。
d 業務の割当て	☐ 応援要員が交替すること等を踏まえ、業務が継続して効率的に実施されるよう、保健所長が被災府県と調整の上、応援要員に業務を割り当てる。
e 保健活動の実施	以下により被災者の健康対策を実施する。 ☐ 被災状況、健康被害の状況、健康ニーズの把握 ☐ 保健活動に必要な情報、資料、記録・報告様式等を準備し、応援要員に提供 ☐ 災害時要援護者の安否確認と対応 ☐ 避難所巡回健康相談 ☐ 避難所における医療福祉ニーズの高い人の把握と医療チームや福祉避難所の調整 ☐ 感染症予防のための手洗い・うがい等の保健指導及び避難所の衛生管理（トイレ・生活空間の清潔） ☐ 保健所の助言を得て感染症患者発生時の感染拡大防止 ☐ 二次健康被害防止のための保健指導（生活不活発病、食中毒、転倒、エコノミー症候群 等） ☐ 避難所以外の家庭等への訪問による健康調査の実施 ☐ ミーティングの開催等による健康ニーズの情報の集約・共有・分析 ☐ 介護保険サービス等事業所との仮設住宅の巡回健康相談、健康調査 ☐ 仮設住宅でのコミュニティづくり、見守り体制の整備

	☐ 通常の保健・福祉業務の再開 ☐ 保健活動の計画策定
--	--

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 必要な物資の把握・要請	☐ 被災市町村と連携し、避難所等での健康相談実施に必要な物資（血压計等）及びその数量を把握する。 ☐ 被災市町村が必要とする物資（血压計等）に関する情報（品目、数量、送付場所）をとりまとめ、応援要請内訳書2（様式2-3）により広域連合（カウンターパート方式の場合：応援府県）へ連絡する。
b 必要な応援要員の把握	☐ 被災市町村と連携し、避難所等での健康相談実施に必要な応援要員及びその人数を把握する。
c 応援要員の要請	☐ 被災市町村及び被災府県が必要とする応援要員に関する情報（職種、人数、派遣期間、派遣先）をとりまとめ、厚生労働省に派遣調整を要請する。
d 業務の割当て	☐ 応援要員が交替すること等を踏まえ、業務が継続して効率的に実施されるよう、保健所長等は保健医療の関係機関や被災市町村と調整の上、応援要員に業務を割り当てる。
e 保健活動の実施	以下により被災者の健康対策を実施する。 ☐ 被災状況、健康被害の状況、健康ニーズの把握と被災市町村との共有 ☐ 保健活動に必要な情報、資料、記録・報告様式等の準備について、被災市町村へ助言・提供 ☐ 災害時要援護者の安否確認と対応 ☐ 避難所、被災家庭等、全数健康調査実施や集約への協力 ☐ 感染症サーベイランスを実施し、感染拡大兆候を早期に把握するとともに、対策を実施 ☐ 医療チームとの連携・調整 ☐ 被災市町村における通常の保健・福祉業務の再開支援 ☐ 被災市町村の保健活動の計画策定への参画・助言

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 応援実績のとりまとめ及び公表	☐ 応援府県の応援実績をとりまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 応援要員の確保	☐ 厚生労働省から応援要員の派遣要請があったときは、管内市町村及び府県看護協会と連携して応援要員を確保する。
c 派遣チームの編成	☐ 確保された応援要員をもとに、派遣人数・派遣時期・業務内容・派遣先等を考慮し、派遣チームを編成する。
d 宿泊場所、移動手段の確保	☐ 宿泊場所及び移動手段を確保する。移動に当たっては、同一府県を応援する府県、県内市町村等と乗り合わせて往来する等、効果的に行う。
e 応援要員の派遣	☐ b から d の調整が整った場合は、応援要員を派遣する。 ☐ 派遣にあたっては、応援要員が消費又は使用する物資を携行させる

	等、できる限り被災府県の負担とならないよう配慮する。 ☐ 応援要員に、被災地の状況及び派遣先での役割についてオリエンテーションするとともに、必要書類・資料等を配布する。 ☐ 随時現地の情報を府県内市町村に提供する。 ☐ 派遣された応援要員は、被災府県・市町村が実施する被災者の健康対策に従事するほか、以下により被災府県・市町村を支援する。 ☐ 被災市町村の受援ニーズの把握 ☐ 保健医療の連携調整業務への支援 ☐ 被災府県・市町村における通常の保健・福祉業務の再開支援 ☐ ミーティングでの活動報告、情報提供（記録、リスト作成等） ☐ 被災市町村の保健活動の計画策定への助言 ☐ 府県看護協会と連携し、まちの保健室開設への支援
f 応援実績の報告	☐ 応援状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）により応援実績を報告する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 応援要員の確保	☐ 応援府県から要請のあった応援要員を確保する。
c 派遣チームの編成	☐ 確保された応援要員をもとに、派遣人数・派遣時期・派遣先等を考慮し、派遣チームを編成する。
d 宿泊場所、移動手段の確保	☐ 宿泊場所及び移動手段を確保する。移動に当たっては、同一府県を応援する府県、市町村等と乗り合わせて往来する等、効果的に行う。
e 応援要員の派遣	☐ b から d の調整が整った場合は、応援要員を派遣する。 ☐ 派遣にあたっては、応援要員が消費又は使用する物資を携行させる等、できる限り被災府県の負担とならないよう配慮する。 ☐ 応援要員に、被災地の状況及び派遣先での役割についてオリエンテーションするとともに、必要書類・資料等を配布する。 ☐ 派遣された応援要員は、被災府県・市町村が実施する被災者の健康対策に従事するほか、以下により被災府県・市町村を支援する。 ☐ 被災市町村の受援ニーズの把握 ☐ 被災府県・市町村における通常の保健・福祉業務の再開支援 ☐ ミーティングでの活動報告、情報提供（記録、リスト作成等） ☐ 被災市町村の保健活動の計画策定への助言
f 応援実績の報告	☐ 応援状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、応援実績を報告する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 厚生労働省	☐ 被災府県からの要請に基づき、全国都道府県に対して応援要員の派遣に係る協力要請を行い、応援先都道府県を割り当てる。

<留意事項>

- ・現地での必要物資として、応援府県がパソコン、携帯（衛星）電話等の通信機器を準備する
- ・被災地への移動手段、及び被災地での移動手段（レンタカー、公用車、自転車等）を確保する
- ・派遣要員は、厚生労働省からの要請を基に各府県内で調整し、確保できない場合は広域連合内で調整する。

10-2 栄養

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.62]

(注) 本分野においては、既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

(1) 基本方針

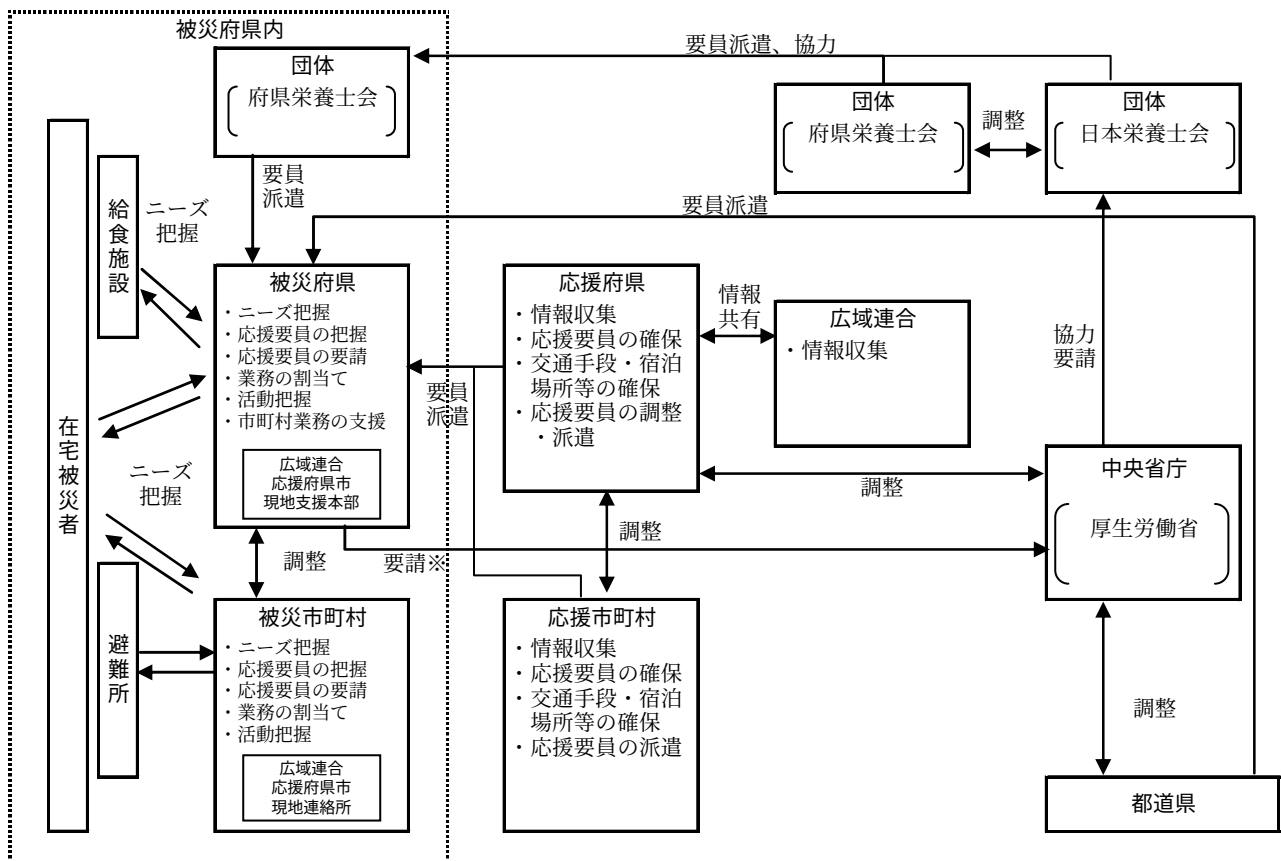
広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者自らが健康を回復・維持増進し、健康な食生活が送れるよう、栄養的に配慮された支援食の提供や炊き出しの実施体制の確保、食料や特殊食品の確保・分配、栄養指導等に当たる要員（管理栄養士）の派遣などの応援・受援活動を行う。

なお、派遣調整については、厚生労働省により行われる。

(2) 応援内容

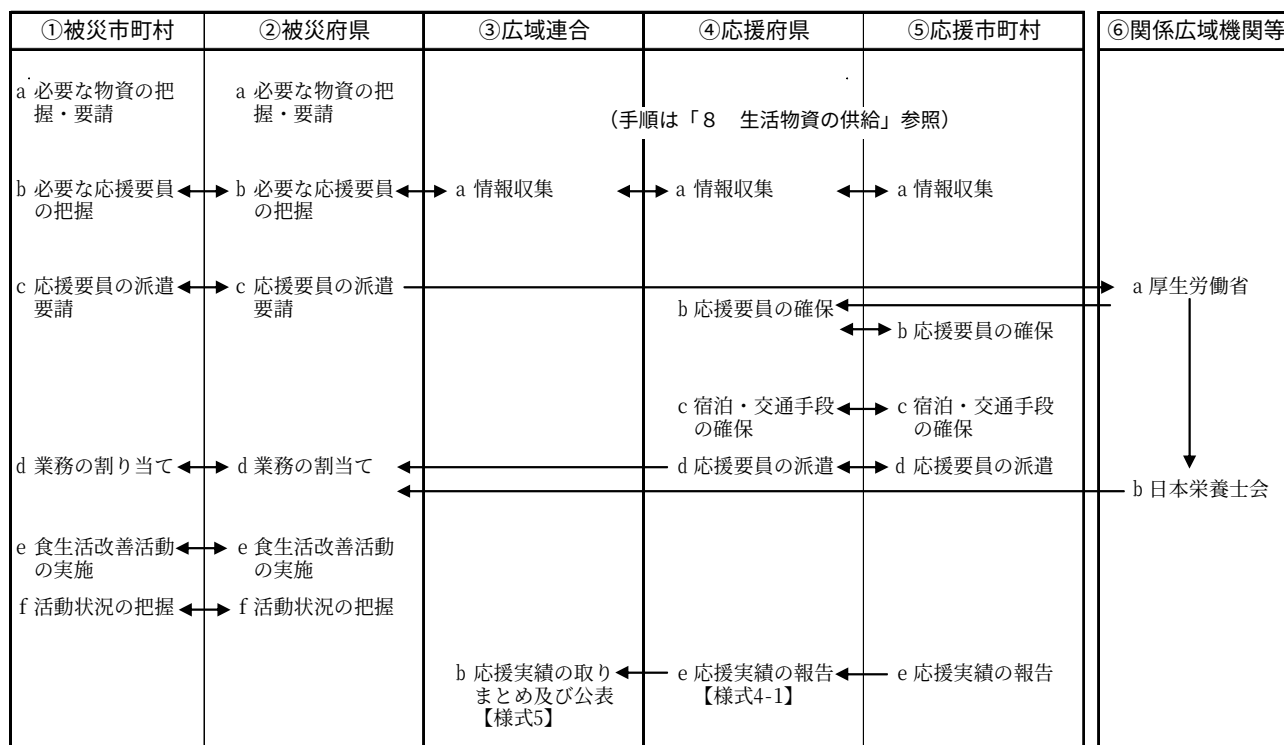
時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	※国の関与により派遣調整が行われる要員 ○管理栄養士	○離乳食、高齢者食、アレルギー食等 (手順は「8 生活物資の供給」参照)	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	↓	○離乳食・アレルギー食等を小規模で調理するための調理器具、熱源、衛生資材等 ○被災者の自炊用の調理器具等 ○仮設住宅の集会所等に、調理・喫食のための調理器具、熱源、衛生資材等 (手順は「8 生活物資の供給」参照)	—

(3) フォーメーション



※ 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合は同本部を通じて中央省庁に支援を要請する。

(4) オペレーション



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 必要な物資の把握・要請	☐ 栄養・食生活上の特別の配慮を要する人を確認し、必要な物資（離乳食、高齢者食等）の種類、数量、送付場所等を把握し、食料調達担当へ要望し、他の生活物資とあわせ、被災府県へ連絡する。 ☐ 離乳食・アレルギー等の小規模で調理するためや、避難所や仮設住宅等において被災者が調理するための調理器具や熱源、食品保管のための冷蔵庫等必要物資を把握し、物資調達担当から被災府県へ要請する。
b 必要な応援要員の把握	☐ 避難所数、食料供給状況等の情報を収集し、食生活支援・栄養指導体制を整備するために必要な応援要員数を把握する。
c 応援要員の派遣要請	☐ 応援要員の役割、活動期間、活動地域、活動内容等を明確にして、必要な応援要員の人数を要請する。
d 業務の割り当て	☐ 応援要員の活動期間等を考慮し、応援要員に業務を割り当てる。
e 食生活改善活動の実施	以下により被災者の健康対策を実施する。 ☐ 避難所及び在宅被災者の食生活・栄養状況の把握 ☐ 支援食の内容や分配調整等について、食料調達担当への協力・指導助言 ☐ 食料調達担当、ボランティアセンター等との連携により、避難所での継続的（計画的）な炊き出しのための指導・助言 ☐ 避難所における支援食や炊き出しについての、避難所管理者・運営担当者、炊き出しボランティア等への指導・助言 ☐ 栄養的配慮が必要な要援護者への支援、巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施
f 活動状況の把握	☐ 応援要員の活動状況や業務の進捗状況を把握する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 必要な物資の把握・要請	☐ 栄養・食生活上の特別の配慮を要する人を確認し、必要な物資（離乳食、高齢者食等）の種類、数量、送付場所等を被災市町村と連携して把握し、食料調達担当者、府県栄養士会へ要請する。 ☐ 離乳食・アレルギー等の小規模で調理するためや、避難所や仮設住宅等において被災者が調理するための調理器具や熱源、食品保管のための冷蔵庫等必要物資を被災市町村と連携して把握し、物資担当者へ要請する。
b 必要な応援要員の把握	☐ 被災市町村と連携し、必要な応援要員（管理栄養士）の人数を把握する。
c 応援要員の派遣要請	☐ 被災市町村と連携し、必要な応援要員（管理栄養士）の人数、活動期間、活動地域、活動内容等を取りまとめ、厚生労働省に派遣調整を要請する。
d 業務の割当て	☐ 被災市町村と連携し、応援要員に業務を割当てる。
e 食生活改善活動の実施	以下により被災者の健康対策を実施する。 ☐ 被災市町村と連携し、避難所や在宅被災者の食生活・栄養状況の把握 ☐ 被災市町村と連携し、支援食の内容や分配調整についての、食料調達担当への協力・指導助言 ☐ 被災市町村と連携し、避難所における支援食や炊き出しへの、避難所管理者・運営担当者、炊き出しボランティアへの指導助言 ☐ 被災市町村と連携し、栄養的配慮が必要な要援護者への支援、巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施 ☐ 給食施設の状況把握（施設・設備、食材や調理人員の確保、入所者の健康状態等）及び給食再開・継続への指導・支援 ☐ 市町村の通常業務の再開支援
f 活動状況の把握	☐ 応援要員の活動状況や市町村業務の進捗状況を把握し、適宜必要な支援、助言を行う。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 応援実績のとりまとめ及び公表	☐ 応援府県の応援実績をとりまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 応援要員の確保	☐ 厚生労働省から応援要員（管理栄養士）の派遣要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村と連携し、応援要員を確保する。
c 宿泊場所及び移動手段の確保	☐ 宿泊場所及び移動手段を確保する。移動に当たっては、同一府県を応援する府県、管内市町村等を乗り合わせて往来する等、効率的に行う。
d 応援要員の派遣	☐ 応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。 ☐ 派遣にあたっては、応援要員が使用する物資を携帯させる等、被災府県、市町村の負担を減らすよう配慮する。 ☐ 派遣前にはオリエンテーションを行い、現地の状況等について応援者へ情報提供しておく。

e 応援実績の報告	☐ 応援状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）により応援実績を報告する。
-----------	---

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握し、可能な支援内容について把握する。
b 応援要員の確保	☐ 派遣要請のあった応援要員を確保する。
c 宿泊場所及び移動手段の確保	☐ 宿泊場所及び移動手段を確保する。
d 応援要員の派遣	☐ 応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。 ☐ 派遣にあたっては、応援要員が使用する物資を携帯させる等、派遣先となる被災府県、被災市町村の負担を減らすよう配慮する。
e 応援実績の報告	☐ 応援状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、応援実績を報告する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 厚生労働省	☐ 被災府県からの要請に基づき、都道府県と調整し、応援要員を確保する。 ☐ 被災府県からの要請に基づき、日本栄養士会に応援要員の派遣等の協力を要請する。
b 日本栄養士会	☐ 厚生労働省からの要請に基づき、被災府県栄養士会の協力も得て被災地の情報収集を行い、応援府県及び応援府県栄養士会と調整し、応援要員を確保する。

<留意事項>

- ・現地での必要物資として、応援府県がパソコン、携帯（衛星）電話等の通信機器を準備する。
- ・被災地への移動手段、及び被災地での移動手段（レンタカー、公用車、自転車等）を確保する。

11 被災者の心のケアの実施

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.66]

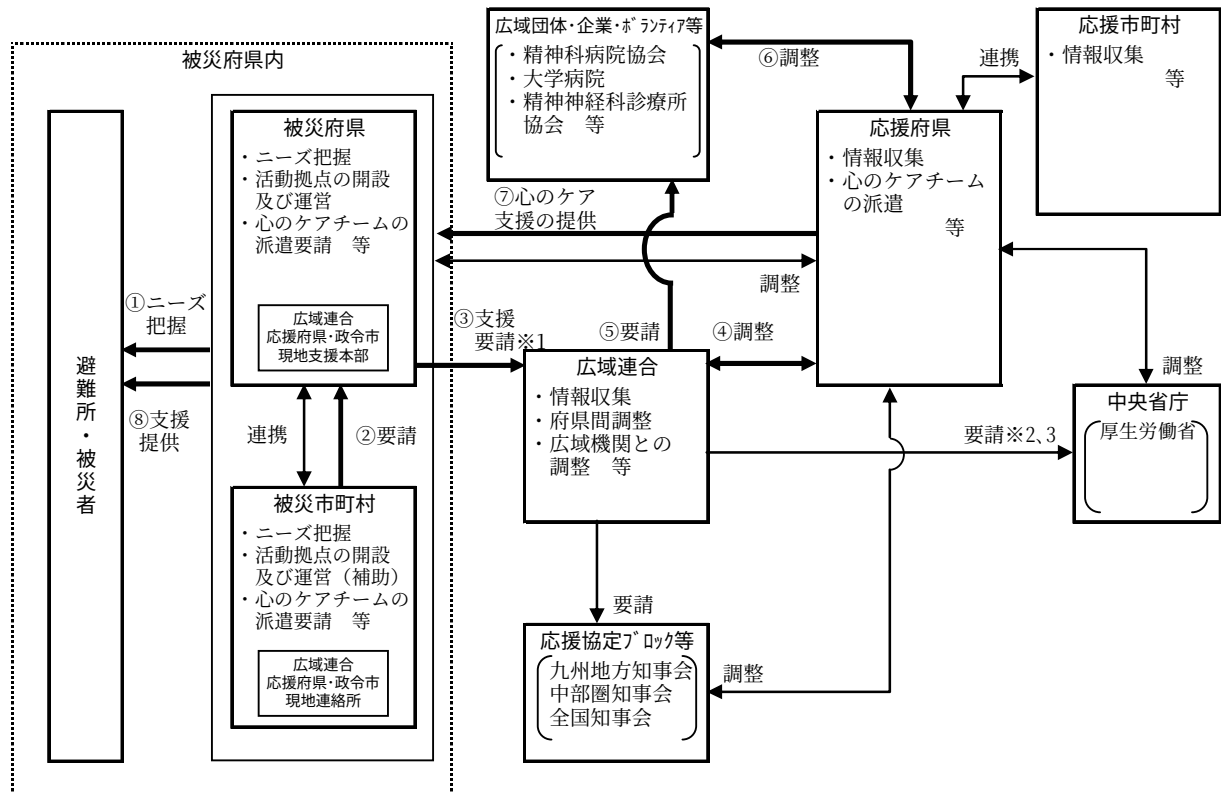
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防を行う。また、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い、災害時における精神科救護所の設置及び精神科障害者に対する保健・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	○先遣隊の派遣 (精神科医、行政担当者等)	—	
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○心のケアチームの派遣 ・医師2名 ・看護師又は保健師2名 ・精神保健福祉士又は臨床心理士1名 ・事務職員1名 等	—	—

(3) フォーマーション



※1 被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する。

※2 広域連合が支援を要請する。ただし、府県間調整を要さない場合や既定の支援制度がある場合は、被災府県が直接支援を要請する。

※3 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合又は被災府県は同本部を通じて支援を要請する。

第4章 応援・受援の手順
11 被災者の心のケアの実施

(4) オペレーション

①被災市町村	②被災府県	③広域連合	④応援府県	⑤応援市町村	⑥関係広域機関等
a 被災者数等の把握 必要な心のケア チーム数及び活動 方針について調整	a 被災者数等の把握 必要な心のケア チーム数及び活動 方針について調整	a 情報収集	a 情報収集	a 情報収集	a 厚生労働省 b 応援協定ブロック c 全国知事会
b 派遣要請 心のケアチーム の派遣要請（活動 場所の連絡）	b 派遣要請 心のケアチーム の派遣要請（活動 場所の連絡） 【様式2-2, -3】	b 府県間調整 【様式3-2, -3】	b 心のケアチーム の人員確保		
		(カウンターパート方式の場合)	b 心のケアチーム の人員確保 ※ 同一府県を応援 する府県と調整 《不足の場合》 ・必要な人員を連 絡		
		b 府県間調整（他 の被災府県を応 援する府県と調 整）			
		《不足の場合》 c 派遣要請（活動 場所の連絡）			a 厚生労働省
c 活動拠点の開設 及び運営 運営要員の確保	c 活動拠点の開設 及び運営 運営要員の確保				
医薬品等の物資については「8 生活物資の供給」、輸送経路・手段については「1-2 輸送経路・手段の確保」に記載。					
d チーム受入	d チーム受入		c チーム派遣		
e 活動状況の報告	e 活動状況の確認	d 応援実績の取り まとめ及び公表 【様式5】	d 応援実績の報告 【様式4-1, -2】	d 応援実績の報告	

① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 被災者数等の把握	□被災者数、避難者数、災害時要援護者数を把握し、必要な心のケアチーム数及び活動方針について被災府県と調整する。
b 派遣要請	□必要な心のケアチームによる救護活動を被災府県へ要請する。
c 活動拠点の開設及び運営	□被災府県と連携し、心のケア支援の活動拠点（精神科救護所）を設置するとともに、運営要員を確保する。
d チーム受入	□被災府県と調整し、応援府県から派遣される心のケアチームの活動地区を割り当てる。活動時には被災市町村の職員が同行することが望ましい。また、応援府県と調整し、第一陣のチームに対して被災状況、地勢、文化的特性、活動方針等をオリエンテーションする。 ※心のケアチームは現地災害保健医療コーディネーターの指示のもとに活動する。
e 活動状況の報告	□心のケアチームによる支援状況を逐一把握し、応援府県へ報告するとともに、支援体制、活動方針を調整する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 被災者数等の把握	□被災市町村と連携し、被災者数、避難者数、災害時要援護者数を把握し、必要な心のケアチーム数及び活動方針を広域連合等へ連絡する。
b 派遣要請	□被災市町村が必要とする心のケアチームによる救護活動を応援要請内訳書1（様式2-2）により広域連合（ カウンターパート方式の場合：応援府県 ）へ連絡する。
c 活動拠点の開設及び運営	□被災市町村と連携し、心のケア支援の活動拠点（精神科救護所）を設置するとともに、運営要員を確保する。
d チーム受入	□被災市町村と調整し、応援府県から派遣される心のケアチームの活動地区を割り当てる。 ※心のケアチームの活動は現地災害保健医療コーディネーターの指示のもとに活動する。
e 活動状況の確認	□被災市町村からの活動状況報告を集約し、被災市町村ごとに支援活動の差が生じることのないように、支援活動の均一化を図る。必要に応じて、応援府県、広域連合等に対して追加チームの派遣を要請する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	□現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。 □必要に応じて被災状況等を厚生労働省へ連絡する。
b 府県間調整	□被災府県から心のケアチームの派遣要請があったときは、府県に派遣可能な人員を確認の上、応援計画内訳書1（様式3-2）により被災府県及び応援府県へ連絡する。 （カウンターパート方式の場合） □応援府県から必要な人員の確保ができない旨の連絡があったときは他の被災府県を応援する府県と調整し、必要な人員を確保する。
c 応援実績の取りまとめ及び公表	□応援府県の応援実績を取りまとめ、様式5により公表する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	□現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 心のケアチームの人員確保	□広域連合（ カウンターパート方式の場合：被災府県 ）から派遣の要請のあった心のケアチームの人員を関係機関・団体と調整し、確保する。 □カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県間で必要な人員を確保できないときは、その旨を広域連合へ連絡する。
c チーム派遣	□a 及び b の調整が整った場合は、心のケアチームを派遣する。 □第一陣チームは被災府県、被災市町村からオリエンテーションを受ける。オリエンテーション時の情報及び日々の活動状況、今後の見通しなどの引き継ぎ事項は同一応援府県間で行い、できる限り現地の負担を減らすこと。
d 応援実績の報告	□心のケア支援の状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）により活動状況を報告する。

第4章 応援・受援の手順
11 被災者の心のケアの実施

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 厚生労働省	☐ 広域連合から情報提供を受け、必要に応じて全都道府県に対し、広域応援を実施する旨を連絡し応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援内容を連絡する。 ☐ 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道県は、人員を確保し、被災地へ派遣する。
b 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、心のケアチームの人員を確保し、被災地へ派遣する。
c 全国知事会	☐ 厚生労働省と調整し、必要に応じて広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援内容を連絡する。 ☐ 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道県は、人員を確保し、被災地へ派遣する。

<留意事項>

- ・被災自治体の職員と応援要員が互いに気軽に相談できる体制づくりが必要である。

12 生活衛生対策の実施

12-1 し尿処理

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.62]

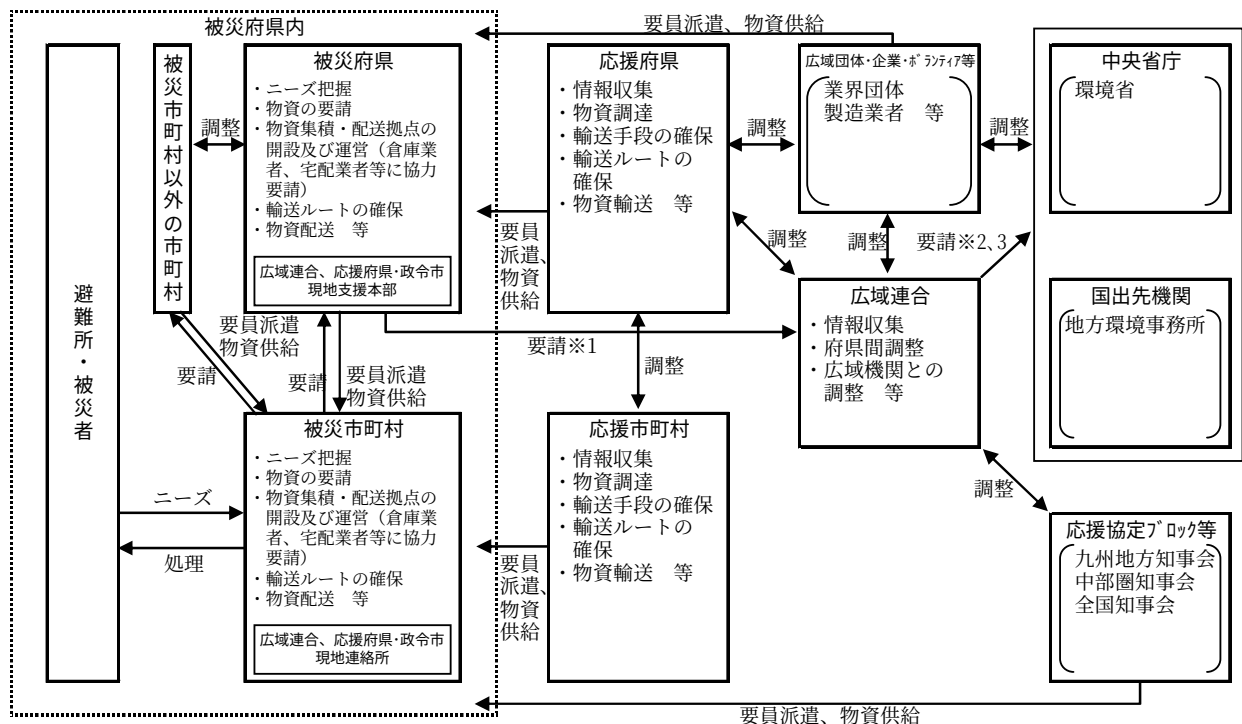
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、避難場所の生活環境を確保し、衛生状態の保持するために仮設トイレ等の供給や汲み取り車の派遣等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○仮設トイレ設置要員 ○汲み取り作業要員	○仮設トイレ ○消毒剤 ○汲み取り車	—

(3) フォーマーション

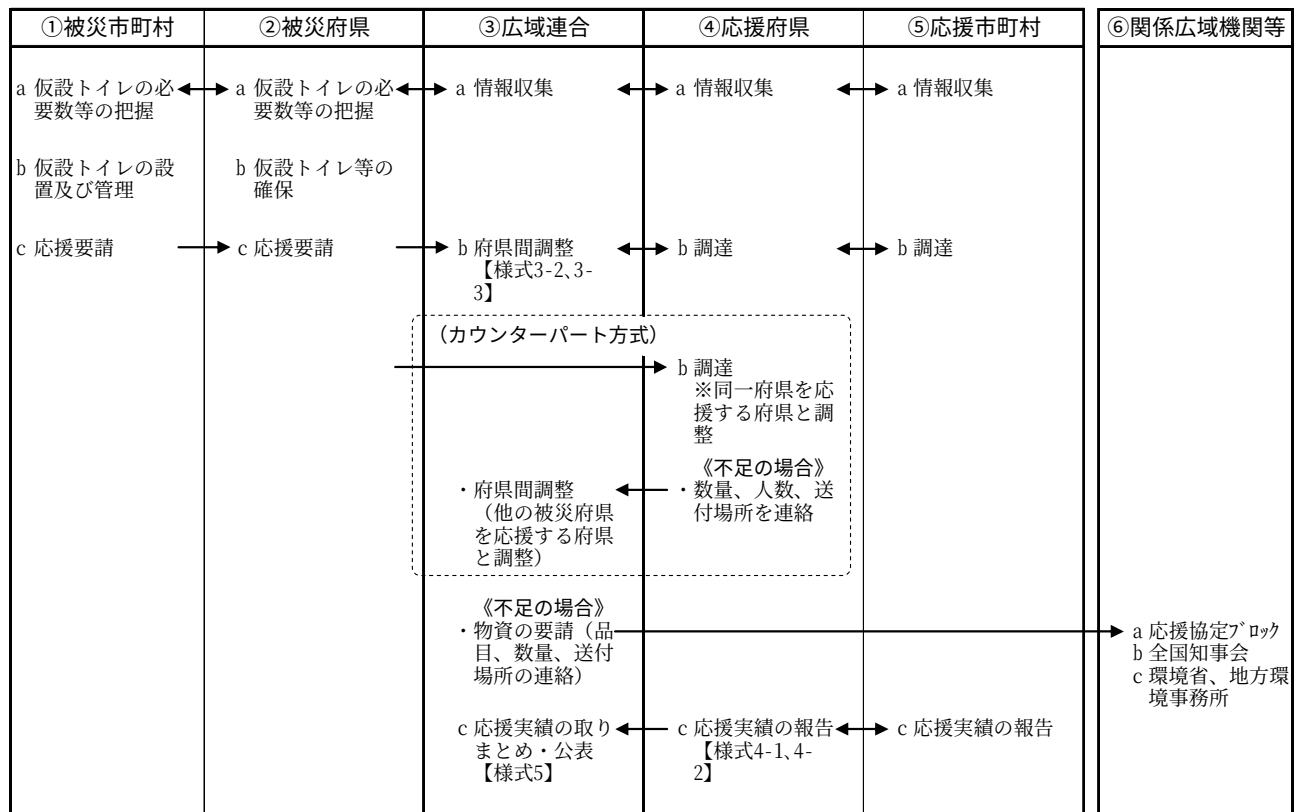


- ※1 被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の広域連合に応援を要請する。
 ※2 広域連合が支援を要請する。ただし、府県間調整を要さない場合や既定の支援制度がある場合は、被災府県が直接支援を要請する。
 ※3 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合又は被災府県は同本部を通じて支援を要請する。

第4章 応援・受援の手順

12 生活衛生対策の実施 12-1 し尿処理

(4) オペレーション



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 仮設トイレの必要数等の把握	□避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。
b 仮設トイレの設置及び管理	□し尿処理施設の被害状況と稼動見込みを把握し、必要に応じ、仮設トイレを避難所等に設置する。 □仮設トイレの清掃等の管理体制を整備するとともに、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。 □仮設トイレ、し尿の収集・運搬に当たる人員・車両、し尿処理施設の処理能力等が不足する場合は、近隣の市町村又は事業者に応援を要請し、処理体制を確保する。
c 応援要請	□近隣の市町村又は事業者で応援体制が確保できない場合は、被災府県に応援を要請する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 仮設トイレの必要数等の把握	□被災市町村と連携し、水道の復旧状況等を勘案の上、仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。
b 仮設トイレ等の確保	□被災市町村と連携し、備蓄している仮設トイレを配布する。 □仮設トイレ、し尿の収集・運搬に当たる人員・車両、し尿処理施設の処理能力等が不足する場合は、管内の市町村又は事業者に応援を要請し、処理体制を確保する。
c 応援要請	□管内の市町村又は事業者で応援体制が確保できない場合は、応援要請内訳書1(様式2-2)及び同2(様式2-3)により広域連合(カウンターパート方式の場合：応援府県)に応援を要請する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	□現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 府県間調整	□被災府県から応援要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、確保できる仮設トイレ、し尿の収集・運搬に当たる人員・車両の数量、し尿の受入れ先（処理施設）等を府県と調整の上、応援計画内訳書1（様式3-2）及び同2（様式3-3）により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 （カウンターパート方式の場合） □応援府県から要員・物資等が不足する旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する府県に要員・物資等の確保及び輸送を依頼する。 □関西圏域で応援要員又は物資を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等の関係広域機関へ応援を要請する。
c 応援実績の取りまとめ・公表	□応援府県の応援実績を取りまとめ、様式5により公表する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	□現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 調達	□広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）から応援要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村、府県内企業等と調整し、仮設トイレ、し尿の収集・運搬に当たる人員・車両を調達するとともに、し尿処理の受入れ先を確保する。 □カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県で要員・物資等を調達できないときは、その旨を広域連合へ連絡する。
c 応援実績の報告	□要員の派遣及び物資等の供給の状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、様式4-1、4-2により、その状況を報告する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報収集	□応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 調達	□応援府県等から要請のあった仮設トイレ、し尿の収集・運搬に当たる人員・車両、し尿処理の受入れについて調整、調達する。
c 応援実績の報告	□要員の派遣及び物資等の提供の送付状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、その状況を報告する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 応援協定ブロック	□広域連合からの要請に基づき、構成団体間で調整の上、要員の派遣及び物資等の供給を行う。
b 全国知事会	□広域連合からの要請に基づき、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災府県に対する広域応援実施要領を作成し、都道県にその内容を連絡する。 □上記の要領で被災府県を応援することとされた都道県は、要員の派遣及び物資等の供給を行う。
c 環境省、地方環境事	□被災府県からの報告に基づき、被害・復旧状況を公表する。

第4章 応援・受援の手順

12 生活衛生対策の実施 12-1 し尿処理

務所	☐ 被災地支援について関係省庁に協力を要請する。 ☐ し尿処理について必要な支援を行う。
----	---

<留意事項>

- ・災害時は多くの仮設トイレが必要とされる一方、下水道の普及に伴いバキュームカーの数が激減していることから、業界団体との協定締結等によるバキュームカーの確保が重要である。

12-2 入浴の確保

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.62]

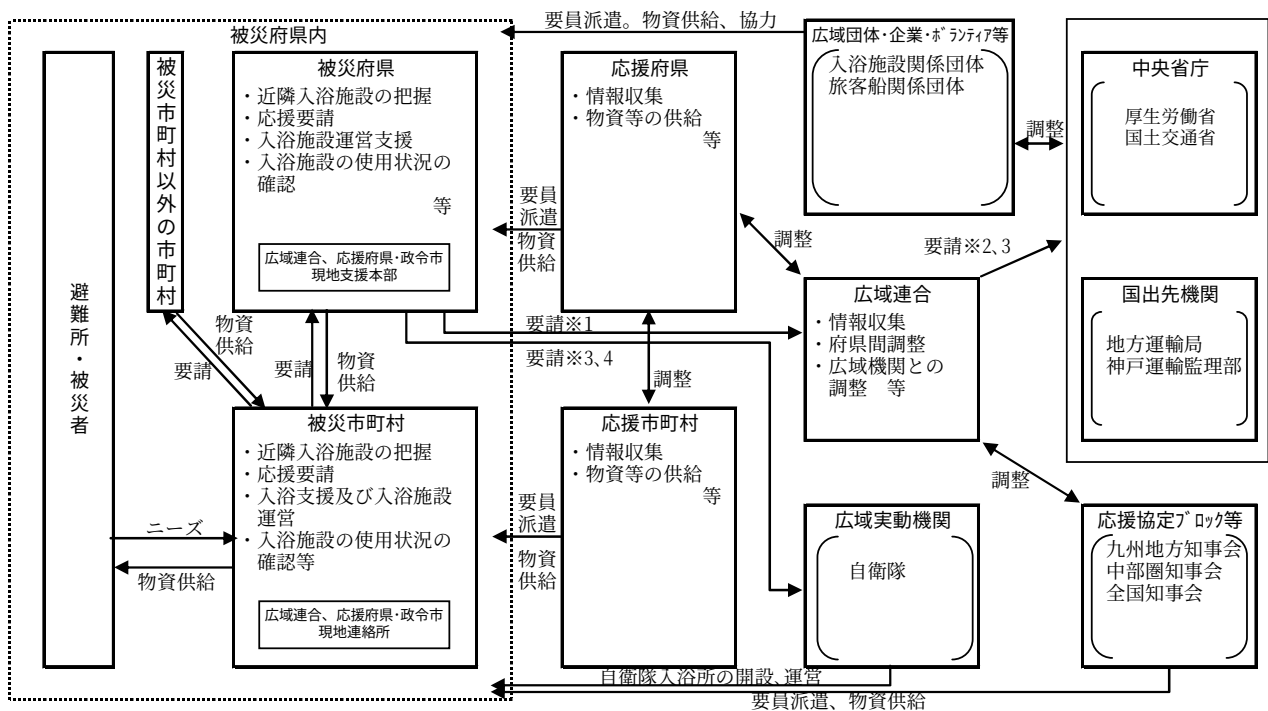
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における被災者の良好な衛生状態を保持するため、入浴の確保に係わる物資または職員による応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○周辺地域の施設の浴場の開放や、仮設風呂の設置要請に必要な職員	○仮設入浴設備 ・ 仮設風呂等入浴設備 ・ タオル ・ シャンプー等の保健衛生用品 ・ 高齢者、乳幼児の入浴介助設備・器具(手すり、ベビーバス等)	—

(3) フォーマーション



※1 被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する。

※2 広域連合が支援を要請する。ただし、府県間調整を要さない場合や既定の支援制度がある場合は、被災府県が直接支援を要請する。

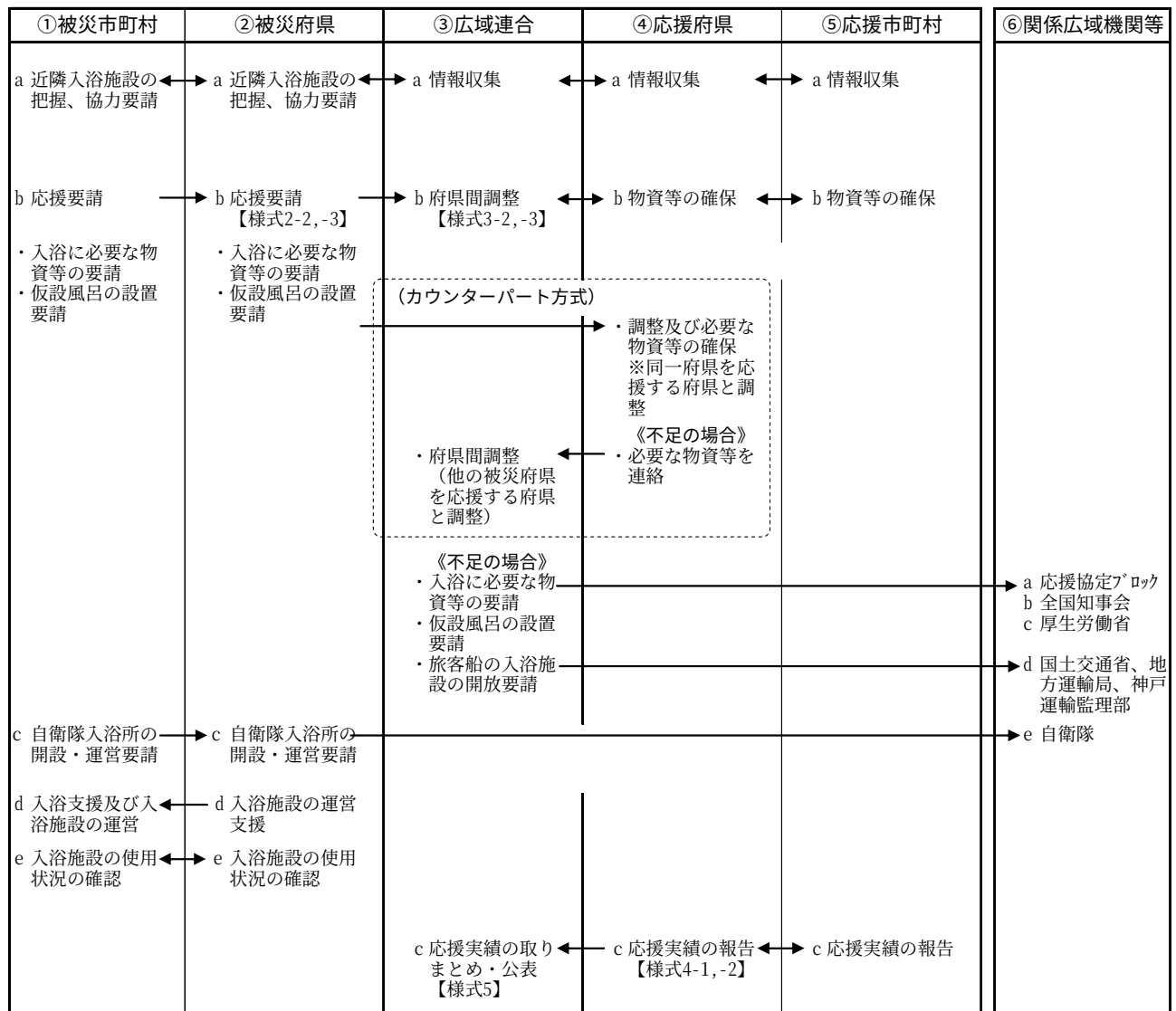
※3 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合又は被災府県は同本部を通じて支援を要請する。

※4 自衛隊に対する要請は、自衛隊法第83条による、都道府県からの災害派遣要請を意味する。

第4章 応援・受援の手順

12 生活衛生対策の実施 12-2 入浴の確保

(4) オペレーション



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 近隣入浴施設の把握、協力要請	☐ 近隣の公衆浴場等、使用可能な入浴施設の状況を把握する。 ☐ 近隣の使用可能な入浴施設に対して、被災者への開放要請を行う。 ☐ 避難所等の場所及び避難者数を確認し、入浴に必要な物資・資機材の数量及び人員を把握する。
b 応援要請	☐ 入浴に必要な物資・資機材及び人員が不足する場合は、被災府県に応援要請を行う。
c 自衛隊入浴所の開設・運営要請	☐ 被災府県を通じて、自衛隊に自衛隊入浴所の開設・運営を要請する。
d 入浴支援及び入浴施設の運営	☐ 入浴施設に避難者を送迎する。 ☐ 仮設風呂運営のための要員を確保し、仮設風呂を運営する。
e 入浴施設の使用状況の確認	☐ 被災府県と連携し、入浴施設の開放・使用状況、仮設風呂の使用状況を把握する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 近隣入浴施設の把握、協力要請	☐ 被災市町村と連携し、近隣の公衆浴場等、開放可能な入浴施設の状況を把握する。 ☐ 府県公衆浴場業生活衛生同業組合へ、入浴施設の開放について協力を要請する。 ☐ 被災市町村と連携し、入浴に必要な物資・資機材の数量及び人員を把握する。
b 応援要請	☐ 被災市町村が必要とする物資・資機材及び人員の確保について、管内の市町村又は事業者へ協力を要請する。 ☐ 管内の市町村又は事業者で応援体制を確保できない場合は、必要な物資・資機材及び人員に関する情報を取りまとめ、応援要請内訳書1（様式2-2）及び同2（様式2-3）により広域連合（カウンターパート方式の場合：応援府県）へ連絡する。 ☐ 仮設風呂の設置場所を取りまとめる。
c 自衛隊入浴所の開設・運営要請	☐ 自衛隊に自衛隊入浴所の開設・運営を要請する。
d 入浴施設の運営支援	☐ 入浴施設に避難者を送迎する。 ☐ 仮設風呂運営のための要員を確保する。
e 入浴施設の使用状況の確認	☐ 被災市町村と連携し、入浴施設の開放・使用状況、仮設風呂の使用状況を把握する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 府県間調整	☐ 被災府県から要員の派遣及び物資・資機材の供給に係る要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に確保可能数量及び輸送手段を確認の上、応援計画内訳書1（様式3-2）及び同2（様式3-3）により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 （カウンターパート方式の場合） ☐ 応援府県から要請のあった要員・物資等を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する府県に要員・物資等の確保及び輸送を依頼する。 ☐ 関西圏域で応援要員又は物資・資機材を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等の関係広域機関に応援を要請する。
c 応援実績の取りまとめ・公表	☐ 応援府県の応援実績を取りまとめ、様式5により公表する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 物資等の確保	☐ 広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）から要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村、府県内企業等と調整し、要員及び物資・資機材を確保する。 ☐ カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県で要請のあった要員・物資等を確保できないときは、その旨を広域連合へ

	連絡する。
c 応援実績の報告	☐ 要員の派遣及び物資等の送付の状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）及び同2（様式4-2）により、その状況を報告する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 物資等の確保	☐ 応援府県等から要請のあった要員・物資等を確保する。
c 応援実績の報告	☐ 要員の派遣及び物資等の供給の状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、その状況を報告する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、構成団体間で調整の上、要員の派遣及び物資等の供給を行う。
b 全国知事会	☐ 広域連合からの要請に基づき、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災府県に対する広域応援実施要領を作成し、都道県にその内容を連絡する。 ☐ 上記の要領で被災府県を応援することとされた都道県は、要員の派遣及び物資等の供給を行う。
c 厚生労働省	☐ 広域連合又は被災府県からの要請に基づき、入浴に必要な物資の供給等について、関係機関・団体に協力を要請する。
d 国土交通省、地方運輸局、神戸運輸監理部	☐ 広域連合又は被災府県からの要請に基づき、入浴施設が不足の場合、旅客船の入浴施設の開放要請を関係事業者に対して行う。
e 自衛隊	☐ 被災府県からの要請に基づき、保有する資機材を用いて仮設風呂を設置する。

<留意事項>

- ・入浴施設の運営にあたっては、別途、燃料・使用水の確保する必要がある。

13 防疫対策の実施

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.62]

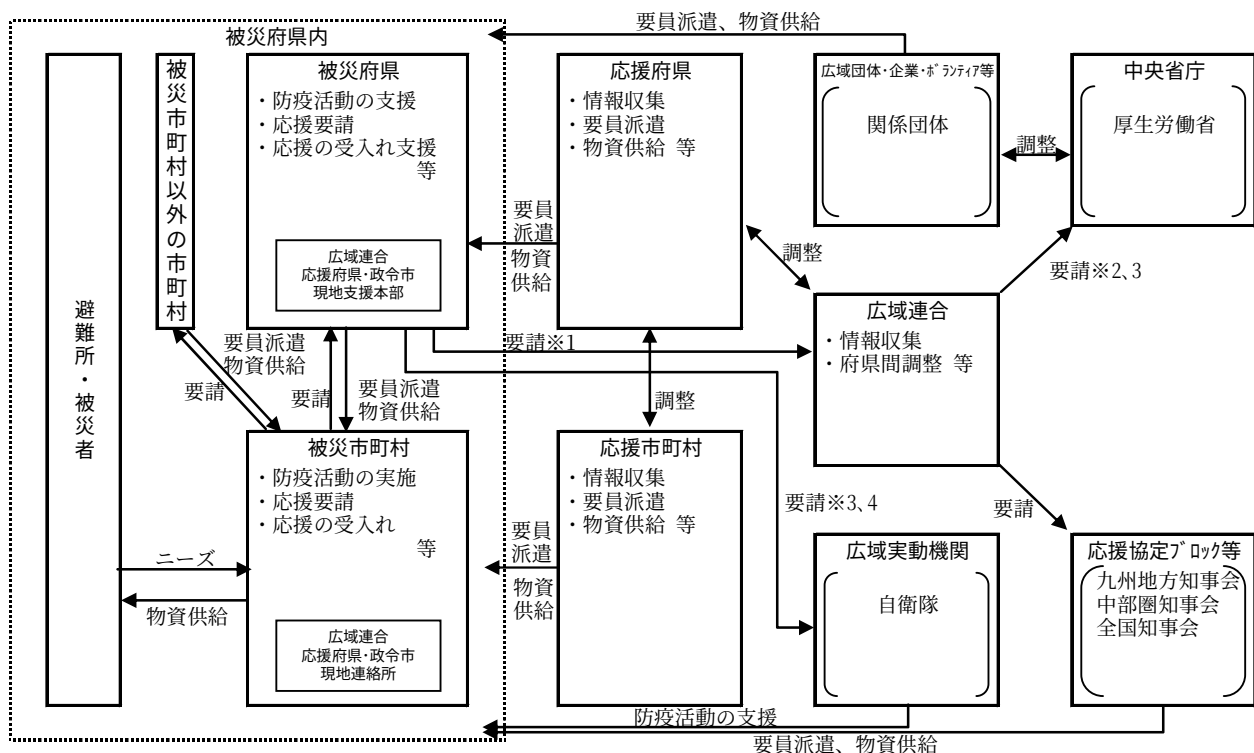
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における感染症のまん延を防止するため、被災者の健康観察や啓発を行う保健師の派遣や消毒薬の供給等の応援・受援活動を行う。また、害虫駆除のため、殺虫剤の入手等が円滑に行われるよう応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○消毒薬（石灰等）を被災者に配布する職員 ○被災者の健康観察、相談、啓発を実施する保健師	○家屋内外の消毒薬（石灰等） ○害虫駆除に必要な物資 ・殺虫剤、蚊帳、虫除け等 ・ナイロン手袋、マスク、消毒用ウェットティッシュ等	—

(3) フォーマーション



※1 被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する。

※2 広域連合が支援を要請する。ただし、府県間調整を要さない場合や既定の支援制度がある場合は、被災府県が直接支援を要請する。

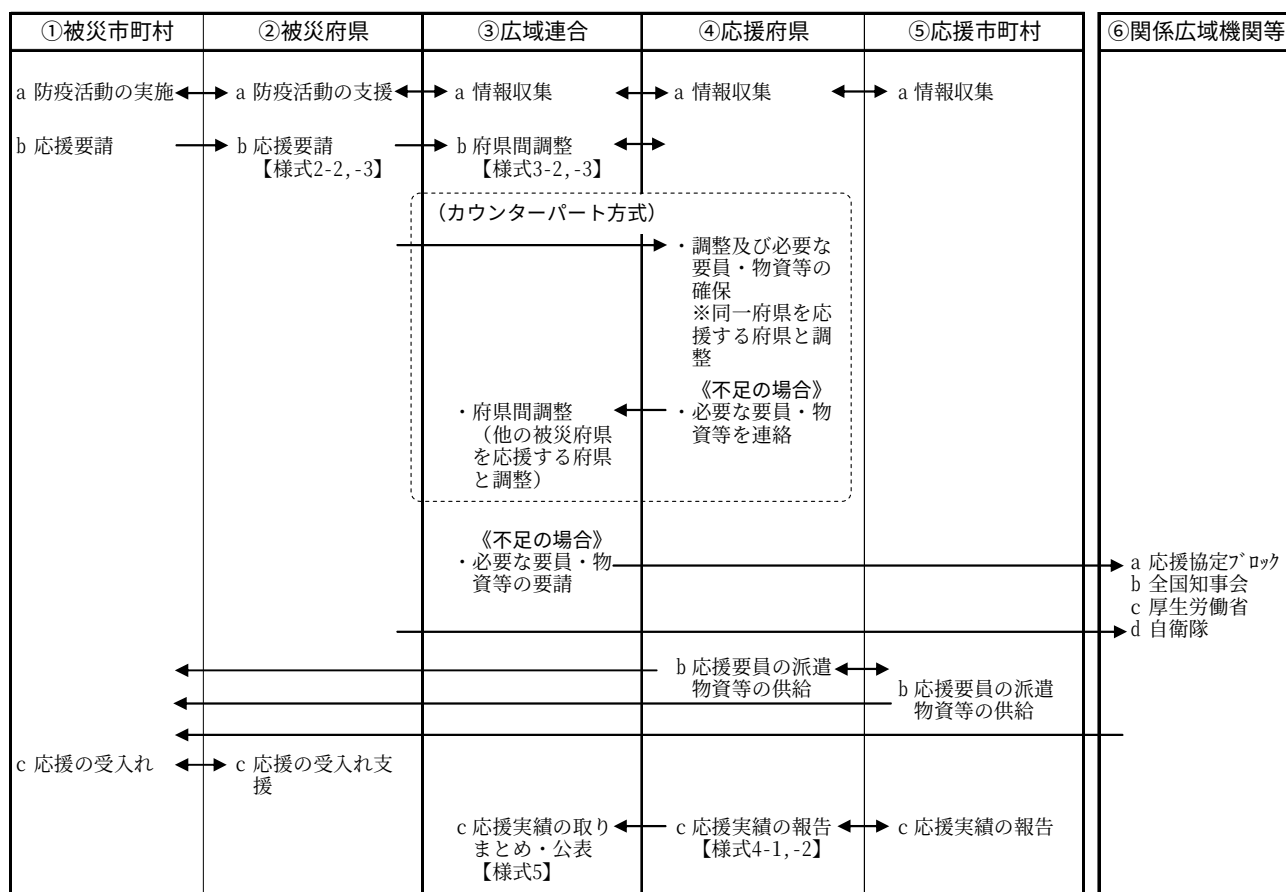
※3 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合又は被災府県は同本部を通じて支援を要請する。

※4 自衛隊に対する要請は、自衛隊法第83条による、都道府県からの災害派遣要請を意味する。

第4章 応援・受援の手順

13 防疫対策の実施

(4) オペレーション



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 防疫活動の実施	☐ 感染症の予防に関する広報活動を行う。 ☐ 被災者に消毒薬を配布するなどして、家屋、溝渠等の消毒を行う。 ☐ 害虫駆除の対象地域を被災府県と調整して定め、事業者に依頼する等して、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。 ☐ 避難所において避難者へ手洗い等の衛生指導を行うとともに、避難者の健康状況を把握する。 ☐ 避難所において感染症が発生した場合は、発生状況の把握に努め必要に応じて個室対応を行う。
b 応援要請	☐ 消毒、害虫駆除に必要な事業者や物資が不足する場合は、近隣市町村又は被災府県に応援を要請する。 ☐ 被災者の健康観察、相談、啓発を実施する専門職員が不足する場合は、近隣市町村又は被災府県に応援を要請する。
c 応援の受入れ	☐ 事業者、応援要員の執務スペースを確保し、適切に業務を割り当てる。 ☐ 受け入れた物資を適切に管理・配分する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 防疫活動の支援	☐ 被災市町村へ職員を派遣し、被災市町村の防疫活動を支援する。 ☐ 被災市町村と連携し、必要な要員及び物資の充足状況を把握する。 ☐ 害虫駆除の対象地域を取りまとめる。
b 応援要請	☐ 被災市町村が必要とする要員及び物資の確保について、管内の市町村又は府県ペストコントロール協会等事業者に協力を要請する。

	☐ 管内の市町村又は事業者で対応が困難な場合は、必要な要員及び物資に関する情報を取りまとめ、応援要請内訳書1（様式2-2）及び同2（様式2-3）により広域連合（ カウンターパート方式の場合：応援府県 ）へ連絡する。 ☐ 管内の市町村又は事業者で対応が困難な場合は、必要に応じ、自衛隊に支援を要請する。
c 応援の受入れ支援	☐ 被災市町村による、被災府県外からの応援要員及び物資の受入れを支援する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 府県間調整	☐ 被災府県から要員派遣又は物資供給の要請があったときは、府県に確保可能数量及び輸送手段を確認の上、応援計画内訳書1（様式3-2）及び同2（様式3-3）により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 （カウンターパート方式の場合） ☐ 応援府県から要員又は物資を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する府県に要員派遣又は物資供給を依頼する。 ☐ 関西圏域で応援要員又は物資を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会、厚生労働省等に応援を要請する。
c 応援実績の取りまとめ・公表	☐ 応援府県の応援実績を取りまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 応援要員の派遣、物資等の供給	☐ 広域連合（ カウンターパート方式の場合：被災府県 ）から要請のあった要員・物資等を、管内市町村、府県内企業等と調整し、派遣・供給する。 ☐ カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県で要請のあった要員・物資等を確保できないときは、その旨を広域連合へ連絡する。
c 応援実績の報告	☐ 要員の派遣及び物資等の供給の状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）及び同2（様式4-2）により、その状況を報告する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 応援要員の派遣、物資等の供給	☐ 応援府県等から要請のあった要員・物資等を派遣・供給する。
c 応援実績の報告	☐ 要員の派遣及び物資等の供給の状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、その状況を報告する。

第4章 応援・受援の手順

13 防疫対策の実施

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、構成団体間で調整の上、要員の派遣及び物資等の供給を行う。
b 全国知事会	☐ 広域連合からの要請に基づき、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災府県に対する広域応援実施要領を作成し、都道県にその内容を連絡する。 ☐ 上記の要領で被災府県を応援することとされた都道県は、要員の派遣及び物資等の供給を行う。
c 厚生労働省	☐ 広域連合又は被災府県からの要請に基づき、防疫活動に必要な要員の派遣及び物資等の供給について、関係機関・団体に協力を要請する。
d 自衛隊	☐ 被災府県からの要請に基づき、防疫活動を支援する。

<留意事項>

- ・消毒及び害虫駆除の実施にあたっては、消毒等を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。
- ・夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導を行うこと。
- ・特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導に努めること。

14 遺体の葬送

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.66]

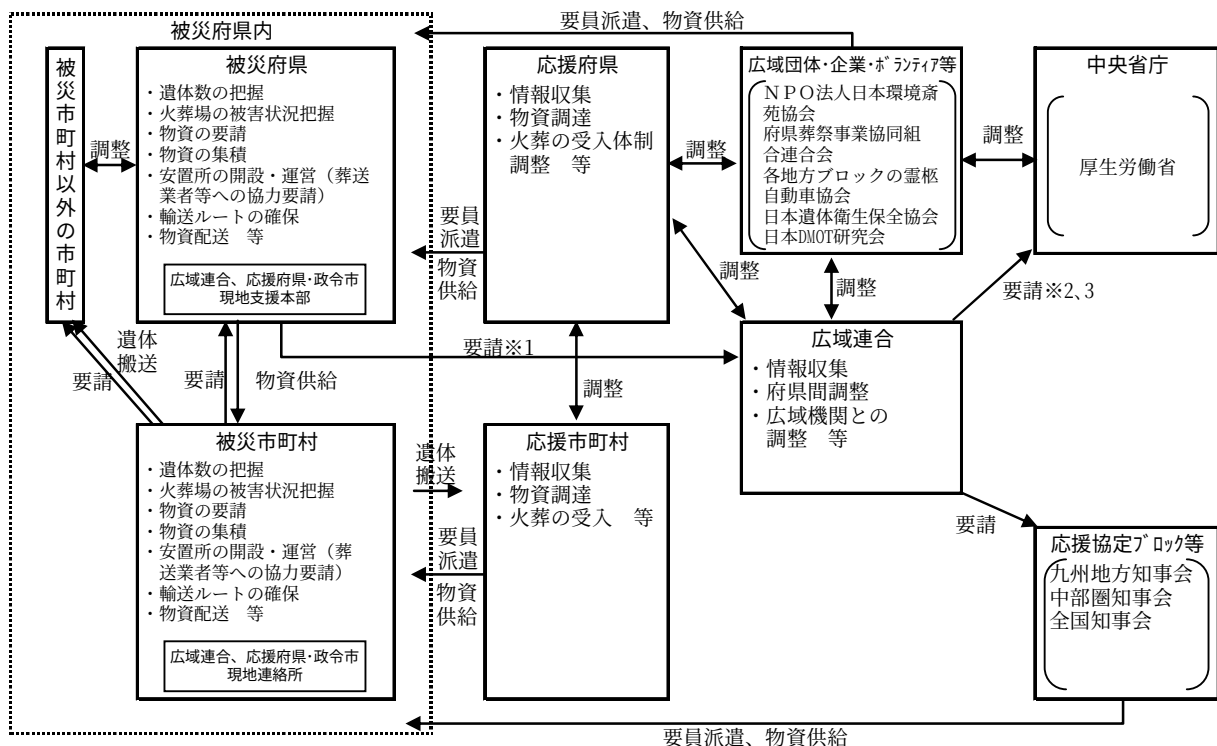
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、災害による犠牲者の遺体の処置・葬送が、遺族の意思に鑑み、迅速・的確に行われるよう、葬祭用品の調達、広域火葬の実施等に関する応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	○遺体の安置所の開設、運営に必要な職員	○葬送用品（柩、納体袋、ドライアイス、その他火葬等に必要な燃料・物品） ○搬送車（霊柩車、トラック）	○その他遺体の葬送に必要な事項
応急対応期 (避難所期)			
・			
復 旧 期 (仮設住宅期)			

(3) フォーメーション



※1 被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する（火葬の受入れ要請を除く）。

※2 広域連合が支援を要請する。ただし、府県間調整を要さない場合や既定の支援制度がある場合は、被災府県が直接支援を要請する。

※3 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合又は被災府県は同本部を通じて支援を要請する。

第4章 応援・受援の手順

14 遺体の葬送

(4) オペレーション

①被災市町村	②被災府県	③広域連合	④応援府県	⑤応援市町村	⑥関係広域機関等
a 必要な物資及び火葬場受入体制の把握	a 必要な物資及び火葬場受入体制の把握	a 情報収集	a 情報収集	a 情報収集	a 厚生労働省 b 関係団体 ・NPO法人日本環境斎苑協会 ・葬祭事業協同組合連合会 ・各地方ブロックの霊柩自動車協会 ・日本DMORT研究会 等 c 応援協定ブロック
b 物資及び広域火葬要請	b 物資及び広域火葬要請【様式2-3, -4】	b 府県間調整【様式3-3, -4】	b 物資の調達、広域火葬の調整	b 物資の調達、火葬の調整	
		(カウンターパート方式の場合) ・物資の調達 ※同一府県を応援する府県と調整 ・府県間調整 (他の被災府県を応援する府県と調整) 《不足の場合》 ・品目、数量、送付場所・遺体数を連絡			
c 安置所の運営	c 安置所の運営支援	《不足の場合》 ・物資の要請 (品目、数量、送付場所の連絡)			
d 遺体の搬送	d 遺体の搬送支援			c 火葬の実施	
		c 応援実績の取りまとめ・公表【様式5】	c 応援実績の報告【様式4-2, -3】	d 応援実績の報告	

① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 必要な物資の把握及び火葬場受入体制の把握	☐ 遺体数を確認し、遺体の処置に必要な物資の数量を把握する。 ☐ 自市町村内及び近隣市町村の火葬場で葬送の受入れが可能な遺体数を把握する。 ☐ 遺体の安置所の開設場所を確保する。
b 物資及び広域火葬の要請	☐ 必要な物資が確保できない場合は、必要な物資に関する情報 (品目、数量、送付場所) を被災府県へ連絡する。 ☐ 自市町村内及び近隣市町村の火葬場で葬送の受入れが困難な場合は、広域火葬の必要な遺体数を被災府県に連絡する。
c 安置所の運営	☐ 遺体の処置に必要な要員・物資を確保し、安置所を運営する。
d 遺体の搬送	☐ 広域火葬を実施する場合は、被災府県と連携し、遺体の搬送に必要な輸送経路・手段を確保した上で、火葬場に遺体を搬送する。 ☐ 遺体の搬送に必要な輸送経路・手段が確保できない場合は、被災府県に協力を要請する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 必要な物資の把握及び火葬場受入体制の把握	☐ 被災市町村と連携し、遺体の処置に必要な物資の数量を把握する。 ☐ 管内市町村の協力を得て、管内の火葬場で葬送の受入れが可能な遺体数を把握する。
b 物資及び広域火葬の	☐ 管内市町村の協力を得て、被災市町村から要請のあった物資を確保

要請	し、被災市町村に供給する。 ☐ 必要な物資が確保できない場合は、必要な物資に関する情報（品目、数量、送付場所）を取りまとめ、応援要請内訳書2（様式2-3）により広域連合（ カウンターパート方式の場合：応援府県 ）へ連絡する。 ☐ 管内の火葬場で葬送の受入れが困難な場合は、広域火葬の必要な遺体数を取りまとめ、応援要請内訳書3（様式2-4）により広域連合へ連絡する。
c 安置所の運営支援	☐ 不足する要員を派遣する等により、安置所の運営を支援する。
d 遺体の搬送支援	☐ 広域火葬を実施する場合は、被災市町村と連携し、遺体の搬送に必要な輸送経路・手段を確保した上で、火葬場に遺体を搬送する。 ☐ 遺体の搬送に必要な輸送経路・手段が確保できない場合は、広域連合に協力を要請する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 府県間調整	☐ 被災府県から物資及び広域火葬の要請があったときは、応援府県、関係団体等と調達可能な物資の数量や輸送経路・手段を調整の上、応援計画内訳書2（様式3-3）及び同3（様式3-4）により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 （カウンターパート方式の場合） ☐ カウンターパート方式の場合において、応援府県から要請物資を調達できない旨や広域火葬を求める旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する府県に物資の調達及び輸送を依頼する。 ☐ 関西圏域で対応が困難な場合は、厚生労働省、関係団体、応援協定ブロックに応援を要請する。
c 応援実績の取りまとめ・公表	☐ 応援府県の応援実績をとりまとめ、様式5により公表する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。 ☐ 府県内の火葬場の被災状況を確認し、受入可能数を把握する。
b 物資の調達、広域火葬の調整	☐ 広域連合（ カウンターパート方式の場合：被災府県 ）から要請のあった物資を、管内市町村、府県内企業等と調整し、調達する。 ☐ カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県で要請物資を調達できないときは、その旨を広域連合へ連絡する。 ☐ 管内市町村の受入可能数により広域火葬の調整を行い、連絡する。 ☐ 各地方ブロックの霊柩自動車協会へ遺体の輸送について協力を要請する。
c 応援実績の報告	☐ 物資の送付状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書2（様式4-2）により、その状況を報告する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。 ☐ 受入可能遺体数を把握する。

第4章 応援・受援の手順

14 遺体の葬送

b 物資の調達、火葬の調整	☐ 応援府県等から要請のあった物資を、備蓄物資等により調達する。
c 火葬の実施	☐ 応援府県等から要請のあった遺体を受入れ、火葬する。
d 応援実績の報告	☐ 物資の送付状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、その状況を報告する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 厚生労働省	☐ 広域連合又は被災府県からの要請に基づき、遺体の処置に必要な物資の供給、遺体の搬送等について、関係機関・団体に協力を要請する。
b 関係団体	☐ NPO 法人日本環境斎苑協会、葬祭事業協同組合連合会は、広域連合又は被災府県からの要請に基づき、会員に対し協力要請を行い、被災地に必要な物資を供給する。 ☐ 各地方ブロックの霊柩自動車協会は、広域連合又は被災府県からの要請に基づき、被災市町村から火葬市町村まで遺体の搬送を行う。 ☐ 日本遺体衛生保全協会は、広域連合又は被災府県からの要請に基づき、遺体の処理を行う。 ☐ 日本 DMORT (Disaster Mortuary Operational Response Team: 災害死亡者家族支援チーム) 研究会は、広域連合又は被災府県からの要請に基づき、遺体安置所での遺族のケアの支援を行う。
c 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、構成団体間で調整の上、物資の供給を行う。

<留意事項>

- ・遺体の葬送にあたっては、遺族の意思を尊重した上で、迅速に行うこと。

15 被災建築物等の応急危険度判定

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.49]

(注) 本分野においては、既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

(1) 基本方針

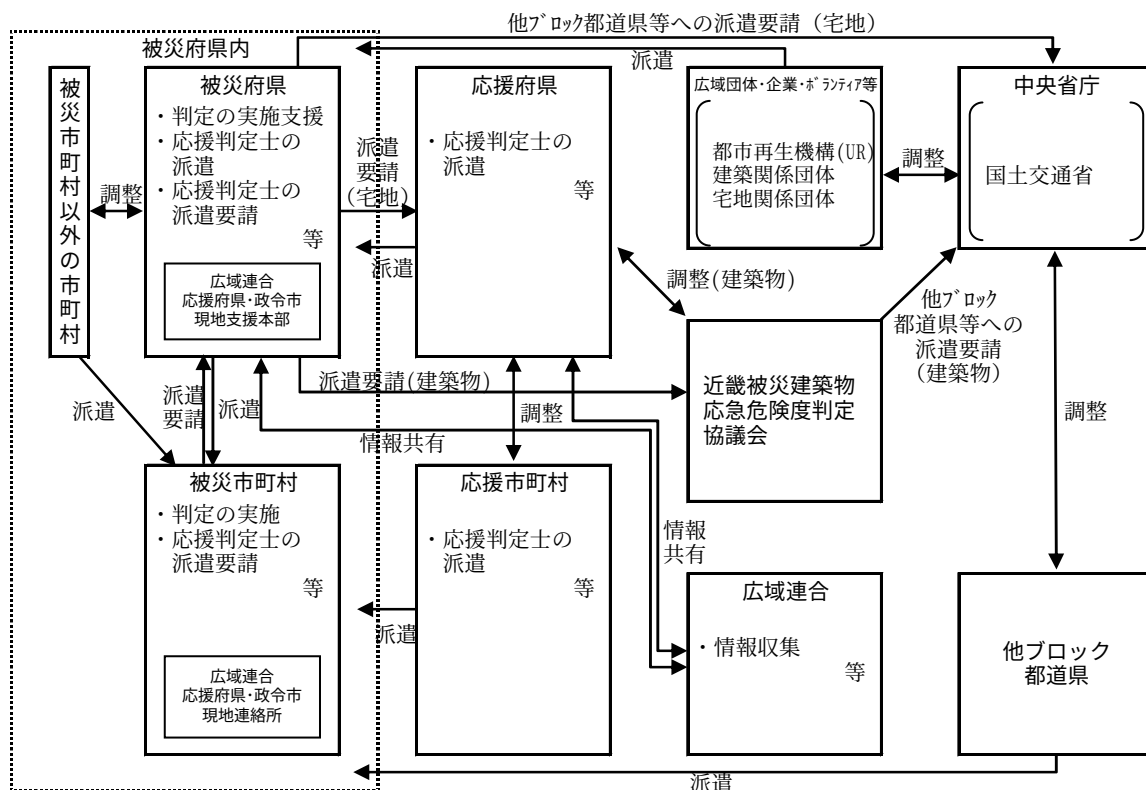
被災した建築物の倒壊や宅地の崩落から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の派遣が必要である。前者は近畿被災建築物応急危険度判定協議会、後者は国土交通省により派遣調整が行われる。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、情報収集に当たり、被災府県等の求めに応じ、必要な支援を行う。

(2) 応援内容

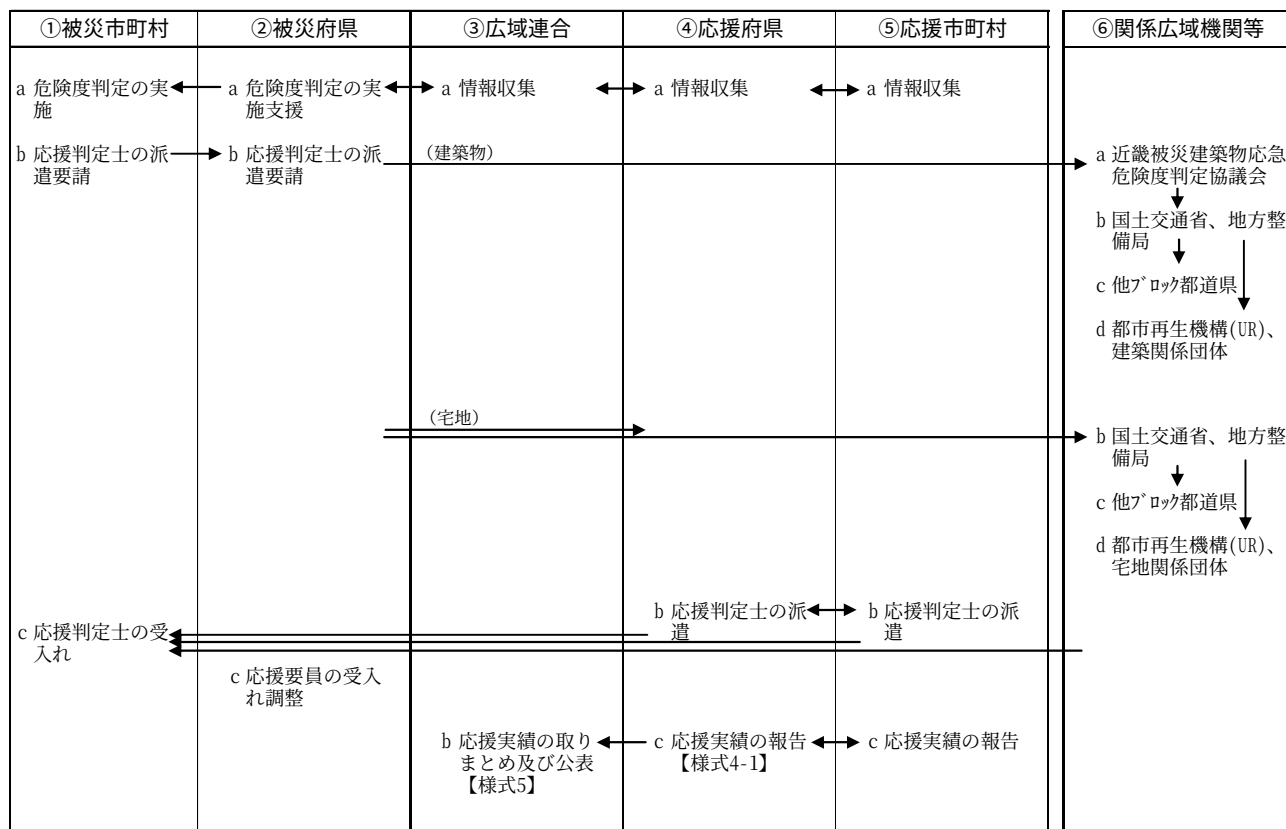
時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	※国等の関与により派遣調整が行われる 要員 ○被災建築物応急危険度判定士の派遣 ○被災宅地危険度判定士の派遣 (判定資機材を持参)	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	↓	—	—

(3) フォーメーション



第4章 応援・受援の手順
15 被災建築物等の応急危険度判定

(4) オペレーション



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 危険度判定の実施	☐ 被災状況を把握し、判定の実施の要否を決定する。 ☐ 被災府県へ支援を要請する。 ☐ 実施本部、判定拠点を設置する。 ☐ 判定実施計画を作成する。 ☐ 住民へ判定実施を広報するとともに、住民相談窓口を設置する。 ☐ 判定資機材を準備する。 ☐ 判定士へ参集を要請し、受け入れる。 ☐ 判定を実施し、その結果を集計する。
b 応援判定士の派遣要請	☐ 判定士が不足する場合は、被災府県に応援判定士の派遣を要請する。
c 応援判定士の受入れ	☐ 応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。 ☐ 応援判定士が交替すること等を考慮しながら、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 危険度判定の実施支援	☐ 被災状況を把握する。 ☐ 支援実施計画(応援判定士の派遣、判定資機材の提供等)を作成する。 ☐ 応援判定士を派遣する。
b 応援判定士の派遣要請	☐ 被災市町村で判定士が不足する場合は、管内市町村に応援判定士の派遣を要請する。 ☐ 管内で判定士(建築物)が不足する場合は、近畿被災建築物応急危険度判定協議会に判定士(建築物)の派遣を要請する。

	☐ 管内で判定士（宅地）が不足する場合は、応援府県又は国土交通省に判定士（宅地）の派遣を要請する。
c 応援要員の受入れ調整	☐ 応援市町村の派遣申し出を取りまとめ、管内市町村への応援要員の振り分けの調整を行う。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 応援実績の取りまとめ及び公表	☐ 応援府県の応援実績を取りまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部及び現地連絡所等を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 応援判定士の派遣	☐ 被災府県等から応援判定士の派遣要請があったときは、管内市町村と連携し、応援判定士を派遣する。
c 応援実績の報告	☐ 派遣状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）により派遣状況を報告する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 応援判定士の派遣	☐ 応援府県等から要請のあった応援判定士を派遣する。
c 応援実績の報告	☐ 派遣状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、派遣状況を報告する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 近畿被災建築物応急危険度判定協議会	☐ 被災府県からの要請に基づき、協議会構成団体（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）と調整し、応援判定士（建築物）を被災市町村へ派遣する。 ☐ 関西圏域で応援判定士（建築物）が不足する場合は、国土交通省、地方整備局へ派遣を要請する。
b 国土交通省、地方整備局	☐ 近畿被災建築物応急危険度判定協議会又は被災府県からの要請に基づき、他ブロック都道県、都市再生機構（UR）等と調整し、応援判定士を被災市町村へ派遣する。
c 他ブロックの都道県	☐ 国土交通省又は地方整備局からの要請に基づき、応援判定士を被災市町村へ派遣する。
d 都市再生機構（UR）、建築関係団体、宅地関係団体	☐ 国土交通省又は地方整備局からの要請に基づき、応援判定士を被災市町村へ派遣する。

<留意事項>

- 被災建築物応急危険度判定の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定必携（2010年12月全国被災建築物応急危険度判定協議会）に基づき、適切に実施すること。
- 被災宅地危険度判定の実施にあたっては、被災宅地危険度判定業務実施マニュアルに基づき、適切に実施すること。

16 応急仮設住宅の整備・確保

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.68]

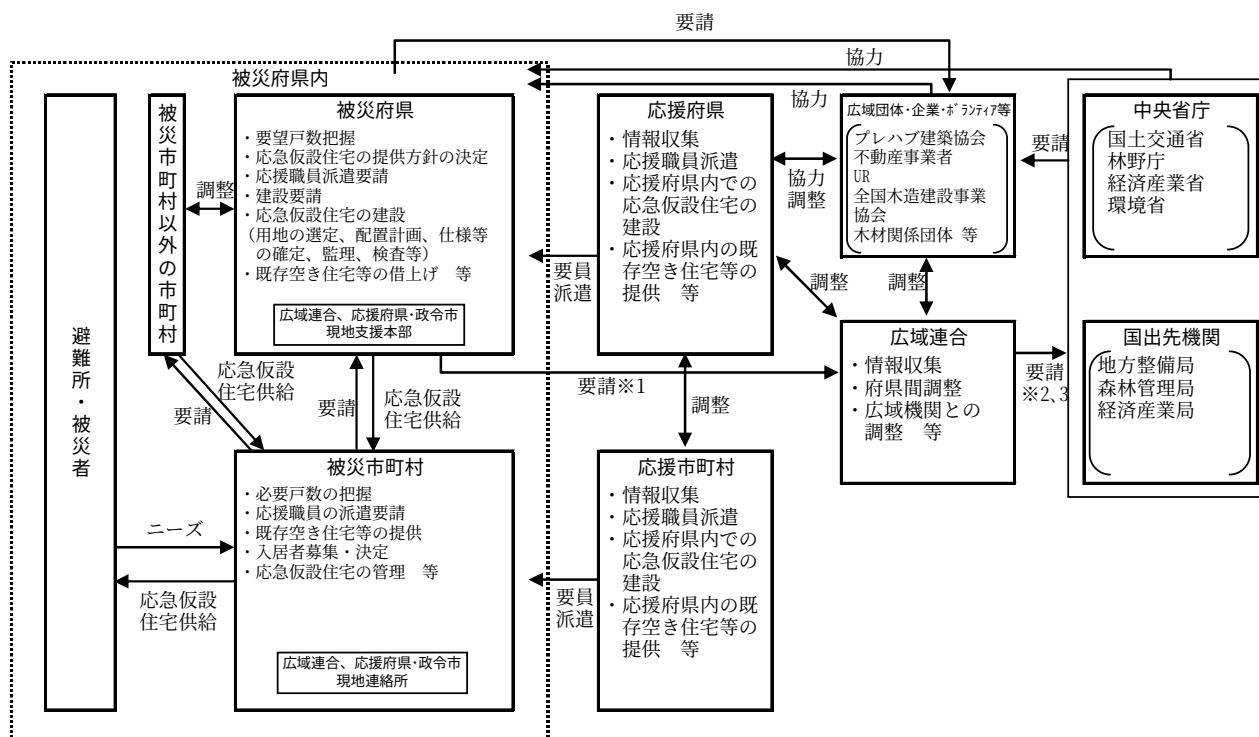
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、住宅を失った被災者に対する住生活の早期確保を図るため、関係団体等と連携し応急仮設住宅の迅速な整備・確保に係る職員等の派遣、建設用地の貸与等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○工事監理や検査等の要員など応急仮設住宅建設に必要な職員の派遣 ○借上げ住宅による応急仮設住宅提供に係る事務の支援を行う職員の派遣 ○応急仮設住宅の入居に係る事務の支援を行う職員の派遣	—	○建設用地の貸与 ○既存空き住宅等提供

(3) フォーマーション

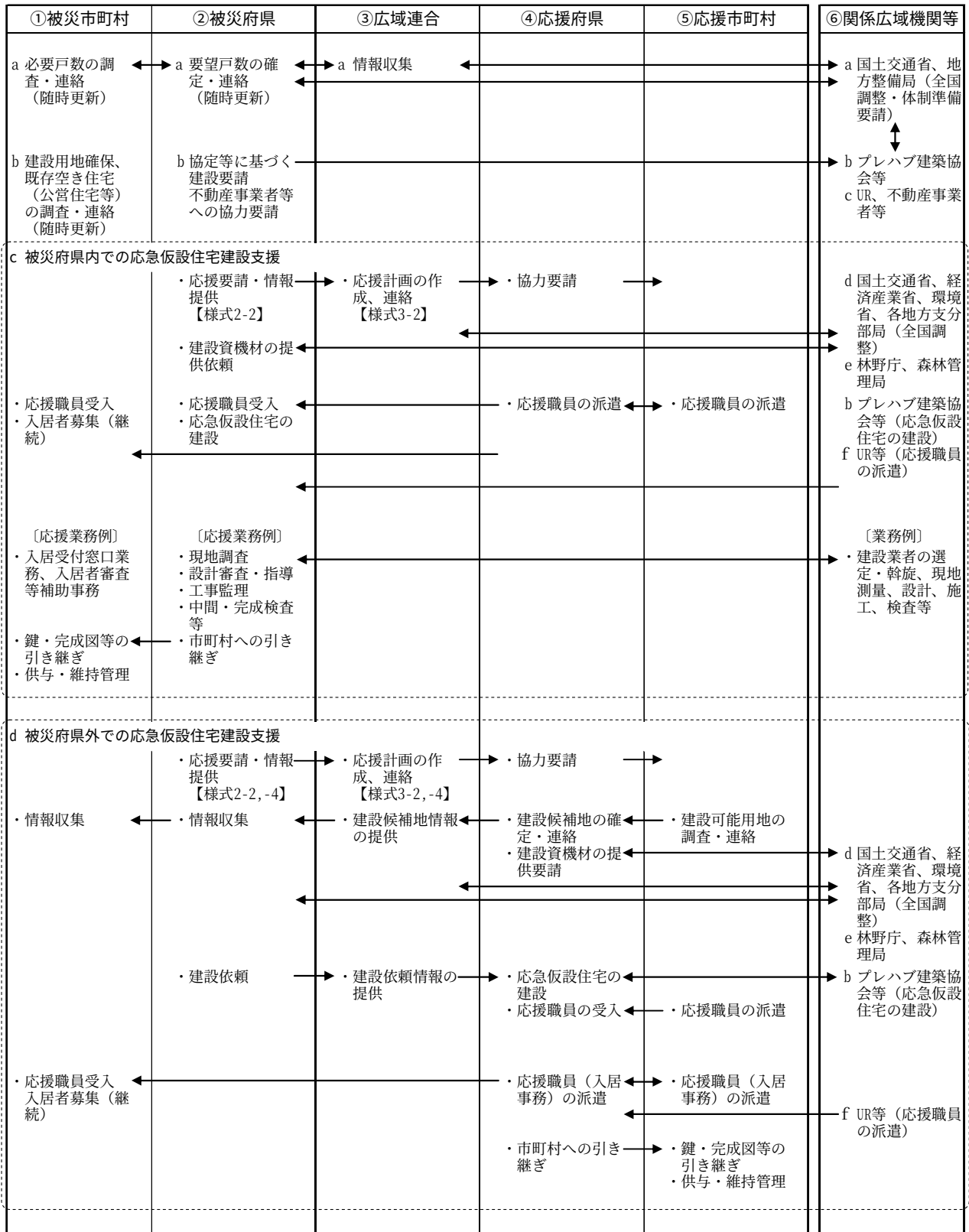


※1 被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する。

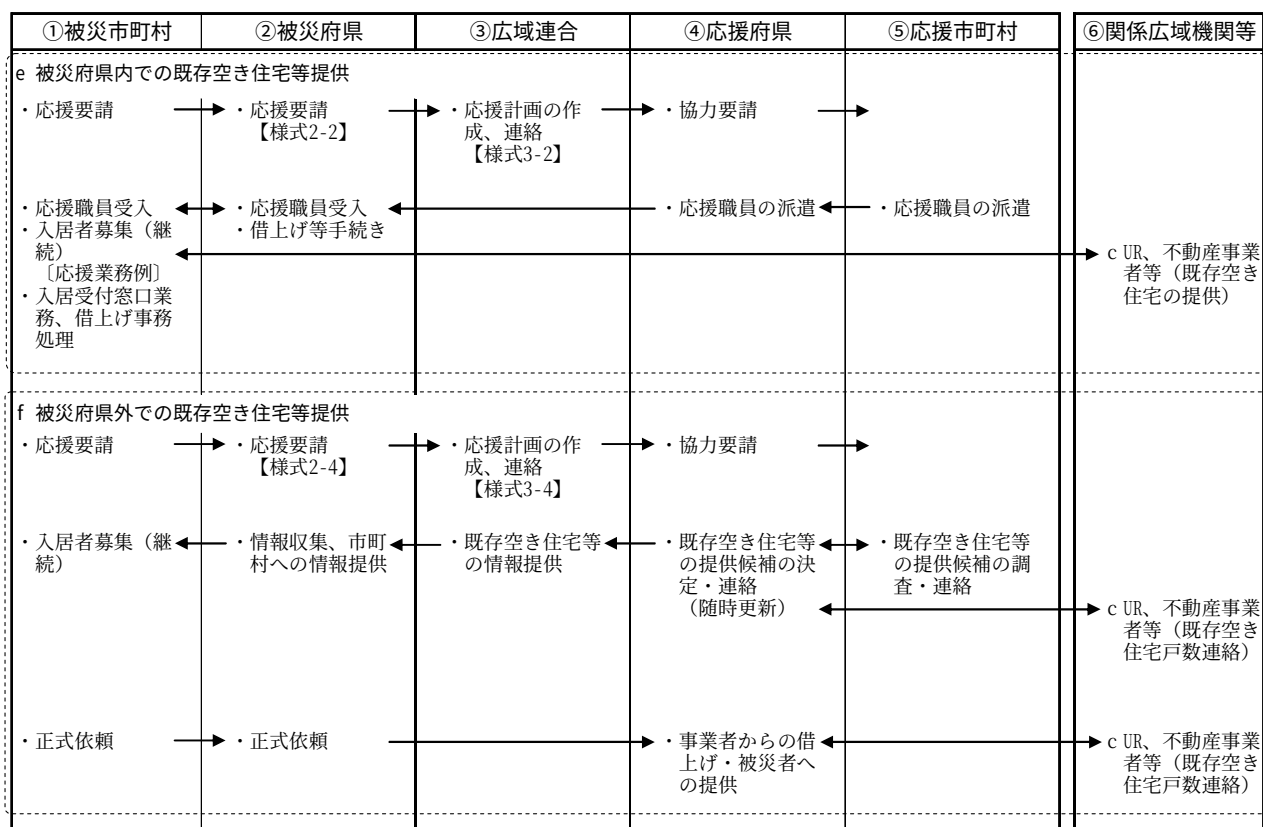
※2 広域連合が支援を要請する。ただし、府県間調整を要さない場合や既定の支援制度がある場合は、被災府県が直接支援を要請する。

※3 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合又は被災府県は同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション



第4章 応援・受援の手順
16 応急仮設住宅の整備・確保



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 必要戸数の調査・連絡（随時更新）	☐ 避難者へのヒアリング等により、応急仮設住宅の必要（見込み）戸数を調査・推計し、被災府県に報告する。 なお、随時再調査を行い、より正確な必要戸数を把握し、被災府県に報告する。
b 建設可能用地の確保（随時更新）	☐ 建設候補地の被災状況、使用可能性等の調査を行うとともに、避難者の意向等を聴取又は想定の上、選定された候補地を被災府県に連絡する。 ☐ 既存空き住宅（公営住宅・民間住宅）の被災状況、使用可能性等の確認を行い、応急仮設住宅として使用可能な既存空き住宅を被災府県に連絡する。
c 被災府県内での応急仮設住宅での受入	☐ 他自治体からの応援要員を受け入れ、入居事務等を分担する。 ☐ 早期に入居者の募集を開始するとともに、完成後の速やかな供与に備え、高齢者・障害者等の個々の世帯の必要度に応じた募集方法や入居管理の方針を検討・決定する。入居者の募集を継続して実施する。 ☐ 応急仮設住宅の建設完了後、被災府県から引継ぎを受け、被災者に供与する。 ☐ 引継ぎを受けた応急仮設住宅の維持管理を行う。
d 被災府県外での応急仮設住宅への居住調整	☐ 建設候補地の情報収集を行い、被災者の意向との調整を行う。 ☐ 他自治体からの応援要員を受け入れ、入居事務等を分担する。 ☐ 入居者の募集を継続して実施する。
e 被災府県内での既存空き住宅等提供	☐ 既存空き住宅等の必要戸数等に応じて、応援要員の派遣を要請する。 ☐ 他自治体からの応援要員を受け入れ、入居事務等を分担する。

f 被災府県外での既存 空き住宅の提供	☐ 入居者の募集を継続して実施する。 ☐ 被災府県内の応急仮設住宅の不足戸数や被災者の意向等を踏まえ、 応援府県の既存空き住宅による応急仮設住宅提供を依頼する。 ☐ 入居者の募集を継続して実施する。 ☐ 入居決定物件について、応急仮設住宅提供を被災府県へ正式に依頼 する。
------------------------	---

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 要望戸数の確定・報 告（随時更新）	☐ 被害状況からの推計や被災市町村の要望戸数を踏まえて、応急仮設住 宅の必要（見込み）戸数を確定させ、広域連合等へ報告する。 なお、随時再調査を行い、より正確な必要戸数を確定させ、広域連合 等へ報告する。
b 協定等に基づく建設 要請 不動産事業者等への 協力要請	☐ 応急仮設住宅の建設や既存空き住宅の提供に向け、協定等に基づきプ レハブ建築協会や不動産事業者等へ協力を要請する。
c 被災府県内での応急 仮設住宅建設支援	☐ 建設規模等を踏まえ、応急仮設住宅建設業務に係る応援要員の派遣を 要請する。 ☐ 他自治体やUR等からの応援要員を受け入れ、業務を分担する。 なお、建設工事の段階に応じて、建築、機械・設備・電気、土木等の各 職種の派遣時期等の調整を行う。 ☐ プレハブ建築協会等へ建設戸数を提示し、建設事業者の斡旋要請を行 う。 ☐ 必要に応じて応急仮設住宅建設資機材の提供について関係省庁と調 整を行う。 ☐ 協定団体等の協力を得て、建設候補地の現地確認を行い、建設用地を 確定する。 ☐ 協定団体等に建設用地の配置計画等を求め、その内容を確認する。 ☐ 定められた仕様に加えて、被害や避難者の状況に応じて追加仕様等の 検討を行う。 ☐ 協定団体から斡旋を受けた建設事業者等と、配置計画案などの協議を 行い、工期予定や見積等を徴収し、建設指示（発注に相当）を行う。 ☐ 工事の進捗管理を行い、工事の節目に可能な範囲で検査を行う。 検査は、緊急性を要する仮設建築物であることを踏まえ、合理的に行 う。 ☐ 検査終了後、引渡しを受け、管理者となる市町村へ引き継ぐ。
d 被災府県外での応急 仮設住宅建設支援	☐ 被災府県内の建設候補地の状況等を踏まえ、応援府県での応急仮設住 宅の建設を要請する。 ☐ 被災府県外の建設候補地情報及び国土交通省の調整情報等を収集し、 応援府県へ建設依頼戸数を検討する。 ☐ 応援府県での建設依頼戸数を確定し、広域連合へ建設依頼を行う。
e 被災府県内での既存 空き住宅等提供	☐ 既存空き住宅等の提供予定戸数を踏まえ、借上げ手続きや入居事務等 に係る応援要員の派遣を要請する。 ☐ 他自治体からの応援要員を受け入れ、借上げ手続きや入居事務等を分 担する。 ☐ 借上げ契約手続き等を実施する。

第4章 応援・受援の手順
16 応急仮設住宅の整備・確保

f 被災府県外での既存空き住宅の提供	☐ 被災府県内の応急仮設住宅の不足戸数や被災者の意向等を踏まえ、応援府県の既存空き住宅による応急仮設住宅提供を依頼する。 ☐ 応援府県の既存空き住宅等提供候補情報を、市町村に提供し、調整を行う。 ☐ 入居決定物件について、応急仮設住宅提供を応援府県へ正式に依頼する。
--------------------	--

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 被災府県の応急仮設住宅の必要(見込み)戸数を確認し、応援体制の検討を開始する。
b 情報収集	☐ 応急仮設住宅の提供方針、建設候補地等の情報をもとに応援要請内容を想定し、応援府県等との調整を開始する。
c 被災府県内での応急仮設住宅建設支援	☐ 被災府県からの応援要請に基づき、応援計画を決定するとともに、応援府県等への連絡を行う。
d 被災府県外での応急仮設住宅建設支援	☐ 被災府県からの応援要請に基づき、応援計画を決定するとともに、応援府県に必要戸数等を連絡する。 ☐ 応援府県の建設候補地の情報をもとに建設計画を作成し、被災府県に情報提供を行う。 ☐ 被災府県からの建設依頼に基づき、応援府県へ建設依頼を行う。
e 被災府県内での既存空き住宅等提供	☐ 被災府県からの応援要請に基づき、応援計画を決定するとともに、応援府県等へ連絡を行う(様式3-2,3-4)。
f 被災府県外での既存空き住宅の提供	☐ 被災府県からの応援要請に基づき、応援計画を決定するとともに、応援府県等へ連絡を行う(様式3-2,3-4)。 ☐ 応援府県の既存空き住宅等の情報をもとに提供計画を作成し、被災府県へ情報提供を行う。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
c 被災府県内での応急仮設住宅建設支援の場合	☐ 広域連合からの応援計画の連絡があった場合、応援市町村に連絡する。 ☐ 広域連合からの応援計画の連絡があった場合、応急仮設住宅建設業務に係る職員を被災府県に派遣する。 ☐ 広域連合からの応援計画の連絡があった場合、応急仮設住宅への入居事務等に係る応援要員を被災市町村に派遣する。

d 被災府県外での応急仮設住宅建設支援	☐ 広域連合からの応援計画の連絡があった場合、応援市町村に連絡する。 ☐ 応援市町村からの建築可能用地情報をもとに建設候補地を選定し、広域連合へ連絡する。 ☐ プレハブ建築協会等へ建設戸数を提示し、建設事業者の斡旋要請を行う。 ☐ 必要に応じて応急仮設住宅建設資機材の提供について関係省庁と調整を行う。 ☐ 協定団体等の協力を得て、建設候補地の現地確認を行い、建設用地を確定する。 ☐ 協定団体等に建設用地の配置計画等を求め、その内容を確認する。 ☐ 定められた仕様に加えて、被害や避難者の状況に応じて追加仕様等の検討を行う。 ☐ 協定団体から斡旋を受けた建設事業者等と、配置計画案などの協議を行い、工期予定、見積等を徴収し、建設指示(発注に相当)を行う。 ☐ 工事の進捗管理を行い、工事の節目に可能な範囲で検査を行う。 検査は、緊急性を要する仮設建築物であることを踏まえ、合理的に行う。 ☐ 入居事務等の支援に係る応援要員を派遣する。 ☐ 検査終了後、引渡しを受け、管理者となる市町村へ引き継ぐ。
e 被災府県内での既存空き住宅等提供	☐ 広域連合からの応援計画の連絡があった場合、応援市町村に連絡する。 ☐ 借上げ事務及び入居事務等に係る応援要員を派遣する。
f 被災府県外での既存空き住宅の提供	☐ 広域連合からの応援計画の連絡があった場合、応援市町村に連絡する。 ☐ 応援市町村からの既存空き住宅等情報をもとに提供候補物件を選定し、広域連合に連絡する(随時更新)。 ☐ 被災府県からの依頼に基づき、UR、不動産事業者等との、借上げ手続きを行い、被災者に応急仮設住宅として提供する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
c 被災府県内での応急仮設住宅建設支援	☐ 応援府県等から要請があった場合、応急仮設住宅建設業務に係る職員を被災府県に派遣する。 ☐ 応援府県等から要請があった場合、応急仮設住宅への入居事務等に係る応援要員を被災市町村に派遣する。
d 被災府県外での応急仮設住宅建設支援	☐ 使用可能性や避難者の意向等を踏まえ、建設可能用地リストを作成し、応援府県に情報提供を行う。 ☐ 応援府県等から要請があった場合、応急仮設住宅建設業務に係る職員を応援府県に派遣する。 ☐ 応援府県等から要請があった場合、応急仮設住宅への入居事務等に係る応援要員を被災市町村に派遣する。 ☐ 応急仮設住宅の建設完了後、応援府県から引継ぎを受け、被災者へ供与する。 ☐ 引継ぎを受けた応急仮設住宅の維持管理を行う。
e 被災府県内での既存空き住宅等提供	☐ 入居事務及び借上げ事務等を応援する職員を派遣する。
f 被災府県外での既存空き住宅の提供	☐ 使用可能性や避難者の意向等を踏まえ、応急仮設住宅として使用可能な既存空き住宅リストを作成し、応援府県に情報提供を行う。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 国土交通省、地方整備局	☐ 被災府県等の情報を収集し、広域連合と調整の上、全国からの応援要員の派遣に向けた調整を開始する。 ☐ プレハブ建築協会等関係団体および事業者へ体制準備要請を行う。 ☐ 厚生労働省、財務省と応急仮設住宅の仕様、単価等について調整を行う。 ☐ 被災府県等の情報を収集し、広域連合と調整の上、全国の応援要員の派遣に向けた調整を行う。
b プレハブ建築協会等	☐ 被災府県及び国土交通省からの要請に基づき、体制の準備を行う。 ☐ 被災府県が決定した応急仮設住宅の建設予定に基づき、協定団体からの斡旋が想定させる事業者に、建設準備を依頼する。 ☐ 協定に基づき、斡旋事業者の選定・斡旋を行う。 ☐ 建設候補用地の現地確認に同行し、建設可能性について助言する。 ☐ 確定した建設用地の配置計画案等を作成し、被災府県へ提示する。 ☐ 被災府県からの建設指示に基づき、詳細設計及び建設工事を行う。 ☐ 各社、各団地の工事の進行管理等を行い、必要に応じて被災府県と協議を行う。 ☐ 被災府県の検査に先立ち、事前検査を行う。
c UR、不動産事業者等	☐ 被災府県及び国土交通省からの要請に基づき、体制の準備を行う。 ☐ 既存空き住宅等の提供可能戸数の調査を行う。 ☐ 既存空き住宅等の提供可能戸数を、被災府県に連絡する。 ☐ 被災府県が要請した既存空き住宅等を応急仮設住宅として提供準備を開始する。 ☐ 被災府県が要請した既存空き住宅等を、応急仮設住宅として借上げ手続きを行い、提供する。 （被災府県外での既存空き住宅の提供のため） ☐ 既存空き住宅等の提供可能戸数を、応援府県に情報提供する。
d 国土交通省、経済産業省、環境省、各地方支分部局	☐ 府県からの要望に応じて応急仮設住宅建設資機材の提供に係る調整を行う。
e 林野庁、森林管理局	☐ 広域連合又は被災府県からの要請により、国有林からの木材供給や関係団体への木材供給要請等を行う。
f UR等	☐ 広域連合からの応援計画に基づき、応急仮設住宅建設業務に係る職員を被災府県に派遣する。

<留意事項>

- ・被災者が早急に入居できるよう、協定先の団体の協力を得て、迅速に仮設住宅を確保する。
- ・府県・市町村において平常時に随時建設候補地リストの更新を行う。
- ・既存空き住宅（みなし仮設住宅）の提供方法については、東日本大震災の実績等も踏まえ、今後さらなる検討が必要である。
- ・応急仮設住宅の建設に当たっては、地域資源である木材と地域活力の積極的利用が図られるよう全国木造建設事業協会等の活用による木造応急仮設住宅の建設についても検討を行う。
- ・建設地の環境に応じた応急仮設住宅の仕様をあらかじめ検討しておくことが重要である。
（例：寒冷地仕様 等）
- ・応急仮設住宅の玄関が向かい合わせとなる配置や集会所の設置等によりコミュニティの形成に配慮する必要がある。

17 社会基盤施設の緊急対策及び復旧

17-1 全般

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38, p.64, p.82]

※道路、鉄道、港湾、漁港、空港・ヘリポート、海岸、河川、砂防施設、治山施設、林業用施設、農地・農業用施設、集落排水施設の緊急対策及び復旧は、基本的に同じ動きであるため、集約して記載。特定分野のみに該当する記載については、適宜書き分ける。

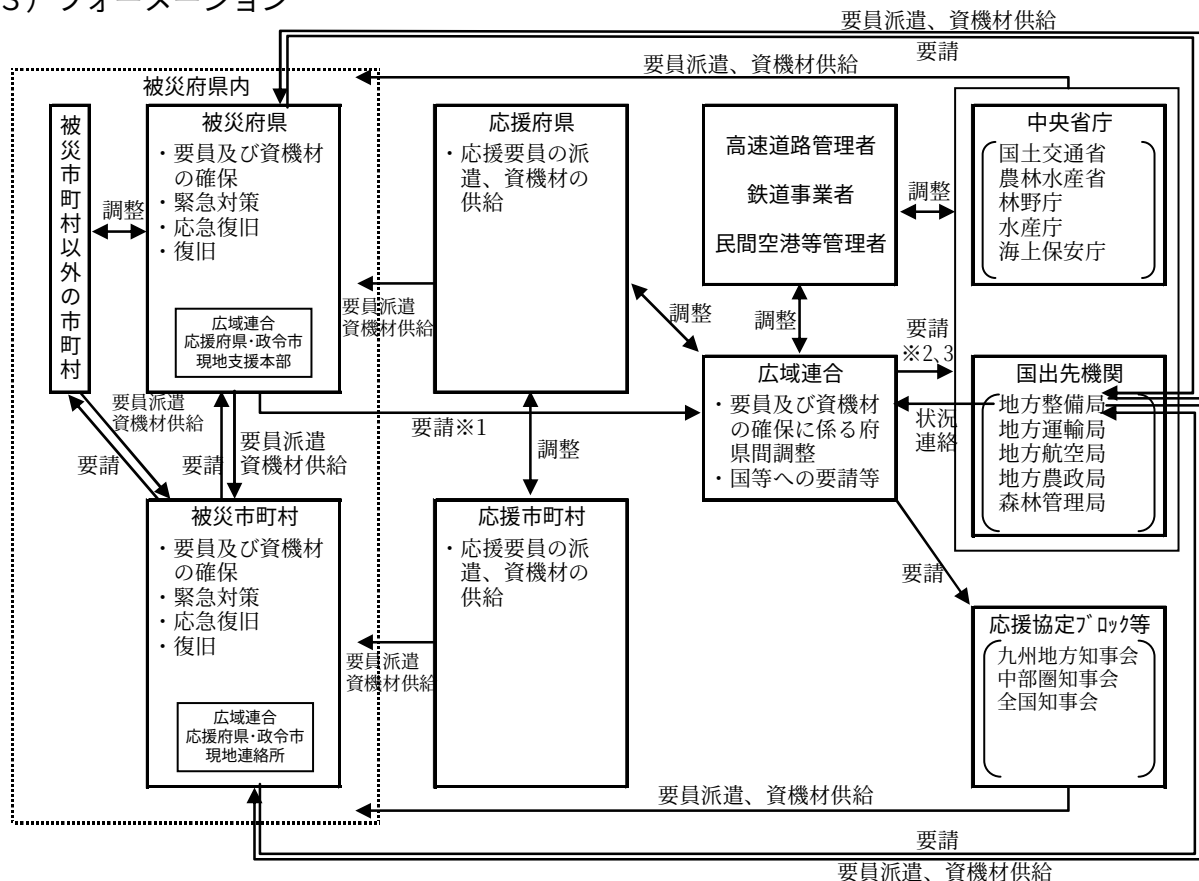
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、施設等を早期に復旧するとともに被害の拡大及び二次災害を防止するため、施設等の緊急点検及び被災施設等の復旧に必要な資機材の供給や職員の派遣等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	○緊急対策要員（土木職、農業土木職等）の派遣	○緊急対策用資機材の供給 (双眼鏡、ハンマー等の点検用具、デジタルカメラ等の記録用具などの点検器具)	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○応急復旧要員（土木職、農業土木職等）の派遣 ○復旧要員（土木職、農業土木職等）の派遣	○応急復旧用資機材（トラック、クレーン付トラック、油圧ショベル等の重機、土のう、木杭等の資材）の供給 ○復旧用資機材（トラック等の重機、山砂等の資材）の供給	—

(3) フォーメーション



※1 被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する。

※2 広域連合が支援を要請する。ただし、府県間調整を要さない場合や地方整備局のTEC-FORCEなど既定の支援制度がある場合は、被災府県・市町村が直接支援を要請する。

※3 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合又は被災府県は同本部を通じて支援を要請する。

第4章 応援・受援の手順

17 社会基盤施設の緊急対策及び復旧 17-1 全般

(4) オペレーション

①被災市町村	②被災府県	③広域連合	④応援府県	⑤応援市町村	⑥関係広域機関等
a 要員及び資機材の確保	a 要員及び資機材の確保 《不足の場合》 ・広域連合又は応援府県に要請 【様式2-2, -3】 (手順の詳細は「1-2 輸送経路・手段の確保」「1-3 応援要員の派遣」を参照)	a 府県間調整 【様式3-2, -3】 (カウンターパート方式) a 府県間調整 《不足の場合》 構成府県、連携県で確保できない場合は関係広域機関等に要請	a 応援要員の派遣、資機材の供給 a 応援要員の派遣、資機材の供給 《不足の場合》 ・広域連合への調整依頼	a 応援要員の派遣、資機材の供給	a 応援協定ブロック b 全国知事会 c 国土交通省、地方整備局 d 国土交通省、地方運輸局 e 国土交通省、地方航空局 f 農林水産省、地方農政局 g 水産庁 c 国土交通省、地方整備局 h 高速道路管理者 d 国土交通省、地方運輸局 i 鉄道事業者 e 国土交通省、地方航空局 j 民間空港等管理者 k 林野庁、森林管理局 l 海上保安庁
b 緊急対策 ・施設の利用規制 ・緊急点検・情報収集 ・障害物の除去、道路・航路の啓開 ・施設の利用可否情報等の周知	b 緊急対策 ・施設の利用規制 ・緊急点検・情報収集 ・障害物の除去、道路・航路の啓開 ・施設の利用可否情報等の周知				
c 応急復旧 ・管理施設の応急復旧工事	c 応急復旧 ・管理施設の応急復旧工事				
d 復旧 ・管理施設の復旧工事	d 復旧 ・管理施設の復旧工事	b 施設管理者等への早期復旧要請			

① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 要員及び資機材の確保	☐ 管理施設等の緊急対策、応急復旧及び復旧において必要な要員及び資機材（点検器具、重機等）を確保する。 ☐ 自市町村内で必要な要員及び資機材を確保できない場合は、近隣市町村又は被災府県に応援を要請する。
b 緊急対策	☐ 管理施設等の緊急点検を行うとともに、関係機関から情報を収集する。 ☐ 管理施設等の利用規制を実施する。 ☐ 施設上の障害物を除去する。道路・航路の啓開を行う。 ☐ 管理施設の被害状況・利用可否情報、危険箇所の点検結果等を報道機関、インターネット等を通じて広く周知する。
c 応急復旧	☐ がれきを撤去し、管理施設等の応急復旧工事を実施する。 ☐ 災害査定に係る資料を作成する。

d 復旧	☐ 管理施設等の復旧工事を実施する。
------	---

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 要員及び資機材の確保	☐ 管理施設等の緊急対策、応急復旧及び復旧において必要な要員及び資機材（点検器具、重機等）を確保する。 ☐ 被災市町村から応援要請があった場合は、管内の被災していない市町村と調整し、必要な要員及び資機材を確保する。 ☐ 緊急対策、応急復旧及び復旧において府県内で要員又は資機材を確保できない場合は、広域連合（カウンターパート方式の場合：応援府県）に、応援要請内訳書1（様式2-2）又は応援要請内訳書2（様式2-3）により応援を要請する。
b 緊急対策	☐ 管理施設等の緊急点検を行うとともに、関係機関から情報を収集する。 ☐ 管理施設等の利用規制を実施する。 ☐ 施設上の障害物を除去する。道路・航路の啓開を行う。 ☐ 管理施設等の被害状況・利用可否情報、危険箇所の点検結果等を報道機関、インターネット等を通じて広く周知する。
c 応急復旧	☐ がれきを撤去し、管理施設等の応急復旧工事を実施する。 ☐ 災害査定に係る資料を作成する。
d 復旧	☐ 管理施設等の復旧工事を実施する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 要員及び資機材の確保	
(a)府県間調整	☐ 被災府県から応援要員又は資機材（点検器具、重機等）の要請があったときは、応援府県と調整の上、応援計画内訳書1（様式3-2）又は応援計画内訳書2（3-3）により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県に連絡する。 （カウンターパート方式の場合） ☐ 応援府県から応援要員又は資機材を確保できない旨の連絡があった場合は、他の被災府県を応援する府県に応援要員の派遣等を依頼する。
(b)応援要請	☐ 関西圏域で応援要員及び資機材を確保できない場合は、協定等に基づき、九州地方知事会、中部圏知事会、全国知事会、国土交通省地方整備局等へ応援を要請する。
b 施設管理者への早期復旧要請	☐ 必要に応じ、施設管理者に施設の早期復旧を要請する。〔道路：国土交通省、高速道路管理者、鉄道：国土交通省、鉄道事業者、空港：国土交通省、民間空港等管理者〕

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 応援要員の派遣、資機材の供給	☐ 広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）から要請のあった応援要員又は資機材（点検器具、重機等）を、管内市町村と連携して確保し、派遣又は供給する。 ☐ カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県で応援要員又は資機材を確保できない場合は、その旨を広域連合へ連絡する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 応援要員の派遣、資機材の供給	☐ 応援府県等から要請のあった応援要員又は資機材(点検器具、重機等)を、応援府県と連携して確保し、派遣又は供給する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、応援要員又は資機材(点検器具、重機等)を確保し、被災自治体へ派遣・供給する。〔該当ブロック：①九州地方知事会、②中部圏知事会〕
b 全国知事会	☐ 広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援都道府県を被災府県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災府県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 ☐ 上記の広域応援実施要領で被災府県を応援することとされた都道府県は、物資を調達し、被災地へ供給する。
c 国土交通省、地方整備局	☐ 国管理施設の啓開・復旧を行う。 ☐ 必要に応じて、災害対策現地情報連絡員(リエゾン)、緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設、設備の応急復旧活動等に関して被災府県等が行う活動に対する支援を実施する。
d 国土交通省、地方運輸局	☐ 鉄道の被害状況を早急に把握し、鉄道事業者に対して早期復旧を要請する。
e 国土交通省、地方航空局	☐ 国管理施設の復旧を行う。〔空港〕
f 農林水産省、地方農政局	☐ 必要に応じて、水土里災害派遣隊を被災地に派遣し、農地、農業用施設、集落排水施設及び農地海岸の被災状況を把握し、府県、市町村が行う災害復旧事業(応急復旧を含む)に関する指導、調整を行う。
g 水産庁	☐ 広域連合又は被災府県からの要請に基づき、応援要員等の調整を行い、被災地の早期復旧を支援する。〔漁港〕
h 高速道路管理者	☐ 高速道路の啓開・復旧を行う。
i 鉄道事業者	☐ 管理施設の被害状況を早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、復旧を行う。
j 民間空港等管理者	☐ 管理施設の被害状況を早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、復旧を行う。
k 林野庁、森林管理局	☐ 広域連合又は被災府県からの要請に基づき、応援要員等の調整を行い、被災地の早期復旧を支援する。〔治山施設及び林業用施設〕 ☐ 国管理施設の復旧を行う。〔山地〕
l 海上保安庁	☐ 港内における船舶交通の安全確保のための航行の制限、航路標識の復旧、水深の調査等を行う。

<留意事項>

(道路)

- 道路管理者は、緊急輸送道路や幹線道路など、重要な路線の早期啓開、応急復旧を優先して実施する。

(港湾・漁港・海岸・河川)

- 港湾施設、漁港施設、海岸保全施設、河川管理施設の緊急点検に当たっては、津波の襲来に十

分注意し、職員等の安全確保を優先する。

(空港・ヘリポート)

- ・ 防災ヘリ、ドクターヘリが早期に発着できるよう発着場所の優先的な復旧、確保を行う。

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.64]

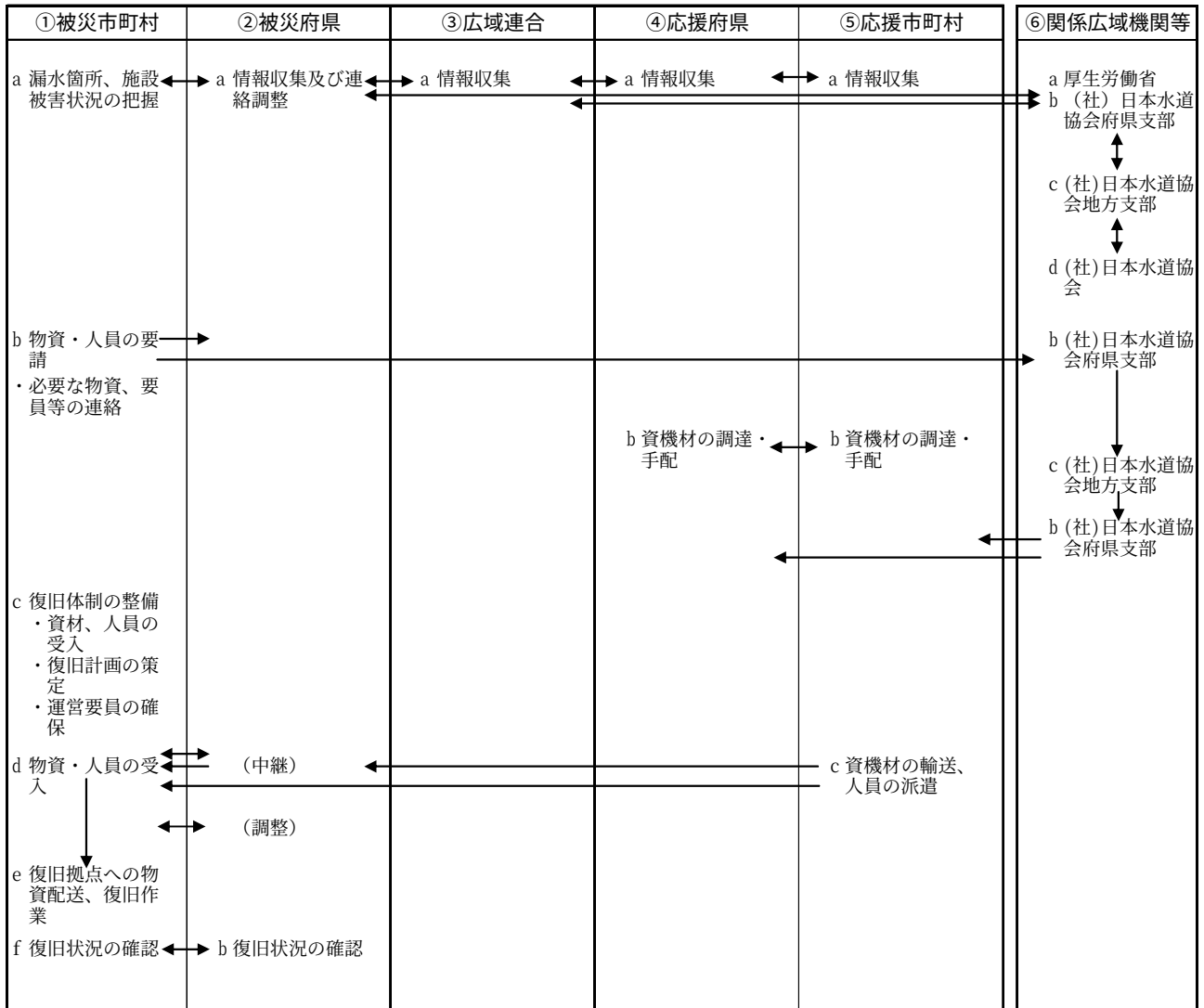
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における水道の復旧に関する情報を収集し、(社)日本水道協会地方支部等の求めに応じ、必要な支援を行う。

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	○漏水箇所の調査や復旧工事 など復旧活動に必要な職員の派遣	○復旧資機材の供給 ・水道管 ・接合部材 ・掘削機材 ・土留資材 等	○関係機関・団体との連絡調整 ○その他水道の復旧に必要な事項
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	↓	↓	↓

[illegible]

(4) オペレーション



① 被災市町村水道事業者（被災市町村）の業務

項 目	内 容
a 漏水箇所・施設被害状況の把握	□被災市町村で管路や水道施設で被害を受けた箇所を確認・点検し、必要な復旧作業及び資機材を把握する。
b 物資・人員の要請	□被害状況により、被災市町村が自ら復旧作業を行うことが難しい場合は被災府県もしくは(社)日本水道協会府県支部へ応援要請を行う。
c 復旧体制の整備	□復旧拠点の運営に係る人員を確保する。 □復旧資機材、作業人員の受け入れ体制を整備する。 □復旧人員の割当など復旧計画を作成する。
d 物資・人員の受入	□復旧用資機材の集積拠点に要員を待機させ、資機材を受け取る。 □復旧作業の応援人員の待機場所の確保、復旧人員の割当等を行う。
e 復旧拠点への物資搬送・復旧作業	□復旧拠点に復旧用資機材を搬送する。 □確保した人員、資機材により復旧工事を実施する。
f 復旧状況の確認	□被災府県と連携し、漏水状況等から復旧状況を確認する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集及び連絡調整	☐ 被災市町村と連携し、被害状況を確認し、必要な復旧作業及び資機材を把握する。
	☐ 管内の水道施設の被害・復旧状況を取りまとめ、厚生労働省に報告する。
b 復旧状況の確認	☐ 被災市町村と連携し、漏水状況等から復旧状況を確認する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 被災府県からの報告に基づき、被害状況を確認する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 被災府県からの報告に基づき、被害状況を確認する。
b 資機材の調達・手配	☐ （社）日水協地方支部からの要請に基づき、府県支部と連携するとともに、管内（社）日水協会員（市町村水道事業者等）と調整し、調達・手配する。

⑤ 応援市町村水道事業者（応援市町村）の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県等からの報告に基づき、被害状況を確認する。
b 資機材及び人員の調達・手配	☐ 必要に応じ応援府県と連携しながら、管轄府県支部から要請のあった資機材を調達し、また、派遣人員を確保する。
c 資機材の輸送、人員の派遣	☐ bの調整が整った場合は、資機材の輸送、人員の派遣を行う。 ☐ 資機材を提供し、必要に応じて資材の積み下ろし要員を被災地の復旧拠点等に派遣する。 ☐ 復旧作業人員を派遣する。

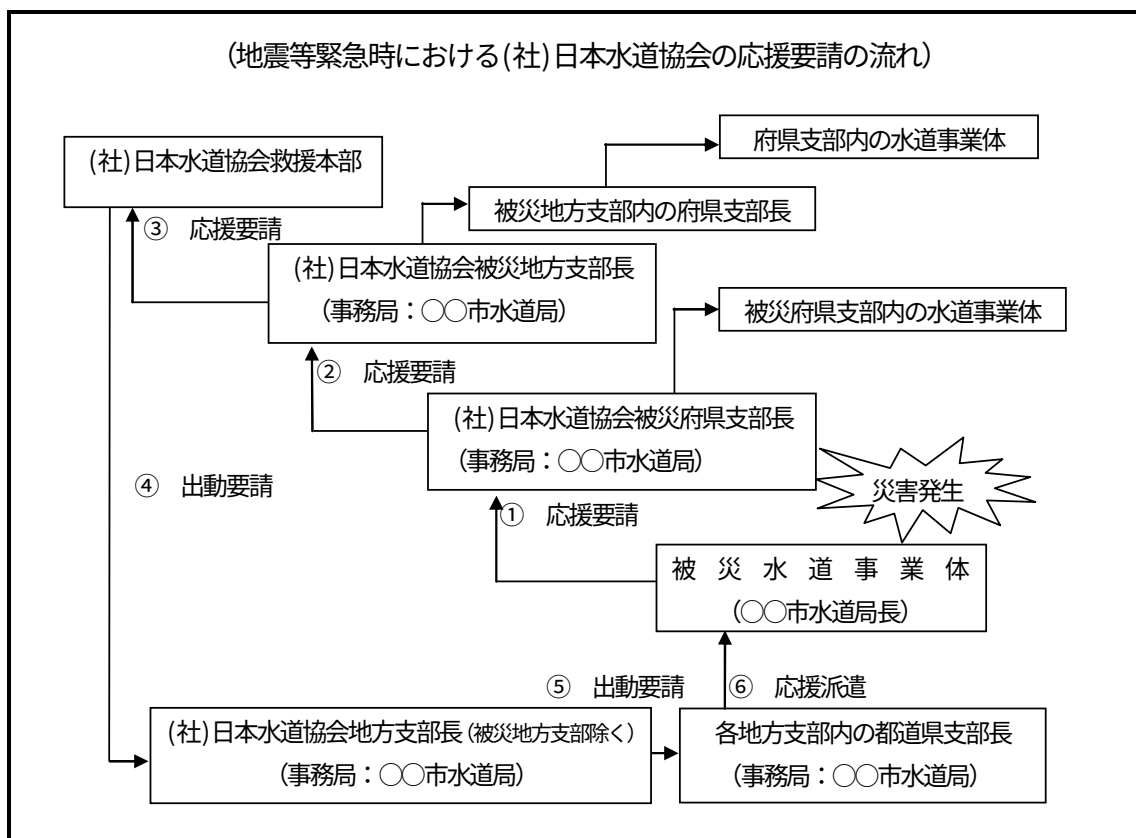
⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 厚生労働省	☐ 被災府県からの報告に基づき、被害・復旧状況を公表する。 ☐ 被災地支援について関係省庁に協力を要請する。
b （社）日本水道協会府県支部	☐ 被災市町村（水道事業者）からの要請に基づき、被災府県内の他の市町村（水道事業者）に物資、復旧人員の応援を要請する。 ☐ （社）日本水道協会地方支部に応援府県支部との応援調整を要請する
c （社）日本水道協会地方支部	☐ 被災府県の（社）日本水道協会府県支部からの要請に基づき、他の（社）日水協各府県支部に物資、復旧人員の応援を要請する。 ☐ （社）日本水道協会本部に応援地方支部との応援調整を要請する。
d （社）日本水道協会	☐ 被災自治体が所属する（社）日水協地方支部からの要請に基づき、（社）日水協各地方支部に物資、復旧人員の応援を要請する。

<留意事項>

- ・ 水道の応急復旧については（社）日本水道協会を主体とする復旧支援体制を基本とし、府県、広域連合、各団体はその支援が円滑に遂行されるよう協力する。

(参考)



地方支部・府県支部	支部事務局
関西地方支部	大阪市水道局
大阪府支部	豊中市上下水道局
京都府支部	舞鶴市水道部
兵庫県支部	芦屋市水道部
奈良県支部	奈良市水道局
滋賀県支部	大津市企業局
和歌山県支部	和歌山市水道局
中国四国地方支部	広島市水道局
広島県支部	呉市水道局
岡山県支部	岡山市水道局
山口県支部	下関市上下水道局
鳥取県支部	鳥取市水道局
島根県支部	松江市水道局
香川県支部	高松市上下水道局
愛媛県支部	松山市公営企業局
徳島県支部	徳島市水道局
高知県支部	高知市水道局
中部地方支部	名古屋市上下水道局
愛知県支部	豊橋市上下水道局
三重県支部	津市水道局
静岡県支部	静岡市上下水道局
岐阜県支部	岐阜市上下水道事業部
福井県支部	福井市企業局
石川県支部	金沢市企業局
富山県支部	富山市上下水道局
長野県支部	長野市上下水道局
新潟県支部	新潟市水道局

(平成24年度現在)

17-3 下水道

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.64]

(注) 本分野においては、既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

(1) 基本方針

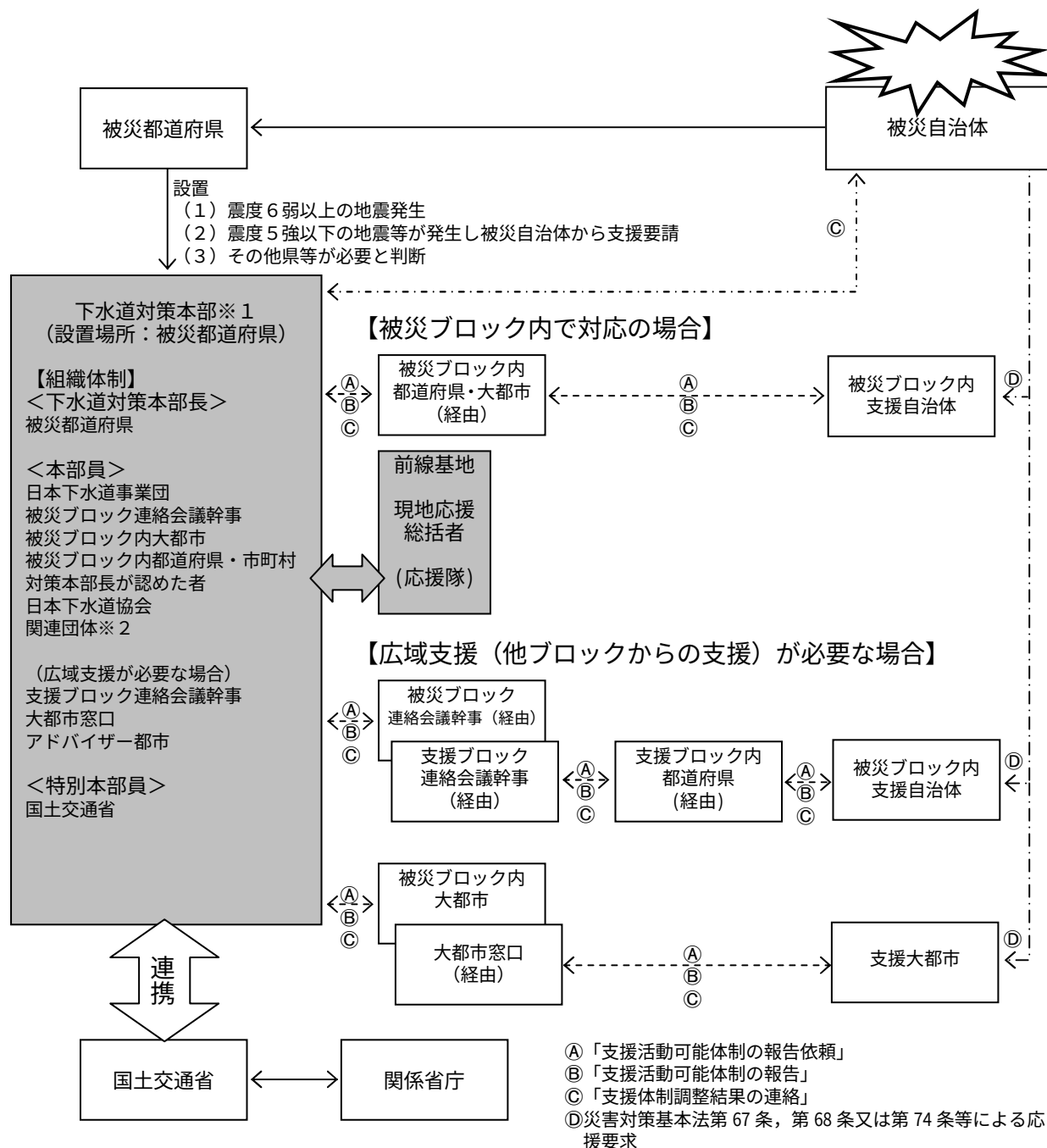
下水道の復旧に関する応援・受援活動は、基本的に「下水道事業における災害時支援に関するルール（(公社)日本下水道協会）」及び「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」により実施される。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における下水道の復旧に関する情報を収集し、下水道事業災害時近畿ブロック対策本部の求めに応じ、必要な支援を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	○被害箇所の調査や復旧工事など復旧活動に必要な職員の派遣 ・機械職 ・電気職 ・土木職 等	○調査、復旧にかかる資機材の供給 ・測量器具 ・記録連絡器具 ・照明機材 ・排水機材 ・車両関係 ・管調査機材 ・管・マンホール使用機材 ・保安用機材 ・前線基地設営機材 等	○関係機関・団体との連絡調整 ○その他下水道の復旧に必要な事項
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	↓	↓	↓

(3) フォーメーション



※1 下水道対策本部内に事務局を置き、必要に応じて作業部会を事務局内に設置する。

※2 関連団体 (財) 下水道新技術推進機構
 (一社) 全国上下水道コンサルタント協会
 (一社) 日本下水道施設業協会
 (一社) 日本下水道施設管理業協会
 (公社) 日本下水道管路管理業協会
 全国管工事業共同組合連合会

※下水道事業における災害支援に関するルール ((公社) 日本下水道協会) をもとに作成した。

第4章 応援・受援の手順

17 社会基盤施設の緊急対策及び復旧 17-3 下水道

(4) オペレーション

①被災市町村	②被災府県	③広域連合	④応援府県 (近畿ブロック連絡会幹事等)	⑤応援市町村	⑥関係広域機関等
・情報収集 ・被害状況の連絡 ・支援要請	・情報収集 下水道対策本部 設置・設置の連絡 対策本部長と副 本部長でブロッ ク内で対応可能 か検討し決定		・情報収集	・情報収集	国土交通省、地方整 備局
【近畿ブロック内で対応可能な場合】					
	・支援活動体制報 告依頼・報告・ 結果連絡		・支援活動体制報 告と管内市町村 への報告依頼	・支援活動体制可 能報告	
a 要員及び資機材 の確保	a 要員及び資機材 の確保		a 応援要員の派 遣、資機材の供 給	a 応援要員の派 遣、資機材の供 給	
・情報提供 ・資料提供	・情報提供 ・資料提供				
b 緊急点検、緊急 調査、先遣調 査、緊急措置、 一次調査等	b 緊急点検、緊急 調査、先遣調 査、緊急措置、 一次調査等（流 域下水道が被災 した場合）				
c 応急復旧、二次 調査、災害査定 資料作成	c 応急復旧、二次 調査、災害査定 資料作成（流域 下水道が被災し た場合）				
d 復旧	d 復旧				
【近畿ブロック内で対応困難な場合】					
	・支援活動体制報 告依頼・報告・ 結果連絡				・支援活動可能体制報 告
a 要員及び資機材 の確保	a 要員及び資機材 の確保				・応援要員の派遣、資 機材の供給
・情報提供 ・資料提供	・情報提供 ・資料提供				
b 緊急点検、緊急 調査、先遣調 査、緊急措置、 一次調査等	b 緊急点検、緊急 調査、先遣調 査、緊急措置、 一次調査等（流 域下水道が被災 した場合）				近畿ブロック内部で対応 困難な場合の関係機関 ・被災ブロック以外の連 絡会議幹事の下水道担 当課長 ・大都市連絡窓口 ・災害支援活動経験都市 の下水道担当課長 ・対策本部長が必要と認 めた者
c 応急復旧、二次 調査、災害査定 資料作成	c 応急復旧、二次 調査、災害査定 資料作成（流域 下水道が被災し た場合）				
d 復旧	d 復旧				

① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 要員及び資機材の確保	□管理施設（公共下水道）の緊急対策、応急復旧及び復旧において必要 な要員及び資機材を確保する。

	☐ 自市町村内で必要な要員及び資機材を確保できない場合は、近隣市町村又は被災府県に応援を要請する。 ※先遣隊の誘導や調査班等の円滑な活動の調整、作業場の確保、宿泊施設等の斡旋、調整を行うとともに、支援業務に関し対策本部と緊密な連携をとり円滑な支援活動の遂行に協力する。
b 緊急対策	☐ 管理施設（公共下水道）の緊急点検、対策本部設置、緊急調査、先遣調査、緊急措置、一次調査等を実施する。
c 応急復旧	☐ 管理施設（公共下水道）の応急復旧、二次調査、災害査定資料作成を実施する。
d 復旧	☐ 管理施設（公共下水道）の本復旧を行う。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 要員及び資機材の確保	☐ 管理施設（流域下水道）の緊急対策、応急復旧及び復旧において必要な要員及び資機材を確保する。 ☐ 被災市町村から応援要請があった場合は、管内の被災していない市町村と調整し、必要な要員及び資機材を確保する。 ※先遣隊の誘導や調査班等の円滑な活動の調整、作業場の確保、宿泊施設等の斡旋、調整を行うとともに、支援業務に関し対策本部と緊密な連携をとり円滑な支援活動の遂行に協力する。 （下水道事業災害時近畿ブロック対策本部（以下「近畿ブロック対策本部」という。）としての業務 ☐ 日本下水道協会の「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき下水道対策本部を設置し、関係機関に支援を要請する。
b 緊急対策	☐ 管理施設（流域下水道）の緊急点検、対策本部設置、緊急調査、先遣調査、緊急措置、一次調査等を実施する。
c 応急復旧	☐ 管理施設（流域下水道）の応急復旧、二次調査、災害査定資料作成を実施する。
d 復旧	☐ 管理施設（流域下水道）の本復旧を行う。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報の入手	☐ 被災府県から下水道の被災状況、復旧状況等の情報を入手する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 要員及び資機材の確保	☐ 被災府県（近畿ブロック対策本部）から要請のあった応援要員又は資機材を、管内市町村と連携して確保し、派遣又は供給する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 要員及び資機材の確保	☐ 被災府県（近畿ブロック対策本部）から要請のあった応援要員又は資機材を、応援府県と連携して確保し、派遣又は供給する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 下水道事業災害時各ブロック支援本部（災害時支援全国代表者連絡会議）	☐ 近畿ブロック対策本部からの要請に基づき、応援要員又は資機材を確保し、被災自治体へ派遣・供給する。

b 国土交通省	☐ 下水道対策本部、被災自治体及び支援自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行う。
c 近畿地方整備局	☐ 下水道対策本部、被災自治体及び支援自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行う。対策本部への特別本部員としての参加。

<留意事項>

- ・ 下水道の復旧については、「下水道事業における災害時支援に関するルール（(公社)日本下水道協会）」及び「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」により、応援・受援を実施する。これらが今後改定された際には、最新のルール等によるものとする。

(参考)

下水道事業災害時近畿ブロック対策本部

本部長	被災自治体を所管する府県下水道担当課長
副本部長	大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長
〃	兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長（大阪府が被災した場合）
本部員	福井県 土木部 河川課長
〃	滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長
〃	京都府 文化環境部 水環境対策課長
〃	奈良県 土木部 下水道課長
〃	和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長
〃	三重県 県土整備部 下水道課長
〃	徳島県 県土整備部 下水環境課長
〃	大阪市 建設局 下水道河川部 調整課長
〃	京都市 上下水道局 下水道部 下水道担当課長
〃	神戸市 建設局 下水道河川部 計画課長
〃	堺市 下水道部長
〃	福井市 下水道部長
〃	大津市 企業局 次長
〃	福知山市 ガス水道部 下水道課長
〃	姫路市 下水道局長
〃	奈良市 建設部 下水道室長
〃	和歌山市 建設局 下水道部長
〃	津市 下水道部長
〃	徳島市 土木部 下水道事務所保全課長
〃	日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長
〃	(公社)日本下水道協会 技術研究部 参事兼技術指針課長
〃	(一社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長
〃	(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（機械）
〃	(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（電気）
〃	(公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長
〃	(一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長
〃	全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長
〃	対策本部長が必要と認めた者
	（大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災した場合 東京都 下水道局 計画調整部 計画課長）
特別本部員	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.64]

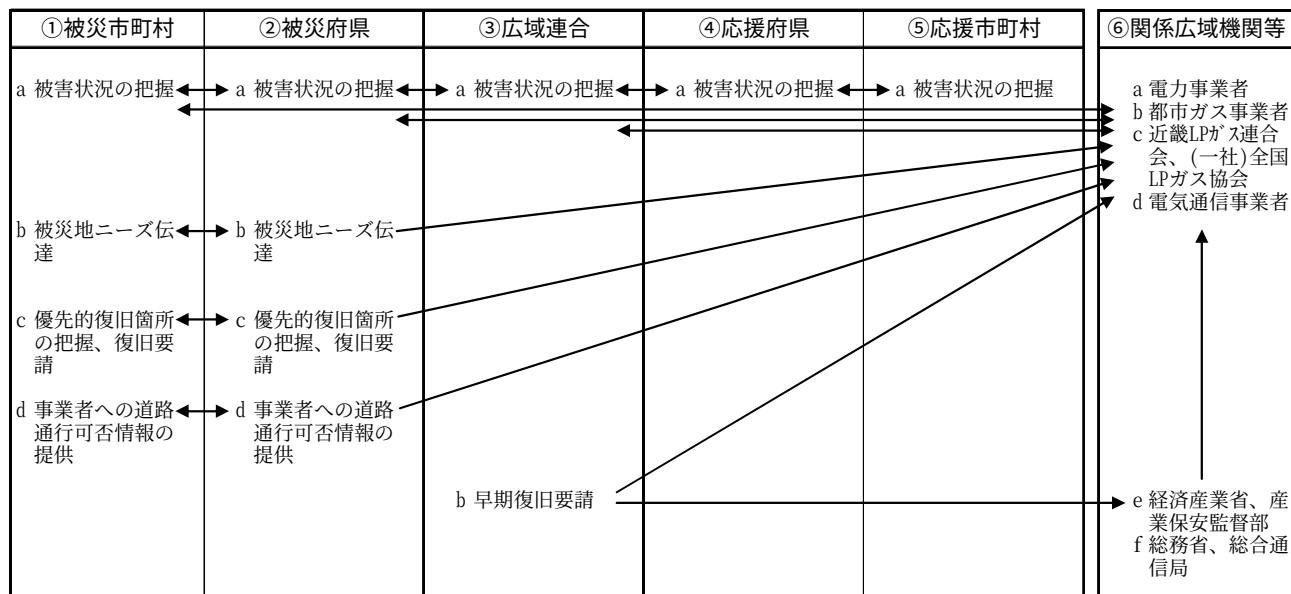
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者の生活確保を図るため、停電、ガス停止及び電話不通に関する情報を収集するとともに、電気、ガス及び通信事業者へ迅速な復旧を要請する。

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	○広域連合による事業者への 早期復旧要請
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	—	—	↓

※ 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合は同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 被害状況の把握	□ライフライン事業者等と連携し、被害状況等の情報を収集する。
b 被災地ニーズの伝達	□ライフライン事業者に被災地・被災者ニーズを伝達し、申し入れを行う。
c 優先的復旧箇所の把握、復旧要請	□優先的復旧箇所（医療機関、公共機関等）の状況を確認し、必要に応じてライフライン事業者へ早期復旧を要請する。
d 事業者への道路通行可否情報の提供	□ライフライン事業者へ道路通行可否情報を提供する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 被害状況の把握	□ライフライン事業者等と連携し、被害状況等の情報を収集する。
b 被災地ニーズの伝達	□ライフライン事業者に被災地・被災者ニーズを伝達し、申し入れを行う。
c 優先的復旧箇所の把握、復旧要請	□優先的復旧箇所（医療機関、公共機関等）の状況を確認し、必要に応じてライフライン事業者へ早期復旧を要請する。
d 事業者への道路通行可否情報の提供	□ライフライン事業者へ道路通行可否情報を提供する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 被害状況の把握	□被災府県、ライフライン事業者を通じて被害状況及び復旧状況等の情報を収集する。
b 早期復旧要請	□必要に応じて、被災府県と連携し、ライフライン事業者又は経済産業省若しくは総務省へ早期復旧を要請する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 被害状況の把握	☐ 広域連合を通じて、被害状況及び復旧状況等を把握する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 被害状況の把握	☐ 応援府県等を通じて、被害状況及び復旧状況等を把握する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 電気事業者	☐ 施設の被害状況を迅速に把握し、早急に復旧する。 ☐ 必要に応じて他の電気事業者に応援を要請する。
b 都市ガス事業者	☐ 施設の被害状況を迅速に把握し、早急に復旧する。 ☐ 必要に応じて他のガス会社に応援を要請する。
c 近畿 LP ガス連合会、 (一社)全国 LP ガス 協会	☐ 供給施設や LP ガススタンドの被害状況を迅速に把握し、早急に復旧する。 ☐ 必要に応じて他のガス協会に応援を要請する。
d 電気通信事業者	☐ 施設の被害状況を迅速に把握し、早急に復旧する。 ☐ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（NTT西日本）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。 ☐ 必要に応じて他の電気通信事業者に応援を要請する。
e 経済産業省、産業保 安監督部	☐ 災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼する。
f 総務省、総合通信局	☐ 災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼する。

18 災害廃棄物の処理

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.58、p.68]

(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、災害により大量に発生し、復旧・復興を阻害する廃棄物を早期に処理するため、処理計画策定に係る応援要員の派遣や廃棄物の受入等の応援・受援活動を行う。

※災害廃棄物の定義

災害廃棄物とは、災害により生じた廃棄物であって、市町村が生活環境の保全上特に処理が必要とした廃棄物のことをいう。(参照：東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(H23 法律第 99 号)、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱(H19.4.2 付環廃対発第 070402002 号、(改正) H23.10.12 付環廃対発第 111012001 号))

【参考】対象とする災害廃棄物及び分類 [出典] 災害廃棄物処理指針 (H23.5宮城県)

対象とする災害廃棄物は腐敗等により仮置き場での保管ができないもの(腐敗を伴う農産物、水産物、飼料、死亡家畜及び食品等)を除き、概ね、次のものとする。

※ 自動車については、別途、指針を定めるものとする。

イ 可燃物

木くず、廃プラスチック類、廃タイヤ、可燃粗大ごみ(家具、絨毯、畳等)、その他(紙製品、布製品、衣類等)をいう。

ロ 不燃物

がれき類(コンクリートくず、アスファルトくず)、ガラス・陶磁器くず、金属くず、不燃粗大ごみ(自転車、石油ストーブ等)をいう。

ハ 特定品目

(イ) 家電製品

特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定されるテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンとそれ以外の電化製品全般をいう。

(ロ) 船舶

(ハ) 有害廃棄物

爆発性や毒性等があり、健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものをいう。

(例：アスベスト、PCB、医療系廃棄物、化学物質等 ※例は広域連合で追記した。)

(ニ) 廃棄物が混入した土砂(泥状のものを含む)

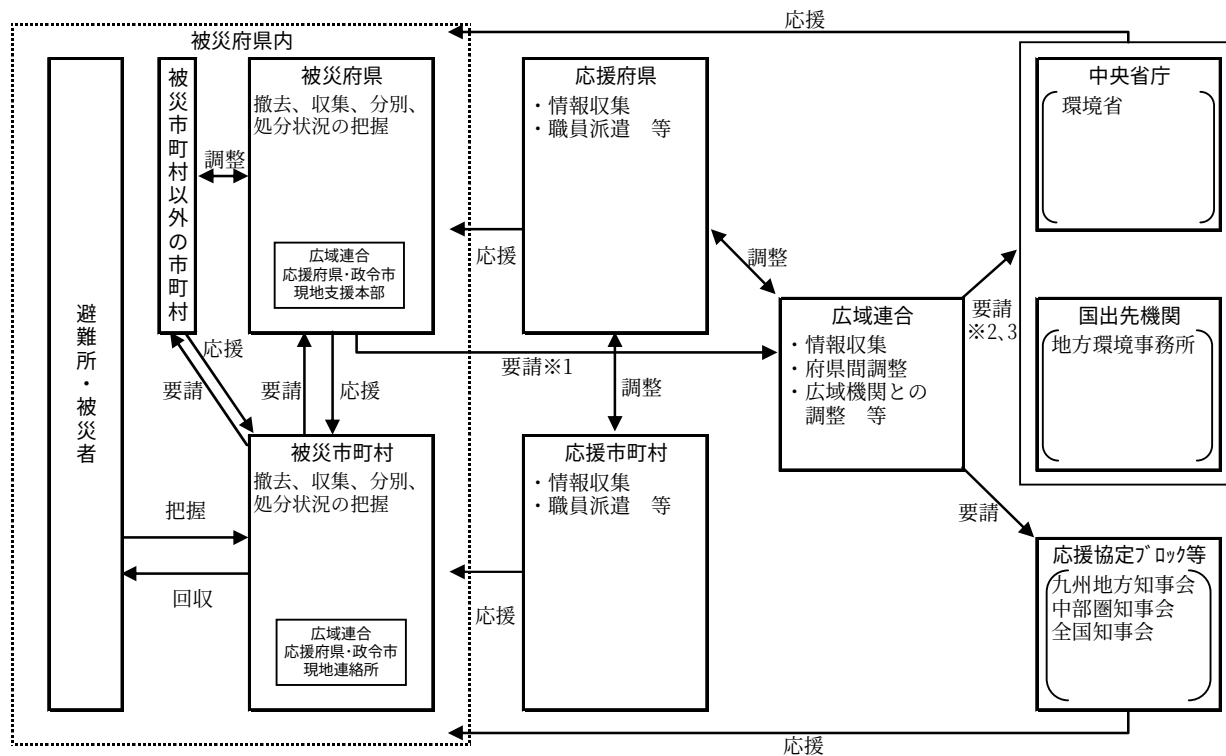
ニ その他

混合ごみ

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○処理計画策定にかかる 応援要員の派遣	○作業用重機	○廃棄物の受入

(3) フォーメーション

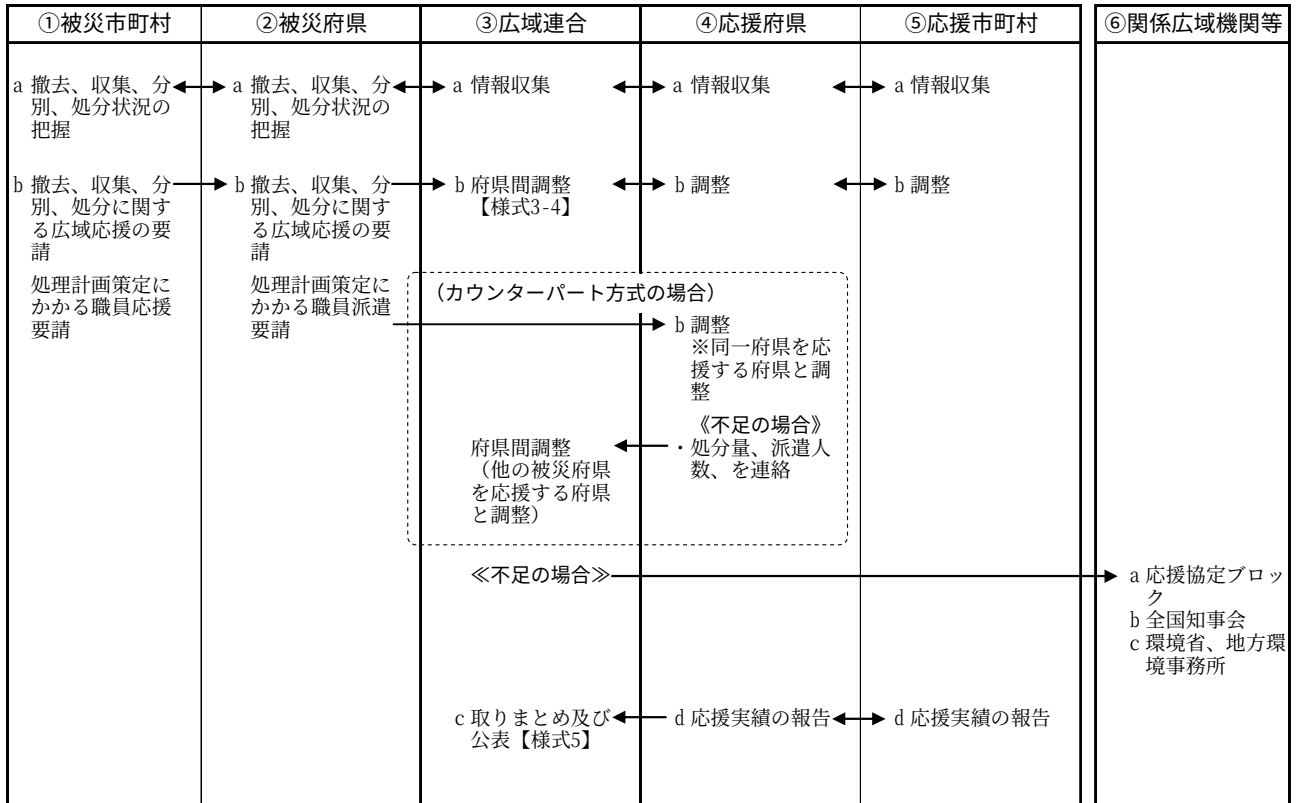


※1 被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する（災害廃棄物の受入れ要請を除く）。

※2 広域連合が支援を要請する。ただし、府県間調整を要さない場合や既定の支援制度がある場合は、被災府県が直接支援を要請する。

※3 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合又は被災府県は同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 撤去、収集、分別、処分状況把握	□災害廃棄物の撤去、収集、分別、処分状況を把握する。
b 撤去、収集、分別、処分に 関する広域 応援の要請	□災害廃棄物の撤去、収集、分別、処分状況を被災府県へ連絡する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 撤去、収集、分別、処分状況把握	□災害廃棄物の撤去、収集、分別、処分状況を把握する。
b 撤去、収集、分別、処分に 関する広域 応援の要請	□災害廃棄物の撤去、収集、分別、処分状況を広域連合（カウンターパート方式の場合：応援府県）へ連絡する。 □災害廃棄物を府県内で処理できない場合、応援要請内訳書1（様式2-2）から応援要請内訳書3（様式2-4）により広域連合（カウンターパート方式の場合：応援府県）へ応援を要請する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	□現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。

b 府県間調整	☐ 被災府県から応援要請があったときは、災害廃棄物の処理について応援府県と調整の上、応援計画内訳書1（様式3-2）から応援計画内訳書3（様式3-4）により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 （カウンターパート方式の場合） ☐ 応援府県から応援できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する府県に依頼する。
c 応援要請	☐ 関西圏域で対応が困難な場合は、九州地方知事会、中部圏知事会、全国知事会、環境省等に応援を要請する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 調整	☐ 広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）から要請のあった職員派遣、廃棄物受入れを管内市町村と調整する。 ☐ カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県で応援できないときは、その旨を広域連合へ連絡する。
d 応援実績の報告	☐ 職員派遣状況、廃棄物受入量等を管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）及び応援実績報告書2（様式4-2）等により報告する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 調整	☐ 応援府県等から要請のあった職員派遣、廃棄物受入れを調整する。
d 応援実績の報告	☐ 職員派遣状況、廃棄物受入量を管理し、応援府県から依頼があった場合は、状況を報告する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、処理計画策定にかかる応援要員の派遣や廃棄物の受入れについて調整する。
b 全国知事会	☐ 広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に処理計画策定にかかる応援要員の派遣や廃棄物の受入の広域応援内容を連絡する。
c 環境省、地方環境事務所	☐ 迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。

<留意事項>

- ・災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。
- ・災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理について十分に配慮するものとする。
- ・応援府県は、管内市町村と災害廃棄物の受入れ調整を行うに当たっては、事前に市町村の協力を得て、受入れ可能な廃棄物の種類・量等を調査しておく必要がある。

19 被災者の生活支援

19-1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.66]

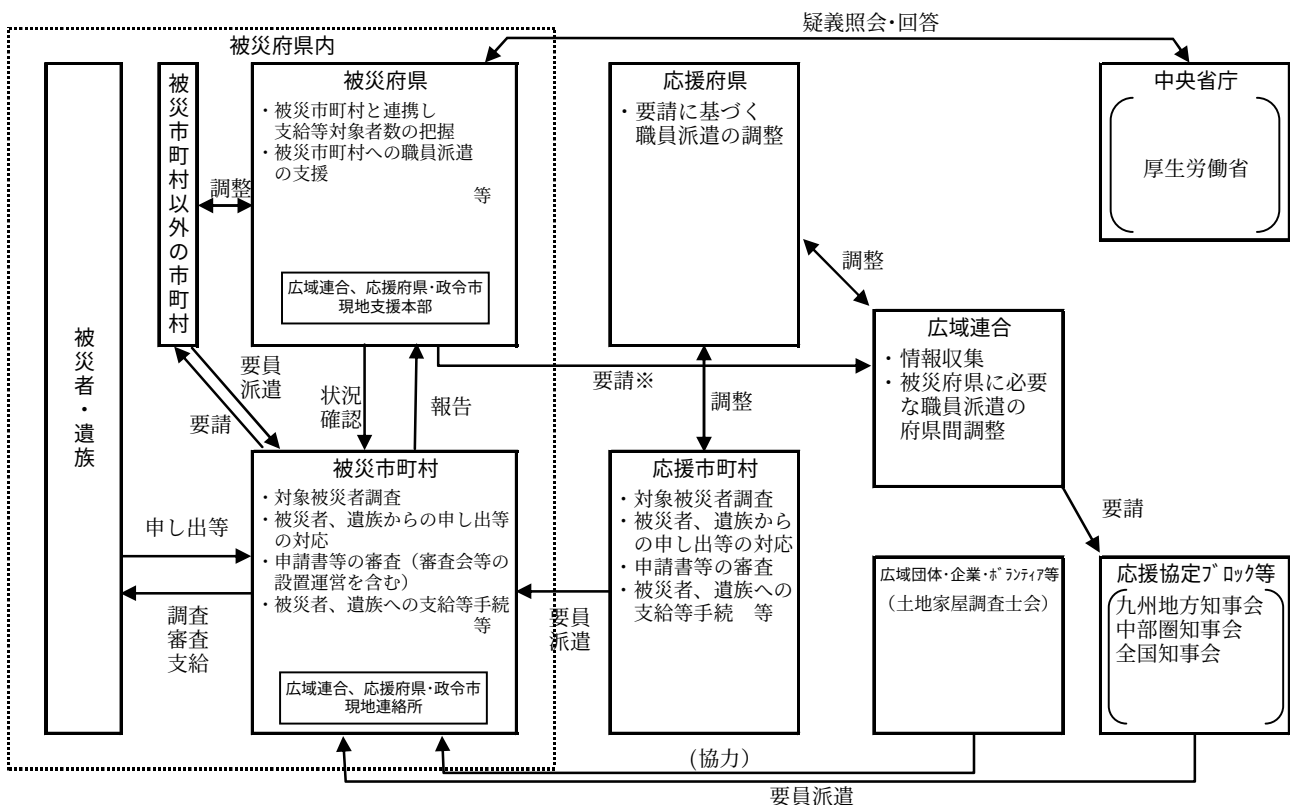
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者の生活の安定化と被災地の速やかな復興を図るため、被災府県・市町村が災害弔慰金、災害障害見舞金の支給業務及び災害援護資金の貸付業務を円滑に行う上で必要な要員の派遣等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○災害弔慰金、災害障害見舞金の支給業務及び災害援護資金の貸付業務に必要な職員	—	—

(3) フォーメーション

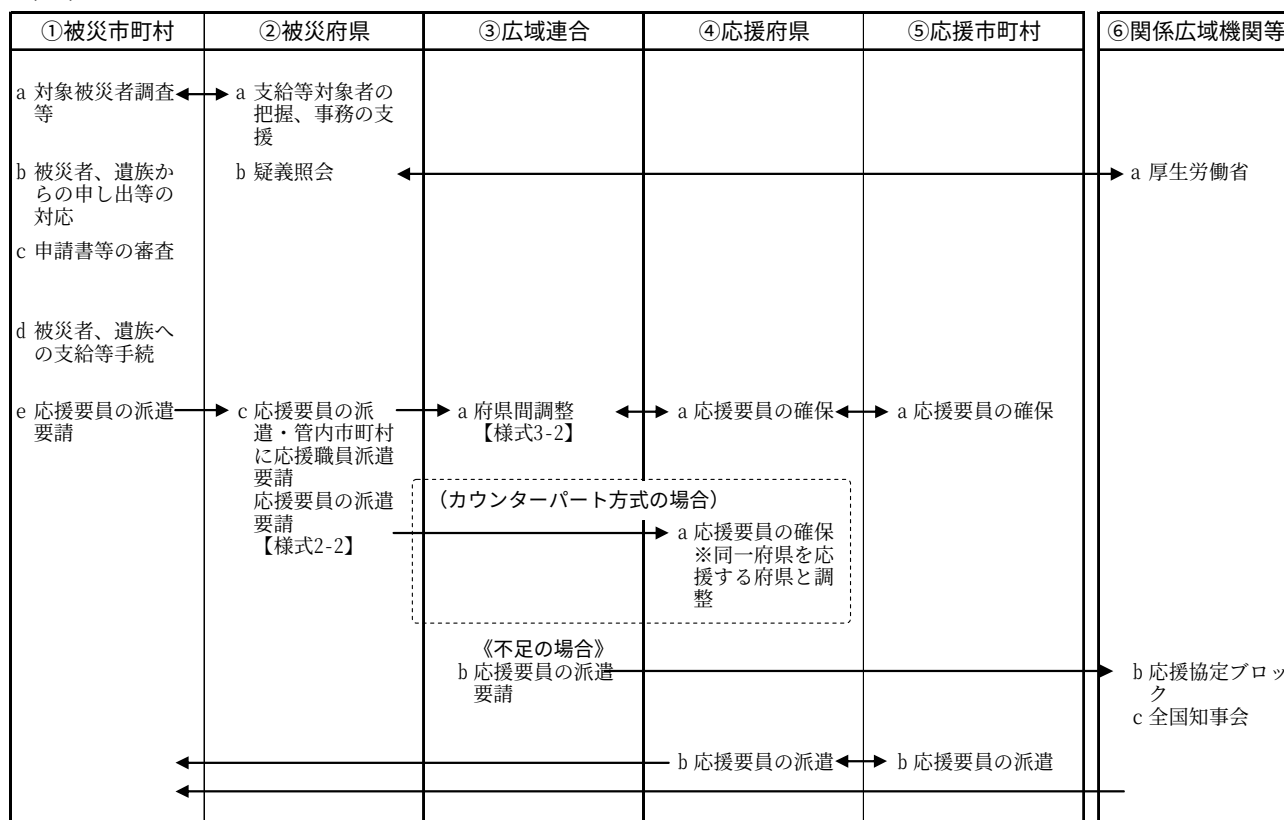


※被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する。

第4章 応援・受援の手順

19 被災者の生活支援 19-1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(4) オペレーション



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 対象被災者調査等	☐ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給対象者、災害援護資金の貸付対象者を調査する。 ☐ 防災行政無線、広報車、CATV 等により住民への広報PRを行う。 ※住家の被害認定については「19-3 被災者生活再建支援金」で記載。
b 被災者、遺族からの申し出等の対応	☐ 申込書等の書類を交付する。
c 審査書等の審査	☐ 被災者、遺族から提出のあった書類を審査する。 ☐ 災害弔慰金の支給において、(死因が災害に起因するか否かの判定や遺族の特定等で専門的な医学や法律の知識が必要なことから、) 審査委員会等を設けて審査する。
d 被災者、遺族への支給等手続	☐ 給付金を口座振込方式等で給付する。 ☐ 貸付金の借入申込者に対して、貸付(不承認)決定通知書を交付する。
e 応援要員の派遣要請	☐ 事務処理要員が不足する場合は、被災府県に支援を要請する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 支給等対象者の把握、事務の支援	☐ 被災市町村へ状況を確認する。 ☐ 被災市町村への職員派遣の支援を行う。 ☐ 現地支援本部(被災府県内)及び現地連絡所(被災市町村内)からの情報入手体制を確保する。 ☐ 被災市町村と連携し、支給等対象者数を把握する。 ☐ 市町村からの質問を集めてQ&A集を作成し、定期的に市町村に配布するとともに、必要に応じ、被災市町村への助言を行う。
b 疑義照会	☐ 必要に応じ、厚生労働省に対して災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

	及び災害援護資金の貸付に関する疑義について照会する。
c 応援要員の派遣・派遣要請	☐ 被災市町村に応援要員を派遣 ☐ 管内市町村に応援要員派遣を要請 ☐ 必要に応じ、広域連合（カウンターパート方式の場合：応援府県）に対して応援要請内訳書1（様式2-2）により応援要員の派遣を要請する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 府県間調整	☐ 被災府県から応援要員の派遣要請があったときは、府県に派遣可能人数を確認の上、応援計画内訳書1（様式3-2）により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 （カウンターパート方式の場合） ☐ 応援府県から応援要員を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する府県に応援要員の派遣を依頼する。
b 応援要員の派遣要請	☐ 関西圏域で応援要員を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等に応援要員の派遣を要請する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 応援要員の確保	☐ 広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）から応援要員の派遣要請があった場合は、管内市町村と連携して応援要員を確保する。 ☐ カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県で応援要員を確保できないときは、広域連合へその旨を連絡する
b 応援要員の派遣	☐ 管内市町村と連携して応援要員を被災市町村へ派遣する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 応援要員の確保	☐ 応援府県等から応援要員の派遣に関する協力要請があった場合は、応援要員を確保する。
b 応援要員の派遣	☐ 応援要員を被災市町村へ派遣する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 厚生労働省	☐ 被災府県からの、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する照会に対して回答する。
b 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、応援要員を確保し、被災市町村へ派遣する。
c 全国知事会	☐ 広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる全国知事会の対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 ☐ 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道県は、応援要員を確保し、被災市町村へ派遣する。

第4章 応援・受援の手順

19 被災者の生活支援 19-1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

<留意事項>

- ・大規模広域災害の発生に備え、被災者支援制度の充実を図るため、次のことを国に要請していく必要がある。
 - 災害障害見舞金の改善
支給対象となる障害程度（現行、労災1級相当に限定）の範囲の拡大により支給要件の緩和
 - 災害援護資金貸付金の改善
東日本大震災で特例措置として講じられた免除要件の拡大等の恒久化

19-2 義援金の募集・配分

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.66]

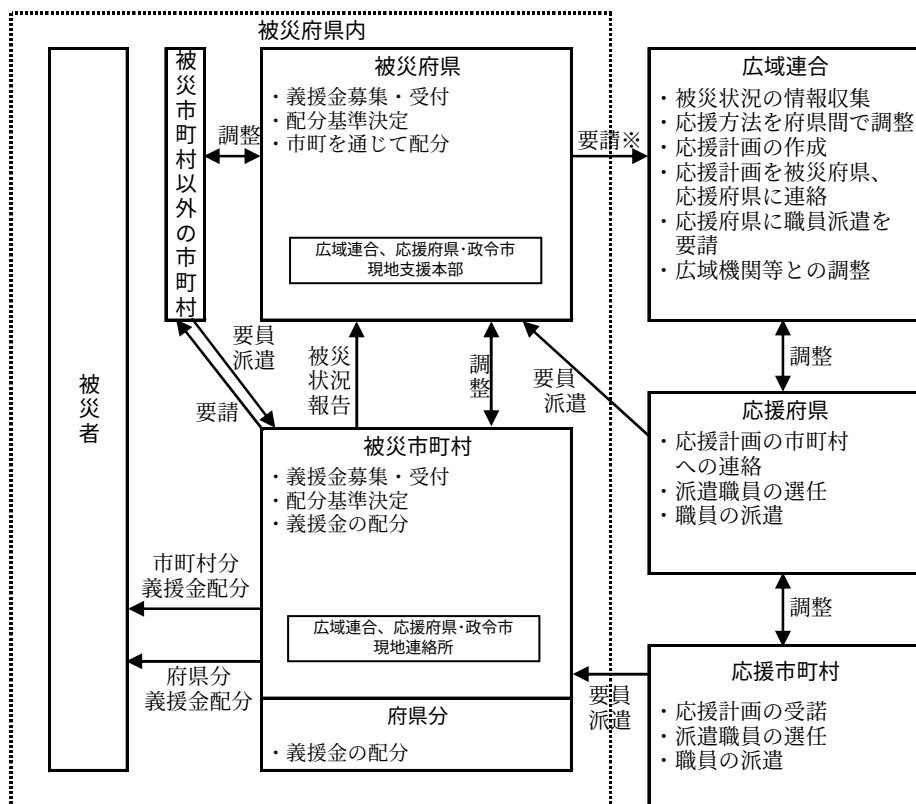
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者の生活の安定化と被災地の速やかな復興を図るため、被災府県・市町村が義援金の募集・配分業務を円滑に行う上で必要な要員の派遣等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○義援金の募集・配分業務に必要な職員	—	—

(3) フォーマーション

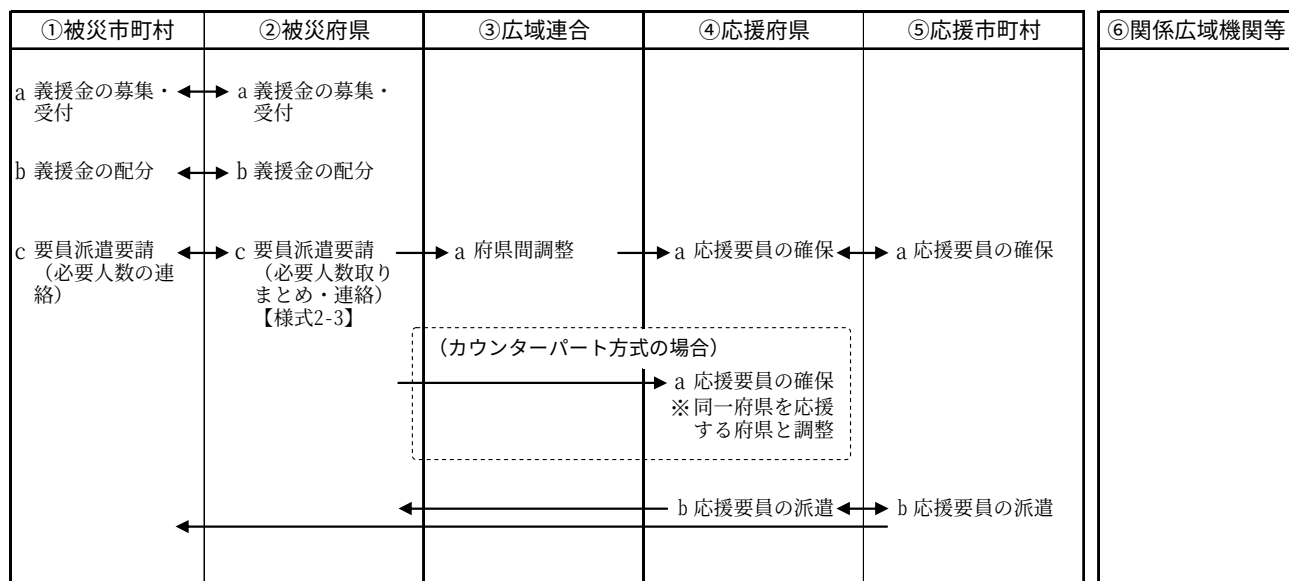


※被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する。

第4章 応援・受援の手順

19 被災者の生活支援 19-2 義援金の募集・配分

(4) オペレーション



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 義援金の募集・受付	☐ 発災後早急に、募集要領を定め、義援金を募集する。 ☐ 義援金の募集を広報する（記者発表、HP 掲載等）。
b 義援金の配分	☐ 一定額応募のあった段階で、義援金の配分基準を決定する。 ☐ 配分基準決定後、速やかに義援金の配分を開始する。
c 要員派遣要請	☐ a～b の事務にかかる職員が不足する場合、必要人数を被災府県に連絡し、応援要員の派遣を要請する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 義援金の募集・受付	☐ 発災後早急に、募集要領を定め、義援金を募集する。 ☐ 義援金の募集を広報する（記者発表、HP 掲載等）。
b 義援金の配分	☐ 一定額応募のあった段階で、義援金の配分基準を決定する。 ☐ 配分基準決定後、市町村を通じて速やかに義援金の配分を開始する。
c 要員派遣要請	☐ 被災市町村から応援要員の派遣要請があった場合は、自らの職員を派遣するとともに、管内市町村に応援要員の派遣を要請する。 ☐ 府県内で必要な要員を確保できない場合は、必要人数を取りまとめ、応援要請内訳書 1（様式 2-2）により、広域連合（カウンターパート方式の場合：応援府県）に応援要員の派遣を要請する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 府県間調整	☐ 被災府県からの応援要請を受け、被災状況などの情報収集を行う。 ☐ 被災状況を踏まえ、応援方法等について府県間の調整をする。 ☐ 応援計画内訳書 1（様式 3-2）により応援計画を作成する。 ☐ 応援計画を被災府県及び応援府県に連絡し、応援府県に応援要員の派遣を要請する。 ☐ 必要に応じて関係広域機関等との調整を行う。 （カウンターパート方式の場合）

	☐ 応援府県から応援要員を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する府県に応援要員の派遣を要請する。
--	---

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 応援要員の確保	☐ 広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）からの要請に応じて、応援要員を確保する。 ☐ カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県で応援要員を確保できないときは、その旨を広域連合へ連絡する。
b 応援要員の派遣	☐ 応援要員を被災府県に派遣する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 応援要員の確保	☐ 応援府県からの要請に応じて、応援要員を確保する。
b 応援要員の派遣	☐ 応援要員を被災市町村に派遣する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
—	—

<留意事項>

- ・義援金の配分基準等については、義援金配分委員会等において、十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速に被災者に届くよう努めるものとする。

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.66]

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者の生活の安定化と被災地の速やかな復興を図るため、被災府県・市町村が被災者生活再建支援金の支給業務を円滑に行う上で必要な要員の派遣等の応援・受援活動を行う。

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○被災者生活再建支援金の支給業務に必要な職員	—	—

[illegible]

154

(4) オペレーション

①被災市町村	②被災府県	③広域連合	④応援府県	⑤応援市町村	⑥関係広域機関等
a 住宅被害状況等の把握	a 住宅被害状況等の把握、取りまとめ	a 情報収集	a 情報収集	a 情報収集	a 内閣府 b 被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)
	b 被災者生活再建支援法の適用				a 内閣府 b 被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)
b 応援要員の派遣要請	c 応援要員の派遣要請【様式2-2】	b 府県間調整【様式3-2】 (カウンターパート方式の場合)	b 応援要員の派遣調整		
		b 府県間調整(他の被災府県を応援する府県と調整)	b 応援職員の派遣調整 b 《不足の場合》必要な応援要員の派遣人員、派遣場所を連絡		
		《不足の場合》 ・応援要員の派遣要請			c 応援協定ブロック d 全国知事会
c 応援要員の受入れ				b 応援要員の派遣	
d 申請書の受理、送付	d 申請書の受理(審査)、送付				b 被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)
	e 疑義照会				a 内閣府 b 被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)

① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 住宅被害状況等の把握	☐ 住宅被害状況等を調査し、把握する。 ☐ 住宅被害状況等を府県に報告する。 ☐ 防災行政無線、広報車、CATV等により住民への広報・PRを行う。
b 応援要員の派遣要請	☐ 必要とする人員に関する情報(人数、派遣場所等)を被災府県に連絡し、応援要員の派遣を要請する。
c 応援要員の受入れ	☐ 応援要員を受け入れ、配置する。
d 申請書の受理、送付	☐ 支給申請書等の内容確認、取りまとめを行い、被災府県に送付する。 ☐ 被災者等からの問合せ等、相談窓口等における対応を行う。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 住宅被害状況等の把握、取りまとめ	☐ 住宅被害状況等を把握し、取りまとめる。 ☐ 住宅被害状況等を内閣府及び被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)に報告する。
b 被災者生活再建支援法の適用	☐ 被災者生活再建支援法対象災害を内閣府及び被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)に報告する。 ☐ 被災者生活再建支援法対象災害の公示を行う。
c 応援要員の派遣要請	☐ 被災市町村が必要とする人員に関する情報(人数、派遣場所等)を取りまとめ、被災市町村に応援要員を派遣する。 ☐ 上記で不足する場合、管内市町村に応援要員の派遣を要請する。

第4章 応援・受援の手順

19 被災者の生活支援 19-3 被災者生活再建支援金の支給

	☐ 上記で不足する場合、応援要請内訳書（様式2-2）により広域連合（カウンターパート方式の場合：応援府県）へ連絡する。
d 申請書の受理（審査）、送付	☐ 支給申請書等の内容確認、取りまとめを行い、被災者生活再建支援法人（（財）都道府県会館）に送付する。 ☐ 必要に応じ、受付体制や事務処理等被災市町村への助言を行う。
e 疑義照会	☐ 必要に応じ、内閣府及び被災者生活再建支援法人（（財）都道府県会館）に対して被災者生活再建支援金の支給に関する疑義について照会する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部を通じて被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 府県間調整	☐ 被災府県から応援要員の派遣要請があったときは、府県に派遣可能な人員数、派遣にかかる交通手段を確認の上、応援計画内訳書1（様式3-2）により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。（カウンターパート方式の場合） ☐ 応援府県から応援要員を派遣できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する府県に応援要員の派遣を依頼する。 ☐ 関西圏域で応援要員を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等に応援要員の派遣を要請する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部及び現地連絡所を通じて被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する
b 応援要員の派遣調整	☐ 要請に基づき、応援要員の派遣調整を行う。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 応援要員の派遣	☐ 要請に基づき、応援要員の派遣を行う。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 内閣府	☐ 被災府県から住宅被害状況等及び被災者生活再建支援法対象災害の報告を受ける。 ☐ 被災府県からの、被災者生活再建支援金の支給に関する照会に対して回答する。
b 被災者生活再建支援法人（（財）都道府県会館）	☐ 被災府県から住宅被害状況等及び被災者生活再建支援法対象災害の報告を受ける。 ☐ 被災府県から送付された支給申請書等を審査し、被災世帯へ支援金を支給する。また、その旨を同世帯へ通知する。 ☐ 被災府県へ支援金を支給した旨を報告する。 ☐ 被災府県からの、被災者生活再建支援金の支給に関する照会に対して回答する。
c 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、応援要員を確保し、被災市町村へ派遣する。

d 全国知事会	☐ 広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる全国知事会の対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 ☐ 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道県は、応援要員を確保し、被災市町村へ派遣する。
---------	---

<留意事項>

- ・被災者の立場に立った迅速かつ公正な制度の運用に努め、被災世帯が円滑に被災者生活再建支援金の支給を受けられるよう配慮すること。

19-4 相談窓口の開設

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.66]

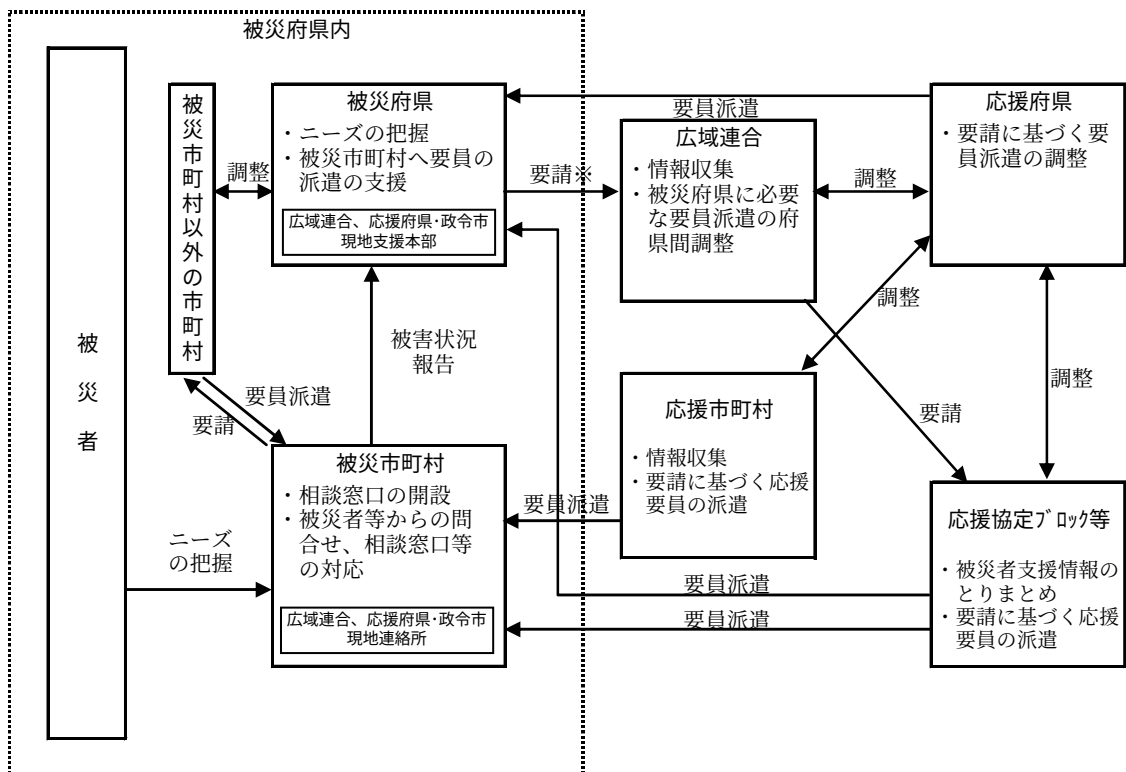
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者の生活の安定化と被災地の速やかな復興を図るため、被災府県・市町村が被災者相談窓口業務を円滑に行う上で必要な要員の派遣等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

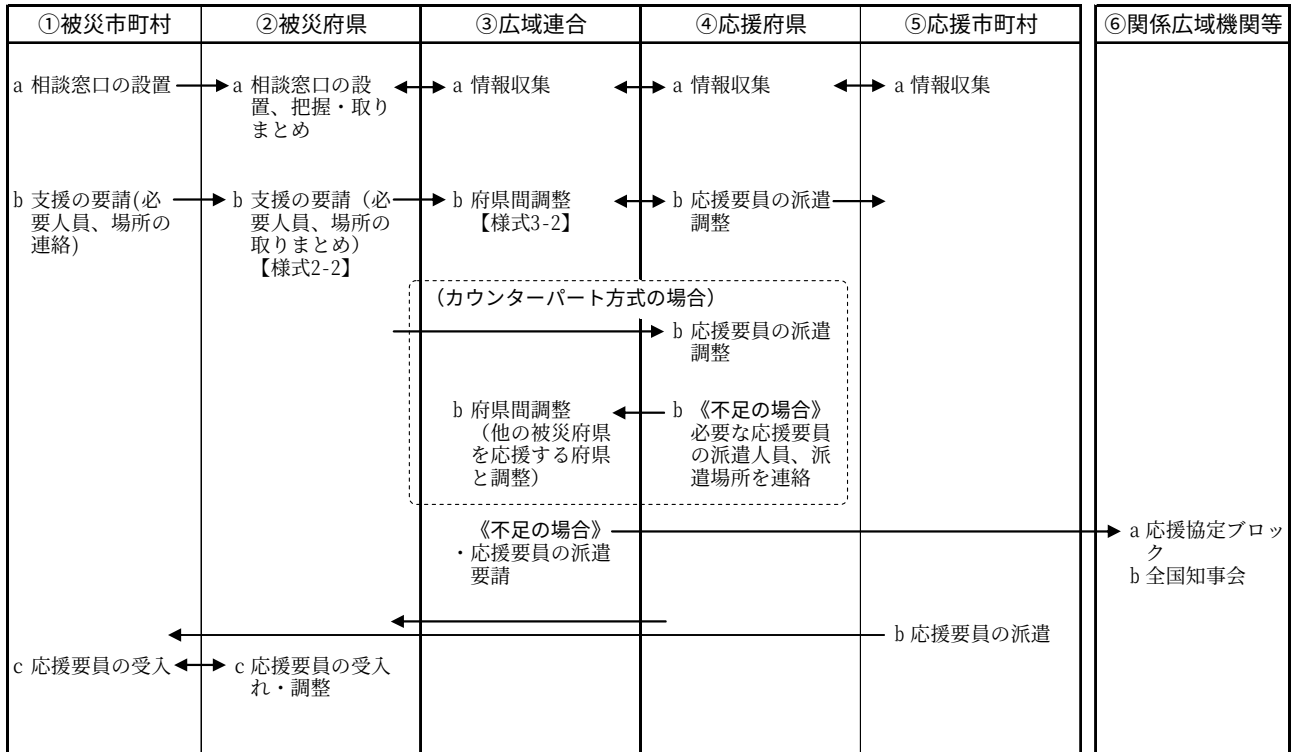
時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○被災者相談窓口業務に必要な職員	—	—

(3) フォーマーション



※被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する。

(4) オペレーション



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 相談窓口の設置	☐ 相談窓口を開設し、住民にPRする。 ☐ 被災者ニーズを把握する。
b 支援の要請	☐ 必要人員、場所等について、府県災害対策本部に支援を要請する。
c 応援要員の受け入れ	☐ 応援要員を受け入れる。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 相談窓口の設置、把握・取りまとめ	☐ 相談窓口を設置する。 ☐ 相談窓口の把握を行い、取りまとめる。 ☐ 被災者ニーズを把握し、取りまとめる。
b 支援の要請	☐ 必要人員、場所等を把握し、取りまとめる。 ☐ 被災府県及び被災市町村が必要とする人員に関する情報(業務、人数、派遣場所等)を取りまとめ、応援要請内訳書(様式2-2)により広域連合(カウンターパート方式の場合：応援府県)へ連絡する。
c 応援要員の受入れ・調整	☐ 応援要員の受入れ及び被災市町村への応援要員の派遣支援を行う。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部を通じて被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。

b 府県間調整	☐ 被災府県から応援要員の派遣要請があったときは、府県に派遣可能な人員数、派遣にかかる交通手段を確認の上、様式3-2により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 (カウンターパート方式の場合) ☐ 応援府県から応援要員を派遣できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する府県に応援要員の派遣を依頼する。 ☐ 関西圏域で応援要員を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等に応援要員の派遣を要請する。
---------	---

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部及び現地連絡所を通じて被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する
b 応援要員の派遣調整	☐ 要請に基づき応援要員の派遣及び派遣調整を行う。 ☐ カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県で応援要員を確保できない場合は、広域連合に連絡する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 応援要員の派遣	☐ 要請に基づき応援要員の派遣を行う。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、構成団体間で調整の上、応援要員を確保し、被災市町村に派遣する。
b 全国知事会	☐ 広域連合からの要請に基づき、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災府県に対する広域応援実施要領を作成し、都道県にその内容を連絡する。 ☐ 上記の要領で被災府県を応援することとされた都道県は、応援要員を確保し、被災府県及び被災市町村へ派遣する。

(参考) 被災者生活相談窓口について

被災者のための相談窓口としては、総合相談窓口が、国、府県、市町村におかれ、それぞれのレベルで行われる被災者支援事業を中心に相談がなされる。

東日本大震災では、国、府県、市町村において、次の相談窓口を開設している。

○ 国が開設した相談窓口

健康・心、住宅、原子力発電所等、金融・融資・保険等、融資、農林水産業、労働に関する相談窓口

○ 県が開設した相談窓口

行方不明者、医療機器、疾病、障がい福祉、高齢福祉施設、介護保険、国民健康保険、教育、経営・労働相談、経営、金融、労働、就職、県税、消費、一般廃棄物・し尿、郊外、産業廃棄物・不法投棄対策、農林水産業、土木施設、放射線、住宅（公営、民間借上）、住宅の県外避難者支援、ボランティアセンター、災害義援金、避難者入所者情報センターに関する相談窓口

○ 市町村が開設した相談窓口

福祉、農林水産業、商工業のほか、住宅や教育に関することなど、被災者の生活に関する各種相談窓口

20 被災市町村事務全般の支援

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.49]

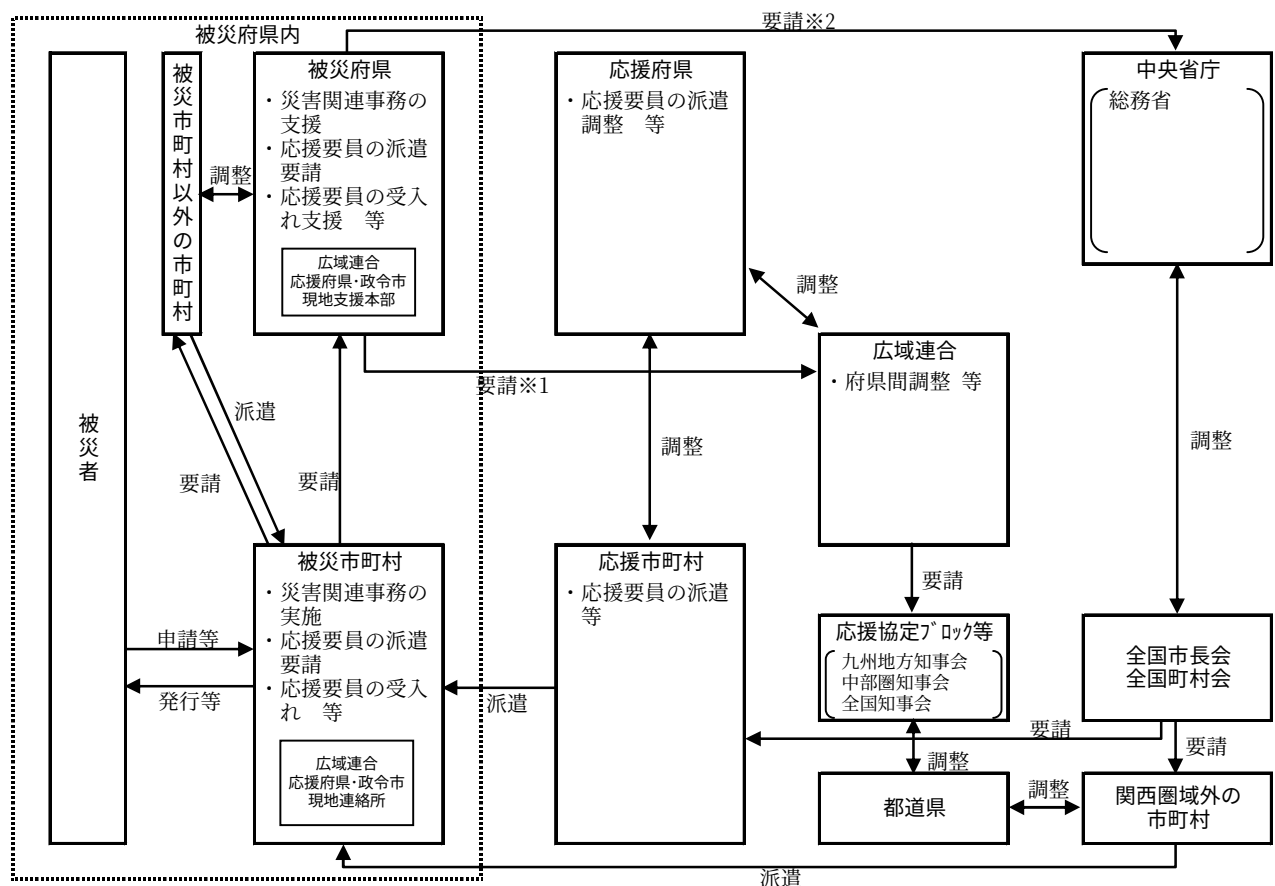
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、家屋被害調査、罹災証明の発行、市町村税の減免事務等、被災市町村が実施しなければならない膨大な災害関連事務を補完するため、各種事務処理要員（市町村職員）の派遣等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○各種事務処理要員（市町村職員） の派遣 ・家屋被害調査 ・罹災証明書の発行 ・市町村税の減免 ・各種給付金事務 ・応急仮設住宅入居事務 ・住宅応急修理受付 等	—	—

(3) フォーメーション

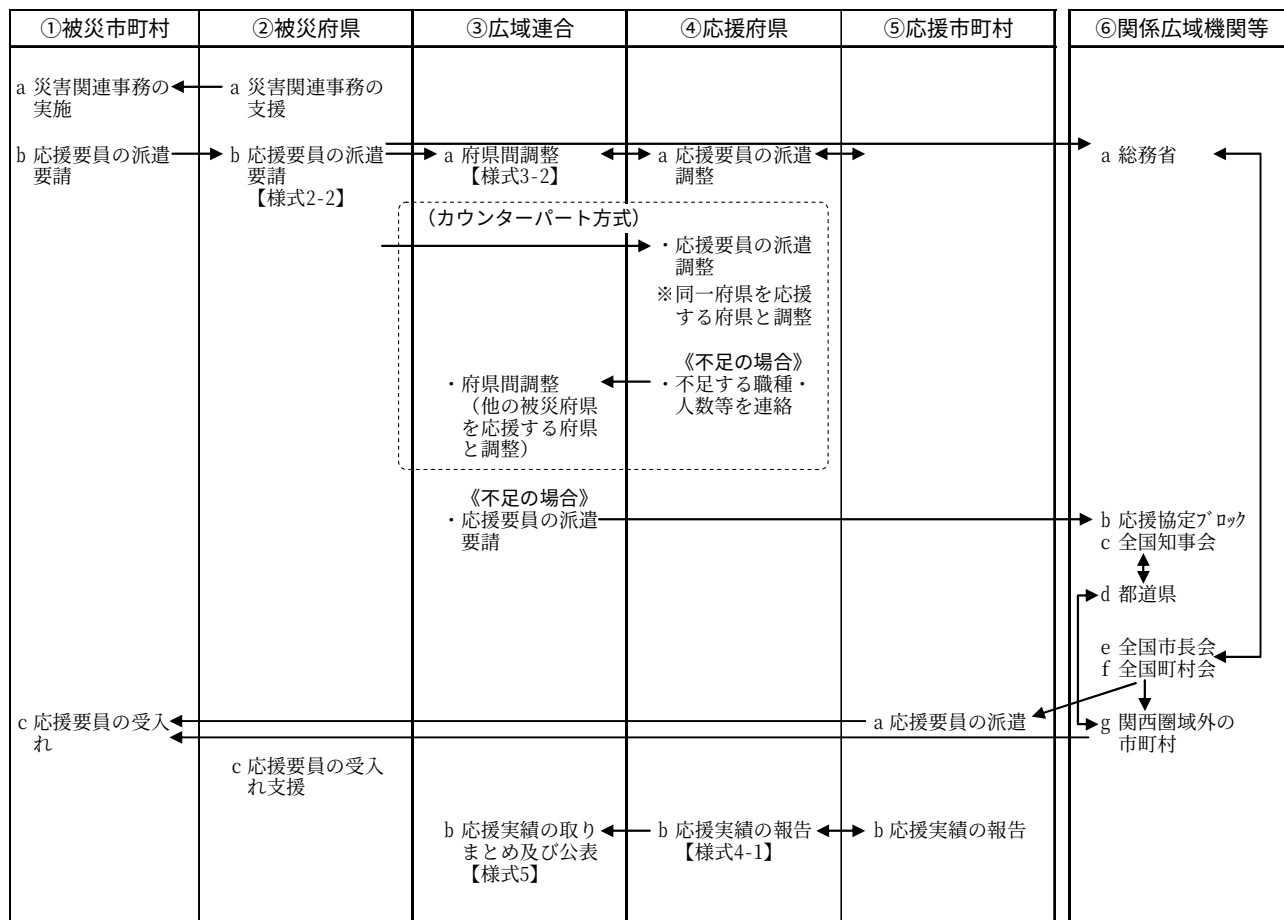


※1 被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する。

※2 政府現地対策本部が設置された場合は、被災府県は同本部を通じて支援を要請する。

第4章 応援・受援の手順
20 被災市町村事務全般の支援

(4) オペレーション



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 災害関連事務の実施	☐ 災害関連事務を確認し、体制を整備する。 ☐ 市町村役場内の職員配置を組み替え、可能な限り、災害対策部門に人員を集中させる。 ☐ 災害関連事務を実施する。 (災害関連事務) ・家屋被害調査 ・罹災証明の発行 ・市町村税の減免 ・各種給付金事務 ・応急仮設住宅入居事務 ・住宅応急修理受付 等
b 応援要員の派遣要請	☐ 人員が不足する場合は、近隣市町村又は被災府県に応援要員の派遣を要請する。
c 応援要員の受入れ	☐ 応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。 ☐ 応援要員が交替すること等を考慮しながら、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 災害関連事務の支援	☐ 災害関連事務に関する助言を行う。
b 応援要員の派遣要請	☐ 被災市町村の人員が不足する場合は、管内市町村に応援要員の派遣を要請する。 ☐ 管内で応援要員を確保できない場合は、応援要請内訳書1(様式2-2)により、広域連合(カウンターパート方式の場合: 応援府県)へ要請するほか、総務省へ応援要員の派遣を要請する。

c 応援要員の受入れ支援	☐ 被災市町村の応援要員の受入れを支援する。
--------------	---

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 府県間調整	☐ 被災府県から応援要員の派遣要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に派遣可能人数を確認の上、応援計画内訳書1（様式3-2）により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 （カウンターパート方式の場合） ☐ 応援府県から応援要員を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する府県に応援要員の派遣を依頼する。 ☐ 必要に応じて、被災府県・市町村と応援府県・市町村の組み合わせについて、国、全国知事会、全国市長会、全国町村会等に配慮を求める。 ☐ 関西圏域で応援要員を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等の関係広域機関へ応援を要請する。
b 応援実績の取りまとめ及び公表	☐ 応援府県の応援実績を取りまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 応援要員の派遣調整	☐ 広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）から応援要員の派遣要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村と連携し、応援要員を派遣する。 ☐ カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県で応援要員を確保できない場合は、その旨を広域連合へ連絡する。
b 応援実績の報告	☐ 派遣状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）により派遣状況を報告する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 応援要員の派遣	☐ 応援府県等から要請のあった応援要員を派遣する。
b 応援実績の報告	☐ 派遣状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、派遣状況を報告する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 総務省	☐ 被災府県からの要請に基づき、全国市長会、全国町村会と応援要員の確保に向けた調整を行う。
b 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、管内県と応援要員の派遣調整を行う。
c 全国知事会	☐ 広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。
d 都道府県	☐ 応援協定ブロック又は全国知事会との調整に基づき、管内市町村と応援要員の派遣調整を行う。
e 全国市長会、全国町村会	☐ 総務省との調整に基づき、全市町村へ応援要員の派遣を要請する。
f 関西圏域外の市町村	☐ 全国市長会、全国町村会の要請に基づき、自市町村域を管轄する都道府県と調整し、応援要員を被災市町村へ派遣する。

21 学校の教育機能の回復

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.68]

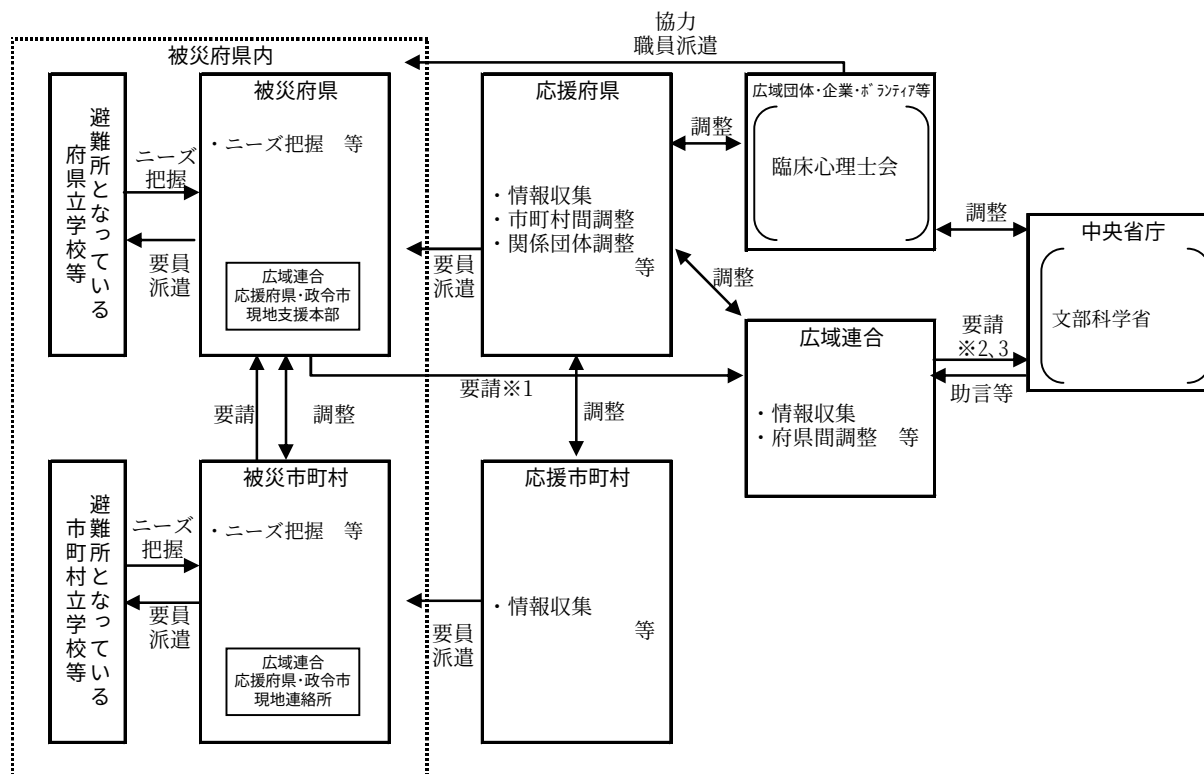
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、学校教育活動の早期回復を図り、児童・生徒の精神的な負担を軽減するため、応援教職員や、教育復旧の経験者・専門家、心のケアの専門家等を派遣する応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○応援教職員 ○心のケアの専門家（スクールカウンセラー） ○学校と福祉をつなぐ専門家（スクールソーシャルワーカー） ○教育復旧の経験者・専門家		○被災した学校施設の応急復旧・安全確保 ○学習スペースの確保（避難者との棲み分け） ○応急教育の実施

(3) フォーメーション

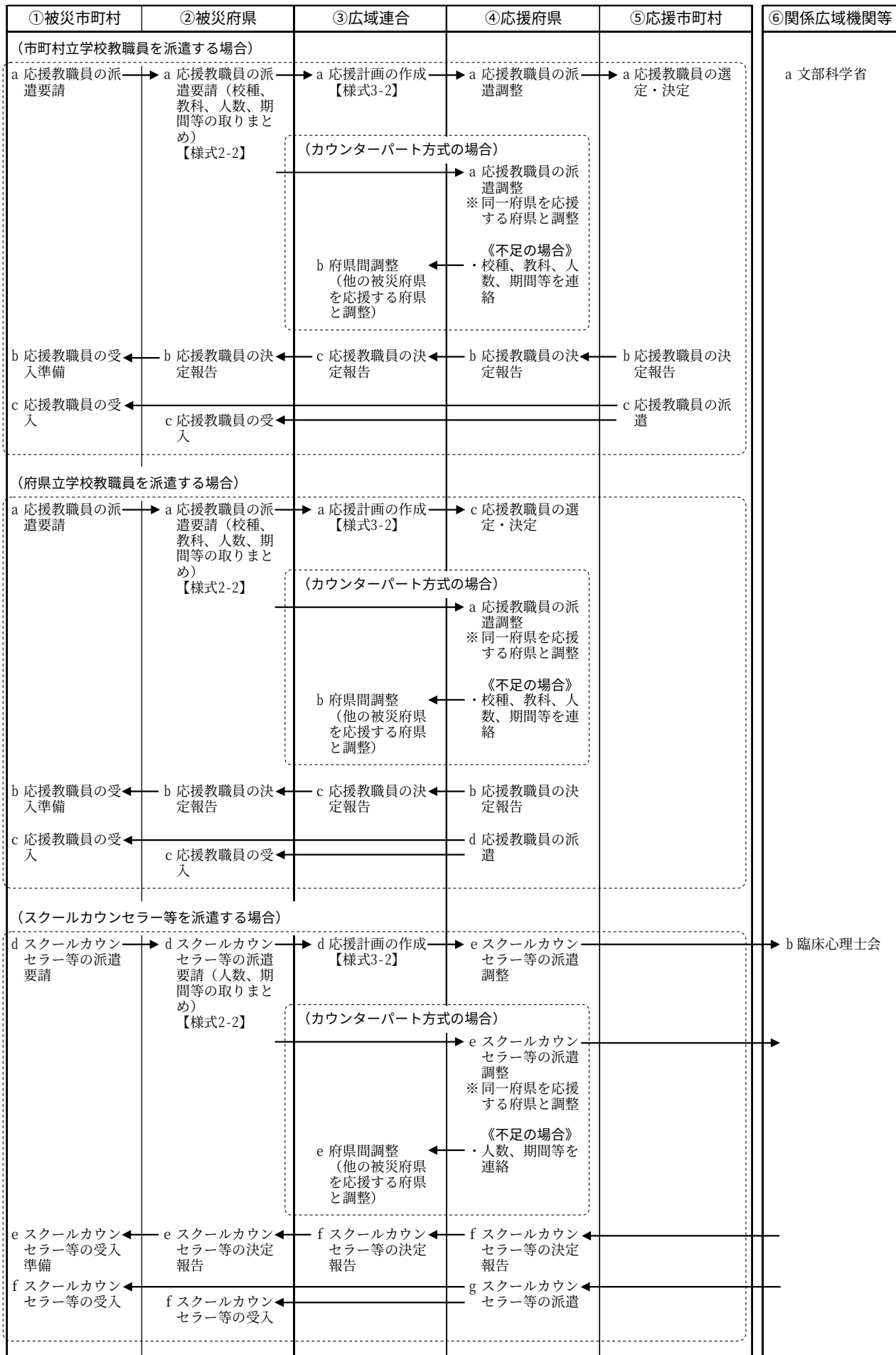


※1 被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する。

※2 広域連合が支援を要請する。ただし、府県間調整を要さない場合や既定の支援制度がある場合は、被災府県が直接支援を要請する。

※3 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合又は被災府県は同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 応援教職員の派遣要請	☐ 管内の学校・教育施設等のニーズ・要望を把握・集約する。 ☐ 被災府県に応援を要請する。
b 応援教職員の受入準備	☐ 被災府県から報告のあった応援教職員を管内の学校・教育施設等に連絡する。 ☐ 受入態勢を整える（宿泊場所の確保等）。
c 応援教職員の受入	☐ 応援府県・応援市町村から派遣された教職員を受け入れる。
d スクールカウンセラー等の派遣要請	☐ 管内の学校・教育施設等のニーズ・要望を把握・集約する。 ☐ 被災府県に応援を要請する。
e スクールカウンセラー等の受入準備	☐ 被災府県から報告のあったスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを管内の学校・教育施設等に連絡する。 ☐ 受入態勢を整える（宿泊場所の確保等）。
f スクールカウンセラー等の受入	☐ 応援府県から派遣されたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを受け入れる。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 応援教職員の派遣要請	☐ 被災市町村の応援要請（校種・教科、人数、期間等）の内容を集約する。 ☐ 管轄学校・教育施設等のニーズ・要望を把握・集約する。 ☐ 広域連合に応援を要請する。
b 応援教職員の決定報告	☐ 広域連合から報告のあった応援教職員を被災市町村に報告する。
c 応援教職員の受入	☐ 応援府県・応援市町村から派遣された教職員を受け入れる。
d スクールカウンセラー等の派遣要請	☐ 被災市町村の応援要請の内容を集約する。 ☐ 管轄学校・教育施設等のニーズ・要望を把握・集約する。 ☐ 広域連合（カウンターパート方式の場合：応援府県）に応援を要請する。
e スクールカウンセラー等の決定報告	☐ 広域連合から報告のあったスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを被災市町村に報告する。
f スクールカウンセラー等の受入	☐ 応援府県から派遣されたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを受け入れる。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 応援計画の作成	☐ 被災府県からの要望をとりまとめ、応援府県への派遣を要請する。
b 府県間調整	（カウンターパート方式の場合） ☐ 応援府県から、応援要員を確保できない旨の連絡があった場合は、他の府県を応援する府県に応援要員の派遣を依頼する。
c 応援教職員の決定報告	☐ 応援府県から報告のあった応援教職員を被災府県に報告する。
d 応援計画の作成	☐ 被災府県からの要望をとりまとめ、応援府県への派遣を要請する。
e 府県間調整	（カウンターパート方式の場合） ☐ 応援府県から、応援要員を確保できない旨の連絡があった場合は、他の府県を応援する府県に応援要員の派遣を依頼する。
f スクールカウンセラー等の決定報告	☐ 応援府県から報告のあったスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを被災府県に報告する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 応援教職員の派遣調整	☐ 広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）からの要請の連絡を受け、応援市町村へ派遣可能な教職員の選定及び決定を依頼する。 ☐ 管轄学校・教育施設等から派遣可能な教職員を選定し、決定する。 ☐ カウンターパート方式の場合において、同一府県で応援教職員を確保できないときは、広域連合にその旨を連絡する。
b 応援教職員の決定報告	☐ 応援市町村から報告のあった応援教職員を広域連合に報告する。 ☐ 管轄学校・教育施設等からの応援教職員を広域連合に報告する。
c 応援教職員の選定・決定	☐ 管内の学校・教育施設等から派遣可能な教職員の選定及び決定を行う。
d 応援教職員の派遣	☐ 決定した応援教職員を被災府県、被災市町村へ派遣する。
e スクールカウンセラー等の派遣調整	☐ 広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）からの要請を受け、府県臨床心理士会へ派遣可能なスクールカウンセラーの照会を行う。また、必要に応じて府県社会福祉士会等の協力を得て、スクールソーシャルワーカーの派遣調整を行う。
f スクールカウンセラー等の決定報告	☐ 派遣が決定したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを広域連合に報告する。
g スクールカウンセラー等の派遣	☐ 派遣が決定したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを被災府県、被災市町村へ派遣する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 応援教職員の選定・決定	☐ 管内の学校・教育施設等から派遣可能な教職員の選定及び決定を行う。
b 応援教職員の決定報告	☐ 決定した応援教職員を応援府県に報告する。
c 応援教職員の派遣	☐ 決定した応援教職員を被災市町村へ派遣する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 文部科学省	☐ 広域連合又は被災府県からの要請に基づき、学校教育機能の回復に関する助言、支援を行う。
b 臨床心理士会	☐ 応援府県からの要請を受け、被災府県へ派遣可能なスクールカウンセラーを決定し、応援府県へ報告する。 ※スクールカウンセラーは、原則、臨床心理士会に所属。

<留意事項>

- ・スクールカウンセラーは、原則、臨床心理士会に所属していることから、派遣に当たっては、各府県の臨床心理士会と十分に連絡をとるようにする必要がある。

22 文化財の緊急保全

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.68]

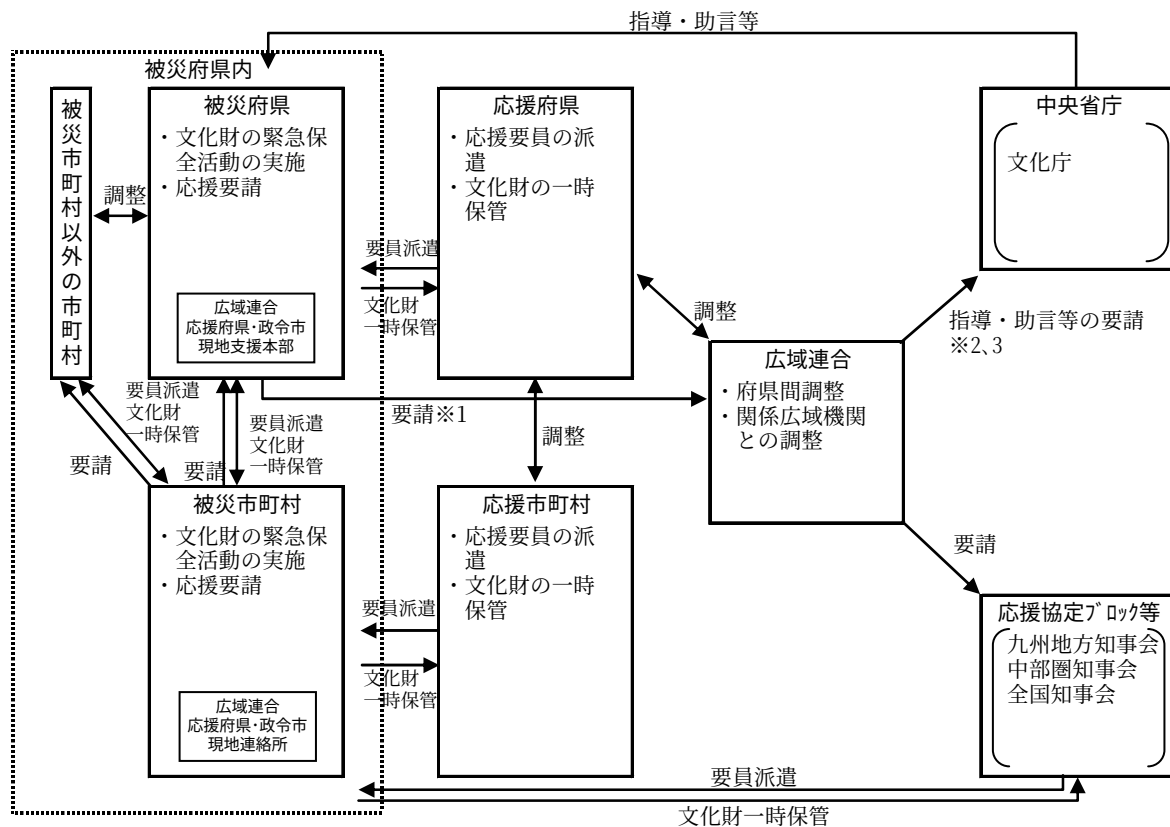
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災文化財を緊急に保全するとともに、損壊建物の撤去等に伴う貴重な文化財の廃棄・逸脱を防止するため、地震等による直接の被災や保存・展示施設の倒壊又は倒壊の恐れ等により緊急に保全措置を必要とする文化財の応急措置を行う専門家等の派遣及び文化財の一時保管等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○文化財緊急保全のための専門家等	—	○文化財の被災状況の確認 ○文化財の一時保管

(3) フォーメーション



- ※1 被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する。
※2 広域連合が指導・助言等を要請する。ただし、府県間調整を要さない場合や既定の支援制度がある場合は、被災府県が直接指導・助言等を要請する。
※3 政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合又は被災府県は同本部を通じて指導・助言等を要請する。

(4) オペレーション

①被災市町村	②被災府県	③広域連合	④応援府県	⑤応援市町村	⑥関係広域機関等
a 文化財の緊急保全活動の実施	a 文化財の緊急保全活動の実施				
b 応援要員の派遣要請	b 応援要員の派遣要請【様式2-2】	a 府県間調整【様式3-2】 (カウンターパート方式の場合) a 府県間調整(他の被災府県を応援する府県と調整) 《不足の場合》・応援要員の派遣要請	a 応援要員の確保 a 応援要員の確保 《不足の場合》必要な応援要員の人数等を連絡	a 応援要員の確保	a 応援協定ブロック b 全国知事会
c 応援要員の受入れ	c 応援要員の受入れ		b 応援要員の派遣	b 応援要員の派遣	
d 文化財の一時保管要請	d 文化財の一時保管要請【様式2-4】	a 府県間調整【様式3-4】 (カウンターパート方式の場合) a 府県間調整(他の被災府県を応援する府県と調整) 《不足の場合》・文化財の一時保管要請	c 文化財の一時保管施設の確保 c 文化財の一時保管施設の確保 《不足の場合》必要な一時保管施設等を連絡	c 文化財の一時保管施設の確保	a 応援協定ブロック b 全国知事会
e 文化財の搬送	e 文化財の搬送		d 文化財の搬入・一時保管	d 文化財の搬入・一時保管	
		b 指導・助言等の要請			c 文化庁
		c 応援実績の取りまとめ及び公表【様式5】	e 応援実績の報告【様式4-1】	e 応援実績の報告	

① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 文化財の緊急保全活動の実施	☐ 文化財の被災状況を確認する。 ☐ 地震等による直接の被災や保存・展示施設の倒壊又は倒壊の恐れ等により緊急に保全措置を必要とする文化財を搬出し応急措置を行う。 ☐ 搬出した文化財を博物館等保存機能のある施設で一時保管を行う。
b 応援要員の派遣要請	☐ 管内で保全活動を実施する専門家等が不足する場合は、近隣市町村又は被災府県に応援要員の派遣を要請する。
c 応援要員の受入れ	☐ 応援要員の執務スペースを確保し、業務を適切に割り当てる。
d 文化財の一時保管要請	☐ 管内で文化財を一時保管する施設が不足する場合は、近隣市町村又は被災府県に一時保管を要請する。
e 文化財の搬送	☐ 文化財を被災市町村外の一時保管施設へ搬送する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 文化財の緊急保全活動の実施	☐ 文化財の被災状況を確認する。 ☐ 地震等による直接の被災や保存・展示施設の倒壊又は倒壊の恐れ等により緊急に保全措置を必要とする文化財を搬出し応急措置を行う。 ☐ 搬出した文化財を博物館等保存機能のある施設で一時保管を行う。
b 応援要員の派遣要請	☐ 管内で保全活動を実施する専門家等が不足する場合は、広域連合（ カウンターパートの場合：応援府県 ）に応援要員の派遣を要請する。
c 応援要員の受入れ	☐ 応援要員の執務スペースを確保し、業務を適切に割り当てる。
d 文化財の一時保管要請	☐ 管内で文化財を一時保管する施設が不足する場合は、広域連合（ カウンターパートの場合：応援府県 ）に一時保管を要請する。
e 文化財の搬送	☐ 文化財を被災府県外の一時保管施設へ搬送する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 府県間調整	☐ 被災府県からの要請に基づき、応援府県と調整の上、応援府県に応援を割り当てる。 （カウンターパート方式の場合） ☐ 応援府県から、同一府県を応援する府県では要請に対応できない旨の連絡があった場合は、他の府県を応援する府県に応援を依頼する。 ☐ 関西圏域で応援要員又は文化財の一時保管施設を確保できない場合は、応援協定ブロック又は全国知事会へ応援を要請する。
b 指導・助言等の要請	☐ 対応困難な問題が生じた場合は、文化庁へ指導・助言等を要請する。
c 応援実績の取りまとめ及び公表	☐ 応援府県の応援実績を取りまとめ、報道発表資料（資料5）により公表する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 応援要員の確保	☐ 広域連合（ カウンターパート方式の場合：被災府県 ）から派遣要請のあった応援要員を管内市町村と連携し確保する。 ☐ カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県で応援要員を確保できない場合は、その旨を広域連合へ連絡する。
b 応援要員の派遣	☐ 応援要員を派遣する。
c 文化財の一時保管施設の確保	☐ 広域連合（ カウンターパート方式の場合：被災府県 ）から要請のあった文化財を一時保管する施設を管内市町村と連携し確保する。
d 文化財の搬入・一時保管	☐ 文化財を搬入し、適切に一時保管する。
e 応援実績の報告	☐ 応援状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）により応援状況を報告する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 応援要員の確保	☐ 応援府県等ら派遣要請のあった応援要員を確保する。
b 応援要員の派遣	☐ 応援要員を派遣する。
c 文化財の一時保管施設の確保	☐ 応援府県等から要請のあった文化財を一時保管する施設を確保する。
d 文化財の搬入・一時保管	☐ 文化財を搬入し、適切に一時保管する。

e 応援実績の報告	☐ 応援状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、応援状況を報告する。
-----------	---

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 応援協定ブロック	☐ 広域連合からの要請に基づき、応援要員の派遣及び文化財の一時保管を行う。
b 全国知事会	☐ 広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 ☐ 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道県は、応援要員の派遣及び文化財の一時保管を行う。
c 文化庁	☐ 広域連合又は被災府県からの要請に基づき、文化財の緊急保全に関する指導・助言等を行う。

23 災害ボランティアの受入れ

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.55、p.66]

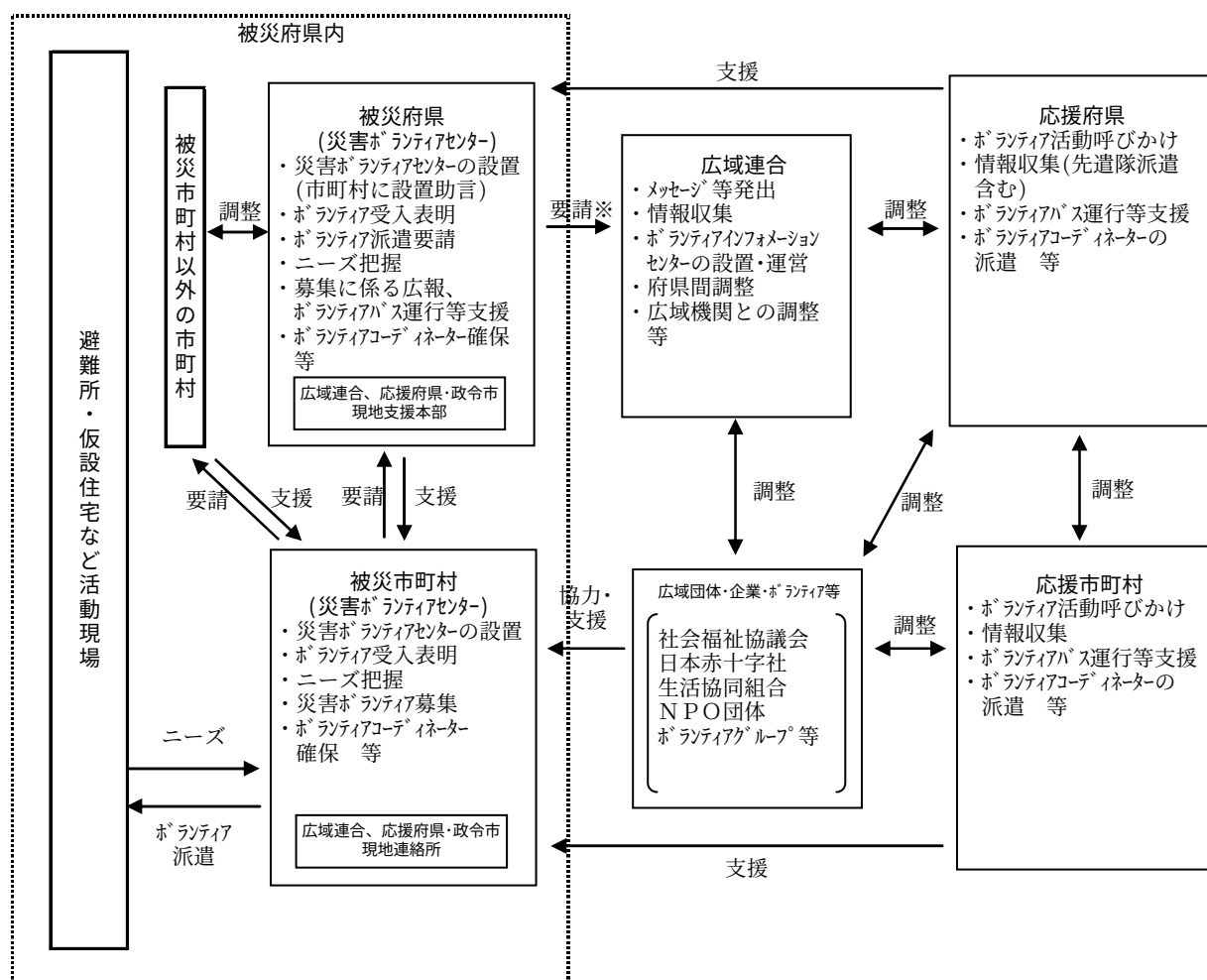
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地の迅速な復旧・復興に資するため、NGO・NPOを含む災害ボランティアを積極的に受入れるとともに、それらの活動を促進するため、必要な支援を行う。

(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	—
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	○災害ボランティアセンターの運営等に必要なボランティアコーディネーター	—	○災害ボランティアセンターの設置・運営支援 ○ボランティア活動の呼びかけ、メッセージの発出 ○ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 ○その他ボランティア活動の促進に必要な事項

(3) フォーメーション



※被災府県は、広域連合に応援を要請する。ただし、カウンターパート方式の場合は、特定の応援府県に応援を要請する。

(4) オペレーション

①被災市町村	②被災府県	③広域連合	④応援府県	⑤応援市町村	⑥関係広域機関等
a 災害ボランティアセンターの設置	a 災害ボランティアセンターの設置（市町村へのセンター設置への助言を含む）				
b ボランティアニーズの把握	b ボランティアニーズの把握（応援職員の派遣含む）	a 情報収集	a 情報収集（先遣隊派遣を含む）	a 情報収集	
c 府県内外からのボランティア受入表明	c 府県内外からのボランティア受入表明				
	d ボランティアの積極的な派遣要請【様式2-4】	b ボランティア活動の呼びかけ・メッセージの発出	b ボランティア活動の呼びかけ	b ボランティア活動の呼びかけ	
d 災害ボランティアの募集	e 募集に係る広報、ボランティアバス運行等支援		c ボランティアバス運行等支援	c ボランティアバス運行等支援	
		c ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営			
e ボランティアコーディネーターの派遣要請	f ボランティアコーディネーターの派遣要請（管内市町村への要請含む）		d ボランティアコーディネーターの派遣（管内市町村への要請含む）	d ボランティアコーディネーターの派遣	
		d 応援実績の取りまとめ及び公表【様式5】	e 応援実績の報告【様式4-2】	e 応援実績の報告	

① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 災害ボランティアセンターの設置	□被害状況を踏まえ、社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアセンターを設置する。
b ボランティアニーズの把握	□避難所や被災家屋、仮設住宅の住民等からのニーズの把握に努める。
c 府県内外からのボランティアの受入表明	□広報媒体等を通じて、府県内外からのボランティアの受入を表明する。
d 災害ボランティアの募集	□活動内容や活動予定場所とともに、必要とするボランティアの規模を示し、広報媒体等を通じて募集する。 □ボランティア用資機材を確保する。 □災害派遣等従事車両証明書の発行（センターでは受入確認業務）を行う。
e ボランティアコーディネーターの派遣要請	□災害ボランティアセンターの運営等でボランティアコーディネーターが不足する場合は、市町村社会福祉協議会等と調整の上、被災府県（府県社会福祉協議会）へ要請する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 災害ボランティアセンターの設置	☐ 被害状況を踏まえ、府県社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアセンターを設置する。 ☐ 被災市町村に対し、センターを設置するよう働きかけるとともに、運営を支援する。
b ボランティアニーズの把握	☐ 被災地でのニーズの把握に努める。 ☐ 必要に応じて、被災地市町村へ応援職員を派遣する。
c 府県内外からのボランティアの受入表明	☐ 広報媒体等を通じて、府県内外からのボランティアの受入を表明する。
d ボランティアの積極的な派遣要請	☐ 災害ボランティア活動を促進するための呼びかけを、応援要請内訳書3（様式2－4）により、応援府県及び広域連合へ要請する。
e 募集に係る広報、ボランティアバス運行支援等	☐ 被災市町村における募集情報を集約し広報する。 ☐ 必要に応じて、応援府県にボランティアバスの派遣を要請する。 ☐ ボランティアバスの運行等の支援を行う。 ☐ ボランティア用資機材の需給調整を行う。 ☐ 災害派遣等従事車両証明書の発行（センターでは受入確認業務）を行う。
f ボランティアコーディネーターの派遣要請	☐ 府県社会福祉協議会等と調整の上、被災市町村へボランティアコーディネーターを派遣する。 ☐ 上記で対応が困難な場合、被災市町村及び被災府県が必要とするボランティアコーディネーター数を府県社会福祉協議会等と調整の上、応援府県（府県社会福祉協議会）へ要請する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b ボランティア活動の呼びかけ・メッセージの発出	☐ 被災府県から要請があったとき又は情報収集の結果により必要と判断されるときは、府県民及び他都道府県に対して、構成府県知事の連名によるメッセージを発出し、被災地支援のボランティア活動と呼びかける。
c ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営	☐ 必要に応じて被災府県の災害ボランティアセンターの後方支援となるインフォメーションセンターを応援府県と連携して設置し、ボランティアに対し、受入状況や道路情報等の支援情報を提供する。
d 応援実績のとりまとめ及び公表	☐ 応援府県の応援実績をとりまとめ、様式5により公表する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。 ☐ 必要に応じてボランティア先遣チームを派遣し、ニーズを把握する。
b ボランティア活動の呼びかけ	☐ 府県民に対して被災地支援のボランティア活動と呼びかける。
c ボランティアバス運行等支援	☐ ボランティアバスの運行やボランティアグループへの助成などボランティア活動を促進する支援を行う。 ☐ 災害派遣等従事車両証明書の発行を行う。
d ボランティアコーディネーターの派遣	☐ 府県社会福祉協議会等と調整の上、被災市町村及び被災府県へボランティアコーディネーターを派遣する。

e 応援実績の報告	☐ 広域連合から依頼があった場合は、様式4-1により応援実績を報告する。
-----------	---

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報収集	☐ 応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b ボランティア活動の呼びかけ	☐ 市町村民に対して被災地支援のボランティア活動を呼びかける。
c ボランティアバス運行等支援	☐ ボランティアバスの運行やボランティアグループへの助成などボランティア活動を促進する支援を行う。 ☐ 災害派遣等従事車両証明書の発行を行う。
d ボランティアコーディネーターの派遣	☐ 市町村社会福祉協議会等と調整の上、被災市町村へボランティアコーディネーターを派遣する。
e 応援実績の報告	☐ 応援府県から依頼があった場合は、応援実績を報告する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
—	—

<留意事項>

- ・ ボランティア先遣チームを派遣した応援府県は、関係応援府県・市町村とニーズ等の情報共有に努めること。
- ・ 一般ボランティアや応援府県・市町村が運行するボランティアバスが、一部の被災市町村に過度に集中しないよう、情報の収集・提供に努めること。
- ・ 近畿ブロックの府県・指定都市社会福祉協議会では、災害時の支援協定を締結していることから、ボランティア及びボランティアコーディネーターの要請・派遣等において、社会福祉協議会と十分に調整を行うこと。
- ・ 災害ボランティアセンターの運営に当たっては、社会福祉協議会、NPO、団体、企業、生活協同組合等との連携に努めること。
- ・ 応援府県・市町村は、災害対応のステージに応じた被災者ニーズを踏まえ、高齢者の見守り、コミュニティづくり、傾聴ボランティアや芸術慰問等を行うボランティアグループへの支援に努めること。

24 海外からの支援の受入れ

[関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.68]

(注) 本分野においては、基本的には国と被災団体との間で調整が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

(1) 基本方針

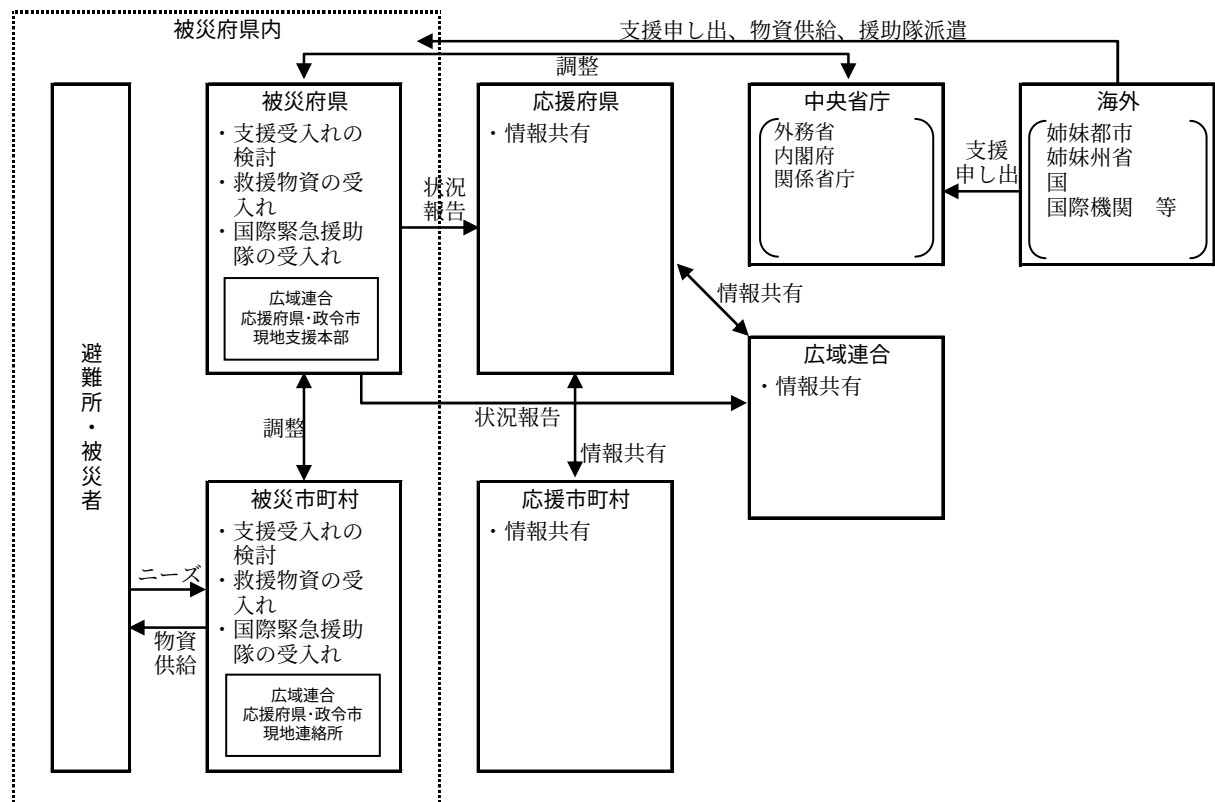
海外からの支援の受入れに関する調整は基本的に外務省、内閣府等により行われる。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、海外からの支援の受入れに関する情報を収集し、必要な支援を行う。

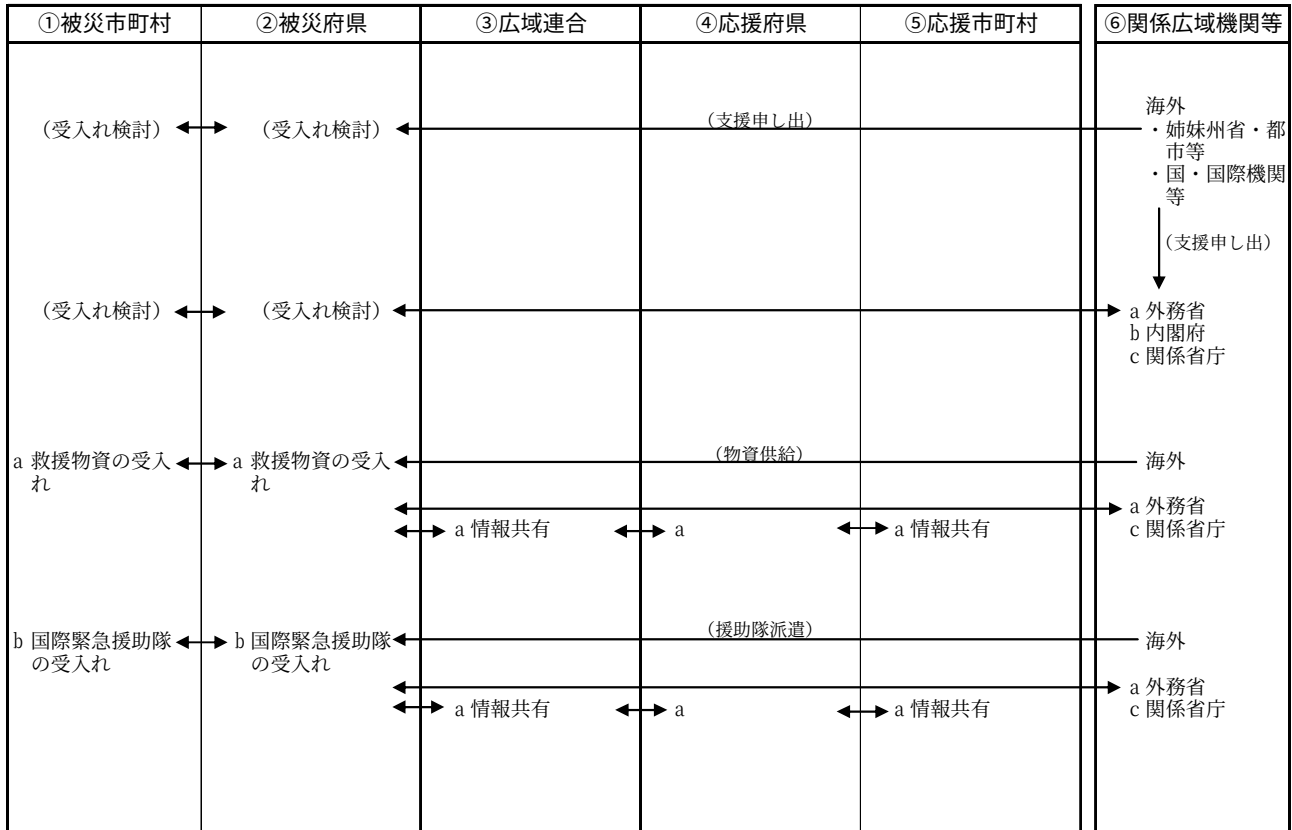
(2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	—	—	○情報共有
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)	—	—	○情報共有

(3) フォーメーション



(4) オペレーション



① 被災市町村の業務

項 目	内 容
a 救援物資の受入れ	☐ 一般的に国が窓口となることから、被災府県、外務省等と十分に連絡調整を図りながら対応する。 ☐ 姉妹都市、在阪の在外公館等から直接支援の申し出があった場合は、申出者に、品目、輸送手段、輸送ルート、搬入場所、到着予定日時等を確認し、被災府県、外務省等と連絡調整を図りながら、受入れの是非を検討の上対応する。 ☐ 構成市は、広域連合に随時受入れ状況を報告する。
b 国際緊急援助隊の受入れ	☐ 一般的に国が窓口となることから、被災府県、外務省等と十分に連絡調整を図りながら対応する。 ☐ 姉妹都市、在阪の在外公館等から直接支援の申し出があった場合は、協力内容、人数、到着場所、到着日時等を確認し、被災府県、外務省、警察、消防等と連絡調整を図りながら、受入れの是非を検討の上対応する。 ☐ 通訳等に関して可能な支援を提供する。 ☐ 構成市は、広域連合に随時受入れ状況を報告する。

② 被災府県の業務

項 目	内 容
a 救援物資の受入れ	☐ 一般的に国が窓口となることから、被災市町村、外務省等と十分に連絡調整を図りながら対応する。 ☐ 姉妹州省、在阪の在外公館等から直接支援の申し出があった場合は、申出者に、品目、輸送手段、輸送ルート、搬入場所、到着予定日時等を確認し、被災市町村、外務省等と連絡調整を図りながら、受入れの

	是非を検討の上対応する。 ☐ 広域連合に随時受入れ状況を報告する。
b 国際緊急援助隊の受入れ	☐ 一般的に国が窓口となることから、被災市町村、外務省等と十分に連絡調整を図りながら対応する。 ☐ 姉妹州省、在阪の在外公館等から直接支援の申し出があった場合は、協力内容、人数、到着場所、到着日時等を確認し、外務省、警察、消防等と連絡調整を図りながら、受入れの是非を検討の上対応する。 ☐ 通訳等に関して可能な支援を提供する。 ☐ 広域連合に随時受入れ状況を報告する。

③ 広域連合の業務

項 目	内 容
a 情報共有	☐ 広域連合、構成団体・連携県間で情報を共有する。

④ 応援府県の業務

項 目	内 容
a 情報共有	☐ 広域連合と情報を共有する。

⑤ 応援市町村の業務

項 目	内 容
a 情報共有	☐ 構成市は、広域連合と情報を共有する。

⑥ 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内 容
a 外務省	☐ 外交ルートで海外から支援の申し出があった場合は、内閣府にその種類、規模、到着予定日、場所等を連絡する。 ☐ 内閣府が支援の受入れを決定した場合は、関係省庁が作成する受入れ計画の内容を支援を申し出た国・国際機関等に連絡する。 ☐ 内閣府が支援を受け入れないと決定した場合は、その決定を速やかに支援を申し出た国・国際機関等に連絡する。
b 内閣府	☐ 被災都道府県及び関係省庁の状況等を勘案し、支援の受入れの可能性を検討する。 ☐ 支援の受入れを決定した場合は、関係省庁が作成する受入れ計画を被災都道府県に提示する。 ☐ 支援を受け入れないと決定した場合は、被災都道府県及び関係省庁に連絡する。
c 関係省庁	☐ 内閣府が支援の受入れを決定した場合は、受入れ計画を作成し、外務省が同計画の内容を支援を申し出た国・国際機関等に連絡した後、受入れを開始する。

<留意事項>

(国レベル)

- ・ 国における体制整備として、「大規模災害になれば、海外からの支援を円滑により広く受け入れることが不可欠であるため、人員・物資のマッチング、受入判断や受入れ手続きの明確化等について外国政府等との調整を行い、海外からの円滑な支援の受入体制の整備を図るべきである。」(平成24年7月31日中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告より)

- ・ 海外からの応援受入の基準を予め明確にしておく。

(自治体レベル)

- ・ 海外からの応援受入要請があった時の対応窓口と対応部局を分野ごとに定めておく（救助・医療・物資・ボランティアなど）。また、極力多言語対応の体制をとる。
- ・ 海外からの応援受入については、情報が錯綜しやすいことからあらかじめ情報収集・対応確認の様式を定めておき、関係機関と情報の共有を図る。

(参考) 海外からの支援受入実績

1 阪神・淡路大震災における海外からの支援

- ・ 76 の国及び地域並びに 3 国際機関（国連、WHO、欧州連合）から支援の申出を受け、44 の国及び地域から救援物資、義援金、救助隊員などの支援を受けた。
- ・ 政府間の支援に加え、民間ベースでも多くの物資、救援活動、義援金等の支援申し入れがあった。
- ・ 毛布約 5 万 7 千枚の提供を始めとする在日米軍の救援活動が行われた他、スイス災害救助隊、フランス災害救助特別隊、民間レベルのイギリスの救助隊などが派遣された。
- ・ 外国医療チームでは、政府レベルでタイの医療チームが派遣された他、民間レベルで派遣されたものもあった。

(平成 7 年防災白書より)

2 東日本大震災における海外からの支援

- ・ 163 の国及び地域並びに 43 の国際機関から支援の申出を受け、24 の国と地域から緊急援助隊、医療支援チーム及び復旧支援チームを受入れ、国際機関も活動した。
- ・ 126 の国及び地域並びに国際機関から物資・寄付金を受領した（物資：63 件、寄付金：93 件（総額約 175 億円以上）・一部重複あり）。
- ・ 海外医療支援チームが活動した。

(平成 24 年防災白書より)

様式

様式 1	(災害等の名称)における関西府県・政令市の体制及び被害状況・・・	181
様式 2－1	応援要請書・・・	182
様式 2－2	応援要請内訳書 1 (職員の派遣)・・・	183
様式 2－3	応援要請内訳書 2 (物資・資機材の提供)・・・	184
様式 2－4	応援要請内訳書 3 (その他)・・・	185
様式 3－1	応援計画書・・・	186
様式 3－2	応援計画内訳書 1 (職員の派遣)・・・	187
様式 3－3	応援計画内訳書 2 (物資・資機材の提供)・・・	188
様式 3－4	応援計画内訳書 3 (その他)・・・	189
様式 4－1	応援実績報告書 1 (職員の派遣)・・・	190
様式 4－2	応援実績報告書 2 (物資・資機材の提供)・・・	193
様式 4－3	応援実績報告書 3 (避難者等の受入れ)・・・	194
様式 5	(災害等の名称)について (報道発表資料)・・・	195

(様式1)

(災害等の名称) における関西府県・政令市の体制及び被害状況

年 月 日 時現在

区分	団体名	体 制	被 害 状 況								避難状況				備 考
			人的被害			住家被害					避難状況				
			死者 (人)	行方不明者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部破損 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	避難準備情報		指示による避難		
											(世帯)	(人)	(世帯)	(人)	
関西広域連合 構成団体	記入例 〇〇県	災害警戒本部 (〇月〇日〇時〇分設置) 災害対策本部 (〇月〇日〇時〇分設置)	17	28	4	53	6	15	226	186	6,183	28,467	119	215	
	滋賀県	(月 日 時 分設置)													
	京都府	(月 日 時 分設置)													
	京都市	(月 日 時 分設置)													
	大阪府	(月 日 時 分設置)													
	大阪市	(月 日 時 分設置)													
	堺市	(月 日 時 分設置)													
	兵庫県	(月 日 時 分設置)													
	神戸市	(月 日 時 分設置)													
	和歌山県	(月 日 時 分設置)													
	徳島県	(月 日 時 分設置)													
	連携県	福井県	(月 日 時 分設置)												
三重県		(月 日 時 分設置)													
奈良県		(月 日 時 分設置)													
鳥取県		(月 日 時 分設置)													
合 計															

※1 可能な限り内容を明記すること。

※2 前回からの変更箇所には下線を付けること。

様式

(様式 2－1)

平成 第 年 月 日 号

関西広域連合長 あて

要請府県知事名 印

応 援 要 請 書

関西広域応援・受援実施要綱、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定及び関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書に基づき、下記のとおり応援を要請します。

(福井県、三重県及び奈良県が要請する場合)

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

(鳥取県が要請する場合)

関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

- ・ 体制及び被害状況 (様式 1)
- ・ 応援要請内訳書 1 (様式 2－2) から応援要請内訳書 3 (様式 2－4)

3 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail

※ 当該様式は初回のみ提出し、以降は随時、応援要請内訳書 1 (様式 2－2) から応援要請内訳書 3 (様式 2－4) のみを提出すること。

(様式 2-2)

応援要請内訳書 1 (職員の派遣)

年 月 日 時作成

府 県 名		電話番号	
担 当 部 署 名		FAX番号	
担 当 者 名		E-mail	

[illegible]

- ※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
- ※2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路（最寄りヘリポート等）又は水路（最寄り港湾等）を記入すること。
- ※3 可能な限り内容を明記すること。
- ※4 随時更新し提出すること。（充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。）
- ※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式 2－3)

応援要請内訳書 2（物資・資機材の提供）

年 月 日 時作成

府 県 名		電話番号	
担 当 部 署 名		FAX番号	
担 当 者 名		E-mail	

番号	必要時期	品目	規格	数量		場 所 ※1	輸送手段 ※2	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
					単位			
1	H00.00.00 ～未定	食料	※調理が簡単 で日持ちするもの	30,000	食	〇〇市、〇〇町内 ※詳細は右記担当部署と調整してください。	陸路可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp

※ 1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。

※ 2 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路（最寄りヘリポート等）又は水路（最寄り港湾等）を記入すること。

※ 3 可能な限り内容を明記すること。

※ 4 随時更新し提出すること。（充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。）

※ 5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式2-4)

応援要請内訳書3 (その他)

年 月 日 時作成

府 県 名		電話番号	
担 当 部 署 名		FAX番号	
担 当 者 名		E-mail	

番号	内 容	要請元等	期 間	その他	連絡先 〔 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail 〕
1	記入例 避難者の受入れ (避難者数約300名)	〇〇市	H00.00.00～ (1か月程度)	移動用バスは被災 府県で確保可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
2	傷病者の受入れ (傷病者1名)	〇〇病院 (〇〇市〇〇)	H00.00.00～ (終期末定)	〇〇疾患 〇〇市の救急車に て搬送予定	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
3	遺体の火葬 (遺体100体)	〇〇町	H00.00.00～	搬送手段は被災府 県で確保可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp
4	災害廃棄物の処理 (可燃物10万トン)	〇〇市	H00.00.00～		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp

※1 可能な限り内容を明記すること。

※2 随時更新し提出すること。(既済の案件は削除し、未済の案件のみ記載すること。)

※3 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式 3-1)

第 年 月 日
平成

被応援府県知事及び応援府県知事 へ

関西広域連合長 印

応 援 計 画 書

関西広域応援・受援実施要綱、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定及び関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

(福井県、三重県及び奈良県に通知する場合)

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

(鳥取県に通知する場合)

関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

記

1 被応援府県名及び応援を要請する理由

2 応援の割当て

(通常の場合(カウンターパート方式をとらない場合))

別添の応援計画内訳書 1 (様式 3-2) から応援計画内訳書 3 (様式 3-4) のとおり

(カウンターパート方式をとる場合)

被応援府県名	左記を応援する府県名

※ 被応援府県は、当該被応援府県を応援する府県に、応援要請内訳書 1 (様式 2-2) から応援要請内訳書 3 (様式 2-4) を随時提出すること。

3 添付書類

- ・ 応援要請書の写し
- ・ 応援計画内訳書 1 (様式 3-2) から応援計画内訳書 3 (様式 3-4) (カウンターパート方式をとる場合は添付不要)

4 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail

※ 当該様式は初回のみ発出し、以降は随時、応援計画内訳書 1 (様式 3-2) から応援計画内訳書 3 (様式 3-4) のみを発出すること。

(様式 3－2)

応援計画内訳書 1（職員の派遣）

	組織名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	
被 応 援 府 県						
応 援 計 画 作 成 機 関	関西広域連合					

応援要請（応援要請内訳書 1 を転記）											
番号	職種	活動内容	人員	期間	場 所	交通手段	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	番号	応援府県名	人員	期間
1	土木職	道路災害復旧 事業（設計書 作成等）	5	H00.00.00 ～00.00	〇〇土木事務所 （〇〇市〇〇） ほか ※詳細は右記担当部署と調 整してください。	陸路可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	1-1	〇〇県	2	H00.00.00 ～00.00
								1-2	〇〇府	2	H00.00.00 ～00.00
								1-3	〇〇県	1	H00.00.00 ～00.00

※ 1 可能な限り内容を明記すること。
※ 2 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

様式

(様式 3－3)

応援計画内訳書 2（物資・資機材の提供）

	組織名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応 援 計 画 作 成 機 関	関西広域連合					

応援要請（応援要請内訳書 2 を転記）									応援					
番号	必要時期	品目	規格	数量	単位	場 所	輸送手段	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	番号	応援府県名	発送時期	品目	規格	数量
記入例														
1	H00.00.00 ～未定	食料	※調理が簡単 なもの	30,000	食	〇〇県〇〇市、〇〇町内 ※詳細は右記担当部署と調 整してください。	陸路可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp	1-1	〇〇県	H00.00.00	アルファ化米		15,000
									1-2	〇〇府	H00.00.00	アルファ化米	五目ごはん 100g/袋	10,000
									1-3	〇〇県	H00.00.00	乾パン	100g/缶	5,000

※ 1 可能な限り内容を明記すること。
※ 2 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式3－4)

応援計画内訳書3（その他）

	組織名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応 援 計 画 作 成 機 関	関西広域連合					

応援要請（応援要請内訳書3を転記）						応援計画			
番号	内 容	要請元等	期 間	その他	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	番号	応援府県名	内 容	受入れ先等
1	記入例 避難者の受入れ （避難者数約300名）	〇〇市	H00.00.00～ （1か月程度）	移動用バスは被災 府県で確保可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg. jp	1	〇〇府	避難者の受入れ （避難者数約300名）	〇〇総合体育館 （〇〇市〇〇）
2	傷病者の受入れ （傷病者1名）	〇〇病院 （〇〇市〇〇）	H00.00.00～ （終期末定）	〇〇疾患 〇〇市の救急車に て搬送予定	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg. jp	2	〇〇県	傷病者の受入れ （傷病者1名）	〇〇病院 （〇〇市〇〇）
3	遺体の火葬 （遺体100体）	〇〇町	H00.00.00～	搬送手段は被災府 県で確保可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg. jp	3	〇〇県	遺体の火葬 （遺体100体）	〇〇火葬場 （〇〇市〇〇）
4	災害廃棄物の処理 （可燃物10万トン）	〇〇市	H00.00.00～		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg. jp	4-1	〇〇府	災害廃棄物の処理 （可燃物7万トン）	〇〇処分場 （〇〇市〇〇）
						4-2	〇〇県	災害廃棄物の処理 （可燃物3万トン）	〇〇処分場 （〇〇市〇〇）

※1 可能な限り内容を明記すること。
※2 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式4-1)

応援実績報告書1 (職員の派遣)

(年 月 日現在)

(短期派遣(公務出張による派遣)が中心で派遣内容の変動が多い場合)

派遣先	業務区分	業務内容	派遣元自治体	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	合計
〇〇都道府県内の自治体	①連絡要員	現地支援本部、 現地連絡所等における情報収集・伝達	滋賀県	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
			京都府								
			京都市								
			大阪府								
			大阪市								
			堺市								
			兵庫県								
			神戸市								
			和歌山県								
			徳島県								
			福井県								
			三重県								
			奈良県								
			鳥取県								
			小計								
	②医療対策	医師、看護師、 薬剤師等による 救護所等での医療活動に関する 支援	滋賀県								
			京都府								
			京都市								
			大阪府								
			大阪市								
			堺市								
			兵庫県								
			神戸市								
			和歌山県								
			徳島県								
			福井県								
			三重県								
			奈良県								
			鳥取県								
			小計								
	③避難所運営	避難所の管理・ 運営に関する支援	滋賀県								
			京都府								
			京都市								
			大阪府								
			大阪市								
			堺市								
			兵庫県								
			神戸市								
			和歌山県								
			徳島県								
			福井県								
			三重県								
			奈良県								
			鳥取県								
			小計								
	④物資供給	食料、飲料水、 生活必需品等の 搬送・受入れ等 に関する支援	滋賀県								
			京都府								
			京都市								
			大阪府								
			大阪市								
			堺市								
			兵庫県								
			神戸市								
			和歌山県								
			徳島県								
			福井県								
			三重県								
			奈良県								
			鳥取県								
			小計								
	⑤健康対策	保健師等による 避難所等での被災者の健康管理、 心のケア等に関する支援	滋賀県								
			京都府								
			京都市								
			大阪府								
			大阪市								
			堺市								
			兵庫県								
			神戸市								
			和歌山県								
			徳島県								
			福井県								
			三重県								
			奈良県								
			鳥取県								
			小計								

派遣先	業務区分	業務内容	派遣元自治体	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	合計		
〇〇都道府県内の自治体	⑥住宅対策	建築職員等による被災建築物応急危険度判定、応急仮設住宅の整備、災害公営住宅の整備等に関する支援	滋賀県											
			京都府											
			京都市											
			大阪府											
			大阪市											
			堺市											
			兵庫県											
			神戸市											
			和歌山県											
			徳島県											
			福井県											
			三重県											
			奈良県											
			鳥取県											
			小計											
	⑦公共土木施設等の復旧	土木職員、建築職員等による公共土木施設、農林水産施設、公共建築物等の復旧に関する支援	滋賀県											
			京都府											
			京都市											
			大阪府											
			大阪市											
			堺市											
			兵庫県											
			神戸市											
			和歌山県											
			徳島県											
			福井県											
			三重県											
			奈良県											
			鳥取県											
			小計											
	⑧ライフラインの復旧	土木職員等による水道、下水道の復旧に関する支援	滋賀県											
			京都府											
			京都市											
			大阪府											
			大阪市											
			堺市											
			兵庫県											
			神戸市											
			和歌山県											
			徳島県											
			福井県											
			三重県											
			奈良県											
			鳥取県											
			小計											
	⑨教育対策	教員等による学校教育、児童・生徒の心のケアに関する支援	滋賀県											
京都府														
京都市														
大阪府														
大阪市														
堺市														
兵庫県														
神戸市														
和歌山県														
徳島県														
福井県														
三重県														
奈良県														
鳥取県														
小計														
⑩その他	家屋被害調査、罹災証明発行等の市町村業務、ボランティアの受入れ、し尿処理、動物愛護、文化財修復、災害対策本部業務等、上記以外の支援	滋賀県												
		京都府												
		京都市												
		大阪府												
		大阪市												
		堺市												
		兵庫県												
		神戸市												
		和歌山県												
		徳島県												
		福井県												
		三重県												
		奈良県												
		鳥取県												
		小計												
合計														

※業務区分は被害状況により適宜修正するものとする。

(中長期派遣（地方自治法第252条の17に基づく派遣等）が中心で派遣内容の変動が少ない場合）

派遣先	派遣元自治体名	派遣先自治体名	期間		職種	業務内容	人数	延べ人数
〇〇都 道府県 内の自 治体	滋賀県	〇〇県	〇〇.〇.〇～〇〇.〇.〇	〇月	〇〇職	〇〇の復旧に関する業務	〇人	〇人・日
		小 計						
	京都府							
		小 計						
	京都市							
		小 計						
	大阪府							
		小 計						
	大阪市							
		小 計						
	堺市							
		小 計						
	兵庫県							
		小 計						
	神戸市							
		小 計						
	和歌山県							
		小 計						
	徳島県							
		小 計						
	福井県							
		小 計						
	三重県							
		小 計						
	奈良県							
		小 計						
	鳥取県							
		小 計						
	職種別合計				〇〇職	〇〇の復旧に関する業務	〇人	〇人・日
		合 計						

(様式4-2)

応援実績報告書2(物資・資機材の提供)

(年 月 日現在・累計)

供給先	区分	品目	単位	備考・調達の経	滋賀県	京都府	京都市	大阪府	大阪市	堺市	兵庫県	神戸市	和歌山県	徳島県	福井県	三重県	奈良県	鳥取県	合計
〇〇都道府県内の自治体	①食料	a アルファ化米	食	備蓄															
				調達															
				合計															
		b 乾パン	食	備蓄															
				調達															
				合計															
		c 即席麺	食	備蓄															
				調達															
				合計															
		d 缶詰	缶	備蓄															
				調達															
				合計															
		e レトルト食品	食	備蓄															
				調達															
				合計															
		f パン	食	備蓄															
				調達															
				合計															
		g 育児用調製粉乳	缶	備蓄															
				調達															
				合計															
		h 離乳食	食	備蓄															
				調達															
				合計															
		i その他	食	備蓄															
				調達															
				合計															
	②飲料	a 飲料水	本	備蓄															
				調達															
				合計															
		b その他	本	備蓄															
				調達															
				合計															
	③生活必需品	a 毛布	枚	備蓄															
				調達															
				合計															
		b トイレットペーパー	個	備蓄															
				調達															
				合計															
		c 簡易トイレ(テント付き)	台	備蓄															
				調達															
				合計															
		d 簡易トイレ(テントなし)	台	備蓄															
				調達															
				合計															
		e 小児用おむつ	枚	備蓄															
				調達															
				合計															
		f 大人用おむつ	枚	備蓄															
				調達															
				合計															
		g 生理用品	枚	備蓄															
				調達															
				合計															
		h マスク	枚	備蓄															
				調達															
				合計															
		i 医薬品	箱	備蓄															
				調達															
				合計															
		j ほ乳瓶	本	備蓄															
				調達															
				合計															
		k 飲料水用ポリタンク	個	備蓄															
				調達															
				合計															
		l 飲料水用ポリ袋	袋	備蓄															
				調達															
				合計															
	④その他	a 燃料	リットル	備蓄															
				調達															
				合計															
		b ブルーシート	枚	備蓄															
				調達															
				合計															
		c 土嚢袋	袋	備蓄															
				調達															
				合計															

※品目は供給状況により適宜修正するものとする。

(様式4-3)

応援実績報告書3（避難者等の受入れ）

（ 年 月 日現在）

避難元 都道府県名	避難先 府県市名	避難者数					転入学数 (小・中・高校)
			公営・公社住宅等	府県市職員住宅等	その他		
	滋賀県	人	世帯	人	世帯	人	人
	京都府	人	世帯	人	世帯	人	人
	京都市	人	世帯	人	世帯	人	人
	大阪府	人	世帯	人	世帯	人	人
	大阪市	人	世帯	人	世帯	人	人
	堺市	人	世帯	人	世帯	人	人
	兵庫県	人	世帯	人	世帯	人	人
	神戸市	人	世帯	人	世帯	人	人
	和歌山県	人	世帯	人	世帯	人	人
	徳島県	人	世帯	人	世帯	人	人
	福井県	人	世帯	人	世帯	人	人
	三重県	人	世帯	人	世帯	人	人
	奈良県	人	世帯	人	世帯	人	人
	鳥取県	人	世帯	人	世帯	人	人
	合計	人	世帯	人	世帯	人	人

※各府県市で把握している数値を計上。

(様式5)

関西広域連合構成団体・連携県記者クラブ配布			
資 料 提 供			
年月日	発表者	問合せ先	
		電話番号	担当者

(災 害 等 の 名 称) に つ い て

1 災害等の概要

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所（震源地、震源の深さ 等）
- (3) その他（規模、各地の震度、津波の状況 等）

2 被害状況等

区分	団体名	被 害 状 況								避難状況			
		人的被害			住家被害					勧告による避難 避難指示・避難		自主避難	
		死者（人）	行方不明者（人）	負傷者（人）	全壊（棟）	半壊（棟）	一部破損（棟）	床上浸水（棟）	床下浸水（棟）				
										（世帯）	（人）	（世帯）	（人）
関西広域連合 構成団体	滋賀県												
	京都府												
	京都市												
	大阪府												
	大阪市												
	堺市												
	兵庫県												
	神戸市												
	和歌山県												
	徳島県												
連携県	福井県												
	三重県												
	奈良県												
	鳥取県												
合計													

※ 関西圏域外における災害等の場合は、1 及び 2 を省略する。

3 関西広域連合、構成団体及び連携県の主な対応

○月○日
○月○日

4 被災地応援状況

(1) 構成団体及び連携県の職員派遣状況

(短期派遣(公務出張による派遣)が中心で派遣内容の変動が多い場合)

(年 月 日現在)

業 務	派 遣 先			合 計
	〇〇都道府県内の自治体	〇〇都道府県内の自治体	〇〇都道府県内の自治体	
①連絡要員 (事務職員の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
②医療対策 (医師、看護師等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
③避難所運営 (事務職員の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
④物資供給 (事務職員の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑤健康対策 (保健師等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑥住宅対策 (建築職員等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑦公共土木施設等の復旧 (土木職員、建築職員等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑧ライフラインの復旧 (土木職員等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑨教育対策 (教員等の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
⑩その他 (事務職員の派遣)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)
合 計	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)	人 (延べ 人・日)

※構成政令市以外の市町村職員の人数は含んでいない。

(中長期派遣(地方自治法第252条の17に基づく派遣等)が中心で派遣内容の変動が少ない場合)

(年 月 日現在)

職 種	派 遣 先			合 計
	〇〇都道府県内の自治体	〇〇都道府県内の自治体	〇〇都道府県内の自治体	
〇〇〇〇 (〇〇〇〇〇〇施設の復旧)	〇 人	〇 人	〇 人	〇 人
	人	人	人	人
	人	人	人	人
	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

派遣人数の累計

〇 人・日
(100未満切捨)

※構成政令市以外の市町村職員の人数は含んでいない。

(2) 構成団体及び連携県の物資供給状況(主なもの)

(年 月 日現在・累計)

品目		供 給 先			合計
		〇〇都道府県内の自治体	〇〇都道府県内の自治体	〇〇都道府県内の自治体	
①食料	a アルファ化米	食	食	食	食
	b 乾パン	食	食	食	食
	c 即席麺	食	食	食	食
	d 缶詰	缶	缶	缶	缶
	e レトルト食品	食	食	食	食
	f パン	食	食	食	食
	g 育児用調整粉乳	缶	缶	缶	缶
	h 離乳食	食	食	食	食
	i その他	食	食	食	食
②飲料	a 飲料水	本	本	本	本
	b その他	本	本	本	本
③生活必需品	a 毛布	枚	枚	枚	枚
	b トイレトペーパー	個	個	個	個
	c 簡易トイレ(テント付き)	台	台	台	台
	d 簡易トイレ(テントなし)	台	台	台	台
	e 小児用おむつ	枚	枚	枚	枚
	f 大人用おむつ	枚	枚	枚	枚
	g 生理用品	枚	枚	枚	枚
	h マスク	枚	枚	枚	枚
	i 医薬品	箱	箱	箱	箱
	j ほ乳瓶	本	本	本	本
	k 飲料水用ポリタンク	個	個	個	個
	l 飲料水用ポリ袋	袋	袋	袋	袋
④その他	a 燃料	リットル	リットル	リットル	リットル
	b ブルーシート	枚	枚	枚	枚
	c 土嚢袋	袋	袋	袋	袋

※構成団体及び連携県を通じて供給した企業等からの寄付物資を含む。

(3) 都道府県外避難の状況

(年 月 日現在)

避難元 避難先		〇〇都道府県	〇〇都道府県	〇〇都道府県	合計
関西広域連合 構成団体	滋賀県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	京都府	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	京都市	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	大阪府	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	大阪市	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	堺市	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	兵庫県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	神戸市	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	和歌山県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	徳島県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
連携県	福井県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	三重県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	奈良県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	鳥取県	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人
	合計	世帯 人	世帯 人	世帯 人	世帯 人

※各府県市が把握している数値を計上した。